

大井町地域防災計画

令和5年3月

大井町防災会議

目次

第1編 総則

第1章 計画の概要	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の構成と内容	4
第4節 計画の運用	6
第2章 計画の考え方	7
第1節 計画の基本理念	7
第2節 計画の基本目標	8
第3章 町の状況と災害	10
第1節 自然条件	10
第2節 社会条件	13
第3節 災害の状況	17
第4節 被害想定	22
第4章 計画の推進主体と役割	38
第1節 町及び関係機関の役割	38
第2節 町民等の役割	47

第2編 地震災害対策計画

第1部 災害予防計画

第1章 計画の考え方	51
第1節 計画の目標	51
第2節 計画の体制	52
第2章 都市の安全性の向上	55
第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進	55
第2節 防災空間の確保	57
第3節 道路・橋りょう、鉄道施設の安全対策	58
第4節 崖崩れ対策等の推進	60
第5節 ライフライン施設の安全対策	62
第6節 液状化対策	64
第7節 危険物等施設の安全対策	65
第8節 建築物等の安全確保	66
第3章 災害時応急活動事前対策	68
第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充	68
第2節 災害対策本部等組織体制の拡充	70

第3節	救助・救急、消火体制の充実	73
第4節	救助・警備体制の充実	76
第5節	避難対策	77
第6節	帰宅困難者対策	81
第7節	要配慮者等に対する対策	83
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	86
第9節	医療・救護・防疫対策	89
第10節	文教対策	91
第11節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	93
第12節	建築物等対策（危険度判定・応急修理）	95
第13節	ライフラインの応急復旧対策	96
第14節	災害廃棄物等の処理対策	98
第15節	広域応援・受援体制の拡充	100
第16節	町民の自主防災組織の拡充・強化	102
第17節	災害救援ボランティア活動の充実強化	104
第18節	町民に対する防災知識の普及	105
第19節	防災訓練の実施	108
第20節	災害救助実施体制の充実	110
第2部 応急対策計画		
第1章	応急活動体制	111
第1節	町の活動体制	111
第2節	防災関係機関の活動体制	122
第3節	応援要請・協力	123
第2章	応急対策活動	130
第1節	災害（気象）情報の収集・伝達	130
第2節	災害情報の広報	137
第3節	救助・救急、消火活動	141
第4節	医療・救護活動	145
第5節	避難対策	148
第6節	防疫・保健衛生活動	161
第7節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋火葬等	164
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	166
第9節	文教対策	171
第10節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	175
第11節	警備・救助対策	180
第12節	ライフラインの応急復旧活動	182
第13節	災害廃棄物等の処理対策	186
第14節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	189

第15節	災害救援ボランティアの支援活動	191
第16節	災害救助法の適用	193
第17節	二次災害防止対策	196
第18節	要配慮者に対する対策	199
第19節	義援金品の受付・配分	201
第20節	農業対策	203
第3部 災害復旧・復興計画		
第1節	激甚災害の指定	204
第2節	災害復興の基本方針の策定	206
第3節	市街地の復興	209
第4節	公共施設の災害復旧	211
第5節	被災者の生活再建支援	212
第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第1節	基本方針	218
第2節	南海トラフ地震に関する情報	219
第3節	防災対応	222
第3編 風水害対策計画		
第1部 災害予防計画		
第1章	計画の考え方	229
第1節	計画の目標	229
第2節	計画の体制	229
第2章	災害に強いまちづくり	230
第1節	計画的な土地利用と市街地整備の推進	230
第2節	治水対策	230
第3節	河川改修	231
第4節	下水道整備	232
第5節	水害予防施設の維持補修	232
第6節	土砂災害対策	233
第7節	建築物等の安全確保	233
第8節	ライフライン施設の安全対策	233
第3章	災害時応急活動事前対策	234
第1節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	234
第2節	災害対策本部等組織体制の拡充	234
第3節	救助・救急、消火体制の充実	235
第4節	救助・警備体制の充実	235
第5節	避難対策	235
第6節	帰宅困難者対策	237

第7節	要配慮者等に対する対策	238
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	240
第9節	医療・救護・防疫対策	240
第10節	文教対策	240
第11節	緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策	240
第12節	ライフラインの応急復旧対策	241
第13節	災害廃棄物等の処理対策	241
第14節	広域応援体制の拡充	241
第15節	町民の自主防災組織の拡充・強化	241
第16節	災害救援ボランティア活動の充実強化	241
第17節	町民に対する防災知識の普及	241
第18節	防災訓練の実施	242
第19節	災害救助実施体制の充実	242
第2部 応急対策計画		
第1章	応急活動体制	243
第1節	町の活動体制	243
第2節	防災関係機関の活動体制	244
第3節	応援要請・協力	244
第2章	応急対策活動	245
第1節	災害発生直前の対策	245
第2節	災害（気象）情報の収集・伝達	253
第3節	災害情報の広報	253
第4節	水防対策	253
第5節	避難活動	258
第6節	災害の拡大防止と二次災害防止対策	263
第7節	救助・救急・消火活動	263
第8節	医療・救護活動	264
第9節	防疫・保健衛生活動	264
第10節	行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋火葬等	264
第11節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	264
第12節	文教対策	264
第13節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	264
第14節	警備・救助対策	265
第15節	ライフラインの応急復旧活動	265
第16節	災害廃棄物等の処理対策	265
第17節	被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動	265
第18節	災害救援ボランティア等の支援活動	265
第19節	災害救助法の適用	265

第20節 要配慮者に対する対策	266
第21節 義援金品の受付・配分	266
第22節 農業対策	266
第3部 災害復旧・復興計画	
第1節 激甚災害の指定	267
第2節 災害復興の基本方針の策定	267
第3節 市街地の復興	267
第4節 公共施設の災害復旧	267
第5節 被災者の生活への支援	267
第4編 特殊災害対策計画	
第1章 計画の概要	271
第1節 計画の目的	271
第2節 計画の構成	271
第2章 自然災害対策	272
第1節 火山災害対策	272
第2節 林野火災対策	279
第3節 雪害対策	281
第4節 ダム被害対策	284
第3章 大規模事故対策	286
第1節 大規模火災対策	286
第2節 鉄道事故対策	288
第3節 大規模自動車事故対策	290
第4節 航空機墜落事故対策	292
第4章 危険物等災害対策	294
第1節 危険物等災害対策	294
第2節 原子力事故対策	297

第1編 総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、大井町防災会議が作成する計画で、大井町の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する対策全般を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強いまちづくりを進めるとともに、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 資料1-1 大井町防災会議条例
- 資料1-2 大井町防災会議運営要綱
- 資料1-3 大井町防災会議委員名簿

【計画の見直しに当たって】

近年においては、想定外の自然災害が発生しており、平成30年の北海道胆振東部地震におけるブラックアウト、令和元年房総半島台風や令和2年7月豪雨等による浸水被害など住民の生活に大きな影響が発生する被害が多発している。

国においては、近年頻繁に発生している想定外の自然災害への対応として、毎年のように災害対策基本法を一部改正し、防災基本計画についても、新型コロナウイルス感染症を踏まえた修正や避難行動要支援者への対策強化、避難情報が避難指示に一本化されるなどの対策の充実が図られている。さらに、国土強靱化基本計画が平成30年に変更され、より一層の防災・減災、国土強靱化への取り組みが進んでいる。

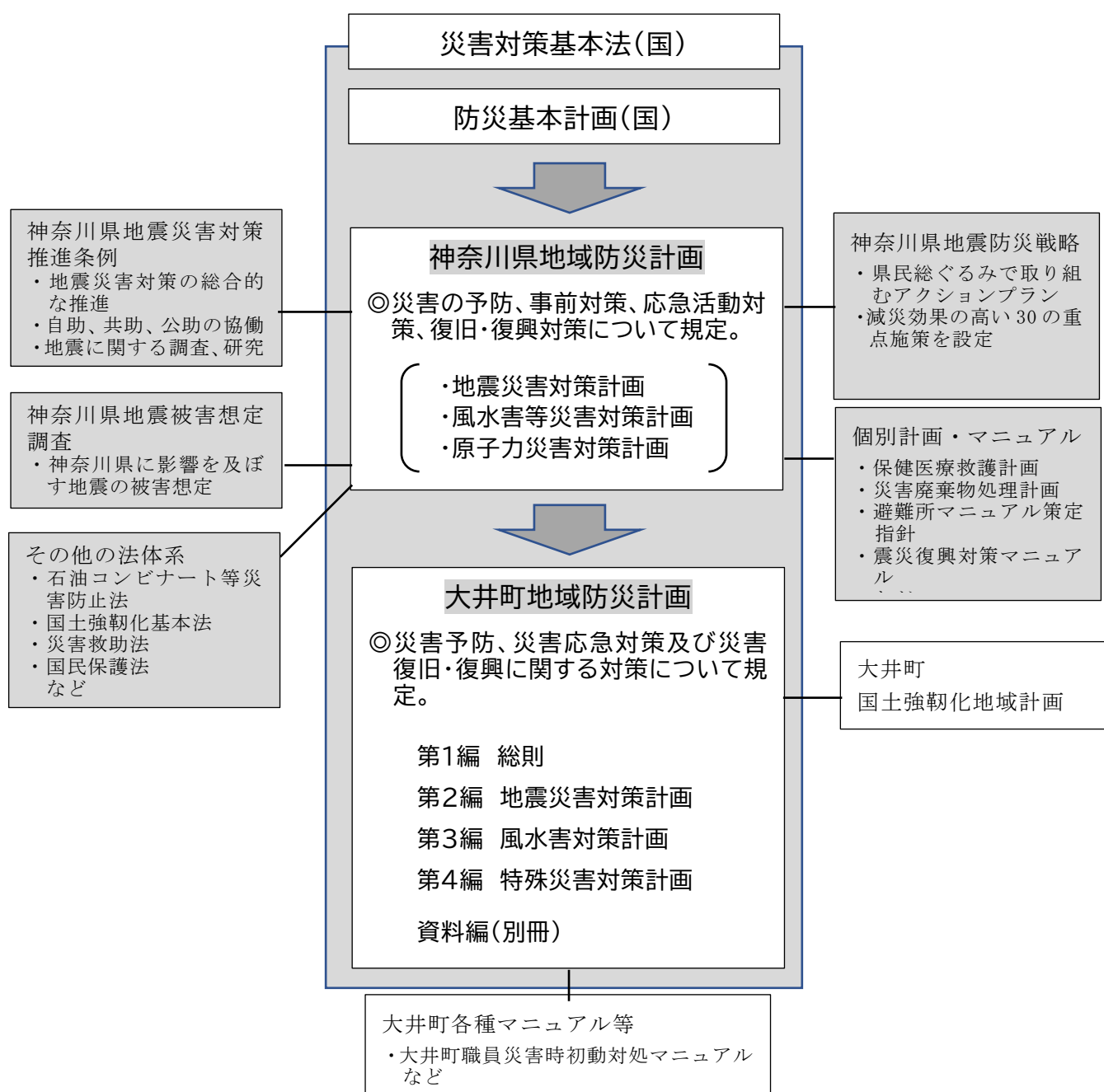
県においては、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）が令和4年3月に修正されるとともに、神奈川県地震防災戦略（平成28年度～令和6年度）により戦略的な防災・減災対策が取り組まれている。また、同様に神奈川県地域防災計画（風水害等対策計画）が令和4年3月に修正されるとともに、神奈川県水防災戦略により「水害からの逃げ遅れゼロ」、「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」を戦略目標として、台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策が強化されている。

本町においても、これらの国・県の対応等を踏まえ、南海トラフ巨大地震や首都直下地震への対応や、近年増加する豪雨や巨大化する台風による災害にも対応したさらなる減災に向けた取り組みを進めていくため、計画を修正するものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策を推進するための基本となるものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、神奈川県地域防災計画や「つなごう!大井未来計画～大井町第6次総合計画～」など、関連する他の諸計画との整合を図り策定するものである。

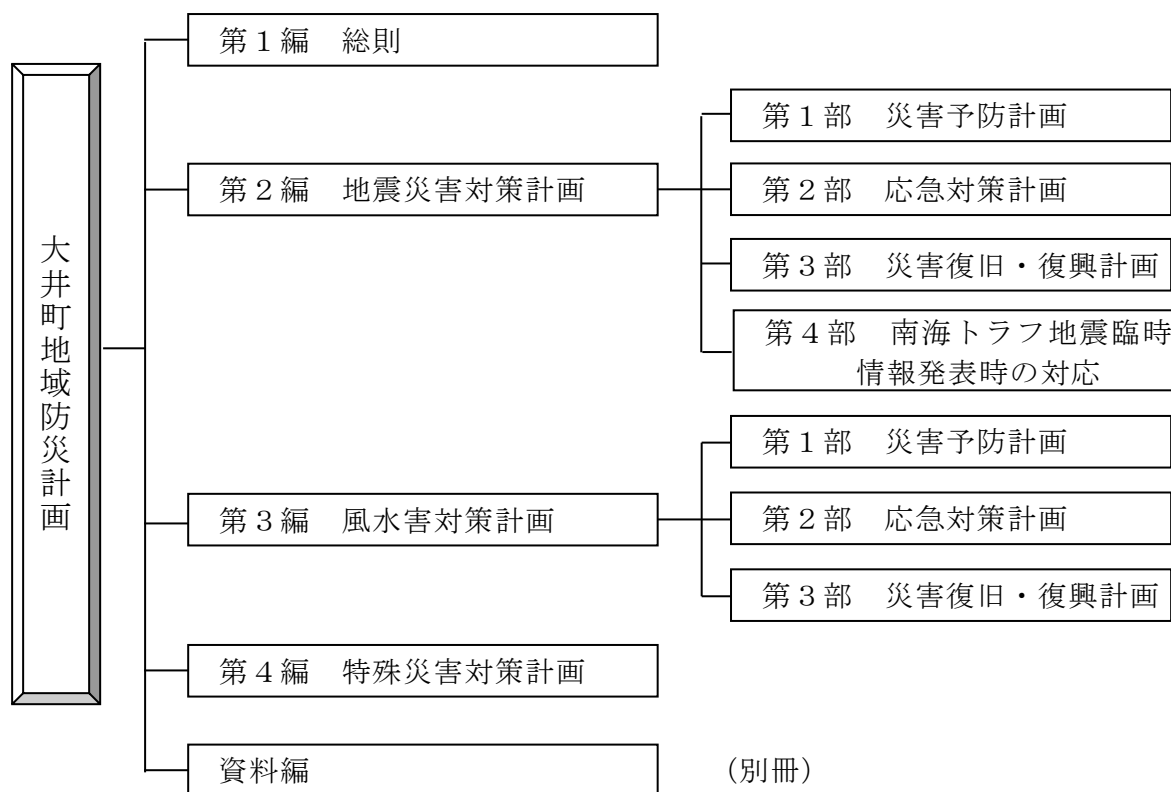
また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本計画の第2編 地震災害対策計画に含まれることから、第2編 地震災害対策計画はこれら2つの計画を兼ねるものとする。



第3節 計画の構成と内容

この計画の構成と内容は以下のとおりとなっている。

[計画の構成]



[計画の内容]

第1編 総則	計画の目的と性格、構成、また、計画をどのように運営していくかを定めている。
第2編 地震災害対策計画	突発的に発生する地震に対する計画であり、地震による被害を最小限に抑えるための予防計画、地震が発生したときの応急対策計画、被災後の復旧・復興計画について定めている。
第3編 風水害対策計画	風水害については、気象予報技術の発達によりある程度発生予測が可能であるため、風水害に必要な独自の対策について定めている。
第4編 特殊災害対策計画	地震、風水害以外の自然災害、突発的な大規模事故、原子力災害等に関する対策を定めている。
資料編	第1編～第4編に関係する資料や様式等の取りまとめ及び東海地震に関する事前対策計画を掲載している。

第4節 計画の運用

1 計画の見直し

この計画は、災害に対する迅速で的確な対応ができるよう、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、災害教訓や防災訓練等によって明らかになった課題、他自治体における取り組み等を参考に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正することとする。

2 計画の習熟

町及び防災関係機関の担当職員は、災害予防の対策、災害発生時の応急活動、災害発生後の復旧活動を円滑に行えるよう、平常時から本計画の内容を習熟するよう努めるとともに、防災訓練等において、本計画に即した活動が行えるかどうか点検及び検証を行う。

また、災害が発生したときに、各機関等が連携した的確な活動が行えるよう、具体的な活動内容を盛り込んだ防災マニュアル等を作成するものとする。

第2章 計画の考え方

第1節 計画の基本理念

災害に強い安全なまちをつくるためには、まちの自然環境に沿った土地利用や施設整備など防災に配慮したまちの骨格をつくとともに、「自分の身は自分で守る」という自助の意識と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の意識のもと、町、防災関係機関はもとより、全ての町民等の協働による災害に強い地域社会をつくり、災害による被害の減災を図ることが重要となっている。

このため、本計画を進めていく上での基本理念を次のように定める。

「“みんなでつなぐ 大井の未来”を基本とした
みんなで取り組む安全・安心なまちづくり」の推進

第2節 計画の基本目標

「みんなでつなぐ 大井の未来」を基本としたみんなで取り組む安全・安心なまちづくりのため、次の基本目標を定める。

1 「自助」・「共助」・「公助」による防災コミュニティ

近年の地域防災計画では、町民、自主防災組織、企業、地域団体等の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携した災害に強いコミュニティづくりを図るとともに、行政において実効性のある防災対策を推進することが求められている。

災害に強いまちをつくるためには、全ての町民が「自らの身は自らで守る」・「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助」・「共助」の意識を持ち、協力して活動することが必須となっており、災害や防災・減災対策に関する知識の普及を図るとともに、日頃から地域のつながりを密にし、各地域における防災活動が活発に行われるよう促進し「地域防災体制」の充実を図る。

また、平常時から協議等により災害時の応急対策等の手順を明確化するなど町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、町、防災関係機関等においては、防災・減災に向けた災害予防対策を推進し、災害が発生したときには的確・迅速な活動が行えるよう、日頃から各自の任務を熟知し、緊密な連携を確保することで、円滑な防災活動を行えるよう努める。

2 安心できる体制づくり

いつ、どこで、どんな災害、事故が発生しても的確な対応が図られるよう、町、県、関係機関等がそれぞれの役割に応じた応急対策に早急に取りかけられる体制や、県・他市町村間の相互応援体制等の充実を図る。また、災害の発生に備え、防災備蓄倉庫を中心とした受援機能の強化を進め、食料・生活用品・資機材などの備蓄の充実に努めるとともに、各種応援協定等による支援の確保と受援体制の整備を図る。

さらに、迅速な初動体制を確保するため、避難指示等の基準の明確化、飲料水・食料供給や医療体制の確保などの対策の充実、県を始めとする関係機関との情報の授受や伝達体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産褥婦等要配慮者に対する災害時の安全確保、避難行動や避難生活の支援体制の強化を推進するなど、救援物資や人的支援の充実に向けた取り組みを進める。

3 将来にわたる災害に強いまちづくり

新たな土地の改変が必要なときにはできる限り自然の環境を損なわず、災害リスクを考慮した適切な開発指導を図るとともに、中長期的な計画により、公共施設の耐震化・不燃化や関係機関との連携によるライフライン機能の強化、火災の延焼防止のため公園・緑地などの確保、河川改修など安全対策に係る社会基盤の整備など、災害に強いまちの骨格づくりと減災対策に取り組み、「みんなでつなぐ大井の未来」の実現に向けて進めていく。

また、ハザードマップ等の活用による危険区域の告知等や、建物倒壊等による被害を少なくするため、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事などの促進に努め、まち全体の強固化と減災対策を推進する。

第3章 町の状況と災害

第1節 自然条件

1 位置及び面積

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部に位置し、南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町に、北は松田町と秦野市に、東は中井町にそれぞれ接しており、横浜市から約50km、東京都心からは約70kmの距離にある。

町の広さは、東西5.62km、南北5.18km、総面積14.38km²を有している。

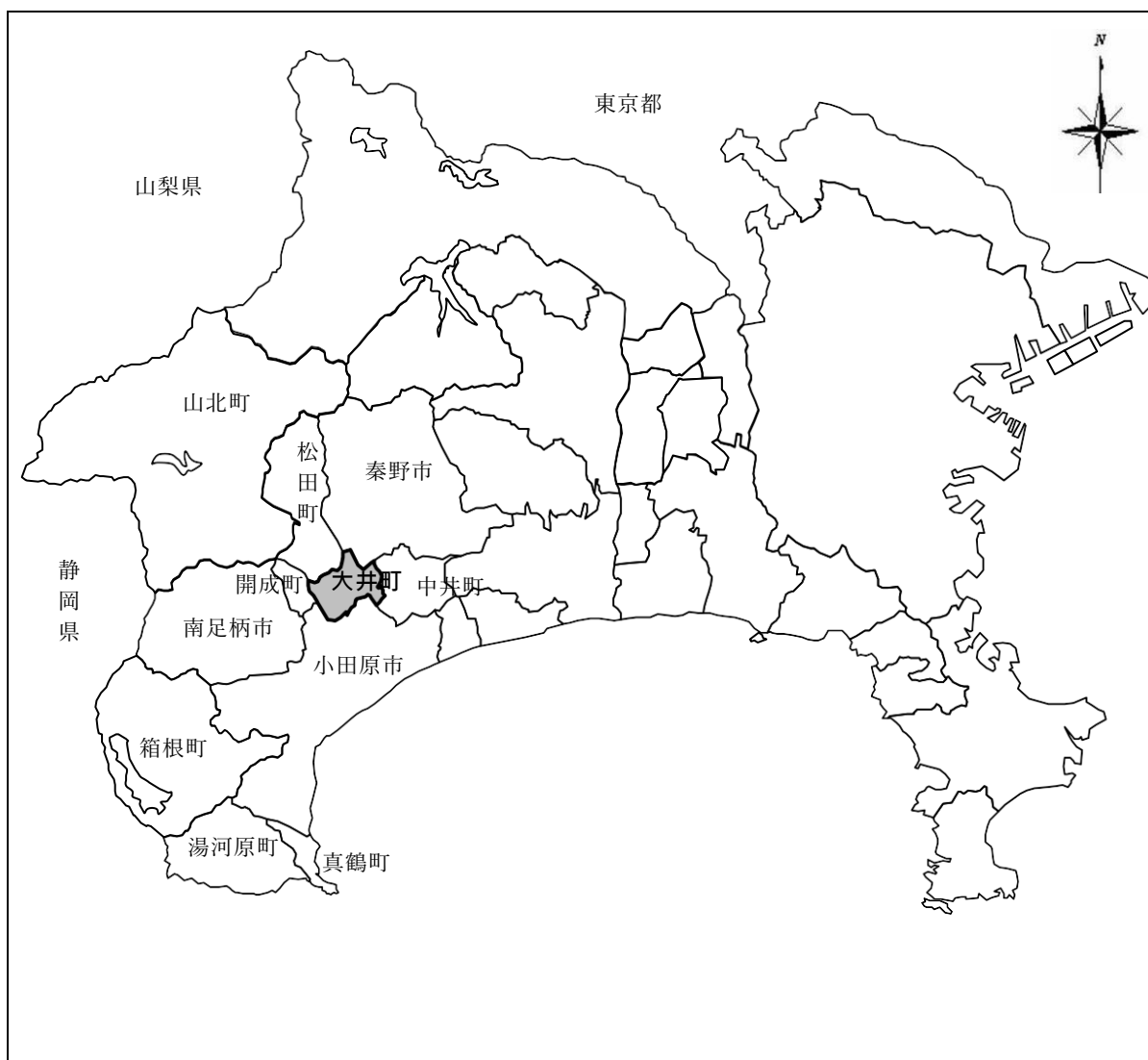
◇町役場所在地…神奈川県足柄上郡大井町金子1995番地

東経 139° 9′ 37″

北緯 35° 19′ 25″

海拔 36.48m

■ 位置図

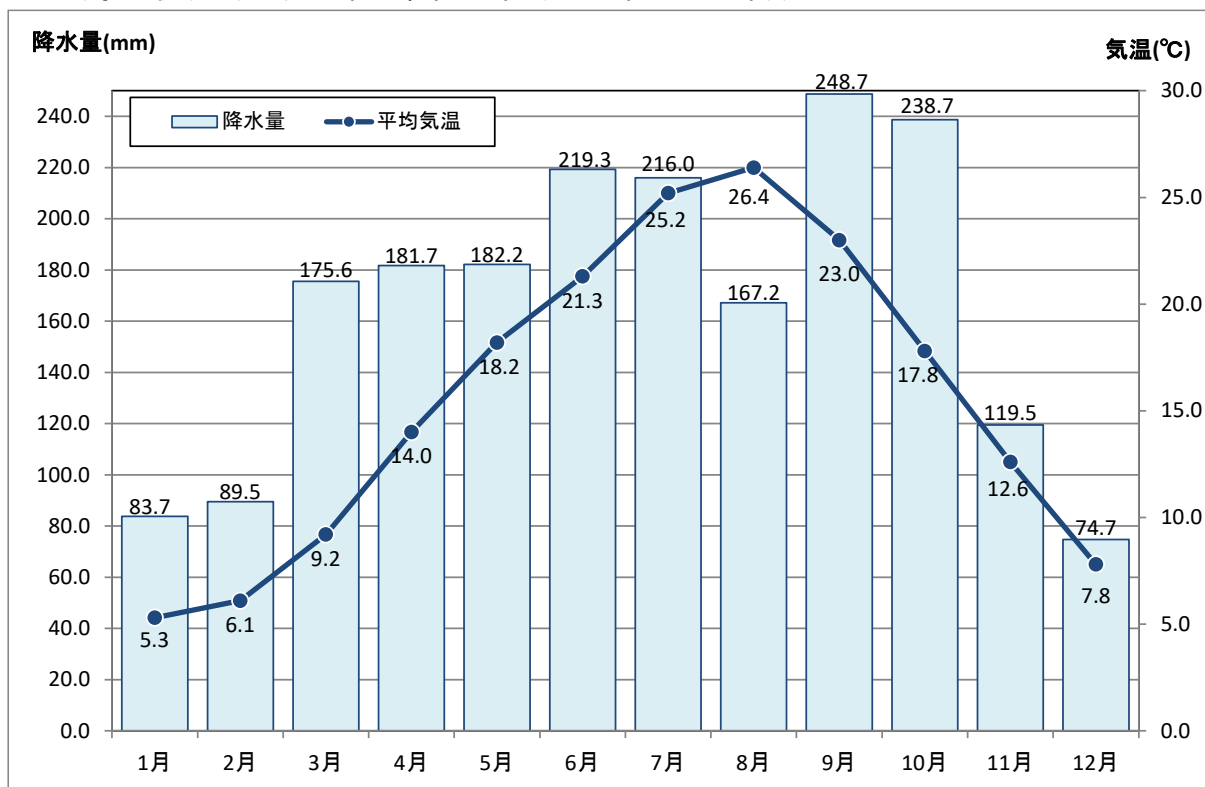


資料：令和3年度統計要覧

2 気象

本町は、冬季においても寒冷な北風はほぼ防がれ、年間を通して寒暖の差が少なく、地域全体が良好な気象条件に恵まれており、平成3年から令和2年(1991年－2020年)における年間平均気温は15.6℃、年間降水量は1,996.5mmとなっている。

■ 気象の状況（平成3年－令和2年（1991年－2020年））



資料：気象庁（小田原地点 平年値）

町内における、令和3年中における気象警報・注意報のうち、気象警報は4回（内訳は大雨2回、洪水2回）、注意報は148回である。

3 地形

本町は、西部が開けて平地をなし、東部は丘陵が起伏している。また、北は松田町を経て丹沢山塊に、西は酒匂川を隔てて箱根連山に取り囲まれ、東は大磯丘陵を背後に受け、南は小田原市を経て相模湾に達している。

4 地質

地質は、大別して丘陵地帯の北部が第三紀層から、平坦水田地帯及び丘陵地帯の南部は第四紀層からなっている。

丘陵地帯は、北部が第三紀層で足柄層下部からなり、篠窪の一部に御坂層下部からなっているところがある。第四紀層は平坦水田地帯が沖積層からなり、丘陵地帯の南部は二宮累層上部で上大井及び山田の一部が二宮累層下部からなっている。

丘陵地帯においては、大雨の際に土石流や斜面崩壊の発生、強震により斜面崩壊が発生する可能性がある。また、平坦地においては、強震により、揺れの増幅や液状化の可能性もある。

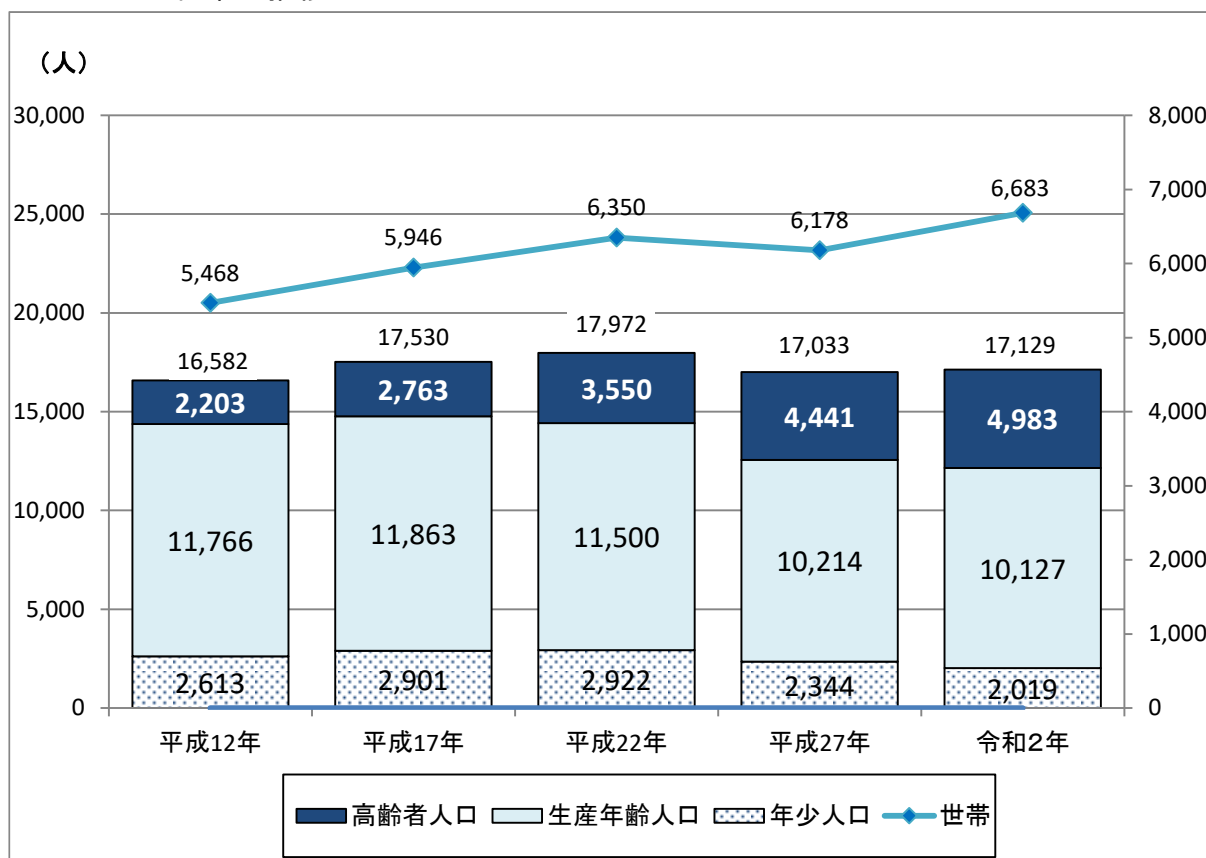
第2節 社会条件

1 人口・世帯

総人口は平成22年までは増加傾向で推移していたが、その後減少し令和2年で17,129人となっている。

世帯数は増加傾向で推移し、令和2年で6,683世帯、1世帯あたり人員は2.56人と減少しており、核家族や単身世帯の増加により、災害時においては、特に一人暮らしの高齢者などの安全対策の向上を図る必要がある。

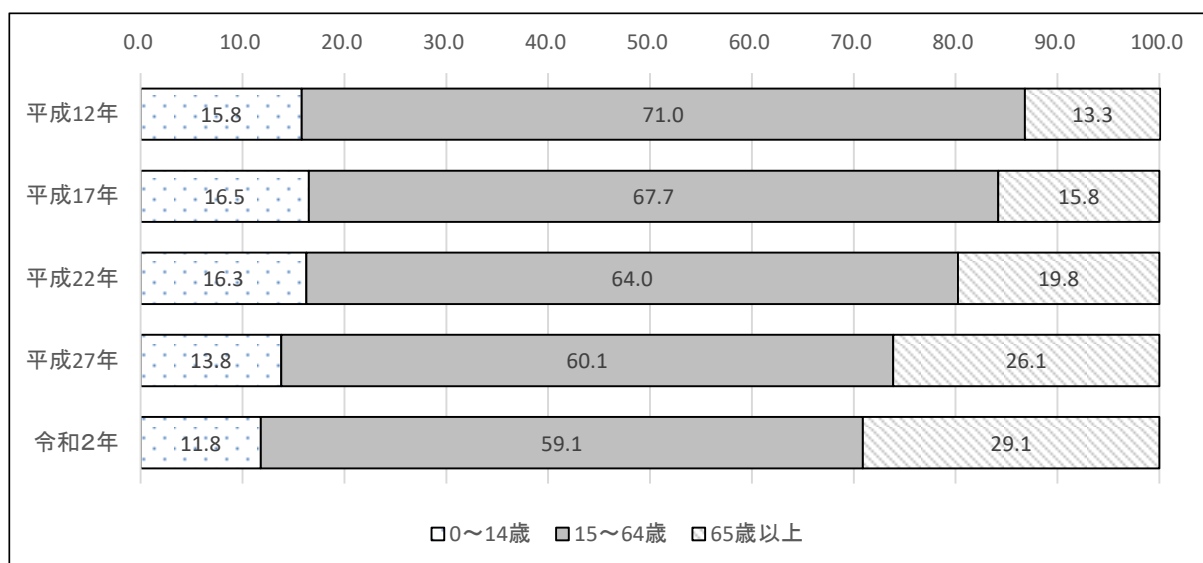
■ 人口・世帯の推移



資料：国勢調査

人口の年齢構成については、年少人口（0～14歳）は平成22年以降、減少傾向で推移し、反対に高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移している。令和2年では0～14歳が11.8%、65歳以上（高齢化率）が29.1%、生産年齢人口（15～64歳）が59.1%となり、少子高齢化が進行している。

■ 年齢3区分別人口構成の推移（各年10月1日）



資料：国勢調査

2 就業・就学

就業・就学先については、令和2年の国勢調査では流出人口は6,279人となり、人口の約37%は、日中、町外で就業・就学しており、一方、流入人口は3,837人となり、人口の約22%に相当する人が、日中、来町し、就業・就学している。昼夜間人口比率は85.7となり、町外で就業・就学している人口が多いことから、災害時には、町外に行っている人、町外から町に来ている人といった、いわゆる帰宅困難者対策を図る必要がある。

3 土地利用

土地利用の状況は、山林・農地がそれぞれ約3割弱、これに河川・水路・水面を加えると、全体の約6割強が自然的土地利用となっている。一方、都市的土地利用では住宅用地等が全体の約1割強となっている。

町全域が都市計画区域に指定され、市街化区域348ha（全体の24.2%）、市街化調整区域が1,090ha（全体の75.8%）となっている。市街化区域の中の用途地域は、第一種中高層住居専用地域など住居系の用途が多くなっている。

■ 土地利用の状況（都市計画）

区 分		面積 (ha)	構成比	
自然的土地利用	農地	田	87.5	6.08%
		畑	293.6	20.42%
		耕作放棄地	0	0.00%
	山林		402.3	27.98%
	河川・水路・水面		18.9	1.31%
	荒地・河川敷		99.8	6.94%
	小計		902.1	62.73%
都市的土地利用	住宅用地等		193.1	13.43%
	商業用地等		67.4	4.69%
	工業用地		14.6	1.02%
	公共用地等		42	2.92%
	運輸施設用地		21.5	1.50%
	交通用地	道路	138.8	9.65%
		鉄道	5.6	0.39%
	空地	公共空地	5.6	0.39%
		その他	47.5	3.30%
小計		536.9	37.28%	
総面積		1,438.0	100.00%	

資料：都市整備課（令和4年度都市計画基礎調査）

4 道路・交通

道路交通は、東名高速道路が東西に走り、町内には大井松田インターチェンジがある。また、国道1路線、県道6路線、町道369路線が整備されている。

鉄道はJR御殿場線が南北に通る、町内には相模金子駅、上大井駅の2駅がある。

5 家屋の状況

木造家屋は6,292棟（床面積 687,380㎡）、木造以外の家屋は1,373棟（床面積 525,750㎡）となっている。

6 公園の状況

都市計画公園2公園、都市公園3公園、その他公園10公園が整備されている。

7 要配慮者等の状況

令和2年国勢調査では65歳以上高齢者は4,983人、65歳以上の単独世帯は636世帯となっている。

また、身体障害者手帳保持者は503人、精神障害者保健福祉手帳等の保持者は125人、知的障がい者（児）等136人となっている。

なお、要介護・要支援認定者660人のうち要介護3以上の者は267人となっている。

第3節 災害の状況

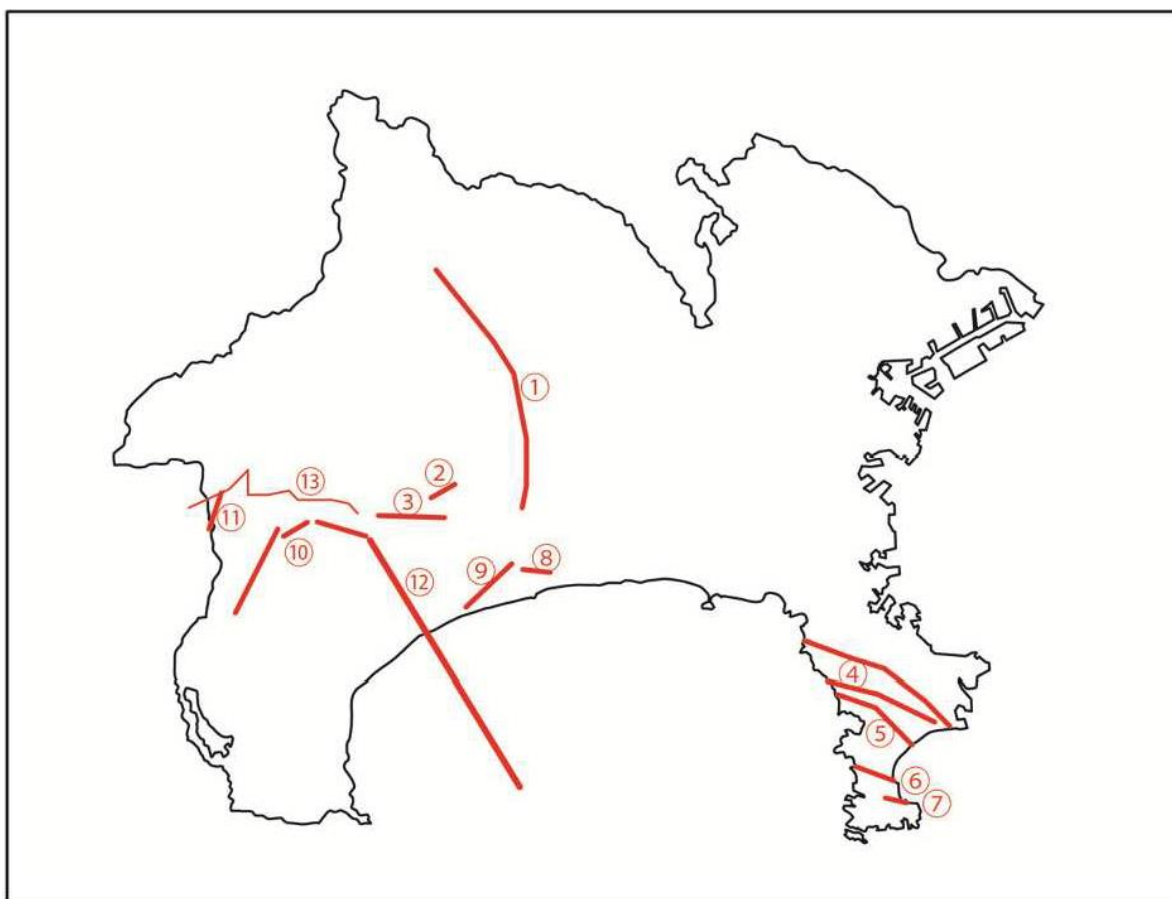
1 地震災害

[活断層]

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれの見える地質の構造で、特に数十万年前以降の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層と言ひ、全国では、陸域内に約2,000本の活断層が存在しており、本町にも「国府津－松田断層帯」が存在し、平成27年4月に公表された、国の地震調査研究推進本部による関東地域の活断層の長期評価では、単独で震源断層となることはないプレート境界からの分岐断層として評価されるようになった。

神奈川県内で確認されている主な活断層による地震の長期評価は次のとおり。

■ 神奈川県内の主な活断層の分布状況 (神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～より抜粋)



※①伊勢原断層、②秦野断層、③渋沢断層、〔三浦半島断層群主部：④衣笠・北武断層帯、⑤武山断層帯〕、〔三浦半島断層群南部：⑥南下浦断層、⑦引橋断層〕、⑧小向断層、⑨生沢断層、⑩平山－松田北断層帯、⑪塩沢断層帯、⑫国府津－松田断層帯、⑬神縄断層

※「神奈川県内の主な活断層 新編日本の活断層（活断層研究会編）」及び地震調査研究推進本部の資料等により作成。

なお、国府津－松田断層帯はプレート境界からの分岐断層と評価されるようになった。また、神縄断層は約50万年前に活動を停止していることから、活断層としては扱わない。

■ 神奈川県内の主な活断層と調査実施状況

断層名（長さ）		調査時期	最新活動時期	再来間隔	調査結果
①伊勢原断層 （約21km）		平成7～ 8年度県 調査	5～18 世紀初頭	4000 ～ 6000 年	マグニチュード7程度の地震が発生すると推定される。その際、東側が西側に対して約2m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。
②秦野断層 （秦野断層： 2.8km、下宿断 層：2.3km、八幡 断層：1.4km、戸 川断層：0.7km、 三屋断層： 0.6km）		平成9～ 10年度 県調査	約1.7万 年前又は それ以降	不明	少なくとも約1.7万年前に又はそれ以降に活動している。ただし、国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
③渋沢断層 （渋沢東断層：5.4km 渋沢西断層： 1.7km）		平成9～ 10年度 県調査	1万年前 以降に活 動した可 能性が高 い	不明	活動時期は明らかではないが、国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
三浦半 島断層 群主部	④衣笠・北 武断層 （14km+海 域）	平成11 ～12年 度県調査	6～7世 紀	1900 ～ 4900 年	少なくともマグニチュードが6.7程度の地震が発生すると推定され、そのときのずれの量は1m程度となる可能性があるが、他のデータをもとに計算により求めると、マグニチュード7.0程度若しくはそれ以上、ずれの量が2m程度若しくはそれ以上となる可能性もある。
	⑤武山断層 帯 （11km+海 域）		2300～ 1900年 前	1600 ～ 1900 年	マグニチュード6.6程度若しくはそれ以上の地震が発生すると推定され、そのときのずれの量は1m程度若しくはそれ以上となる可能性がある。
三浦 半島 断層 群南 部	⑥南下浦断 層 ⑦引橋断層 （6km+海 域）	平成11 ～12年 度県調査	2.6～2.2 万年前	不明	全体が一つの区間として活動すると推定され、その際にはマグニチュード6.1程度若しくはそれ以上の地震が発生すると推定され、そのときのずれの量は0.5m程度若しくはそれ以上となる可能性がある。
⑧小向断層 （約3km）		平成13 ～15年 度県調査	12～13 万年前以 降	不明	次の活動は不明だが、地形的には明瞭な活断層である。
⑨生沢断層 （約5km）		平成13 ～15年 度県調査	不明	不明	次の活動は不明。国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性がある。
⑩平山－松田北断層 帯 （15km）		平成13～ 15年度県 調査、平 成21～23 年度文科 省調査	約2700 年前	4000 ～ 5000 年程 度	平山断層、内川断層、日向断層、丸山断層、松田山麓断層、松田北断層からなる。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性がある。

断層名（長さ）	調査時期	最新活動時期	再来間隔	調査結果
⑪塩沢断層帯 （約15km以上）	平成13～15年度県調査、平成21～23年度文科省調査	不明	800年程度以上	山北町から御殿場市付近に至る断層帯である。本断層帯が一つの区間として活動する場合、マグニチュード6.8程度若しくはそれ以上の地震が発生する可能性がある。
⑫国府津－松田断層帯 （約35km以上） ※プレート境界からの分岐断層として評価されるようになった。	平成13～15年度県調査、平成21～23年度文科省調査	12世紀以後、14世紀前半以前	約800～1300年	国府津－松田断層帯は、大深度反射法弾性波探査の結果からフィリピン海プレートと陸側プレートの沈み込み境界から分岐した断層であると考えられることから、本断層帯が単独で震源断層となることはない。したがっていわゆる活断層としての評価はしない。相模トラフで発生する海溝型地震の数回に1回の割合で活動すると考えられる。

（神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～より抜粋）

[主な地震災害の状況]

これまでの主な地震災害の状況は次のとおり。

■ 関東大震災の被害状況

村名	総戸数	人的被害（人）			住家被害（戸）				学校被害	役場被害
		死者	重傷者	軽傷者	全焼	全壊	半壊	破損		
上中山田組合	351戸	12	—	2	—	136	201	10	半壊	半壊
曾我村	480戸	43	—	—	2	383	46	30	全壊	全壊
金田村	317戸	13	—	2	1	112	182	10	半壊	半壊

◇ 大正震災誌 第9足柄上郡の節中項より

「…就中災害の最も甚だしかったのは曾我村大字上曾我で、この土地は、普通赤土であったので土地の陥没甚だしく、したがって家屋及び土地の被害が甚だしかった。被害の割に少なかった地方は砂礫を混ぜる土地で本郡中この種に属するものは酒匂川以西の地である。尚酒匂川以東にありてもこの土質に類するものは、松田町大字松田惣領の内松田町神山金田村等で被害が少なく全壊又は半壊の家屋は僅少である。」以下略す。

■ 最近における地震の被害状況

年月日	震央地名	被害状況	被害場所	備考
昭和58.8.8	神奈川県・山梨県境	住宅屋根瓦一部損壊 4棟 路面舗装亀裂 1箇所	金子地内 4箇所 山田地内 1箇所	約3時間の停電があり、夏季のため混乱があった。一部地域で停電による被害あり。

なお、平成24年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」で、大井町は震度5弱を観測したが、大きな被害は発生していない。

2 風水害

町の平坦北部には川音川、西部に酒匂川があり、かつてはしばしば水害を被り、また、東部地域は丘陵という地理的条件から、台風等による土砂崩れの被害を被ってきた。台風等による主な災害は次のとおり。

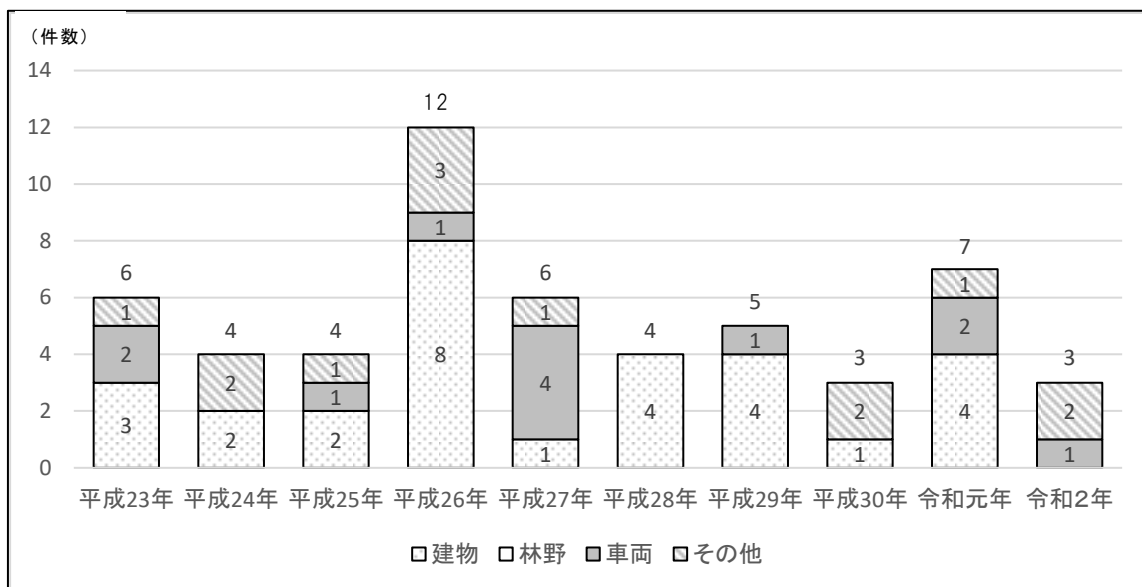
■ 近年の台風による被害の状況

年月日	台風の名称	上陸地点	被害状況	気象概況
平 25. 9. 15	台風 18 号	愛知県 豊橋市	法面崩れ 2 箇所	大井町累計 192.0mm 時間最大雨量 38.5mm
平 26. 10. 5	台風 18 号	静岡県 浜松市	土砂崩れ家屋一部損壊 1 戸	大井町累計 273.5mm 時間最大雨量 32.5mm
平 9. 10. 20 ～23	台風 21 号	静岡県 掛川市	倒木 2 箇所 土砂流出 2 箇所	大井町累計 122.5mm 時間最大雨量 13.0mm
平 30. 9. 30	台風 24 号	和歌山県 田辺市	自主避難 1 名 停電 2500 件	大井町累計 101.5mm 時間最大雨量 11.5mm
令 1. 9. 8	台風 15 号	千葉県 千葉市	停電 736 件 カーブミラー屈折 1 箇所 中学校窓ガラス破損 倒木 4 箇所	大井町累計 63.5mm 時間最大雨量 12.0mm
令 1. 10. 12	台風 19 号	静岡県 伊豆半島	避難者 (5 個避難所合計) 220 名 道路破損 1 箇所 法面崩壊 1 箇所 冠水 1 箇所 土砂流出 13 箇所 倒木 2 箇所	大井町累計 281.5mm 時間最大雨量 29.5mm

3 火災

火災の発生は年によって差があるが、年間おおむね10件前後となっている。

■ 火災の種類別発生件数の推移（町内）



資料：消防年報

第4節 被害想定

1 地震災害

地震災害による被害想定については、平成25～26年度に実施した神奈川県地震被害想定調査結果に基づくこととする。調査結果抜粋については以下のとおり。

(1) 想定地震の選定の視点

神奈川県に及ぼす被害の量的・地域的な状況や、発生 of 切迫性などを考慮して、以下の㉗～㉟の視点により、6地震を選定している。

また、㉞のように、発生確率が極めて低く、神奈川県の防災行政やまちづくり行政などにおいて超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において最新の知見による震源モデルが示されたものの、被害量は想定されていない地震については、参考地震として、5地震を選定している。

㉗ 地震発生 of 切迫性が高いとされている地震
㉘ 法律により対策を強化する地域の指定に用いられる地震
㉙ 地震防災戦略・地域防災計画・中央防災会議等において対策の対象としている地震
㉞ 発生確率は極めて低いが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、超長期的な対応となる地震

(2) 想定地震等の一覧

区分		モーメント マグニチュード*	県内で想定される 最大震度	発生確率	選定の 視点
想定地震	①都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を 中心に震度6強	(南関東地域のM7クラスの 地震が30年間で70%)	㉗㉘
	②三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で 震度6強	30年以内6～11%	㉗㉙
	③神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6 強	(過去400年の間に同クラ スの地震が5回発生)	㉗㉙
	④東海地震	8.0	県西地域で震度6 弱	(南海トラフの地震は30 年以内70～80%程度)	㉗㉘ ㉙
	⑤南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6 弱	(南海トラフの地震は30 年以内70～80%程度)	㉗㉘
	⑥大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地 域を中心に震度7	30年以内ほぼ0%～6% (2～4百年の発生間隔)	㉙
参考地震	⑦元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地 域を中心に震度7	30年以内ほぼ0% (2～3千年の発生間隔)	㉞
	⑧相模トラフ沿いの最大 クラスの地震	8.7	全県で震度7	30年以内ほぼ0% (2～3千年あるいはそ れ以上の発生間隔)	㉞
	⑨慶長型地震	8.5	(津波による被害 のみ想定)	(評価していない)	㉞
	⑩明応型地震	8.4	(津波による被害 のみ想定)	(評価していない)	㉞
	⑪元禄型関東地震と国府 津一松田断層帯の連動 地震	8.3	(津波による被害 のみ想定)	(評価していない)	㉞

※発生確率については「地震調査研究推進本部(文部科学省:令和3年1月13日現在)」、「中央防災会議首都直下地震モデル検討会報告書(内閣府:平成25年12月)」等による評価

(3) 地震の説明

① 都心南部直下地震

首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とする地震であり、東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としており、県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されている。

② 三浦半島断層群の地震

三浦半島断層帯を震源域とする活断層型の地震で、前回の調査では、モーメントマグニチュード6.9としていたが、最新の知見からモーメントマグニチュード7に変更している。

③ 神奈川県西部地震

神奈川県西部を震源域とする地震である。

④ 東海地震

駿河トラフを震源域とする地震であり、神奈川県地域防災計画（マニュアル・資料）において地震の事前対策について位置づけ、また、県内のおおむね西半分の市町が「大規模地震対策特別措置法」の地震防災対策強化地域に指定されている。

⑤ 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とする地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。

⑥ 大正型関東地震

相模トラフを震源域とする地震である。1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。

⑦ 元禄型関東地震（参考）

相模トラフから房総半島東側を震源域とする地震である。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、現実に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震であるが、参考地震として被害量を算出している。

⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（参考）

元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とする地震である。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震であるが、参考地震として被害量を算出している。

⑨ 慶長型地震（参考）

南海トラフ沖と相模トラフ沿いをつなぐ断層を設定し、そこで想定した正断層型の地震である。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及・啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出している。

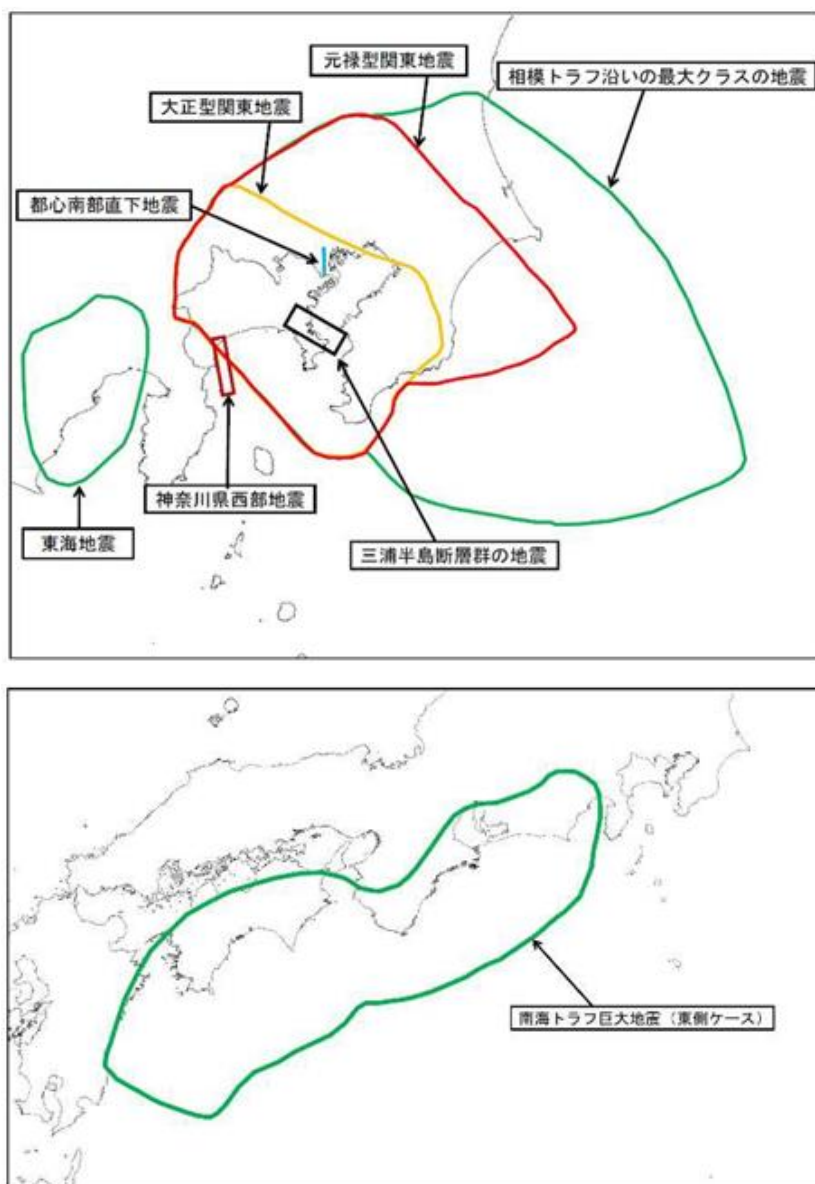
⑩ 明応型地震（参考）

南海トラフから銭洲海嶺に伸びるフィリピン海プレート内の断層を設定し、そこで想定した逆断層型の地震である。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及・啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出している。

⑪ 元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震（参考）

相模トラフで発生する海溝型と国府津－松田断層帯の地震が連動発生する地震である。最大クラスの津波による被害を周知して津波避難の普及・啓発を図る観点から、参考地震として津波による被害量を算出している。

■ 震源断層モデル（震源断層域）の位置
（地震被害想定調査結果（平成25～26年度実施））



(4) 大井町の被害想定結果 (概要版)

項目		想定地震		①	②	③	④	⑤	⑥	
		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震			
モーメントマグニチュード (Mw)				7.3	7	6.7	8	9	8.2	
建物被害 (棟)	全壊棟数			*	0	50	*	20	3,670	
	半壊棟数			160	0	550	50	170	1,410	
火災	出火件数 (箇所)			0	0	0	0	0	10	
	焼失棟数 (棟)			0	0	0	0	0	700	
死傷者数 (人)	死者数			0	0	*	0	0	190	
	重症者数			*	0	*	0	*	110	
	中等症者数			10	0	40	*	20	650	
	軽症者数			20	0	80	10	30	600	
避難者数 (人)	1日目～3日目			180	0	680	70	210	12,690	
	4日目～1週間後			180	0	680	70	210	12,540	
	1か月後			180	0	680	70	210	10,620	
要配慮 者数 (人)	避難者	高齢者数			10	0	60	*	20	1,050
		要介護者数			*	0	20	*	*	300
	断水人 口	高齢者数			0	0	0	0	0	1,440
		要介護者数			0	0	0	0	0	410
	家屋被 害	高齢者数			30	0	100	10	30	1,000
		要介護者数			*	0	30	*	*	280
帰宅困難 者数 (人)	直後			1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	1,530	
	1日後			0	0	0	0	0	1,530	
	2日後			0	0	0	0	0	1,530	
自力脱出困難者 (要救助者) (人)				0	0	*	0	0	720	
ライフ ライン	上水道	断水人口 (直後) (人)			130	0	2,110	50	530	17,510
	下水道	機能支障人 口 (人)			280	*	540	270	300	2,800
	都市ガ ス	供給停止件 数 (戸)			0	0	3,770	0	0	3,770
	L P ガ ス	供給支障数 (戸)			0	0	60	0	0	120
	電力	停電件数 (軒)			10	0	16,990	20	40	16,990
	通信	不通回線数 (回線)			*	0	5,640	*	10	5,750
エレベーター停止台数 (台)				*	0	*	*	*	*	
災害廃棄物量 (万トン)				1	0	3	*	1	71	
従来の定義 の負傷者数	重傷者数			*	0	20	*	*	520	
	軽傷者数			30	0	110	10	40	830	

※ 冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

※ :わずか (計算上0.5以上10未満) 0 : 計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※ 要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

※ 従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

(参考地震)

なお、以下の⑨慶長型地震、⑩明応型地震、⑪元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震の3つの参考地震に関しては、「(3)地震の説明」のとおり津波による被害量のみの算出のため、本町にまで及ぶ津波被害は想定されていない。

想定地震		⑦ 元禄型 関東地震	⑧ 相模トラフ沿 いの最大クラ スの地震	⑨ 慶長型 地震	⑩ 明応型 地震	⑪ 元禄型関東地震と 国府津－松田断層 帯の連動地震
モーメントマグニチュード (Mw)		8.5	8.7	8.5	8.4	8.3
建物被害 (棟)	全壊棟数	3,670	0			
	半壊棟数	1,410	0			
火災	出火件数 (箇所)	10	-			
	焼失棟数 (棟)	700	-			
死傷者数 (人)	死者数	190	0			
	重症者数	110	0			
	中等症者数	650	0			
	軽症者数	600	0			
避難者数 (人)	1日目～3日目	12,690	-			
	4日目～1週間後	12,540	-			
	1ヶ月後	10,620	-			
要配慮 者数 (人)	避難者	高齢者数	-	-		
		要介護者数	-	-		
	断水人 口	高齢者数	-	-		
		要介護者数	-	-		
	家屋被 害	高齢者数	-	-		
		要介護者数	-	-		
帰宅困難 者数 (人)	直後	1,530	-			
	1日後	1,530	-			
	2日後	1,530	-			
自力脱出困難者 (要救助者) (人)		720	950			
ライフ ライン	上水道	断水人口 (直後) (人)	-	-		
		機能支障人口 (人)	-	-		
	都市ガ ス	供給停止件数 (戸)	-	-		
	L P ガ ス	供給支障数 (戸)	-	-		
	電力	停電件数 (軒)	-	-		
	通信	不通回線数 (回線)	-	-		
エレベーター停止台数 (台)		*	*			
災害廃棄物量 (万トン)		71	80			
従来の定義 の負傷者数	重傷者数	520	0			
	軽傷者数	830	0			

※冬18時の想定。ただし、津波による被害は深夜0時の想定。

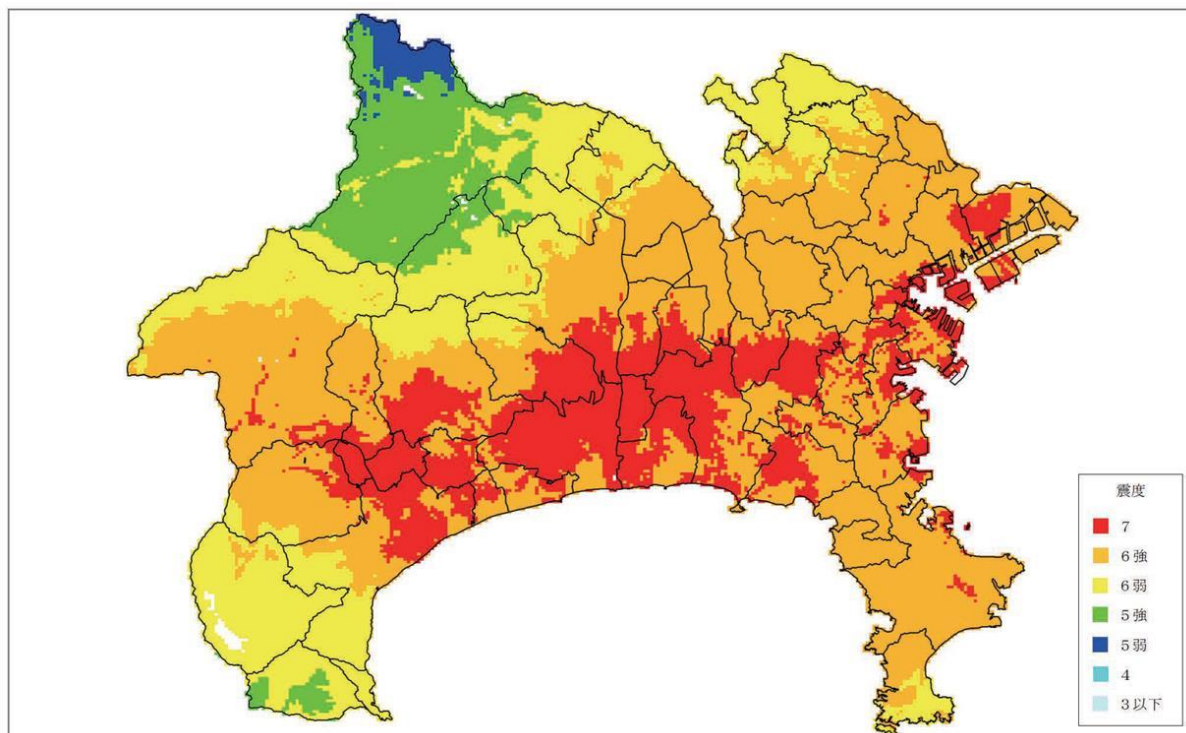
※*：わずか (計算上0.5以上10未満) 0：計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

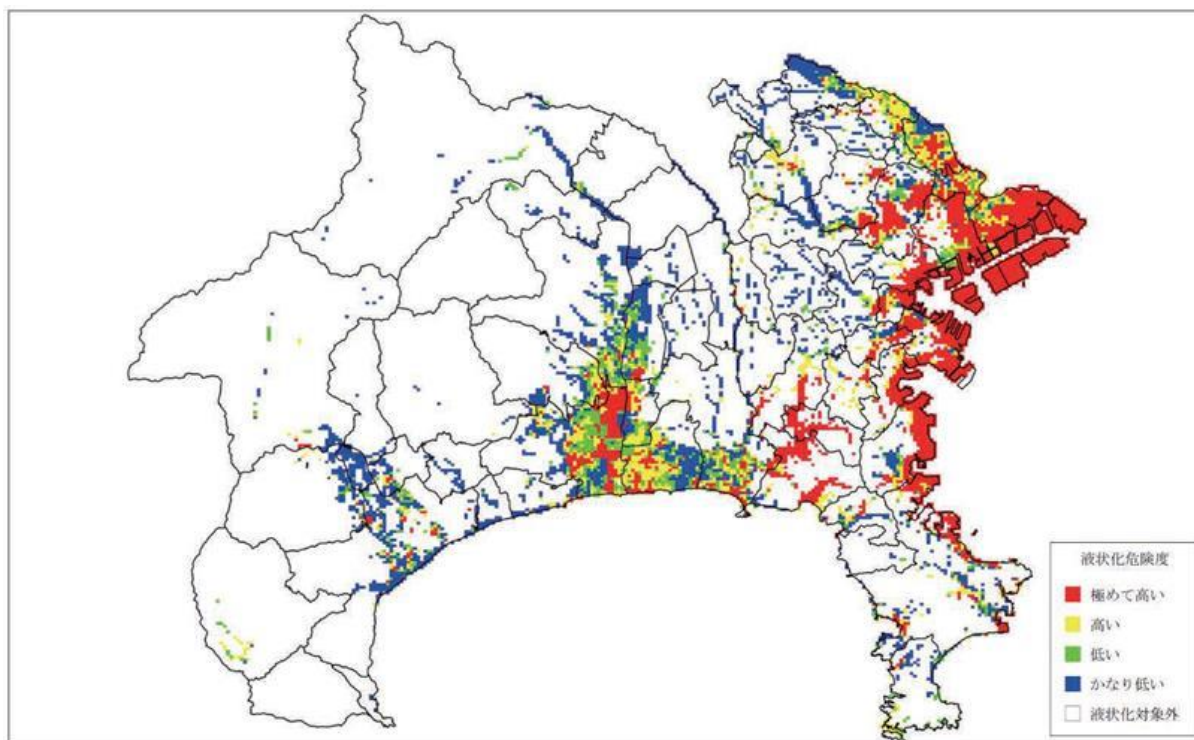
※要配慮者のうち、高齢者は75歳以上を、要介護者は要介護3以上を対象としている。

※従来の被害想定調査において定義している負傷者の区分による人数を示す。重傷者は入院を要する負傷者、軽傷者は入院を要さない負傷者である。

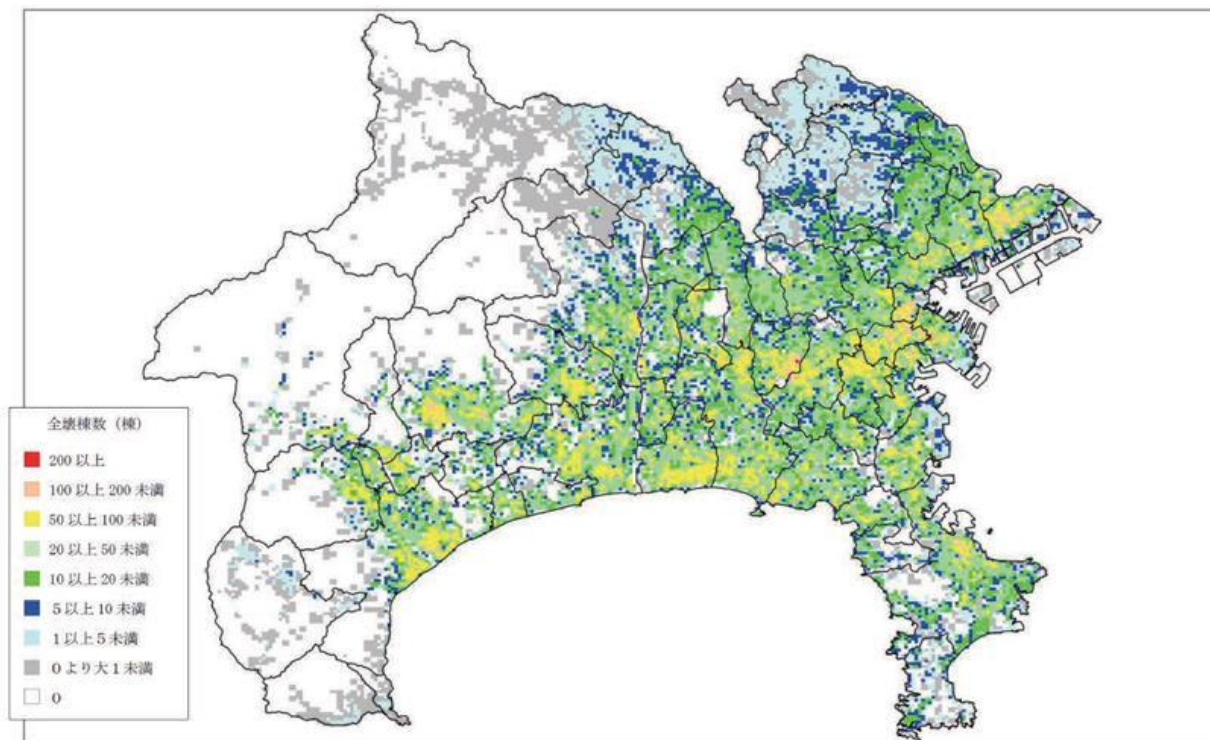
■ 震度分布（本町被害が最も大きい⑥大正型関東地震）



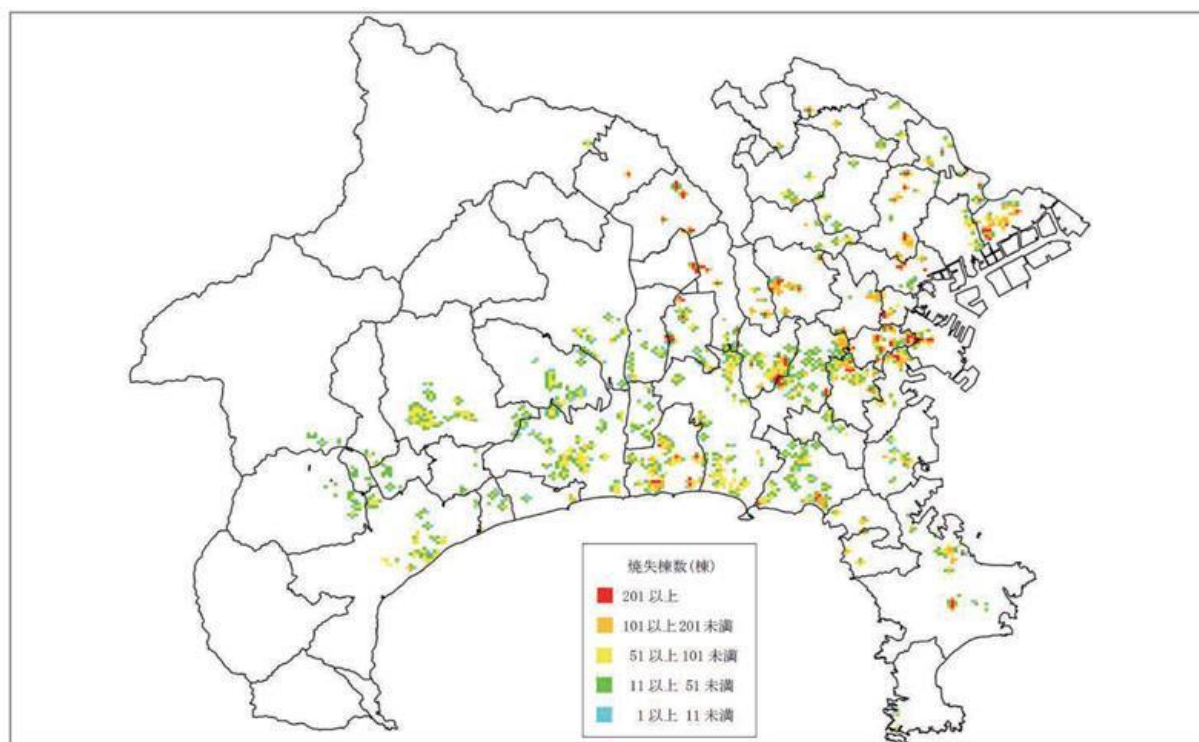
■ 液状化危険（本町被害が最も大きい⑥大正型関東地震）



■ 建物被害（本町被害が最も大きい⑥大正型関東地震）



■ 火災被害：焼失棟数（本町被害が最も大きい⑥大正型関東地震）



(5) 津波に関する想定

津波による被害想定については、「神奈川県津波浸水予測図(平成27年6月修正)」に基づくこととする。

これまで県では、東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、平成24年3月に、津波浸水予測図を公表し、津波対策に取り組んできた。そうした中で、平成25年12月に、内閣府が設置した「首都直下地震モデル検討会」から、発生頻度が2千年から3千年あるいはそれ以上とされる、相模トラフ沿いの最大クラスの地震など、最新の科学的知見が示された。

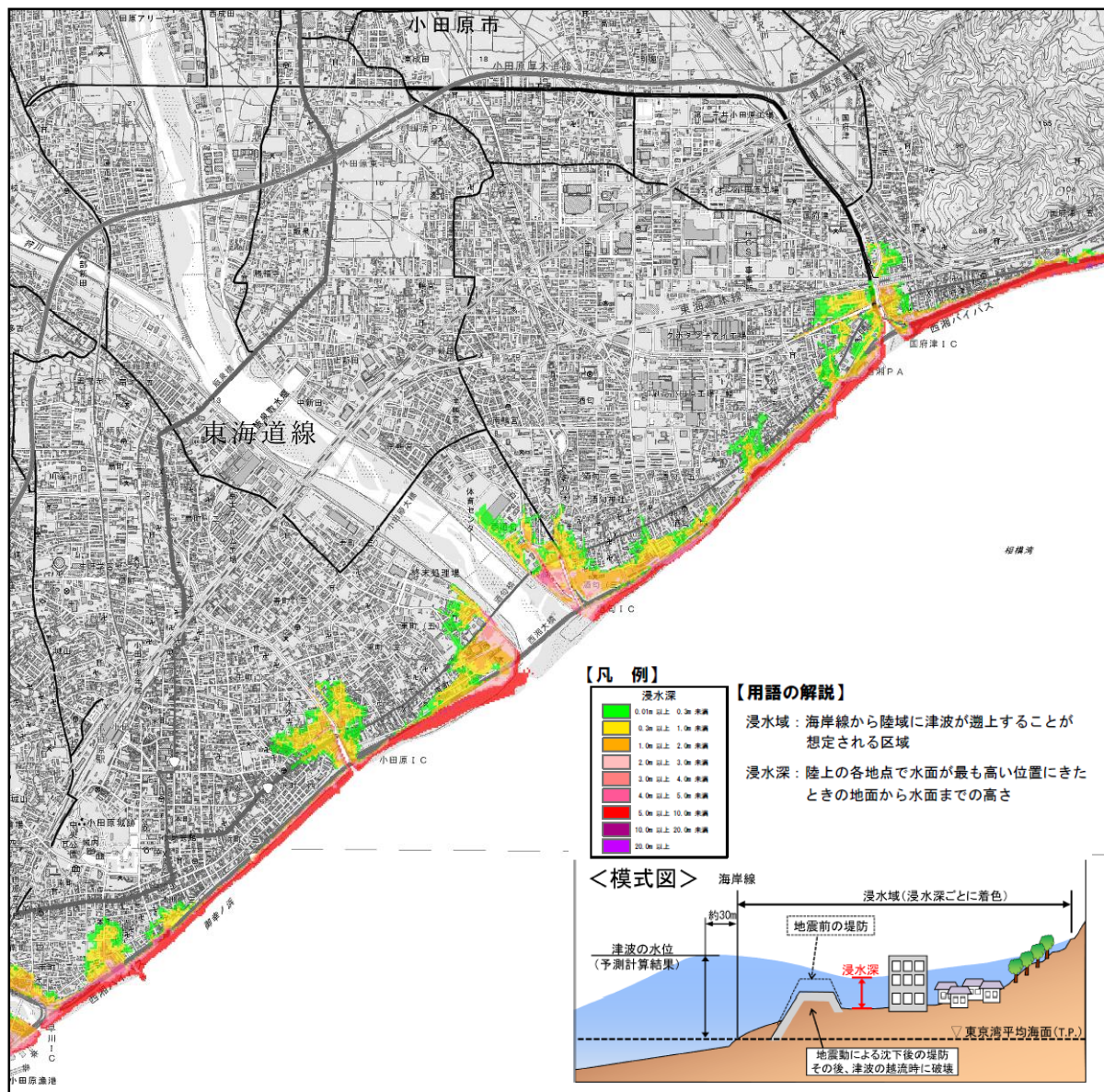
このため、国の新たな知見を取り入れ、神奈川県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される、9つの地震を対象として津波浸水予測を見直し、平成27年2月27日に神奈川県の沿岸地域における「津波高さ」又は「浸水域」が最大となる、合計5つの地震による「津波浸水予測図」が公表された。

これらの津波浸水予測図をもとに、「浸水域」と「浸水深」が最大となるよう重ね合わせた図面(津波浸水想定図)を作成し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波浸水想定」が設定されている。

本町には、いずれの地震においても津波による浸水は想定されていない。

なお、小田原市の酒匂川河口付近の津波浸水想定図は次のとおり。

■ 神奈川県津波浸水想定図（小田原市中心部）



2 風水害

(1) 浸水被害

風水害については、災害の誘因は特定せず、潜在的な危険性を検討する。酒匂川は、護岸改修及び三保ダム建設により対応が進んでいるが、地球温暖化による異常気象の影響により、大型の台風や局地的大雨が発生する可能性が高くなっており、氾濫によって形成された氾濫平野、洪水時の流路となりうる旧河道、丘陵地からの雨水が集まりやすい谷底平野などは浸水被害を受けやすく、内水氾濫による浸水に注意するとともに、酒匂川の破堤や越流による大規模な洪水の可能性も考慮する必要がある。

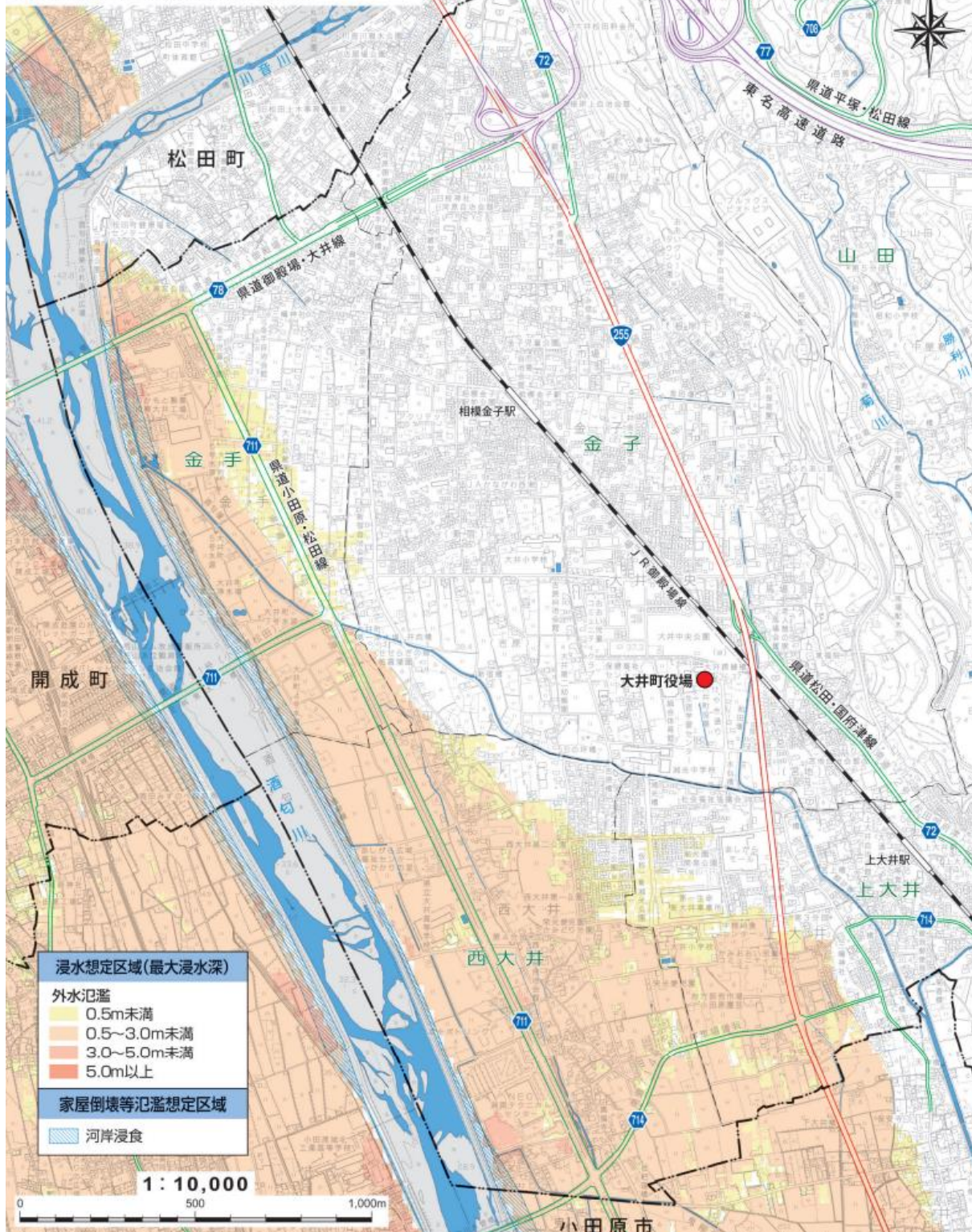
県の作成した酒匂川水系酒匂川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）では、酒匂川及び川音川に沿って0.5m～3.0m未満の浸水が広く予想されており、一部3.0m～5.0m未満の浸水予想もみられる。

■ 酒匂川水系酒匂川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

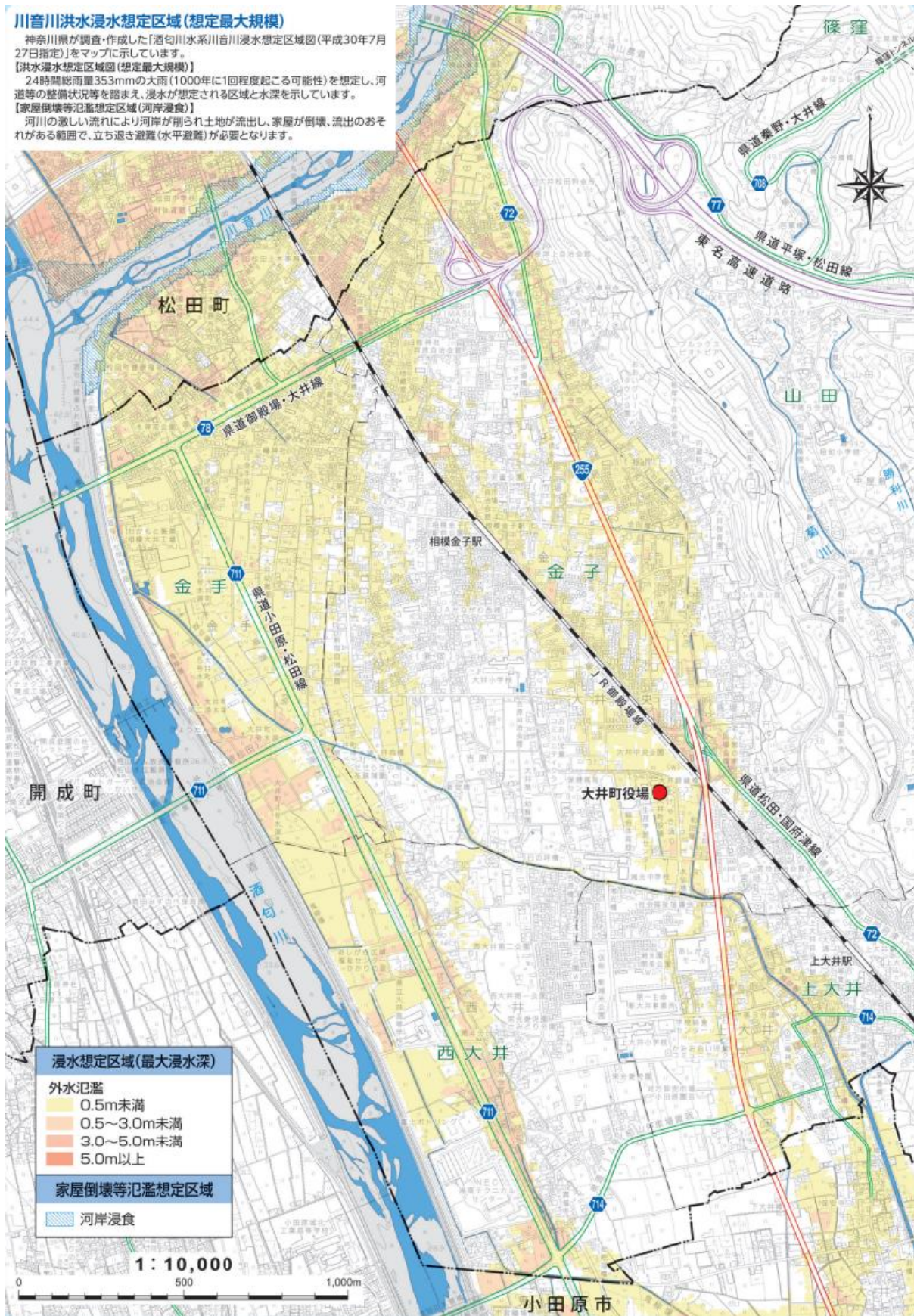
酒匂川洪水浸水想定区域（想定最大規模）

神奈川県が調査・作成した「酒匂川水系酒匂川洪水浸水想定区域図（平成29年3月31日指定）」をマップに示しています。
【洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】
 酒匂川流域の洪水予報区間（酒匂川河口から上流に18.2kmまで）を対象に、流域平均日雨量530mm（1000年に1回程度起こる可能性）を想定し、河道等の整備状況等を踏まえ、浸水が想定される区域と水深を示しています。
【家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）】
 河川の激しい流れにより河岸が崩れ土地が流出し、家屋が倒壊、流出のおそれがある範囲で、立ち退き避難（水平避難）が必要となります。

※県内河川の洪水浸水想定区域の情報は次のサイトから確認できます。
【神奈川県ホームページ（洪水浸水想定区域）】
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4/cnt/f3747/p1039490.html>
 また県内河川の水位や雨量の情報は次のサイトから確認できます。
【神奈川県雨量水位情報】
https://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_general/suibou_joho/



■ 酒匂川水系川音川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



(2) 土砂災害

がけ崩れは、大雨が降り続いて地中に水がしみこむと土の抵抗力が弱くなり、更に雨が降り続くことにより急激に斜面が崩れ落ちてしまう現象であり、崩れ落ちるスピードが大変速いために、人家の近くなどで起きると被害が発生する。また、土石流は、多量の岩石や土砂が流水によって運ばれることによって発生することから、特に大雨時や大雨の後に起きやすく、川底や山腹の斜面の地盤を削って高速で下流を襲うため、氾濫域は壊滅状態となる。

本町においては、近年、大きな土砂災害は発生していないが、丘陵地域では、土砂災害(特別)警戒区域(土石流15区域、急傾斜地の崩壊28区域)の指定があり、大雨時には注意する必要がある。

3 主な特殊災害

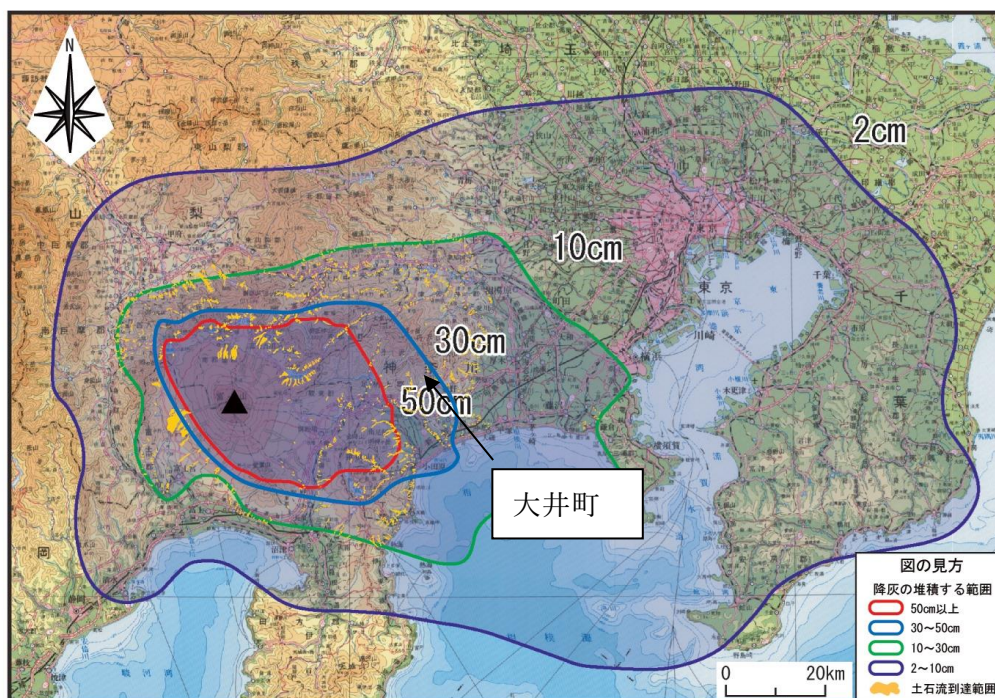
(1) 火山噴火

町に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山が対象となっており、富士山に関しては、国や研究機関、火山専門家などによる富士山の地質調査や研究等が進み、令和3年3月に富士山火山防災対策協議会において、富士山ハザードマップが改定された。本町においては、溶岩流の到達の可能性があるとともに、30cm以上降灰の堆積が想定されていることから、同年5月に「火山災害警戒地域」に指定された。

火山灰は、厚さ0.5cmでも車の走行時に灰を巻き上げて視界が悪くなり、木造家屋では屋根に30cm以上火山灰が積もると、屋根が抜けたり建物が壊れたりするおそれがある。

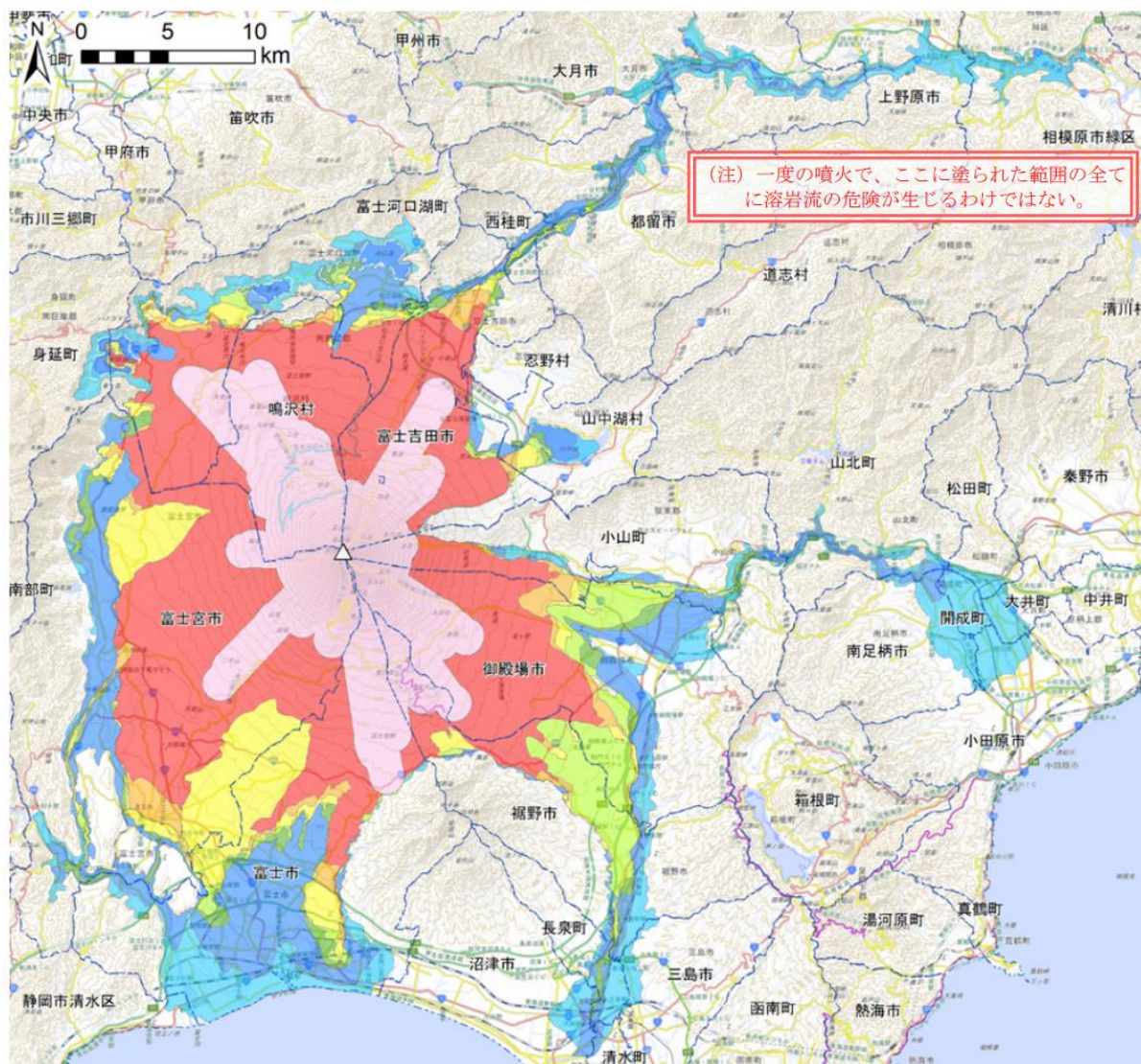
また、降灰が10cm以上ある場合、土石流の発生が想定され、本町の土石流危険溪流等もその可能性が指摘されている。なお、宝永噴火の際には、酒匂川流域で大量の火山灰が積もり、下流では長年にわたって大雨のたびに泥流に悩まされたと伝えられている。

■ 降灰の可能性マップ（宝永噴火規模の場合の火山灰の到達範囲）



資料：富士山火山防災マップ（一部抜粋） 内閣府 富士山火山防災協議会

■ 溶岩流可能性マップ



凡例	
△	山頂
---	行政界
■ (Pink)	噴火する可能性のある範囲
■ (Red)	溶岩流が2時間で到達する可能性のある範囲
■ (Orange)	溶岩流が3時間で到達する可能性のある範囲
■ (Yellow)	溶岩流が6時間で到達する可能性のある範囲
■ (Light Green)	溶岩流が12時間で到達する可能性のある範囲
■ (Green)	溶岩流が24時間で到達する可能性のある範囲
■ (Blue)	溶岩流が7日間で到達する可能性のある範囲
■ (Light Blue)	溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲(最大で57日)

(2) 林野火災

林野火災は、発生頻度は住宅火災より少ないものの、一度発生し、対応が遅ければ、貴重な森林資源を大量に燃焼することとなり、ときには、住宅地に及ぶ場合もある。

林野火災は、発生場所の地形的条件等から消火活動が著しく困難な火災であり、近年のレジャー志向の高まりによる入山者の増加や林野周辺への住宅開発等に伴い、その多発や住宅地等への影響が懸念される。

(3) 大規模な事故

① 鉄道事故

多くの者が利用する鉄道による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性があり、また、列車と自動車による衝突事故が発生した場合も、大規模な人身事故となる可能性がある。

② 大規模道路事故

自動車同士の接触や衝突事故、転覆事故等があり、特にバス等多くの者が利用する自動車による事故が発生した場合、一度に多数の死傷者を出す可能性がある。

③ 航空機事故

航空機事故は、飛行中のエンジントラブルによる墜落や離着陸時の機体等のトラブルによる墜落等が考えられ、特に、大型旅客機による事故であれば大惨事となるおそれがある。

④ 原子力発電所の事故

原子力発電所において、事故等の被害が発生した場合は、放射性物質の拡散による発電所近隣地区の避難、広範囲の地域の立入禁止、除染や飲料水・食料等の摂取制限など、重大な影響を及ぼす場合がある。

本町は、最も近い浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）でも、約100km程度の距離があることから、放射性物質の放出等の事故が発生した場合においても、直ちに避難等の措置に至ることは考えにくい条件下にある。

状況により避難区域に指定された原子力発電所近隣市町村からの避難者の受け入れを行う場合があるとともに、町内においても放射性物質の除染等が必要な場合も考えられる。

第4章 計画の推進主体と役割

第1節 町及び関係機関の役割

1 町及び消防本部等

(1) 町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、町域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て、以下の防災活動の役割を担う。

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 災害教訓の伝承に関する啓発
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 消防活動その他の応急措置
- ク 避難対策
- ケ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- コ 被災者に対する救助及び救護の実施
- サ 保健衛生
- シ 文教対策
- ス 被災施設の復旧
- セ その他の災害応急対策
- ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 小田原市消防本部

小田原市消防本部は、災害時には災害応急措置を実施する。

- ア 災害の警戒及び防御
- イ 救出、救助及び救急
- ウ 災害情報の収集及び伝達
- エ 災害応急対策
- オ 県下消防機関への応援要請
- カ 緊急消防援助隊への応援要請

(3) 大井町議会

- ア 議員による各種情報収集及び町災害対策本部への提供
- イ 災害情報・気象情報等の議員との情報共有
- ウ 国や県などへの要望活動

2 県及びその出先機関等

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県の組織の出先機関等においては、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(1) 県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 災害教訓の伝承に関する啓発
- オ 防災訓練の実施
- カ 防災施設の整備
- キ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 緊急輸送の確保
- コ 交通規制、その他社会秩序の維持
- サ 保健衛生
- シ 文教対策
- ス 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- セ 災害救助法に基づく被災者の救助（救助実施市域を除く。）及び資源配分の連絡調整
- ソ 被災施設の復旧
- タ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 県西地域県政総合センター

- ア 所管区域内の市町、県機関及び関係機関等の総合調整
- イ 広域防災活動拠点の運営
- ウ 県西現地災害対策本部構成機関の所管に係る災害応急対策の実施
- エ 所管区域内の被害状況及び災害応急対策実施状況等の収集、取りまとめ及び報告並びにその他の災害情報の収集
- オ 所管区域内の県機関及び関係機関等に対する県災害対策本部の指令等の伝達
- カ 広域防災活動備蓄拠点の運営
- キ その他必要な災害応急対策

(3) 県西土木事務所

- ア 降水量及び水位等の観測通報
- イ 洪水予報及び水防警報の受理及び通報
- ウ 水防体制に係る連絡指導
- エ 県が管理する河川、道路及び橋りょう等の被害状況の調査、被害施設の復旧及び道路啓開

(4) 小田原保健福祉事務所足柄上センター

- ア 地域災害医療対策会議への情報支援
- イ 管内の被災状況、救護所における公衆衛生ニーズに関する情報収集、整理
- ウ 管内の公衆衛生活動
- エ 保健医療活動チームの受け入れ・派遣調整

(5) 県西教育事務所

- ア 管内区域の学校等の被害調査及び災害復旧
- イ 災害時における管内区域の教育対策

(6) 湘南家畜保健衛生所

災害時における管内区域の家畜の保健衛生対策

(7) 県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所（三保ダム管理事務所）

- ア ダムの放流に伴う警報
- イ ダム関係施設の被害の調査及び復旧

(8) 松田警察署

災害時における警備及び交通対策

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う。

(1) 関東財務局（横浜財務事務所）

- ア 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
- イ 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
- ウ 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- エ 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
- オ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
- カ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

(2) 関東農政局（神奈川県拠点）

- ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること。
- イ 応急用食料等の支援に関すること。
- ウ 食品の需給・価格動向等に関すること。

(3) 東京管区气象台（横浜地方气象台）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(4) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援
- ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(5) 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

(6) 関東地方整備局（横浜国道事務所）、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E ・
リエゾン）

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 水防に関する施設及び設備の整備
- ウ 災害危険区域の選定
- エ 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における交通確保
- ク 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- ケ 災害復旧工事の施工
- コ 再度災害防止工事の施工

(7) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- イ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(8) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ 被災中小企業の振興

(9) 関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保
- イ 鉱山における災害時の応急対策と保安確保

(10) 関東運輸局（神奈川運輸支局）

災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

(11) 東京航空局（東京空港事務所）

- ア 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ウ 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底

(12) 関東信越厚生局

- ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 関係機関との連絡調整に関すること

(13) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

(14) 南関東防衛局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(15) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
(東日本大震災による福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。)
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

〔指定公共機関〕

(1) 電信電話機関（東日本電信電話（株）神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ神奈川支店）

- ア 電気通信施設の整備及び点検
- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧

(2) 日本銀行（横浜支店）

- ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報

(3) 日本赤十字社（神奈川県支部）

- ア 医療救護
- イ こころのケア
- ウ 救援物資の備蓄及び配分

- エ 血液製剤の供給
- オ 義援金の受付及び配分
- カ その他災害救護に必要な業務
- (4) 日本放送協会（横浜放送局）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (5) 中日本高速道路（株）（東京支社）、東日本高速道路（株）（関東支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 道路の保全
 - ウ 道路の災害復旧
 - エ 災害時における緊急交通路の確保
- (6) 鉄道機関（東日本旅客鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株））
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (7) 東京ガス（株）（神奈川導管事業部）
 - ア ガス供給施設の耐震設備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (8) 日本通運（株）（横浜支店）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) 東京電力パワーグリッド（株）
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (10) 独立行政法人国立病院機構
 - ア 医療班の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受け入れ
- (11) 日本郵便（株）（神奈川郵便局）
 - ア 災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

- オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
- カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資
- (12) **KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)**
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (13) **運輸機関（佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）**
 - ア 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送
 - イ 配送時における被災者の物資ニーズの収集
 - ウ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (14) **(株)イトーヨーカ堂、ユニー(株)、(株)セブンーイレブン・ジャパン、(株)ローソン、(株)ファミリーマート**
 - ア 災害時における生活必需物資の調達
 - イ 生活必需物資の確保

[指定地方公共機関]

- (1) **自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、富士急湘南バス(株)、神奈川県中央交通(株)、箱根登山バス(株)、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会）**
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
 - ウ 災害対策用物資の輸送確保
- (2) **足柄上三師会（一般社団法人足柄上医師会、足柄歯科医師会、公益社団法人小田原薬剤師会足柄上支部）、公益社団法人神奈川県栄養士会、公益社団法人神奈川県看護協会**
 - ア 医療、助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- (3) **地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立足柄上病院**
災害医療拠点病院の機能強化
- (4) **放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、湘南ケーブルネットワーク(株)）**
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 緊急地震速報の迅速な伝達
 - ウ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - エ 放送施設の保安
- (5) **新聞社（(株)神奈川新聞社）**
災害状況及び災害対策に関する報道
- (6) **神奈川県住宅供給公社**
災害時における住宅の緊急貸付

(7) 酒匂川左岸土地改良区

- ア 土地改良施設の整備
- イ 農地湛水の防排除活動
- ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧

(8) ガス供給機関(小田原ガス(株)、公益社団法人神奈川県LPガス協会足柄支部)

- ア ガス供給施設の耐震整備
- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(1) かながわ西湘農業協同組合(大井支店、相和支店)

- ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- イ 農作物災害応急対策の指導
- ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
- エ 被災農家に対する融資斡旋

(2) 大井町商工振興会等商工業関係団体

- ア 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
- イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(3) 金融機関

被災事業等に対する資金融資

(4) 病院等医療施設の管理者

- ア 避難施設(利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等)の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入院患者等の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の受け入れ及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(5) 社会福祉施設等の管理者

- ア 避難施設の整備、避難確保計画を含む非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施
- イ 災害時における入所者の保護及び誘導

(6) 危険物等施設及び高圧ガス施設の管理者

- ア 安全管理の徹底
- イ 防護施設の整備

(7) 町内各種団体

- ア 災害時における応急諸施策への協力に関すること。
- イ 災害対策要員の確保に関すること。

- (8) 災害応急対策、災害復旧に必要な物資、資材又は役務の供給若しくは提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。

(9) 大井町社会福祉協議会

ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資斡旋

イ ボランティアの受け入れ及び活動支援

6 自衛隊

自衛隊は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (3) 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- (4) 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- (5) 民間事業者等への移行までの応急対策として災害廃棄物の撤去
- (6) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

資料1-4 防災関係機関連絡先一覧

第2節 町民等の役割

1 町民

- (1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計、スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、自動車へのこまめな満タン給油、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、町民自らが防災対策を行う。
- (2) 「自分たちの町は、自分たちで守る。」との観点から、自主防災組織の強化及びその活動への積極的な参画に努める。
- (3) 平常時からコミュニティ活動への参加に努めるとともに、防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。この際、防災安全課が実施する出前講座等を活用し、町民同士で呼び掛け合い参加申込みを行うなど、自助・共助の大切さを学ぶ動機付けを行う。
- (4) 災害が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、救出・救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては冷静かつ積極的に行動するように努める。
- (5) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておく。

2 自主防災組織

- (1) 地域住民の自主防災組織への参画を促進する。
- (2) 防災に関する知識、技能等を習得・向上し、災害発生時に発揮できるよう努めるとともに、地域への普及に努める。
- (3) 防災訓練を実施するとともに、災害発生時の活動体制を整備する。
- (4) 防災用資機材等の備蓄及び適正な維持管理を図る。
- (5) 災害が発生した場合には、被害状況や安否確認等の情報の収集・伝達、出火の防止、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等、応急対策を行う。

3 事業所

- (1) 平常時から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食料、飲料水等の備蓄や消火、救出・救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 災害対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域の町民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続

的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

- (3) 災害が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置を講じるとともに、地域の町民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

4 災害救援ボランティア

- (1) 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努める。
- (2) 災害時の活動の際には、食料、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動する。また、ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努める。
- (3) 県、町及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努める。

第2編 地震災害対策計画

第1部 災害予防計画

第1章 計画の考え方

第1節 計画の目標

地震は自然現象であり、その発生を防ぐことは不可能であり、現在の科学技術では、地震の発生を事前に確実に予測することも難しい状況にある。

このため、地震災害に対する災害予防計画においては、地震が発生した際に被害をできるだけ少なくするという減災の考え方を基本とし、これに配慮した土地利用や施設整備を図るとともに、町と町民の協働による災害に対する様々な備えを整え、災害に強い地域づくりを推進するために、計画の目標を次のとおり設定する。

〈目標〉

- 1 「町民のいのちを守る」ことを最優先に考え、死者数の軽減を図る。
- 2 地震に強い土地利用、施設整備を図り、地震災害の防止と減災を推進する。
- 3 自らの身は、自ら守るという「自助」、自分たちのまちは、自分たちで守るという「互助」の意識を醸成し、「地域防災力」の向上を図る。
- 4 男女双方、要配慮者等の視点に立ち、発災時に迅速、的確な活動ができる体制を整える。
- 5 災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行う体制を整える。

第2節 計画の体制

地震災害予防計画を推進するための各課等の所掌事務は次のとおり。

■ 地震災害予防計画の所掌事務

部	長	担 当	分 担 事 務
本部事務局	防災安全課長	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の体制整備に関する事 ②町防災会議の開催に関する事 ③各部との連絡調整に関する事 ④気象予報、警報又は情報の受領・伝達に関する事 ⑤災害情報の収集・伝達及び報告体制整備に関する事 ⑥県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑦自衛隊との連絡調整及び災害時の受入体制整備に関する事 ⑧自主防災組織との連絡調整及び災害時の体制整備に関する事 ⑨災害時の交通安全対策及び防犯対策の体制整備に関する事 ⑩地域防災計画に関する事 ⑪町民への防災教育に関する事 ⑫福祉避難所の調整に関する事 ⑬帰宅困難者の体制整備に関する事
総務情報部	総務課長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ①車両の整備に関する事 ②職員の参集・動員体制整備に関する事 ③災害時の本部要員の給食及び健康管理体制の整備に関する事 ④町所有財産（各課所管施設を除く）の管理に関する事 ⑤庁舎の電気及び水道施設の耐震性向上等の整備に関する事
		企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策予算編成及び資金調達体制の整備に関する事 ②システム機器の整備・保全・耐震対策等に関する事 ③災害記録集約のための体制整備に関する事
		議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の議会関係の連絡調整体制の整備に関する事 ②視察、主要来庁者の受入体制の整備に関する事
		協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ①自主防災組織の連絡調整に関する事 ②報道機関との連絡調整に関する事 ③災害時の広報体制の整備に関する事 ④写真等による災害記録の準備体制に関する事 ⑤町民相談の体制に関する事
救 援 部	税務課長	町 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の罹災証明手続の体制整備に関する事 ②災害時の埋火葬等の受入体制整備に関する事 ③災害援助物資等の搬送・配布の体制整備に関する事 ④避難所の開設・運営協力の準備体制の整備に関する事 ⑤被災者の安否等相談体制の整備に関する事
		税 務 課 室 会 計 室	<ul style="list-style-type: none"> ①被災家屋等の被害状況調査体制の整備に関する事 ②災害時の町民税その他税の減免の体制整備に関する事 ③災害時の緊急支払い、災害活動の出納の体制準備に関する事 ④義援金品の受付、保管、配分のための体制整備に関する事 ⑤避難所の開設・運営の体制整備に関する事 ⑥災害援助物資の搬送・配布等の応援体制整備に関する事

部	長	担 当	分 担 事 務
福祉救護部	福祉課長	福祉課 子育て健康課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の日本赤十字社の救護活動との連絡調整の体制整備に関する事 ②災害時の救急医療等、助産及び保健活動の体制整備に関する事 ③応急救護所の開設に係る体制整備に関する事 ④要配慮者等の把握、確認及び支援体制整備に関する事 ⑤医療品の備蓄、医療機関、小田原保健福祉事務所足柄上センター その他関係機関との連絡調整に関する事 ⑥所管施設の耐震性向上等整備に関する事 ⑦保育園児の避難誘導體制の整備に関する事 ⑧災害による応急保育体制の整備に関する事 ⑨社会福祉協議会による災害ボランティアの把握、受入体制の整備 に関する事 ⑩応急仮設住宅の入居・運営に関する事
建設部	都市整備課長	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の防疫、衛生活動体制の整備に関する事 ②災害時の動物（ペット含む）救護体制の整備に関する事 ③災害時の廃棄物処理体制の整備に関する事 ④水道施設、公共下水道施設の耐震性向上等整備に関する事 ⑤非常用飲料水貯留槽ろ水機の整備及び維持管理に関する事 ⑥応急飲料水の確保及び給水体制の整備に関する事
		地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の主要食料等の調達体制の整備に関する事 ②所管施設の耐震性向上等整備に関する事 ③災害時の家畜の防疫体制整備に関する事 ④物資集積所の管理、整備に関する事 ⑤事業所等の業務継続に関する事
		都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ①まちの強靱化に向けた道路、河川、橋りょう等の整備に関する事 ②応急対策に必要な土木機械器具及び資材等の確保体制の整備に関する事 ③応急仮設住宅の体制整備に関する事 ④水防に関する事 ⑤建築物震後対策の体制整備に関する事 ⑥まちの強靱化に向けた開発造成地の調査及び指導に関する事 ⑦治水、治山、砂防に関する事 ⑧建築物の耐震性補強に関する事 ⑨緊急輸送道路に関する事 ⑩危険箇所等の確認体制等に関する事
教育部	教育総務課長	教育総務課 学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ①防災教育に関する事 ②園児・児童・生徒の避難誘導體制の整備に関する事 ③災害時における園児・児童・生徒に対する体制整備に関する事 ④避難所の開設・運営協力の準備体制の整備に関する事 ⑤教育施設の耐震性向上等に関する事 ⑥文教関係義援金、寄附金等の受入体制整備に関する事
		生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の文化財の保護体制整備に関する事 ②社会教育施設の耐震性向上等整備に関する事 ③避難所の開設・運営協力の準備体制の整備に関する事

部	長	担 当	分 担 事 務
機 動 部	団 長	消 防 団	①災害情報の収集に関すること ②消防機関の統制に関すること ③災害時の火災等、警戒防御体制の整備に関すること ④人命救助・救護活動及び消火活動の訓練に関すること ⑤他に属さない災害時における消防体制の整備に関すること ⑥防災訓練等への指導体制に関すること

第2章 都市の安全性の向上

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

■ 活動の基本方針

町は、自然災害による被害の発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、被害が想定される区域など、災害に関する情報を町民に提供するとともに、都市防災の基本方針を踏まえ、土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備等、都市全体の視点から、常時と災害時の計画の一本化を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

また、平常時より発災時に被害が予測される空家等の状況確認に努めるとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 都市防災の基本方針の推進	・都市整備課
2 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定	・都市整備課
3 市街地の整備	・都市整備課
4 宅地造成地の災害の防止	・都市整備課
5 危険を回避した土地利用	・防災安全課・都市整備課
6 盛土の安全性把握調査の実施	・防災安全課・都市整備課

1 都市防災の基本方針の推進（都市整備課）

「おい都市マスタープラン」に基づき、都市防災の基本方針の推進を図る。

2 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定（都市整備課）

用途地域や準防火地域などの指定に当たっては、延焼遮断帯、避難地、避難路、緊急輸送路、防災拠点などを考慮し、その拡大に努める。

3 市街地の整備（都市整備課）

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を促進することにより、広幅員道路や公園・緑地の確保や無電柱化等、市街地の防災性の向上を図るとともに、密集した市街地の防災性の向上や安全で快適な居住環境の創造に努める。

また、地籍調査を推進し、大規模な地震災害等からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を図る。

4 宅地造成地の災害の防止（都市整備課）

がけ崩れの危険が予想される地域での宅地造成については、県と連携して宅地造成等規制法、都市計画法等に基づき、協議、調整を行う。

5 危険を回避した土地利用（防災安全課、都市整備課）

県が提供する災害履歴や地震等の被害が想定される区域など、災害に関する情報を町民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進する。

6 盛土の安全性把握調査の実施（防災安全課・都市整備課）

県及び町は、盛土による災害防止のための総点検の結果、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがあると判断したものについて、盛土の安全性を把握する調査を進め、土砂の撤去や崩落防止の必要性について検証する。

資料2-1-1 土砂災害危険箇所等の状況

第2節 防災空間の確保

■ 活動の基本方針

市街地内及びその周辺に、災害から住民の生命を保護する場所、救援活動の場、応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる公園・広場等の空地の確保を推進するとともに、避難路としての活用を考慮した緑道等の整備、がけ崩れ等の災害防止を図る観点からの丘陵部西側の斜面緑地等の保全を進める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 オープンスペースの確保	・生活環境課・地域振興課 ・都市整備課
2 道路等の整備	・都市整備課
3 農地等の整備	・地域振興課

1 オープンスペースの確保（生活環境課、地域振興課、都市整備課）

- (1) 災害時に、一時的な避難者の安全確保と火災の延焼阻止のため、既設公園の防災機能の適正な維持管理に努める。
- (2) 防災空間の確保のため、緑地や農地の保全への協力をもとにオープンスペースの確保を図る。

2 道路等の整備（都市整備課）

幅の広い道路、無電柱化等により、防災空間の確保を推進する。

3 農地等の整備（地域振興課）

農地の整備により、災害時に避難地等としても活用可能な防災に資する空間を確保するとともに、延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進める。

第3節 道路・橋りょう、鉄道施設の安全対策

■ 活動の基本方針

道路、橋りょうは、災害時の緊急物資輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速で円滑に実施するため、国等が定める耐震基準等に基づき安全性の向上を一層進める。
また、鉄道施設については、鉄道事業者による防災性のより一層の向上を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 道路の整備	・都市整備課・道路管理者
2 橋りょうの整備	・都市整備課・道路管理者
3 円滑な道路交通の確保	・防災安全課・都市整備課 ・松田警察署・道路管理者
4 鉄道施設の安全確保	・鉄道事業者
5 防災体制の確立	・鉄道事業者

1 道路の整備（都市整備課、道路管理者）

- (1) 防災効果の高い道路として都市計画道路、また、その他の道路や高速道路について、計画的な整備・補強を図る。
- (2) 土砂災害等により通行の支障のおそれがある丘陵地区に関しては、長期的観点から迂回路の整備を図る。
- (3) 災害時の緊急輸送道路としての機能確保や避難路としての機能発揮に考慮した計画的な整備を進める。
- (4) トンネルや横断歩道橋の安全点検、避難路となる道路の歩道の広幅員化、無電柱化を進め安全性のより一層の向上を図る。

2 橋りょうの整備（都市整備課、道路管理者）

全橋りょうの点検結果を踏まえ、新たな橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、老朽化が進む橋りょうの補修を行い、重要路線を優先に必要な耐震化及び落橋防止工事を推進する。

3 円滑な道路交通の確保（防災安全課、都市整備課、松田警察署、道路管理者）

災害時に道路交通機能が円滑に発揮できるよう、日頃から違法駐車防止や放置自転車、沿道への商品の陳列等の防止など、指導の徹底に努める。

4 鉄道施設の安全確保（鉄道事業者）

- (1) 道路との立体交差等、安全施設の整備を図る。
- (2) 路線の盛土、法面箇所等の改良工事、耐震化を進める。

5 防災体制の確立（鉄道事業者）

災害時の要員確保、対策本部の運営、情報の収集・伝達、乗客の避難誘導、施設の応急復旧、関係機関との協力体制など、防災体制の確立を図る。なお、本町にはJR御殿場線が走り、町内に2駅（無人駅）があることから、帰宅困難者対策として、主要駅（松田駅等）における水や食料など緊急物資の備蓄などを促進する。

第4節 崖崩れ対策等の推進

■ 活動の基本方針

豪雨や地震などに起因して発生するがけ崩れ、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害防止施設の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や避難する場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の確立など防災体制を整備する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 警戒・避難対策	・ 防災安全課・都市整備課
2 がけ崩れの防止対策	・ 防災安全課・生活環境課 ・ 都市整備課
3 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策	・ 防災安全課・福祉課 ・ 子育て健康課・教育総務課

1 警戒・避難対策（防災安全課、都市整備課）

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をハザードマップ等で町民に周知する。

また、県と協力して、急傾斜地崩壊危険区域や砂防指定地の指定区域に、標柱及び標識板等を設置するとともに、指定区域等をホームページなどインターネット等により周知する。

(2) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域における警戒・避難対策として、地震後の降雨による土砂災害にも備えるため、土砂災害警戒情報等を用いた高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の発令基準及び発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進める。

(3) 警戒区域に居住する地域住民や観光旅館、要配慮者利用施設の関係者等に対する計画内容の周知を徹底する。

(4) 土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行う。

(5) 地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在する場合に、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

2 がけ崩れ等の防止対策（防災安全課、生活環境課、都市整備課）

(1) 丘陵部地域の保安区域及び急傾斜地は、土砂災害防止のため、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などの指定について県に要望するとともに、その保全を図る。

(2) 丘陵西側の斜面緑地は、がけ崩れの災害防止のため、緑地保全地域の指定に関し、調査を継続する。

3 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策（防災安全課、福祉課、子育て健康課、教育総務課、都市整備課）

要配慮者利用施設の安全を確保するため、施設周辺の災害防止工事を都市整備課は必要に応じ県へ要請する。また、施設管理者へ危険箇所、危険区域、避難場所・避難所、警戒避難基準等の情報を提供するとともに、警戒避難体制の確立を図る。

第5節 ライフライン施設の安全対策

■ 活動の基本方針

上水道、下水道、電気、ガス、通信サービス設備などのライフライン施設は、町民の生活に欠かすことのできない施設であることから、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 上水道施設等の安全確保	・生活環境課
2 下水道施設の安全確保	・生活環境課
3 電気施設の安全確保	・電気事業者・道路管理者
4 都市ガス施設の安全確保	・ガス事業者
5 LPガス施設の安全確保	・(公社)神奈川県LPガス協会 足柄支部・LPガス販売事業者
6 通信サービス施設の安全確保	・通信サービス事業者
7 太陽光発電設備等の導入推進	・生活環境課

1 上水道施設等の安全確保（生活環境課）

- (1) 上水道施設及び水道管路の耐震化を進め安全性の向上を図る。
- (2) 配水池、耐震性貯水槽、鋼板プール、ろ過器等、応急給水設備の整備を図る。
- (3) 関係事業者間の連携や応援協定体制の整備等を推進し、災害時における飲料水の確保や上水道施設、水道管路の早期復旧を図る。

2 下水道施設の安全確保（生活環境課）

- (1) 下水道施設の耐震化を図る。
- (2) 災害用マンホールトイレ等の設置や被災した下水道施設の応急復旧の迅速化を図るため、復旧活動のマニュアルの整備などを進め、復旧体制を確立する。
- (3) 酒匂川流域下水道事業継続計画を踏まえ、関係事業者間の連携や応援協定体制の整備等を推進し、災害時における施設の早期復旧を図る。

3 電気施設の安全確保（電気事業者、道路管理者）

- (1) 東京電力パワーグリッド（株）は、電力施設の耐震化など設備の強化を図る。
- (2) 道路管理者は、電気事業者と協力して国県道等の主要幹線や緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、無電柱化することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図る。

4 都市ガス施設の安全確保（ガス事業者）

- (1) 小田原ガス（株）は、施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 東京ガス（株）は、ガス設備について、既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、代替施設の整備等により施設の機能確保に努める。

5 LPガス施設の安全確保（（公社）神奈川県LPガス協会足柄支部、LPガス販売事業者）

- (1) 公益社団法人神奈川県LPガス協会足柄支部及びLPガス販売事業者は、地震が発生した場合の処置や日常の点検等について、使用者への周知徹底を図る。
- (2) ガス放出防止器やマイコンメーター、ヒューズコック等の安全機器の普及を進める。

6 通信サービス施設の安全確保（通信サービス事業者）

- (1) 東日本電信電話（株）等通信サービス事業者は、通信施設の耐震化や災害時に備えた通信ルートの確保など、通信設備の整備を図る。
- (2) 被災時の復旧システムの整備を図る。
- (3) 災害が発生し通話がつながりにくい状況下での、安否確認等の情報伝達手段の整備及び活用について周知を図る。

7 太陽光発電設備等の導入推進（生活環境課）

災害時に電気を供給することができる太陽光発電設備などの導入や、電気自動車・燃料電池自動車などの分散型電源の普及促進を図り、発災時の電力確保に努める。

資料2-1-2 給水施設等の状況

第6節 液状化対策

■ 活動の基本方針

酒匂川流域の主に砂質地盤の地域で、地震による液状化の発生が懸念されていることから、液状化に関する情報提供等に努めるとともに、液状化に強い建築物の建設促進、公共建築物等の液状化対策を進める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 液状化についての情報提供	・ 防災安全課
2 液状化に強い建築物の建設促進	・ 都市整備課
3 公共建築物等の液状化対策	・ 防災安全課・関係各課

1 液状化についての情報提供（防災安全課）

広報紙、パンフレット、ホームページなどを活用し、県の地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況・液状化現象の発生が予想される地域、液状化による被害など、液状化に関する情報提供を充実し、町民や事業者の「自助」による取り組みを推進する。

2 液状化に強い建築物の建設促進（都市整備課）

液状化に強い建築物の建設を促進するため、建築物の確認申請時などに、県の「建築物の液状化対策マニュアル」の普及・啓発に努める。

3 公共建築物等の液状化対策（関係各課等）

- (1) 新たな公共施設の建築整備に当たっては、液状化対策の導入を図るとともに、既存の公共施設についても、計画的な補強に努める。
- (2) 避難場所や避難所、ヘリポートなど災害時の重要防災施設について、液状化の危険性を踏まえて指定する。

第7節 危険物等施設の安全対策

■ 活動の基本方針

多様化している危険物等施設の耐震化の促進、事業所の自己責任、自主保安体制の充実等安全確保対策を強化する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 事業者に対する指導	・小田原市消防本部・関係機関
2 事業者の措置	・事業者

1 事業者に対する指導（小田原市消防本部、関係機関）

- (1) 小田原市消防本部及び国・県等の関係機関は、危険物等施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導する。
- (2) 先端技術の発展に伴う未規制の化学物質の使用増大に対応し、これら化学物質の安全対策について、次の関係法令に基づき指導を促進する。

■ 関係法令一覧

危険物：消防法
 高圧ガス：高圧ガス保安法
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
 火薬類：火薬類取締法
 毒・劇物：毒物及び劇物取締法

2 事業者の措置（事業者）

危険物等施設の事業者は、危険物等施設からの火災、爆発流出等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、設備の更新、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など、災害に備えて必要な措置を図る。

第8節 建築物等の安全確保

■ 活動の基本方針

町民の人命・財産の保護を図るため、公共施設等や一般住宅等の建築物の耐震性を高めるとともに、落下物等の防止対策やブロック塀等の安全対策を進め、都市の安全性の向上を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 町施設の安全確保	・総務課・防災安全課・関係各課
2 民間の建築物の安全確保	・防災安全課・都市整備課
3 落下物の防止対策	・防災安全課
4 ブロック塀の倒壊防止対策	・防災安全課・都市整備課
5 その他の安全対策	・関係各課
6 応急危険度判定制度等の活用	・都市整備課

1 町施設の安全確保（総務課、防災安全課、関係各課）

- (1) 町が管理する施設について、耐震診断や耐震補強工事を進めるとともに、耐火性能の向上を図る。
- (2) 施設内の各設備、備品の転倒防止対策を講じる。
- (3) 施設の耐震化に係るリストを作成し、公表するよう努める。

2 民間の建築物の安全確保（防災安全課、都市整備課）

- (1) 民間の建築物、一般の住宅等について、耐震・耐火性能の確保や、建物内の設備、備品等の転倒防止やガラスの飛散防止対策を促進するための広報活動を行い、建築物の安全性の向上を図る。
- (2) 木造住宅耐震診断や耐震改修の補助事業により木造住宅の耐震化を推進する。
- (3) 不特定多数の者や要配慮者が利用する大規模建築物及び緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取り組みを推進する。
- (4) 避難場所、避難所、避難路等の周辺建物の耐震化を促進する。

3 落下物の防止対策（防災安全課）

窓ガラス、外装材、広告塔、看板灯の落下防止対策や強化ガラスの普及、窓ガラスの飛散防止対策、建築物における天井の脱落防止対策などを促進する。

4 ブロック塀の倒壊防止対策（防災安全課、都市整備課）

ブロック塀の安全点検、耐震性の確保、ブロック塀のつくり方、補強方法等についての知識の普及・啓発を推進する。

5 その他の安全対策（関係各課）

町が管理する施設を始め、社会福祉施設等について、エレベーターにおける閉じ込め防止装置の設置、救出体制の整備を進める。

6 応急危険度判定制度等の活用（都市整備課）

(1) 災害により建築物や宅地が被災したときに、その危険性を迅速に把握するため、応急危険度判定制度、被災宅地危険度判定制度等を活用できるよう、建築関連団体等との協力体制を整備する。

(2) 職員による被災宅地危険度判定士資格取得及び有資格者の資質向上を図る。

第3章 災害時応急活動事前対策

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

■ 活動の基本方針

インターネット環境や防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備を進めるとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

また、平常時より防災関連情報の収集、蓄積に努め、ハザードマップや防災マップにより災害危険性の周知等に生かす。

さらに、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム等共通のシステムに集約できるよう努める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 情報提供体制の整備と習熟	・ 防災安全課・全課
2 災害情報に関するシステム等の整備と習熟	・ 防災安全課・全課
3 被災者支援に関する情報システムの運用等	・ 防災安全課・全課
4 民間の通信関係団体等との連携	・ 防災安全課
5 広報体制の整備	・ 防災安全課・協働推進課
6 報道機関との連携	・ 協働推進課

1 情報提供体制の整備と習熟（防災安全課、全課）

- (1) 災害の発生のおそれがあるとき、また、災害時における情報の収集・提供が円滑に行われるよう、庁内及び関係機関等との連絡体制について、担当者不在時の対応も含め、整備する。
- (2) 職員は、各自の分担業務に関して収集・提供すべき情報と連絡システムを日頃から習熟しておく。

2 災害情報に関するシステム等の整備と習熟（防災安全課、全課）

- (1) 防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、FAX、携帯電話、スマートフォン、あんしんメール（登録者メール配信システム）、チェックインシステム（職員メールシステム）、インターネット回線及び通信機材など、災害情報に関するシステムや資機材を整備し、定期的に点検する。
- (2) 災害時にシステム等が確実に使えるよう、システム等の設置場所の耐震化を図るとともに、停電時における非常電源、自家発電機の適正な維持管理及び整備に努める。

- (3) システム等の運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努める。

3 被災者支援に関する情報システムの運用等（防災安全課、全課）

- (1) 罹災証明書の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理する被災者生活再建支援システムの運用を適切に行う。
- (2) 町民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等各種通信手段の活用を図る。
- (3) NTT東日本が運用する災害用伝言ダイヤル「171」等や携帯電話事業者等が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- (4) 町外に避難する被災者に対して必要な情報を周知できるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの運用を図るとともに、災害や生活情報を提供できるよう、体制の整備に努める。

4 民間の通信関係団体等との連携（防災安全課）

災害時には通信手段が不通になるおそれもあり、幅広く迅速な情報の収集・提供が必要になることなどから、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保に努める。

5 広報体制の整備（防災安全課、協働推進課）

- (1) 広報車、防災行政無線などの広報手段を整備するとともに、避難所等におけるインターネットの活用等、適切な広報手段の整備を図る。
- (2) 外国人を始め要配慮者等への情報提供方法・手段について関係各課と連携し、検討、確保する。

6 報道機関との連携（協働推進課）

災害時に報道機関と情報の提供・収集が円滑に行われ、被災者に対して必要な情報を的確に提供できるよう、報道機関との連携体制の整備を図る。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

■ 活動の基本方針

適切な職員の配備体制を整えるとともに、災害や職員の参集状況に応じた組織体制をとることで、災害対策本部機能の確保を図るとともに、各種業務マニュアルの整備及び習熟を推進することで災害対策本部の機能の充実・強化に努める。また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備により、災害対策本部の機能強化を図る。

災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続に向けた人員や資機材等の確保、定期的な教育や訓練等により実効性のある業務継続体制の確保に努める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 役割分担の明確化と習熟	・全課・防災安全課
2 動員体制の適正化	・全課・防災安全課
3 組織体制の充実	・全課・防災安全課
4 災害対策本部の代替機能の整備等	・全課・防災安全課
5 通信設備の整備	・防災安全課
6 資機材・備品の整備	・防災安全課
7 業務継続体制の確保	・総務課

1 役割分担の明確化と習熟（全課、防災安全課）

本計画書を各課等に常備し、会議その他の機会を通じて職員の役割分担を明確にするとともに、必要に応じ、各分担事務の実施要綱等を作成するなど、各職員は、自分の役割と組織全体の体制や動き方を習熟しておく。

職員が平常時より災害に対し心得ておくべき一般的な事項は次のとおり。

(1) 常時

職員は、災害発生のおそれのあるとき及び災害発生時における配備体制や自己の任務を十分に習熟するとともに、災害活動に必要な身の回り品等について整備しておく。

(2) 勤務時間外

休日や夜間など勤務時間外における参集については、次の点に十分留意する。

ア 職員は、災害発生のおそれのあるときは、ラジオ、テレビなどの聴視、所属長、防災安全課等への電話照会など自ら工夫して、災害の状況、配備命令等を知るように努める。特に、各自が配備される一段階前の状況になったと予想されるときは、自分の配備指令に備える。

イ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが高いときは、配備指令がない場合であっても、状況によって所属長と連絡をとり、進んでその指揮の下に行動するものとする。

ウ 参集に当たっては、家族の安全確保を確認した上、速やかに役場庁舎等各自の参集場所へ参集する。

エ 参集する際の手段は、災害の状況を考慮し、できるだけ自動車を避け、オートバイ、自転車、徒歩など安全な方法を選択するものとする。

オ 万一被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配備につくことが不可能な場合は、所属長へその旨を速やかに報告し、指示を受ける。

カ 参集の途上では極力現地の情報収集に努め、参集後、所属長に報告する。

キ 参集時に町民などから救助の要請を受けたときは、消防機関や警察署等へ通報するとともに、人命救助など適切な措置を講じてから参集する。

2 動員体制の適正化（全課、防災安全課）

(1) 災害が発生したときの職員の参集・活動が迅速に行われるよう、各職員の居住地等に配慮し、緊急時の交代要員等も含め、適切な動員体制を整備する。

(2) 各職員は、災害発生の可能性、発生状況に応じた参集方法・体制についてあらかじめ検討しておく。

3 組織体制の充実（全課、防災安全課）

被害の実態や災害発生前後の時間経過に伴う災害対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織の充実を図る。

4 災害対策本部の代替機能の整備等（全課、防災安全課）

(1) 災害時に設置する災害対策本部の設置場所並びに設置予定場所が被災した場合を想定し、生涯学習センターを代替災害対策本部とするために、日頃から設備の転倒防止対策や設置場所の整理整頓に努め、代替機能の充実を図る。

(2) 災害対策本部の設置場所について、移転等が発生した際にも全職員に周知可能な体制を整備する。

5 通信設備の整備（防災安全課）

(1) 災害時に使用する電話、無線、テレビ、ラジオ、パソコンなどの通信設備を災害対策本部設置場所（代替場所も含む。）に整備するとともに、定期的な点検を行う。

(2) 災害時の停電を想定した、非常電源の確保を図る。

6 資機材・備品の整備（防災安全課）

災害対策本部の設置に必要な資機材や備品（標識板、地図、名簿、事務用品等）を災害対策本部設置場所（代替場所も含む。）及び他の利便性の高い場所に整備するとともに、定期的に点検を行う。

7 業務継続体制の確保（総務課）

- (1) 防災上重要な機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。
- (2) 災害時においても継続すべき重要な業務は一定レベルを確保できるようにするとともに、速やかに業務が再開できるように、重要な行政データのバックアップ体制整備、行政サービスの業務継続計画の適正な運用体制の整備及び定期的な見直しを実施する。
- (3) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努める。

第3節 救助・救急、消火体制の充実

■ 活動の基本方針

延焼の危険が予想される地域の解消や防災資機材等の確保、火災が起こりにくいまちの構造づくりに努めるとともに、小田原市消防本部、消防団、自主防災組織、町民、事業所などまちぐるみで、消防力の強化を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 消火活動困難地域の解消	・ 防災安全課・都市整備課 ・ 小田原市消防本部
2 常備消防力の強化	・ 小田原市消防本部
3 救助・救急、消火活動体制の整備	・ 防災安全課・都市整備課 ・ 小田原市消防本部
4 町民等の消防力の強化	・ 防災安全課・消防団
5 消防水利の整備	・ 防災安全課
6 施設等における出火防止対策	・ 小田原市消防本部
7 危険物等施設における出火防止対策	・ 小田原市消防本部・事業者
8 化学薬品等の安全対策	・ 小田原市消防本部・関係機関
9 広域的な連携強化	・ 防災安全課 ・ 小田原市消防本部・消防団

1 消火活動困難地域の解消（防災安全課、都市整備課、小田原市消防本部）

木造建築物が密集しているなどの延焼危険箇所や消防車両の通行が困難な箇所等の解消に努める。

2 常備消防力の強化（小田原市消防本部）

- (1) 消防計画に基づき、防災用車両、消防無線、その他消防資機材の整備、訓練の実施など、有事即応体制の強化を図る。
- (2) 火災現場で活動中の消防隊と小田原市消防本部を結ぶ無線網等を整備する。
- (3) 地震発生時における広域的な火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定する。
- (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

3 救助・救急、消火活動体制の整備（防災安全課、都市整備課、小田原市消防本部）

- (1) 職員による無人航空機（ドローン）を活用した、災害発生時における映像情報収集の強化に努める。
- (2) 応急活動のための資機材、食料、燃料等の確保に努める。

- (3) 出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等を促進するとともに、防災空間の確保を図る。

4 町民等の消防力の強化（防災安全課、消防団）

- (1) 消防団員の確保・育成、活動の充実を図る。
- (2) 自主防災組織の防災訓練の指導、資機材の配備への支援を図る。
- (3) 町民への出火防止、初期消火方法の普及など、地域住民による消防力の強化に努める。

〔一般家庭における出火防止対策〕

ア 消防団、自主防災組織等各種団体を通じ、一般家庭に対し消火器具や耐震消火装置付暖房器具、ガス漏れ防止器具等の普及と取り扱いの指導を行う。

イ 出火防止に関する知識、初期消火の仕方など、災害防止の心得の普及徹底を図る。

ウ 二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断やガスの閉塞が確実に実施されるよう、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努める。

- (4) 事業所における出火防止や初期消火方法の普及に努める。

5 消防水利の整備（防災安全課）

- (1) 消火栓の適正配置及び機能維持を図る。
- (2) 震災時に消火栓の機能が働かなくなることなども想定し、防火水槽・プール・街頭消火器等の機能維持を重点に、定期的に点検・改善を進める。
- (3) 耐震性防火水槽の設置を推進する。
- (4) 開発行為の同意協議に際し、消防水利の基準に該当する40 t以上の耐震性防火水槽の設置等を指導する。
- (5) 井戸を所有する家庭へ、災害時に井戸水を活用できるよう協力を要請する。

6 施設等における出火防止対策（小田原市消防本部）

- (1) 防火対象物の防火管理並びに消防用設備の維持管理の状況について、適時査察、指導を行う。
- (2) 建築物の新築、増築及び改築等の同意事務時に、消防法に規定する建築確認同意制度の効果的な運用を図る。

7 危険物等施設における出火防止対策（小田原市消防本部、事業者）

- (1) 危険物製造所、貯蔵所、取扱所を適時査察し、危険物の貯蔵、取り扱い及びその位置、構造、設備について基準に適合させ、危険物災害の発生防止を図る。

(2) 石油類等の危険物を有する事業所は、危険物取扱い及び貯蔵における災害発生を防止するため、危険物取扱者や危険物保安監督者により無資格者の保安監督にあたるほか、当該危険物等施設の位置、構造、設備の維持管理にあたり、県知事が行う危険物の取扱作業に関する保安講習を定期的に受けることとする。

8 化学薬品等の安全対策（小田原市消防本部、関係機関）

化学薬品を取り扱う町内の学校、事業所等に対し立入検査を定期的を実施し、保管の適正化を指導するとともに、実態調査を行い、個別的、具体的な安全対策の指導を行う。

9 広域的な連携強化（防災安全課、小田原市消防本部、消防団）

神奈川県下消防相互応援協定や神奈川県内消防広域応援実施計画、他自治体と締結している応援協定等に基づき、相互の連携強化を図る。

資料2-1-20 消防団の状況

資料2-1-21 消防水利の状況

第4節 救助・警備体制の充実

■ 活動の基本方針

災害時の救助活動が迅速・効果的に行われるよう、必要な資機材を整備するとともに、小田原市消防本部、民間事業者等と連携を強化する。
また、災害時の混乱状況の中で犯罪が起きないように、警察や自主防災組織と連携して、災害時の警備体制を確立する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 救出救助活動用資機材の整備	・ 防災安全課・都市整備課
2 関係機関との連携	・ 防災安全課
3 警備体制の整備	・ 防災安全課

1 救出救助活動用資機材の整備（防災安全課、都市整備課）

災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進める。

また、救助活動に必要な建設資機材を有する土木建設業者との応援協定に基づき、協力体制を確立する。

2 関係機関との連携（防災安全課）

(1) 災害時の救助活動について、小田原市消防本部、松田警察署、自衛隊、消防団、自主防災組織等との連携体制を整備する。

(2) 小田原市消防本部等と連携し、自主防災組織、事業所の防火管理者等に対し、救出活動技術、応急救護技術の普及・訓練を推進する。

3 警備体制の整備（防災安全課）

災害時に懸念される犯罪を防止するため、災害時の警備体制について松田警察署、自主防災組織等との連携体制を整備する。

また、災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

資料2-1-19 災害時における応急対策に関する協定書（松田地区建設業協会）

第5節 避難対策

■ 活動の基本方針

指定避難所の適切な指定を行い、地域住民への徹底した周知を行うとともに、随時に指定施設の見直しに努め、地域住民の安全な避難先を常時確保する。
また、避難誘導が迅速・的確にできる体制等の整備を進めるとともに、感染症対策を踏まえて、安心して避難生活を送れるように備蓄や施設環境の整備を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 避難所・避難場所の確保及び整備	・防災安全課
2 避難所・避難場所の周知徹底	・防災安全課
3 避難誘導対策	・防災安全課・福祉課 ・都市整備課
4 避難所の運営管理	・防災安全課・税務課・会計室 ・教育総務課・生涯学習課
5 避難所外避難者への対策	・防災安全課・全課
6 町民への周知	・防災安全課
7 避難訓練	・防災安全課・全課
8 応急仮設住宅の準備	・防災安全課・都市整備課 ・福祉課
9 ペット対策	・防災安全課・生活環境課
10 感染症対策	・防災安全課・福祉課 ・子育て健康課

1 避難所・避難場所の確保及び整備（防災安全課）

(1) 各地域の人口・世帯数の動向、過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために十分必要な避難所の収容力を確保できるよう、必要に応じて新たな避難所・避難場所を選定する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(2) 災害種別に応じた指定緊急避難場所及び指定避難所(福祉避難所を含む。)を指定し、日頃から住民等への周知徹底や災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り開設するように努める。

(3) 避難生活が長期化した場合のことも十分考慮に入れて、避難所活動に必要なとなる通信手段、資機材、物資等の整備を進める。

(4) 県有施設や民間施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図る。

2 避難所・避難場所の周知徹底（防災安全課）

- (1) 避難所・避難場所の所在について、ハザードマップ、広報紙、誘導標識、案内板などにより町民等への周知徹底を図る。
- (2) 避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- (3) 平常時から、指定避難所等の場所や収容人数等について、町民への周知徹底を図り、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努め、避難の円滑化に努める。

3 避難誘導対策（防災安全課、福祉課、都市整備課）

- (1) 地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、町民への周知に努める。
- (2) 災害時に安全に避難場所まで移動できるよう、避難場所までの歩行動線の充実と幅員の広い区画道路を整備する。
- (3) 地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、自主防災組織と連携を図る。
また、指定管理施設においては指定管理者により来訪者・入居者の避難誘導が適切に実施されるよう、町や消防団、地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにするなどの工夫に努める。
- (4) 避難行動要支援者支援制度に基づき、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努め、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備を進める。
- (5) 社会福祉施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、県及び町はその支援に努める。

4 避難所の運営管理（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課）

- (1) 県の避難所マニュアル策定指針を参考に、感染防止対策や男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所開設・運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営体制を整備する。
- (2) 被災者が安心して避難所で避難生活が送れるよう、避難所の生活環境の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるなど、必要な対策に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発を行う。
- (3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、要配慮者、女性、子どもにも配慮して、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

- (4) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、「トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。」「照明を増設する。」等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (5) 要配慮者等に配慮した福祉避難スペースの設営を想定し、必要な支援ができる体制を整備する。
- (6) 指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

5 避難所外避難者への対策（防災安全課、全課）

関係機関等と連携し、県の避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じた検討に努める。

6 町民への周知（防災安全課）

- (1) 災害時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、地域内の指定避難所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ町民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について啓発する。
- (2) 二次被害防止のため、避難する際のブレーカーの遮断、ガスの閉塞の実施について、日頃から啓発するとともに、電気復旧の通電の際には地域における周知に努める。
- (3) 日頃から住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への立ち退き避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、立ち退き避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

7 避難訓練（防災安全課、全課）

住民参加の避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図る。

8 応急仮設住宅の準備（防災安全課、都市整備課、福祉課）

- (1) 大規模災害時には、応急仮設住宅において避難者を収容できるよう、応急仮設住宅の建設場所を想定しておくとともに、県、建設業者、資機材取扱業者等との協力体制を整備する。

- (2) 災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。
- (3) 県の実施する応急仮設住宅（建設型・民間賃貸住宅借上げ型）の供給に関する訓練に参加協力する。
- (4) 応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、あらかじめ検討しておく。
- (5) 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の要領の詳細を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (6) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

9 ペット対策（防災安全課、生活環境課）

- (1) 事前にペット同行避難のルールを作成し、地域住民にそれを周知する。
- (2) 避難所におけるペット同行については、鳴き声、臭い、毛の飛散、アレルギー、衛生面に関する問題等が発生することから、飼育スペース、ケージの確保や、飼い主の管理責任など、注意事項を可能な限り具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づける。
- (3) 必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。
- (4) 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所等に避難してくることが予想されるため、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関と連携し、救護体制を整備する。

10 感染症対策（防災安全課、福祉課、子育て健康課）

- (1) 平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておき、感染症患者が発生した場合や受け入れる際の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (2) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (3) 県及び保健所は、町との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

資料2-1-28 避難所・避難場所一覧

第6節 帰宅困難者対策

■ 活動の基本方針

帰宅困難者の発生を抑制するため、県や企業等と連携して、企業・町民に対し、一斉帰宅抑制の周知を図る。

また、災害発生時の交通機関停止時に、駅周辺における滞留者の発生や混乱の状況などを速やかに判断し、関係機関と連携して、帰宅困難者一時滞在施設の開設と周知を円滑に行う体制の確保に努める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 一斉帰宅抑制の周知	・防災安全課・関係機関・事業所
2 企業等の取り組みの促進	・防災安全課・関係機関・事業所
3 避難対策	・防災安全課・関係機関・事業所
4 徒歩帰宅者対策	・防災安全課・関係機関・事業所
5 訓練の実施	・防災安全課・関係機関・事業所

1 一斉帰宅抑制の周知（防災安全課、関係機関、事業所）

- (1) 帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、交通機関の復旧の見込みが立たない場合には、企業等は従業員等を一定期間事業所に留めておくなどの「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知する。
- (2) 関係機関と協力して、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画（BCP）の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取り組みを促進する。

2 企業等の取り組みの促進（防災安全課、関係機関、事業所）

- (1) 企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。
- (2) 帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知する。

3 避難対策（防災安全課、関係機関、事業所）

- (1) 発災時における帰宅困難者のため、県、近隣市町、鉄道事業者、バス事業者、警察等と協力して滞留者の誘導に努める。
- (2) 帰宅困難者への情報提供や一時的な避難施設の提供など支援体制を整える。
- (3) 県と連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における食料、飲料水等の計画的な備蓄を進める。

- (4) 帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、県内のターミナル駅等を中心に、町、県、近隣市町、鉄道事業者、松田警察署、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進める。
- (5) 帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し、迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

4 徒歩帰宅者対策（防災安全課、関係機関、事業所）

事業者・団体と締結した協定により、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の拡充を図るとともに、町民への周知に努める。

5 訓練の実施（防災安全課、関係機関、事業所）

県や関係機関と協力して、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の在り方を検討する。

第7節 要配慮者等に対する対策

■ 活動の基本方針

地震等災害発生時、避難誘導、救助等において、要配慮者等の状況に配慮した適切な対応を行うとともに、安心した避難生活ができる体制の整備を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画	・福祉課・子育て健康課 ・関係機関
2 避難誘導、搬送等	・福祉課・子育て健康課 ・関係機関
3 避難対策	・防災安全課・福祉課 ・子育て健康課・関係機関
4 社会福祉施設等における対策	・福祉課・子育て健康課 ・社会福祉施設管理者・関係機関
5 外国籍の町民への対策	・防災安全課・町民課 ・社会福祉協議会

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画（福祉課、子育て健康課、関係機関）

- (1) 避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を記載する。
- (2) 福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。計画には、避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項を記載する。
- (3) 消防機関、松田警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意（個別避難計画については避難支援等実施者の同意）、又は、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等をより一層図る。また、その際、情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。
- (4) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- (5) 安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 保育所や児童コミュニティクラブにおける児童の安全確保等のため、災害時の対応や保護者との情報共有の取り組みを促進する。
- (7) 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努める。

2 避難誘導、搬送等（福祉課、子育て健康課、関係機関）

- (1) 町と施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努める。
- (2) 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。
- (3) 小学校就学前の子どもたちの安全で着実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

3 避難対策（防災安全課、福祉課、子育て健康課、関係機関）

- (1) 避難所において高齢者、障がい者、妊産婦等が安心して生活できるよう支援体制の整備に努める。
- (2) 避難所の指定に当たっては、要配慮者が必要な支援を受けられるよう、各避難所に福祉避難スペースを設けるなど、受入体制を整備する。また、更に高度な支援が必要な方を各避難所でスクリーニングにより確認し、高度支援を行う避難所へ移送、集約対応するなど、要配慮者が必要とする支援の程度に応じた段階的支援が適切に実施できるよう体制を整備する。
- (3) 要配慮者の二次的避難所として、設備や体制が整った社会福祉施設等を活用できるよう、施設管理者と災害時の対応について協定を結び、福祉避難所としての指定に努める。
- (4) 福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示する。

また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

- (5) 高齢者、障がい者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅（福祉仮設住宅を含む。）の設置に努めるとともに、高齢者、障がい者等要配慮者が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮する。
- (6) 人工透析患者等の要配慮者に、必要な医療が確保できるように、災害時における医療支援体制を検討する。

4 社会福祉施設等における対策（福祉課、子育て健康課、社会福祉施設管理者、関係機関）

- (1) 社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、避難確保計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や町民、自主防災組織等との連携に努める。また、施設相互間で災害時応援協定を締結するよう努める。
- (2) 社会福祉施設等の管理者等は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育の推進や避難訓練等を実施する。
また、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。
- (3) 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通所児童等の保護のために、県や町との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確保等に努める。

5 外国籍の町民への対策（防災安全課、町民課、社会福祉協議会）

- (1) 災害時に外国籍の町民の安全が確保されるよう、外国語の話せるボランティアなどの確保及び協力体制の整備に努めるとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所等の標識を設置する場合は、日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、標識の見方について、あらかじめ周知に努める。
- (2) 外国籍の町民の防災訓練への積極的な参加を促進する。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

■ 活動の基本方針

町民一人ひとりに、災害に備え最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水等の備蓄や非常持出品の準備に努めるよう要請するとともに、防災備蓄倉庫を中心に、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食料の備蓄を推進する。また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、県と連携して物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として民間事業者の管理する施設の活用など協力体制を構築する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 防災備蓄体制の整備	・ 防災安全課
2 物資の供給体制の整備	・ 防災安全課・地域振興課
3 要配慮者への配慮等	・ 防災安全課・地域振興課
4 飲料水等の確保	・ 防災安全課・生活環境課
5 給水体制の整備	・ 生活環境課
6 食料の備蓄	・ 防災安全課
7 給食設備等の整備	・ 防災安全課
8 生活必需品の備蓄	・ 防災安全課

1 防災備蓄体制の整備（防災安全課）

- (1) 飲料水、食料、生活必需品などの災害時用備蓄品や防災資機材などの整備を更に充実する。
- (2) 防災備蓄倉庫を拠点とした、円滑な救援物資の集配・一時保管体制の確保を図る。

2 物資の供給体制の整備（防災安全課、地域振興課）

- (1) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。
- (2) 物資の受援体制を強化するため、民間の施設や輸送・集配のノウハウが活用できるよう、協定の充実を図るとともに、物流事業者などと連携し、様々な事態を想定した物資の輸送や受け入れの訓練を実施し、受援体制の充実を図る。
- (3) 災害時に十分な食料や生活必需品等物資の供給ができるよう、販売業者や大井町商工振興会等を通じて、調達に関する協定を充実する。

また、町内の小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。

3 要配慮者への配慮等（防災安全課、地域振興課）

傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、女性などに必要となる物資や災害が発生した季節、避難生活が長期化した場合なども想定し、備蓄品目の検討を行い、確保を進める。

4 飲料水等の確保（防災安全課、生活環境課）

- (1) 災害時に必要となる量の飲料水及び生活用水を確保できるよう、貯水槽等を維持・管理する。
- (2) 災害時に井戸水を活用できるよう、利用可能な井戸の調査、水質検査を行い、井戸所有者との協力体制を整備する。
- (3) 災害に備え、家庭や事業所等において最低3日分、推奨1週間程度の飲料水を確保しておくよう、備蓄を促進する。

5 給水体制の整備（生活環境課）

- (1) 給水タンク、応急給水に必要な資機材等の定期的な点検、整備を行う。
- (2) 水道施設が被災した場合を想定し、被害状況に応じ臨時給水栓の配備等、効果的な給水方法・体制について検討、整備する。
- (3) 水道施設が被災したり、給水量が不足した場合に応援を要請できるよう、各種の応援協定に基づき連携体制を強化する。
- (4) 水道施設が被災した際に速やかに復旧できるよう、復旧作業や必要な資機材等の取扱事業者との応援協力体制を協議、整備する。

6 食料の備蓄（防災安全課）

- (1) アルファ米、サバイバルフーズ等を計画的に備蓄する。
- (2) 災害に備え、家庭や事業所等において、最低3日分、推奨1週間程度の食料を確保しておくよう、備蓄を促進する。

7 給食設備等の整備（防災安全課）

避難所における給食設備や、野外での調理器などの資機材を整備する。

8 生活必需品の備蓄（防災安全課）

- (1) 避難生活に必要な毛布などの生活必需品について計画的に備蓄する。
- (2) 高齢者や障がい者の介護、乳幼児の保育、女性などに欠かせない品目や非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）などについて、家庭等において確保しておくよう促進する。また、避難する際には、必要最低限の量の物資を持ち出すよう啓発に努める。
- (3) 医療機関、社会福祉施設等においては、患者や入所者等の生活に欠かせない品目を確保しておくよう促進する。

- 資料2-1-29 災害時における応急措置の協力に関する協定書（大井町管工事組合）
- 資料2-1-30 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
- 資料2-1-31 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する協定
- 資料2-1-32 災害時における飲料水の調達に関する協定書（富士ボトリング（株））
- 資料2-1-33 災害時における協力に関する協定書（大井町飲食店組合）
- 資料2-1-34 災害時における食糧の供給に関する協定書（（株）林養魚場）
- 資料2-1-35 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（大井町商工振興会）
- 資料2-1-36 生活必需物資の調達に関する協定書（（株）ヤオマサ）
- 資料2-1-37 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（（株）カインズ）
- 資料2-1-38 災害救助物資等の保管協力に関する協定書（（株）新三善）
- 資料2-1-39 災害時における畳の提供に関する協定
（5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会）
- 資料2-1-47 災害時における物資の輸送に関する協定（（株）新三善）
- 資料2-1-48 災害時における物資供給に関する協定書（王子コンテナ（株）神奈川工場）

第9節 医療・救護・防疫対策

■ 活動の基本方針

災害時の医療、救護活動が迅速、的確に行われるよう、医療関係機関との連携のもと、傷病者の受入体制、搬送体制を整備するとともに、医薬品等必要物資の備蓄に努める。
また、災害時における衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を維持できるよう、防疫、保健衛生活動体制を整備する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 医療関係機関との連携強化	・子育て健康課
2 医療救護体制の整備	・子育て健康課
3 防疫・保健衛生活動の体制整備	・子育て健康課・生活環境課
4 広域的な医療体制の整備	・子育て健康課
5 医薬品、医療資機材の整備	・防災安全課・子育て健康課
6 要配慮者等に対する支援体制の整備	・福祉課・子育て健康課
7 感染症患者への対応	・子育て健康課
8 火葬体制の整備	・町民課

1 医療関係機関との連携強化（子育て健康課）

医療施設における災害時の傷病者の受入体制、医療施設との連絡体制などについて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議の上確立する。

2 医療救護体制の整備（子育て健康課）

- (1) 災害が発生したときに福祉救護部に編成する救護班の体制を整備する。
- (2) 保健福祉センターに設置される応急救護所に必要な資機材の整備を図る。
- (3) 災害発生時に編成される、神奈川県医師会救護隊足柄上支部による救護班（医療チーム）との連絡体制や活動体制、受入体制などについて協議、整備する。
- (4) 救護班（医療チーム）が拠点病院等に派遣された場合に備え、同班の搬送や現地合同調整所における情報共有など連絡体制を整備する。
- (5) 応急救護所に救護班が派遣された場合に備え、連絡調整を担当する職員をあらかじめ指名する。

3 防疫・保健衛生活動の体制整備（子育て健康課、生活環境課）

小田原保健福祉事務所足柄上センターと連携し、救護班や医療ボランティア等の受け入れ調整、医療情報の収集・提供、被災者に対する健康管理、災害時の防疫活動、衛生指導、保健指導のための体制を整備する。

4 広域的な医療体制の整備（子育て健康課）

大規模災害時には、重傷者や特殊医療を要する患者などを、災害医療拠点病院へ搬送することが予想されるため、これら施設との連絡体制、搬送方法、受入体制などについて整備する。

5 医薬品、医療資機材の整備（防災安全課、子育て健康課）

(1) 救護班が使用する医薬品、医療資機材について、足柄上三師会の協力のもと、備蓄を図る。

(2) 災害時に必要になる医薬品、医療資機材等を確保できるよう、関連事業者との連携・協力体制を整備する。

6 要配慮者等に対する支援体制の整備（福祉課、子育て健康課）

(1) 災害発生後に、要配慮者などへの巡回健康相談等ができるよう、平常時から避難行動要支援者を含む要配慮者等の所在を把握しておくとともに、保健師、看護師等の確保を図る。

(2) 災害時医療が確保できるよう、専門医療機関の受入体制などについて、医師会等と協議、確立する。

(3) 被災した町民の精神的なショック、ストレス等を解消できるよう、医師会など関係機関と連携し、その受け入れや対応方法などについて協議、確立する。

7 感染症患者への対応（子育て健康課）

災害時に感染症患者が発生した場合に備え、医療機関と連携し、患者の移送、受入体制を整備する。

8 火葬体制の整備（町民課）

神奈川県広域火葬計画に基づき、災害時における遺体の火葬等を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、埋葬等の手配を行うための体制を整備する。

- 資料2-1-22 大井町災害医療対策実施要綱
- 資料2-1-23 大井町災害医療対策実施要綱に関する取扱要綱
- 資料2-1-24 救急医療品の備蓄管理に関する協定
- 資料2-1-25 町内医療機関一覧表
- 資料2-1-26 災害医療拠点病院
- 資料2-1-27 血液製剤の供給血液センター

第10節 文教対策

■ 活動の基本方針

学校施設や設備、通学路の安全対策や避難体制の充実を図り、園児・児童・生徒の安全を確保する。また、避難場所としての果たすべき学校の役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 施設の安全対策	・教育総務課・学校等 ・子育て健康課
2 災害時の児童・生徒等の安全確保	・教育総務課・学校等 ・子育て健康課
3 防災教育の充実	・教育総務課・学校等 ・子育て健康課
4 学校等における避難所の開設	・教育総務課・学校等
5 発災後の教育体制	・教育総務課・学校等
6 文化財の対策	・生涯学習課・文化財所有者等

1 施設の安全対策（教育総務課、学校等、子育て健康課）

- (1) 学校施設等の被災に対応する防災資機材等の整備を図る。
- (2) 学校施設等の耐震補強、耐火性の向上、施設・設備の安全点検の実施などの安全対策を推進する。

2 災害時の児童・生徒等の安全確保（教育総務課、学校等、子育て健康課）

- (1) 学校等は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練の実施や園児・児童・生徒等の通学路の安全点検を行う。
- (2) 学校等は、災害時における園児・児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定める。
- (3) 障がいがある児童・生徒等の避難については、障がいの状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整える。
- (4) 災害時に園児・児童（児童コミュニティクラブ（学童保育）を含む）・生徒の安全を確保するため、避難体制や保護者との連絡体制を整備する。

3 防災教育の充実（教育総務課、学校等、子育て健康課）

- (1) 児童・生徒等各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために防災教育の充実を図る。
- (2) 教員を対象に専門研修を実施し、防災に関する専門的知識や技能を習得させることで、学校を拠点とした防災活動の展開及び将来的な地域防災の担い手育成を図る。

4 学校等における避難所の開設（教育総務課、学校等）

避難所に指定された学校等が災害時において有効に機能するため、学校等との役割分担や避難所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて確認できるよう、連携の強化を図る。

5 発災後の教育体制（教育総務課、学校等）

大規模災害が発生したときの休校、保護者との連絡、休校後の教育再開の方法などについての体制を整備し、園児・児童・生徒及び保護者への周知徹底を図る。

6 文化財の対策（生涯学習課、文化財所有者等）

(1) 文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化し、文化財の防災意識の啓発を図る。

(2) 県の「神奈川県文化財防災対策マニュアル」に基づき、大規模地震等の災害への事前の備えや、被災後の復旧対策を進める。

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

■ 活動の基本方針

災害応急活動の対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うために、アクセス及びネットワーク機能の向上、道路防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、安全性、信頼性の高い道路網の整備により緊急輸送道路の機能確保を図る。

また、緊急交通路、緊急輸送道路の指定やヘリポートを確保するとともに、通行、輸送に必要な車両の確保、運用体制の整備を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化	・ 防災安全課・都市整備課 ・ 道路管理者・松田警察署
2 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備	・ 都市整備課・道路管理者
3 緊急通行（輸送）車両の運用体制の整備	・ 総務課
4 事業者等との連携体制の強化	・ 総務課
5 ヘリポート等の確保	・ 防災安全課・関係各課

1 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化（防災安全課、都市整備課、道路管理者、松田警察署）

(1) 県指定の緊急輸送道路等のほか、災害時の交通、輸送に重要となる道路について検討し、必要に応じて指定する。

(2) 緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、道路管理者等関係者間で情報の共有化を図り、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進める。

2 緊急輸送道路等の耐震化及び復旧体制の整備（都市整備課、道路管理者）

緊急輸送道路等の橋りょうの耐震及び落橋防止工事を推進する。

また、被災した場合を想定し、啓開・応急復旧のための資機材の備蓄・整備を図るとともに、災害時における建設業者等や道路管理者相互の協力体制の充実・強化を図る。

3 緊急通行（輸送）車両の運用体制の整備（総務課）

町が保有している車両について緊急通行（輸送）車両の事前届出手続を図るとともに、定期的に整備、点検を行う。

緊急通行車両等の事前届出の方法は次のとおりとなっており、届出した車両については、届出済証等の書類を適切に保管する。

- ①緊急通行・輸送業務の実施責任者は、次の書類を添えて、県公安委員会（神奈川県警察本部）に提出する。
- ・緊急通行車両等事前届出書（第1号様式）2通
 - ・自動車検査証の写し1通
 - ・災害協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通
- ②審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証が交付される。

4 事業者等との連携体制の強化（総務課）

災害時に効果的な通行・輸送が行われるよう、緊急通行（輸送）車両としての燃料の優先確保を図るとともに、車両を保有する事業者等との協定締結など連携体制を強化し、民間車両の確保を図る。

5 ヘリポート等の確保（防災安全課、関係各課）

- (1) 災害時のヘリコプターの運用等について、あらかじめ関係機関と協議し、図上訓練等などにより、運用方法等の検証を図る。
- (2) 大規模災害時などに、自衛隊等によるヘリコプターによる物資、人員の輸送が円滑に行われるよう、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めるとともに、ヘリポートが被災して使用できなくなったときの代替地の確保に努める。
- (3) ヘリコプター輸送の円滑な運航のため表示した、小学校、中学校のヘリサインについて適正な維持管理に努めるとともに、役場等の公共施設についても新設表示を検討する。

資料2-1-40 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

資料2-1-41 庁用自動車等一覧

資料2-1-42 緊急通行・輸送車両に係る標示等

第12節 建築物等対策（危険度判定・応急修理）

■ 活動の基本方針

人的二次被害を防止するため、応急危険度判定・被災宅地危険度判定や住宅の応急修理を円滑に実施するための体制整備を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 危険度判定活動実施体制の整備	・防災安全課・都市整備課
2 被災建築物の応急修理体制の整備	・防災安全課・都市整備課
3 住宅被害調査・罹災証明交付体制の整備	・防災安全課・税務課・町民課 ・都市整備課

1 危険度判定活動実施体制の整備（防災安全課、都市整備課）

- (1) 大規模な地震発生時に備え、応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の派遣要請の手順を整理しておく。
- (2) 応急危険度判定活動の円滑な実施のため、判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備する。
- (3) 被災宅地危険度判定に必要なマニュアル整備を行う。
- (4) 県と連携して、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮、監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員を養成する。

2 被災建築物の応急修理体制の整備（防災安全課、都市整備課）

被災建築物の応急修理の迅速化を図るため、町内建設業者等との応援協定の締結等を推進する。

3 住宅被害調査・罹災証明交付体制の整備（防災安全課、税務課、町民課、都市整備課）

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、県の実施する住家被害の調査担当者のための研修に積極的に参加し、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。この際、被災者生活再建支援システムの活用と必要な関連機器の整備を行う。

また、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

資料2-1-45 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定（神奈川県土地家屋調査士会）

第13節 ライフラインの応急復旧対策

■ 活動の基本方針

地震災害発生時に、生活に欠かすことのできない水道、電気、ガス等のライフラインの早期復旧のための、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制整備を進めるとともに、関係事業者間の連携や応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 上水道対策	・生活環境課
2 下水道対策	・生活環境課
3 電気及びガス対策	・電気事業者・ガス事業者
4 通信サービス対策	・電気通信事業者

1 上水道対策（生活環境課）

- (1) 災害時には、備蓄した復旧用資機材を活用し、医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物を、早期に復旧するよう対策を進める。
- (2) 近隣市町等との相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受け入れや復旧活動体制を整備する。

2 下水道対策（生活環境課）

下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、汚水を排水する機能を確保するとともに、下水道の機能を早期に復旧するようさらなる対策を推進する。

3 電気及びガス対策（電気事業者、ガス事業者）

電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被災地域の町民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進める。

4 通信サービス対策（電気通信事業者）

- (1) NTT東日本は、避難所に、被災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前設置に努める。また、NTTドコモは、避難場所、災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。
- (2) 災害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用制限等を行う。

- (3) 被災地に向けた安否確認のための通話等が増加し、通話がつながりにくい状況になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始する。
- (4) 提供条件等は報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知する。

第14節 災害廃棄物等の処理対策

■ 活動の基本方針

災害廃棄物等の処理に係る基本方針や実施体制を定めた災害廃棄物処理計画を策定することなどにより、災害時に災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備に努める。また、平時より災害廃棄物処理に関する対応力の向上を図るとともに、関係機関等との関係を築き、災害時における円滑な災害廃棄物処理体制の確立に備える。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 ごみ処理体制の整備	・生活環境課
2 し尿処理体制の整備	・生活環境課
3 仮設トイレ等の備蓄	・防災安全課
4 災害廃棄物等の処理体制の整備	・防災安全課・生活環境課
5 処理施設の安全確保	・生活環境課・関係機関
6 廃棄物の収集運搬体制の整備	・生活環境課

1 ごみ処理体制の整備（生活環境課）

- (1) 災害時のごみ処理量増大や、ごみ処理施設の被災などを想定し、災害時のごみ処理体制について足柄東部清掃組合と協議し、対応要領を整備する。
- (2) 大量の排出等により足柄東部清掃組合で処理しきれない廃棄物については、一時的に保管しておくこととなるため、その予定地について検討する。

2 し尿処理体制の整備（生活環境課）

- (1) 災害時のし尿処理量増大や、し尿処理施設の被災などを想定し、災害時のし尿処理体制について足柄上衛生組合と協議し、整備する。
- (2) 足柄上衛生組合で処理しきれない量のし尿が発生した場合の対応について検討する。

3 仮設トイレ等の備蓄（防災安全課）

- (1) 仮設トイレ、ボックストイレ等を備蓄するとともに、取扱業者との連携・協力体制を整備する。
- (2) 家庭・事業所等でのし尿処理対策物品等の備蓄について啓発を図る。

4 災害廃棄物等の処理体制の整備（防災安全課、生活環境課）

- (1) 災害廃棄物等処理計画の策定・見直しを図るとともに、災害廃棄物及び障害物の仮置場候補地の確保に努める。
- (2) 災害廃棄物等の処理方法、受入体制を足柄東部清掃組合と協議し、対応策を整備する。

- (3) 災害廃棄物処理の応援を求める事業者については、協定の締結など体制の強化を図るとともに、最終処分については、県や周辺市町を含め、災害時の相互協力体制の整備を図る。
- (4) 災害廃棄物に関する講習会や研修会等で、事前対策及び応急対応力の向上を図る。

5 処理施設の安全確保（生活環境課、関係機関）

一般廃棄物処理施設の耐震性の向上など、施設の安全確保対策を推進するとともに、施設を稼動するために必要な備蓄資機材の確保・充実等を図る。

6 廃棄物の収集運搬体制の整備（生活環境課）

ごみ及びし尿の収集運搬に関して、平常時の委託業者はもとより、災害時協力等の協定等に基づき適切な委託実施が図れるよう体制整備に努める。

資料2-1-44 災害時における一般廃棄物災害収集に関する協定書（広域一般廃棄物事業協同組合）

第15節 広域応援・受援体制の拡充

■ 活動の基本方針

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、応急活動及び復旧活動に関し、県や近隣市町、その他の自治体等との相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化を図るとともに、応援機関が必要とする機材や器具等の整備を進め、広域的応援の円滑な受け入れのための受援体制のさらなる充実を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 応援体制の強化	・防災安全課・小田原市消防本部
2 県・近隣市町との連携強化	・防災安全課
3 応援部隊の受入体制等の整備	・防災安全課・小田原市消防本部
4 防災関係機関等との連携強化	・防災安全課・関係各課

1 応援体制の強化（防災安全課、小田原市消防本部）

- (1) 他の自治体等と締結している応援協定について、締結後の状況の変化等を踏まえ、内容の充実を図るとともに、必要に応じて新たな機関との協定を進める。
- (2) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結に努める。
- (3) 災害時に迅速に応援要請ができるよう、応援要請の担当者は要請方法を習熟しておくとともに、災害時の担当者不在に備えて、代替担当者を決め、要請方法の習熟を図る。

2 県・近隣市町との連携強化（防災安全課）

- (1) 災害時には県と連携した活動が重要になるため、県・市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組む。
- (2) 県及び町は、被災市町単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、県西地域県政総合センター管内の市町間及び地域ブロック間の相互応援協定を締結しており、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行う。
- (3) 遠隔地域での大規模災害発生等における被災地への応援、被災者の受入方法等について、県等と協力し、準備体制の充実を図る。
- (4) 大規模災害に見舞われた場合、様々な機関からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、「神奈川県災害時広域受援計画」をもとに、広域応援・受援体制のさらなる充実を図る。

3 応援部隊等の受入体制等の整備（防災安全課、小田原市消防本部）

- (1) 県や防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊の効率的運用等について検討する。
- (2) 応援部隊等の活動拠点、宿舎等の候補地をあらかじめ想定しておくものとする。
- (3) 上空から重要拠点や被災場所の把握を目的に、町内小中学校の屋上にヘリサインとして施設名の表示に努め、これらの適正な維持をするとともに、他の施設への表示についても検討する。
- (4) 広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受け入れや応援活動の確保のための設備や器具の整備を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (5) 小田原市消防本部の広域消防相互応援や緊急消防援助隊について、円滑な要請・受け入れ及び指揮が行えるよう体制整備を支援する。

4 防災関係機関等との連携強化（防災安全課、関係各課）

- (1) 関係機関等との応援体制のネットワーク化を図るとともに、新たな災害で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、災害活動体制の強化・充実に努める。
- (2) 町防災体制にライフライン事業者、建設事業団体、協定事業者等を組み込み、円滑な応急対策がなされるように、指定地方公共機関・公共的団体、協定事業者を中心に連携組織の設置や協定等の締結を促進する。
- (3) 平常時から、防災対策の検討などを通じて、「顔の見える関係」を構築するとともに、連携した訓練などにより、持続的な連携体制の強化を図る。

資料2-1-3 協定等一覧

資料2-1-4 災害時における神奈川県内の市町村の相互援助に関する協定

資料2-1-5 災害時における相互援助に関する協定書（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）

資料2-1-6 災害時における相互応援に関する協定書（秦野市、中井町、大井町、松田町）

資料2-1-7 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

資料2-1-8 災害時における相互応援に関する協定書（栃木県茂木町）

資料2-1-9 大規模災害時における相互応援に関する協定書（千葉県東庄町）

資料2-1-10 大規模災害時における相互応援に関する協定書（群馬県榛東村）

資料2-1-11 神奈川県下消防相互応援協定

資料2-1-12 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書

資料2-1-13 秦野市と大井町消防相互応援に関する協定

資料2-1-14 消防相互応援協定書（小田原市と大井町）

資料2-1-15 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

資料2-1-16 東名高速道路消防相互応援協定書（大井松田～川崎）

資料2-1-17 小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協定

資料2-1-18 災害時における社会福祉法人大井町社会福祉協議会のボランティア派遣の協力に関する協定書（社会福祉法人大井町社会福祉協議会）

第16節 町民の自主防災組織の拡充・強化

■ 活動の基本方針

町民等が「自らの身は自らで守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」という「自助」「共助」の意識の向上を図るため、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、防災リーダーの育成、多様な世代や女性の参画環境の整備などにより、組織の日常的な活動や、訓練の実施を促す。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 町民への周知等	・ 防災安全課・自主防災組織 ・ 消防団・小田原市消防本部
2 自主防災組織の強化	・ 防災安全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
3 消防団（水防団）の機能強化	・ 防災安全課・消防団
4 事業所における防災体制の強化	・ 防災安全課 ・ 小田原市消防本部・事業所

1 町民への周知等（防災安全課、自主防災組織、消防団、小田原市消防本部）

全町域、各地区やコミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に町民の役割が明確になるよう努める。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努める。

2 自主防災組織の強化（防災安全課、消防団、小田原市消防本部）

- (1) 自主防災組織への町民の積極的な参加を促進するため、広報誌、ホームページ、防災行事等、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。
- (2) 自主防災組織相互間や町、消防団、小田原市消防本部などとの連携体制の強化を図る。
- (3) 自主防災組織と連携した防災訓練を実施する。
- (4) 自主防災組織に必要な資機材の整備について支援する。
- (5) 自主防災組織マニュアルづくりの指導・助言を始め、避難行動要支援者の避難支援・避難所運営等における自主防災組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び緊急時の防災行動力の向上に努める。
- (6) 自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努める。
- (7) 一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、町民等から素案の提案があった場合で、必要と認めるときは、本計画に位置づける。

3 消防団（水防団）の機能強化（防災安全課、消防団）

- (1) 消防団（水防団）への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、町民や事業者に対し、地域防災や消防団（水防団）活動の重要性に関する普及・啓発に努めるとともに、将来の消防団（水防団）活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図る。
- (2) 消防団員（水防団員）の確保及び資機材等の整備を進め、消防団（水防団）の充実強化に努める。
- (3) 県と連携して、消防団員に対する教育訓練の実施やWE B動画配信などの団員基礎教育講座等により教育機会の確保を図る。

4 事業所における防災体制の強化（防災安全課、小田原市消防本部、事業所）

- (1) 事業所における防災体制を強化するため、防火管理者の選任や消防計画の作成、防災訓練の実施、消火用設備等の点検・整備、防災資機材や食料等の備蓄、帰宅困難者対策、事業継続計画（BCP）の作成等を指導する。
- (2) 一定規模以上の事業所については、自衛消防隊の強化及び訓練等の実施を指導する。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、入所者のケアなど災害時でも業務を中断することがないように、業務継続計画（BCP）の作成に努める。

[災害時の事業所等の果たす役割（参考）]

- ・施設利用者や従業員等の生命の安全確保
- ・二次災害の防止
- ・事業の継続
- ・地域貢献、地域との共生

第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化

■ 活動の基本方針

災害時における被災者ニーズの把握のための情報収集・発信の仕組みづくりを進める。また、防災ボランティアの受入・調整体制、活動拠点の確保、活動上の安全確保などのボランティア活動環境の整備を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 災害救援ボランティア受入体制の整備	・ 社会福祉協議会
2 ネットワークづくりの推進	・ 社会福祉協議会
3 ボランティア活動環境の整備	・ 社会福祉協議会

1 災害救援ボランティア受入体制の整備（社会福祉協議会）

- (1) 災害救援ボランティアの受け入れの円滑化を図るため、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターの開設方法、受入体制及び活動環境、ボランティア・ニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供体制を整備する。
- (2) 災害救援ボランティアの総合受入窓口が県において設置される場合を想定し、県との役割分担など日頃から連絡調整を図る。
- (3) 災害時にボランティアの活動拠点となる場所の整備や必要な資機材の確保を推進する。

2 ネットワークづくりの推進（社会福祉協議会）

- (1) 平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努める。
- (2) 県と連携し、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行うとともに、ボランティア活動が効果的に行われるように、ボランティア情報の収集・発信の仕組みづくりに努める。

3 ボランティア活動環境の整備（社会福祉協議会）

- (1) 災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る。
- (2) 大規模な災害が発生した際に、町内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル（手順書）等を作成し、ボランティア団体等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行う。

第18節 町民に対する防災知識の普及

■ 活動の基本方針

町民一人ひとりの自主防災意識を高め、災害に関する正しい知識や災害時の行動や活動が適切にできるよう防災知識の普及を図るとともに、事業所等の自主防災体制整備についての周知徹底を図り、福祉や医療施設職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実に努める。また、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の周知徹底を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 町民に対する防災知識の普及	・ 防災安全課
2 社会福祉施設等における防災教育の推進	・ 防災安全課・子育て健康課 ・ 福祉課・社会福祉施設管理者
3 職員に対する研修	・ 防災安全課・総務課

1 町民に対する防災知識の普及（防災安全課）

（1）町民への防災知識の普及

- ア 地震防災チェックシート、かながわけんみんな防災カード、かながわキッズぼうさいカードなどを活用し、町民の自助と共助の意識の向上を図る。また、かながわシェイクアウトへの参加を通じて、地震発生時の安全確保行動の習得の徹底を図る。
- イ 町民の防災意識の向上を図るため、県のイベント等の活用や生涯学習活動などにおいて防災学習の機会を確保するとともに、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、防災知識の普及を図る。
- ウ 緊急地震速報発表時の対応等について周知を図る。
- エ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- オ 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民に対し、災害種別ごとのシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項の普及・啓発を図る。

- ・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ・指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ・災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと
- ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

カ 地域住民に対し、災害種別に応じた適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難に向けた、地域における自主防災組織等を中心とした避難活動を促進する。

（2）家庭における身近な防災対策等の普及

ア 町民自らが実施する防災対策として、最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄とともに、以下の物を準備しておく。

[準備する物]

- ・携帯トイレ、トイレトペーパー
- ・マスク、消毒液、体温計
- ・スマートフォンや携帯電話用の充電器やモバイルバッテリー
- ・非常持出品（救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

また、以下の家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図る。

[家庭での予防や安全対策等]

- ・耐震診断、耐震補強
- ・家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止
- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・エレベーターにおける閉じ込め防止対策
- ・窓ガラスの飛散防止等の実施
- ・消火器、感震ブレーカー等の設置
- ・風呂への水の確保
- ・住宅用火災警報器の設置等火災予防対策
- ・災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり

イ 地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努める。

ウ 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、町民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及・啓発

ア 県が独自に作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により液状化対策の普及を図る。

イ 町民の耐震相談に的確に対応できるよう、県や建築関係団体との連携を図りながら、耐震診断、耐震改修についての相談機会を設ける。

ウ 住宅性能表示制度の普及・啓発に努める。

(4) 自主的な防災活動の普及

災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)において、県や防災関係機関及びボランティア団体と協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施する。

(5) 南海トラフ地震対策の普及・啓発

南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、予想される震度に関する知識、南海トラフ地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、がけ崩れ等の危険地域、避難地・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及・啓発に努める。

2 社会福祉施設等における防災教育の推進(防災安全課、子育て健康課、福祉課、社会福祉施設管理者)

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進する。

3 職員に対する研修(防災安全課、総務課)

(1) 災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災講演会等に積極的に参加する。

(2) 災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施する。

第19節 防災訓練の実施

■ 活動の基本方針

地域防災計画の習熟や、県や近隣市町間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、及び企業、町民の防災意識の向上等を図るため、大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。

夜間等様々な条件を想定し、地域や職場、学校等と協調したきめ細やかな訓練を定期的に行うとともに、関係機関の訓練とも協調し、地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定を図り、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備など、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積により防災力の向上を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 多様な訓練の実施	・ 防災安全課・子育て健康課 ・ 教育総務課・生涯学習課
2 実践的な訓練の実施	・ 防災安全課

1 多様な訓練の実施（防災安全課、子育て健康課、教育総務課、生涯学習課）

（1）総合防災訓練等の実施

毎年、防災の日に合わせて（例年8月最終日曜日）、防災訓練を実施する。

また、必要に応じて避難所宿泊訓練等を実施する。

（2）地域防災訓練の支援

自主防災組織等による防災訓練を支援する。

特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施する。

（3）国・県等による防災訓練への参加

国、県、その他関係機関が実施する防災訓練へ積極的に参加する。

（4）学校や社会福祉施設等における防災訓練の実施

学校や社会福祉施設等における防災訓練を実施し、児童・生徒及び施設利用者の避難支援につなげる。

（5）職員を中心とした訓練の実施

様々な場面を想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応変に対応できるよう努める。

2 実践的な訓練の実施（防災安全課）

（1）実践的な訓練内容の設定等

実施に当たっては、訓練の目的を設定した上で、災害やその被害想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、避難所設置訓練や避難行動要支援者にも参加してもらうなど災害時を想定した実動訓練や参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるように努める。

（2）防災訓練結果の活用

各防災訓練の結果について十分に検討を加え、必要に応じて体制等の見直しを行うとともに、地域防災計画への反映を図る。

第20節 災害救助実施体制の充実

■ 活動の基本方針

避難所運営や救援物資の提供などの災害救助は、災害対策基本法に基づき、基本的には町が主体となって実施するが、被害が複数市町村にまたがるような大規模地震等の災害が発生した場合は、県が災害救助法を適用し、県が救助の実施主体となり、町は県の補助機関として、又は県が事務委任をして、町が救助を実施する体制となる。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 救助の内容	・ 関係課
2 関係機関との連携確保	・ 関係課

1 救助の内容（関係課）

県は、平成30年11月に、市町村への事務委任に関する事前の取決めを策定し、県が行う事務、市町村に委任する事務を明確にしている。

県計画に基づき実施する救助の内容は以下のとおり。

【災害救助事務の委任に関する事前の取決】

救助の内容		実施機関
1	避難所の設置	市町村
2	応急仮設住宅の供与	県・市町村
3	炊き出しその他による食品の供与	市町村
4	飲料水の供給	市町村
5	被服、寝具その生活必需品の供与、貸与	市町村
6	医療、助産	県・市町村
7	被災者の救出	市町村
8	被災した住宅の応急修理	市町村
9	学用品の供与	市町村
10	埋葬	市町村
11	死体の搜索	市町村
12	障害物の除去	市町村

2 関係機関との連携確保（関係課）

物資等の供給や輸送、保管等に関して国、県、その他関係機関との連携体制の一層の強化を図るとともに、民間団体等との協定等の充実を図る。

第2部 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 町の活動体制

■ 活動の基本方針

災害の状況に応じた配備体制をとり、災害対策本部の設置等応急対策活動にあたる。実施においては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 配備体制	・ 防災安全課・全課
2 災害対策本部	・ 防災安全課

1 配備体制（防災安全課、全課）

（1）設置基準

地震等の災害が発生したとき、又は南海トラフ地震などの発生が予想されるときには、その状況により「事前配備（監視体制）」又は「災害対策本部※（1号～3号配備）」を設置する。

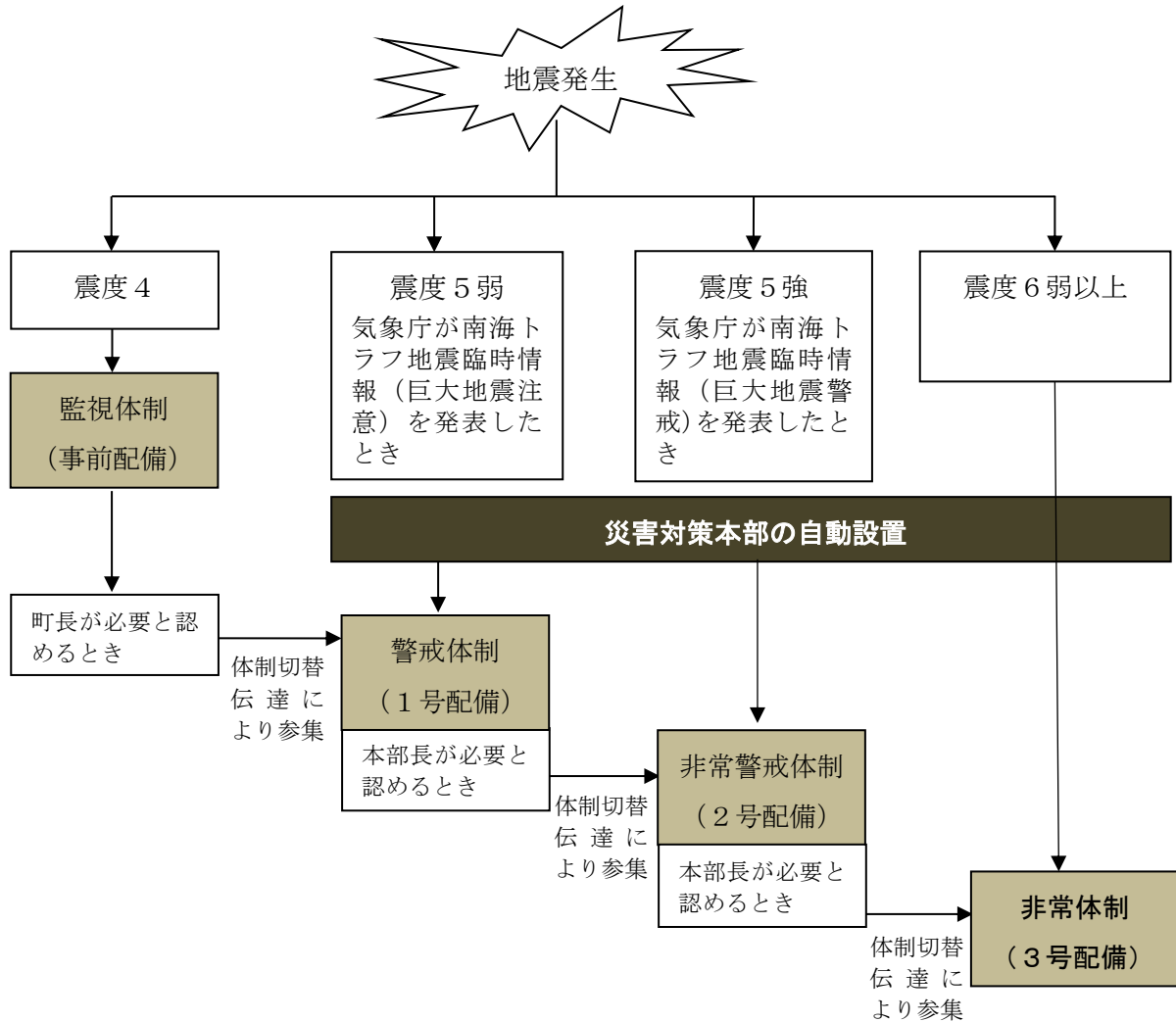
※大井町は、大井町災害対策本部条例（昭和39年7月15日条例第21号）に基づき災害対策本部を、大井町地震災害警戒本部条例（昭和55年5月2日条例第8号）に基づき警戒本部を設置することとなっているが、本章では便宜的に災害に対応するための本部機能を「災害対策本部」と呼称することとする。

■ 配備体制の設置基準

本部体制	区分	配備体制	状況	配備時期の基準
(設置なし)	事前配備 (監視体制)	情報の収集及び連絡体制をとるとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が未確認のとき ・被害発生危険性が低い場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度4の地震を観測したとき ・その他町長が必要と認めるとき
災害対策本部設置	1号配備 (警戒体制)	災害の発生に対処するため、警戒活動及び応急活動の体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な被害が発生した場合 ・軽微な被害が予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5弱の地震を観測したとき ・気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表したとき ・その他本部長が必要と認めるとき
	2号配備 (非常警戒体制)	第1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に対処できる体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生した場合 ・相当規模の災害の発生が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5強の地震を観測したとき ・気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表したとき ・その他本部長が必要と認めるとき
	3号配備 (非常体制)	全ての要員によって災害対策に当たる完全な体制を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度6弱以上の地震を観測したとき ・その他本部長が必要と認めるとき

※ 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」発表時の対応については、「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の内容等により、1号配備以上の体制で対応する。

【震度別配備フロー】



(2) 配備の種類

ア 自動配備

各職員は、配備体制の設置基準に基づき参集し、配備に就く。

イ 発令配備

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、町長が災害対策本部を設置する必要を認めたとき、配備体制の設置基準に基づき職員を動員する。

資料2-2-1 J-ALERT防災行政無線一斉放送基準

(3) 参集の方法

ア 勤務時間内

各所属長の指示のもと配備体制を整える。

職員への伝達は、施設内放送、口頭、電話など迅速で確実な方法をとる。

勤務時間内に地震が発生した場合、緊急措置として以下の措置を行う。

■ 緊急措置

庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や各施設の被害状況を把握し、施設管理者等へ速やかに報告する。 ・火災が発生した場合は、初期消火に努める。
来庁者等の安全と避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎や各施設の来庁者及び施設利用者等の安全を確保し、火災発生等により避難が必要とされる場合は、安全な場所へ直ちに避難誘導を行う。 ・来庁者等の安全を確保するため、災害時対応マニュアル等を整備する。
被害発生に伴う各施設の緊急防護措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機能や通信機能の点検及び機能確保を行う。 ・火災等の発生防止措置を行う。 ・非常持出品の搬出を行う。 ・エレベーターを停止する。

イ 勤務時間外

職員は配備体制の設置基準に基づき、自主的に参集し、配備体制を整える。

災害対策本部の設置が決定したときには、職員の動員体制に基づき、電話や携帯電話へのメールなど迅速で確実な方法により、配備指令を伝達する。

全ての職員は、勤務時間外又は休日においても、町域において配備基準以上の地震が発生した場合は、動員命令を待つことなく、自らの判断により出動し、応急対策活動に従事する。なお、負傷した場合、参集途上で災害活動に従事している場合等、参集場所に到達できないときは、その旨を所属長に報告するよう努める。

ウ 各配備における職員の動員体制

区 分	内 容
事前配備	防災安全課長、防災安全課職員
1号配備	事前配備のほか、管理職（副課長除く）以上の職員
2号配備	1号配備のほか、原則副主幹以上の職員（※施設管理のある課等は事前調整）
3号配備	全職員

資料2-2-2 気象庁震度階級関連解説表

資料2-2-3 職員動員報告書

2 災害対策本部（防災安全課）

（1）災害対策本部設置の判断

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町内における災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づく町災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部を設置するに至らない災害にあつては、本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたる。

■ 災害対策本部の設置基準

- ・町域において震度5弱以上の大規模な地震、又は、これに準ずる地震を観測したとき
- ・上記以外の地震、火災及び爆発等大規模な災害が発生し、町長が必要と認めたとき
- ・前記のほか、大規模な災害の発生が予想され、総合的な応急対策を必要とし、設置の必要が認められるとき

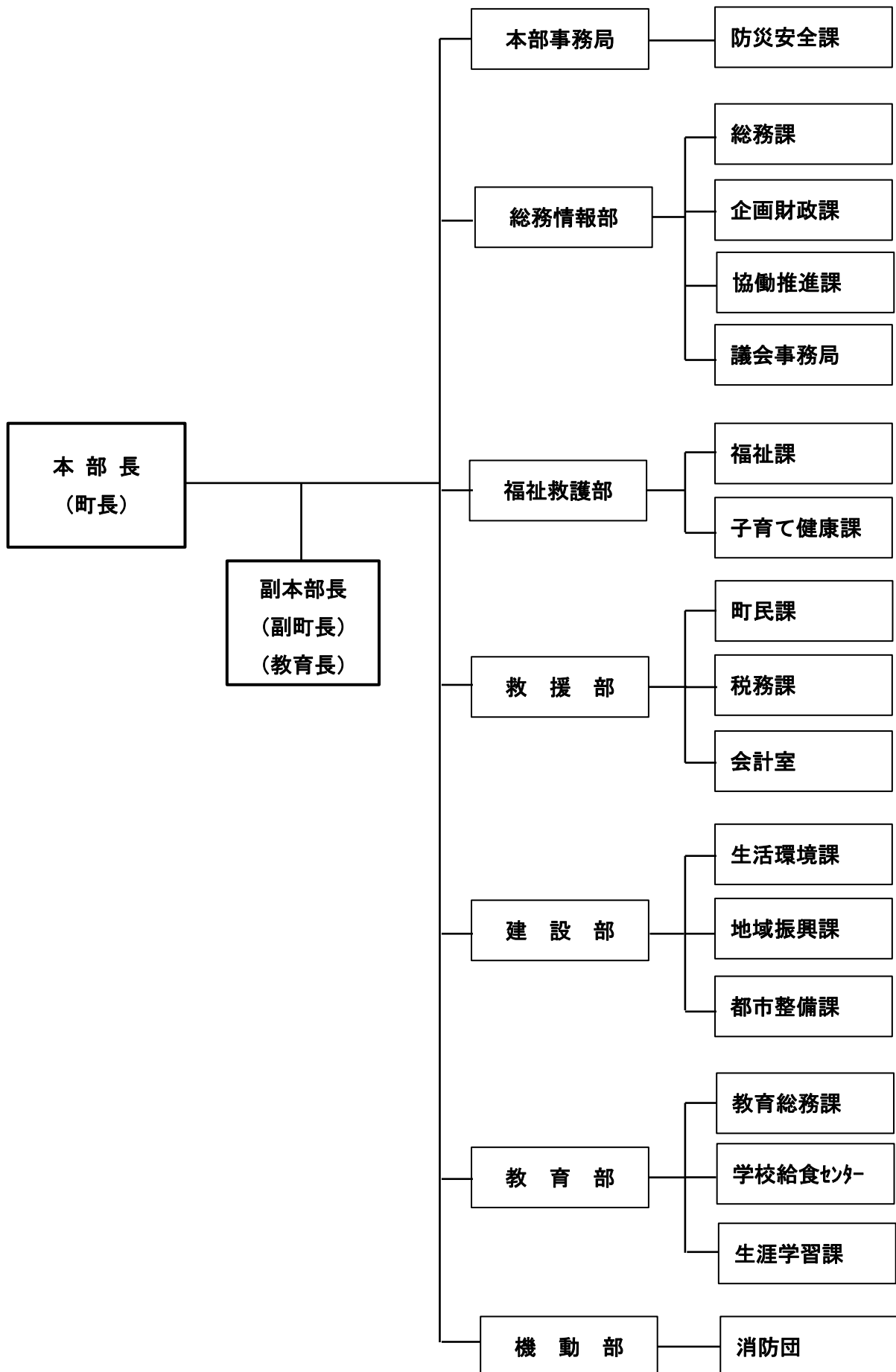
災害対策本部設置の判断は町長が行うものとする。ただし、町長に事故があり、連絡を待つ猶予がない場合には、次の順位により決定する。

■ 災害対策本部の設置決定者

町長（不在時）→副町長（不在時）→教育長（不在時）→防災安全課長

(2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織体制と、各課等の分担業務は次のとおり。



■ 大井町災害対策本部事務分担

部	長	担 当	分 担 事 務
本部事務局	防災安全課長	防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の設置（廃止）及び運営並びに全般統制に関する こと ②町防災会議に関すること ③各部との連絡調整に関すること ④気象予報、警報、特別警報又は情報の受領・伝達に関すること ⑤災害情報の収集・伝達及び報告に関すること ⑥高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令に関すること ⑦県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑧自衛隊の派遣要請依頼及び受入準備に関すること ⑨応援要請全般に関すること ⑩災害時の交通安全対策及び防犯対策に関すること ⑪災害救助法に関すること ⑫災害対策実施の総括に関すること ⑬応急復旧計画調整に関すること ⑭帰宅困難者対策の全般統制に関すること ⑮応急対策の特命事項に関すること ⑯復興計画に関すること ⑰災害対策全般の調整に関すること ⑱その他各部に属さないこと
総務情報部	総務課長	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害に関する情報収集及び各部からの被害報告及び記録の取 りまとめに関すること ②本部長、副本部長の秘書に関すること ③車両の調達及び配車及び燃料の確保に関すること ④職員の安否確認及び被災職員に関すること ⑤本部要員の健康管理、給食に関すること ⑥町所有財産（各部主管施設を除く）の被害状況の把握及び応急 対策に関すること ⑦職員の動員調整及び派遣に関すること ⑧庁舎の電気、通信及び水道施設等の保全等庁舎機能の確保に関 すること ⑨その他本部長の命じた事項に関すること
		企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時における財政対策に関すること ②システム機器の早急な復旧に関すること ③災害記録の集約に関すること ④その他本部長の命じた事項に関すること
		議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①議会関係の連絡調整に関すること ②視察、主要来庁者の対応に関すること ③その他本部長の命じた事項に関すること
		協働推進課	<ul style="list-style-type: none"> ①自主防災組織との連絡調整に関すること ②報道機関との連絡調整に関すること ③災害広報に関すること

部	長	担 当	分 担 事 務
			<ul style="list-style-type: none"> ④写真等による災害記録に関する事 ⑤町民相談及び要望に関する事 ⑥その他本部長の命じた事項に関する事
救 援 部	税 務 課 長	町 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ①罹災証明の交付に関する事 ②遺体の安置、埋火葬等の許可に関する事 ③罹災者の調査に関する事 ④身元不明者等の安否情報に関する事 ⑤被災者台帳の作成に関する事 ⑥被災者生活再建支援等に関する事 ⑦外国人の対応に関する事 ⑧避難所の開設・運営への協力に関する事 ⑨災害援助物資の搬送・配布に関する事 ⑩その他本部長の命じた事項に関する事
		税 務 課 室 会 計 室	<ul style="list-style-type: none"> ①被災家屋等の被害状況調査に関する事 ②町税・各種料金の減免等に関する事 ③災害時の緊急支払いに関する事 ④災害活動の出納に関する事 ⑤義援金品の受付、保管、配分に関する事 ⑥避難所の開設・運営に関する事 ⑦災害援助物資の搬送・配布の補佐に関する事 ⑧その他本部長の命じた事項に関する事
福 祉 救 護 部	福 祉 課 長	福 祉 課 子 育 て 健 康 課	<ul style="list-style-type: none"> ①被災者の調査及び日本赤十字社の救護活動との連絡調整に関する事 ②救急医療、助産及び保健活動に関する事 ③応急救護所の開設に関する事 ④災害時の健康相談に関する事 ⑤要配慮者支援に関する事 ⑥避難行動要支援者の安否確認、避難支援に関する事 ⑦医療品の調達及び医療機関、小田原保健福祉事務所足柄上センターその他関係機関との連絡調整に関する事 ⑧主管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 ⑨保育園児の安全確認及び避難誘導、援助又は収容に関する事 ⑩災害による応急保育に関する事 ⑪社会福祉協議会による災害ボランティアの受入調整への協力に関する事 ⑫応急仮設住宅の入居・運営に関する事 ⑬福祉避難所の開設・運営に関する事 ⑭その他本部長の命じた事項に関する事
建 設 部	都 市 整 備 課 長	生 活 環 境 課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時のし尿処理・仮設トイレ、防疫、衛生活動に関する事 ②ペット救護対策に関する事 ③一般廃棄物処理対策及び災害廃棄物処理対策に関する事 ④清掃施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ⑤災害時の公害監視及び処理に関する事 ⑥有害物質等の安全確保体制に関する事 ⑦災害時の環境保全に関する事 ⑧水道施設、下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事 ⑨非常用飲料水貯留槽及びろ過器の運用に関する事 ⑩応急飲料水の確保及び給水に関する事 ⑪その他本部長の命じた事項に関する事

部	長	担 当	分 担 事 務
		地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ①主要食料等の受入及び仕分に関する事 ②農畜産物関係の被害状況調査に関する事 ③病害虫、家畜防疫に関する事 ④生活物資の受入及び仕分に関する事 ⑤物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関する事 ⑥商工業関係の被害調査に関する事 ⑦農畜産物の防疫に関する事 ⑧商工振興会、農業協同組合等との連携体制に関する事 ⑨主管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 ⑩その他本部長の命じた事項に関する事
		都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ①道路、河川、橋りょう等の被害状況調査及び災害復旧に関する事 ②地すべり、がけ崩れ等の災害時の調査及び災害応急対策に関する事 ③応急対策に必要な土木機械器具及び人材・資材等の確保及び動員の調整に関する事 ④被災物件の応急処理に関する事 ⑤応急仮設住宅の建設に関する事 ⑥水防に関する事 ⑦緊急輸送道路等の確保に関する事 ⑧危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関する事 ⑨被災建築物の被害調査及び指導に関する事 ⑩被災建築物の応急危険度判定活動に関する事 ⑪被災宅地の被災宅地危険度判定活動に関する事 ⑫その他本部長の命じた事項に関する事
教 育 部	教育総務課長	教育総務課 学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ①学校その他教育機関との連絡調整に関する事 ②園児・児童・生徒の安全確認及び避難誘導、援助又は収容に関する事 ③災害による応急教育及び児童・生徒に対する学用品の給付及び給食に関する事 ④避難所の開設・運営への協力に関する事 ⑤避難所の応急物資の調整・配給及び炊き出しに関する事 ⑥教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ⑦文教関係義援金、寄附金に関する事 ⑧避難所での町民相談に関する事 ⑨教職員の動員に関する事 ⑩その他本部長の命じた事項に関する事
		生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財保護及び応急対策に関する事 ②社会教育団体との連絡調整に関する事 ③社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 ④避難所の開設・運営への協力に関する事 ⑤避難所での町民相談に関する事 ⑥その他本部長の命じた事項に関する事

部	長	担 当	分 担 事 務
機 動 部	団 長	消 防 団	①消防団員の動員及び派遣に関すること ②消防施設の被害状況の調査・応急復旧に関すること ③応援受援体制に関すること ④災害対策本部との情報連絡に関すること ⑤被害調査の協力に関すること ⑥消防計画に関すること ⑦災害情報の収集・伝達の協力に関すること ⑧消防機関の統制に関すること ⑨火災等その他災害予防、警戒防御に関すること ⑩人命救助及び救護活動に関すること ⑪死者及び行方不明者の捜索に関すること ⑫危険物等の措置に関すること ⑬町民への情報伝達、広報の協力に関すること ⑭河川危険箇所等の見回りの協力に関すること ⑮応急資機材の点検確保に関すること ⑯他に属さない消防に関すること ⑰その他本部長の命じた事項に関すること
各部共通事項			①所管施設の被害状況報告に関すること（特に避難所、避難場所を優先的に調査すること） ②職員の動員、配備等に関すること ③所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること ④所属課関連の災害記録に関すること ⑤町民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動等に関すること ⑥本部長等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること ⑦所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること ⑧所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、庁舎3階303・304会議室とする。

設置場所が被災して使用できない場合には、被害の状況により生涯学習センター、総合体育館等に設置する。

(4) 災害対策本部の設置の周知

災害対策本部を設置したときには、必要に応じ関係機関等へ通知・発表する。

各方面への連絡担当者及び連絡方法は次のとおり。

■ 通知・発表先等

(担当)	(通知・発表先)	(方法)
本部事務局：防災安全課	各部	●●●● 庁内放送、防災行政無線、電話、メール、口頭等
本部事務局：防災安全課	県、防災関係機関	●●●● 防災行政通信網、電話等
総務情報部：協働推進課	町民	●●●● 広報車、防災行政無線、電話、町ホームページ、SNS（あんしんメール、LINE等）、口頭等
総務情報部：協働推進課	報道機関	●●●● 電話、文書、口頭等
本部事務局：防災安全課	隣接市町	●●●● 電話、文書、防災行政通信網等

(5) 災害対策本部会議の設置

災害対策本部を設置したときには、災害対策本部長（以下「本部長」という。）は災害対策本部会議を招集し、定期会議を開催するとともに、随時必要に応じて情報交換、連絡、応急対策の体制、方法等について協議・決定する。

■ 災害対策本部会議の構成員

- ・本部長 町長
- ・副本部長 副町長、教育長
- ・本部長 総務課長、企画財政課長、協働推進課長、議会事務局長、福祉課長、子育て健康課長、町民課長、税務課長、会計室長、生活環境課長、地域振興課長、都市整備課長、教育総務課長、生涯学習課長、学校給食センター所長、消防団長
- ・事務局 防災安全課長、防災安全課職員

※本部が設置された場合、小田原市消防本部より連絡員が派遣される。

(6) 災害対策本部の連絡・調整

災害対策本部における決定事項の伝達、各部からの情報収集・整理を行うため、所属長等により指名された職員は必要に応じて、災害対策本部内に参集することとする。

(7) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

本部を廃止したときには、設置時に準じて連絡する。

資料2-2-4 大井町災害対策本部条例

資料2-1-52 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（(株)ゼンリン横浜営業所）

第2節 防災関係機関の活動体制

■ 活動の基本方針

防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するとともに、町の応急対策に協力する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 責務	・ 防災関係機関
2 活動体制の整備	・ 防災関係機関

1 責務（防災関係機関）

災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したときには、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、町が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

2 活動体制の整備（防災関係機関）

防災関係機関は、上記の責務を遂行するため、それぞれ災害対策本部を設置するなど、活動体制を整える。

資料1-4 防災関係機関連絡先一覧

資料2-2-5 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

資料2-2-6 災害時における松田郵便局と大井町の協力に関する覚書

第3節 応援要請・協力

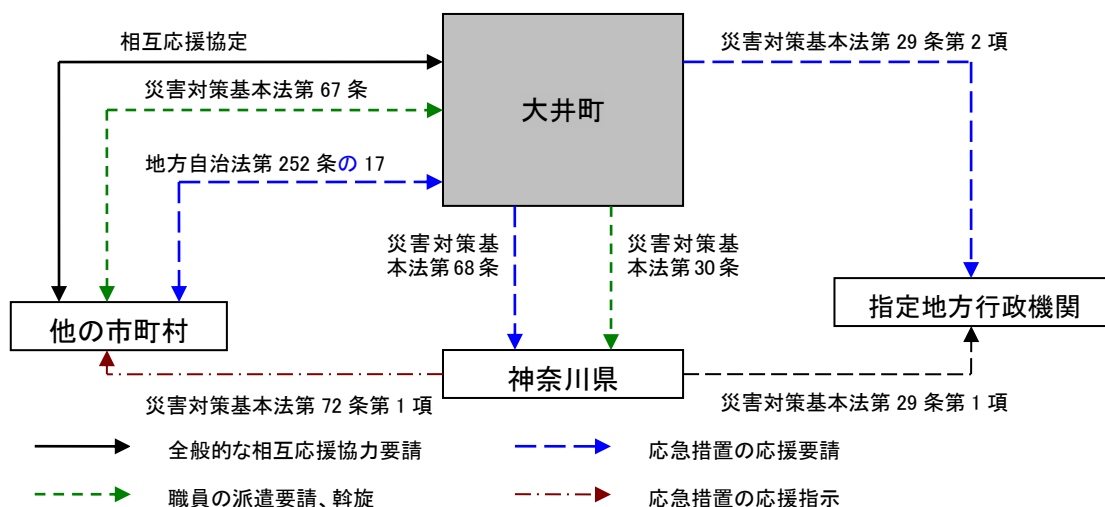
■ 活動の基本方針

町のみでの体制では災害応急活動を十分に行うことができない場合には、県、関係機関等へ応援協力を要請し、より効果的な応急活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 県への応援要請	・ 防災安全課
2 他市町村への応援要請	・ 防災安全課
3 消防に関する応援要請	・ 防災安全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
4 自衛隊への応援要請	・ 防災安全課
5 防災関係機関との相互協力	・ 防災安全課
6 自主防災組織との相互協力	・ 防災安全課・関係各課
7 その他の民間団体との相互協力	・ 関係各課

【法律、協定に基づく応援協力の要請フロー】



1 県への応援要請（防災安全課）

県の応援が必要な場合、又は県に対して他市町村、指定行政機関等による応援を求める場合には、以下のとおりに要請を行う。

「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づき、県は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行う。

県の応援が必要な場合、又は県に他市町村、指定行政機関等の応援の斡旋を求める場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、必要事項を明確にした上で、防災安全課が協力要請の手続を行う。

(1) 応援要請の手続

- ア 県応援要請に必要な連絡すべき事項
- (ア) 災害の状況及び応援を要する理由
 - (イ) 応援を必要とする期間
 - (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (エ) 応援を必要とする場所
 - (オ) 応援を必要とする活動内容（応急措置内容）及び人員等
 - (カ) その他の必要事項
- イ 応援の斡旋要請に必要な連絡すべき事項
- (ア) 災害の状況及び派遣を必要とする理由
 - (イ) 派遣を必要とする期間
 - (ウ) 派遣を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (エ) 派遣を必要とする場所
 - (オ) 派遣を必要とする活動内容（応急措置内容）及び人員等
 - (カ) その他の必要事項

(2) 応援の要請先

連絡担当課	電話番号	F A X 番号	防災行政通信網		
くらし安全防災局防災部 危機管理防災課	045-210-3430 夜間・休日 045-210-3456	045-210-8829	3427 3581		
県西地域県政総合センター 総務部防災課	0465-32-8000 (夜間・休日 同上)	0465-32-8111	3615 3715	3616 3717	
県西地域県政総合センター 総務部足柄上県民・防災課	0465-83-5111 (夜間・休日 同上)	0465-83-4591	3718	3719	3720

(3) 応援要請方法

要請手続は、原則として文書により行う。状況によっては、地域調整本部（県西地域県政総合センター）に口頭、県防災行政通信網、電話等により行い、後日文書により改めて処理する。

(4) 応援活動拠点の確保

応援を要請したときには、派遣された職員の活動拠点、宿舍、車両の保管場所、ヘリコプターの臨時離着陸場所などを速やかに用意する。また、県が広域応援活動拠点をあらかじめ指定した県立高等学校等開設する場合、広域応援部隊（自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊）等の受入体制を整える。

2 他市町村への応援要請（防災安全課）

他市町村の応援が必要な場合には、協定締結市町村へ応援要請を行う。

（1）相互援助協定の締結団体

市町名	連絡担当部課	電話番号	FAX番号
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855	0465-33-1858
秦野市	くらし安心部防災課	0463-82-9621	0463-82-6793
南足柄市	くらし安全部防災安全課	0463-84-9621	0465-72-1328
中井町	地域防災課	0465-81-1110	0465-81-1443
松田町	総務課安全防災担当室	0465-84-5540	0465-83-1229
山北町	地域防災課	0465-75-3643	0465-75-3660
開成町	防災安全課	0465-84-0326	0465-82-3274
箱根町	総務部総務防災課	0460-85-9562	0460-85-7577
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131	0465-68-5119
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111	0465-62-1991
栃木県茂木町	総務課	0285-63-5632	0285-63-0459
群馬県榛東村	総務課	0279-26-2195	0279-54-8225
千葉県東庄町	総務課	0478-86-6082	0478-86-2312

（2）援助の種類

- ア 食料、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 町民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受け入れ
- エ 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- オ ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- カ 前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めるもの

（3）応援要請の手続

次の事項を明らかにして援助要請を行う。

- ア 被害の状況
- イ 資機材、物資等の提供を要請する場合には、その品名、規格、数量、人員等
- ウ 職員の派遣を要請する場合には、職員の職種別人員
- エ 援助を受ける場所及びその到達経路
- オ 援助を受ける期間
- カ その他必要事項

（4）応援要請方法

援助の要請は電話等により行い、後日、文書を提出する。

(5) 応援活動拠点の確保

援助を要請したときには、派遣された職員の活動拠点、宿舎、車両等の保管場所、ヘリコプターの臨時離着陸場などを速やかに準備する。

(6) 援助経費の負担

職員の派遣に要する経費は、原則、援助を行う関係市町が負担する。

援助物資の調達、その他援助に要する経費は、原則、援助を受ける関係市町が負担する。

3 消防に関する応援要請（防災安全課、消防団、小田原市消防本部）

町長及び小田原市消防本部は、消防に関する応援協定に基づき応援を要請する。

消防に関する応援協定は次のとおり。

- (1) 消防相互応援協定書（神奈川県下）
- (2) 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町消防相互応援協定書
- (3) 秦野市と大井町消防相互応援に関する協定
- (4) 消防相互応援協定書（小田原市と大井町）
- (5) 神奈川県下消防応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- (6) 東名高速道路消防相互応援協定書（大井松田～川崎）
- (7) 小田原市と御殿場市・小山町広域行政組合との消防相互応援協定

4 自衛隊への応援要請（防災安全課）

自衛隊の派遣が必要な事態になったときには、町長（町長の不在時には副町長）が県知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(1) 災害派遣要請の範囲

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索活動
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療・救護・防疫
- ク 人員及び物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水
- コ 救援物資の無償貸与又は譲与
- サ 危険物の保安及び除去
- シ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

(2) 災害派遣要請の内容

- ア 災害の状況及び派遣を要する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

(3) 災害派遣の要請方法

県知事に対する自衛隊の派遣要請依頼は、文書により行う。緊急を要する場合、防災行政通信網（専用電話）、その他迅速な方法により依頼し、事後、文書を送付する。

県知事へ派遣要請依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況等を防衛大臣、又は地域担任部隊等の長に通知することができる。この通知をしたときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

また、状況が急を要する場合には、県知事への派遣要請依頼と併せ、最寄りの部隊等の長にその内容を通報する。

(4) 応援の要請先

■ 陸上自衛隊災害派遣要請・連絡調整窓口

担当区域	要請先	担当窓口／所在地／NTT電話
県内全域	第1高射特科大隊長	第1高射特科大隊 3係主任 静岡県御殿場市駒門5-1 0550-87-1212 内線430
	東部方面混成団長	東部方面混成団 3科防衛班長 横須賀市御幸浜1-1 046(856)1291 内線448
	第1師団長	第1師団司令部 第3部防衛班長 東京都練馬区北町4-1-1 03(3933)1161 内線2753
	東部方面総監	東部方面総監部 防衛部運用班災害係長 東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線2256

(5) 災害派遣部隊の受け入れ

県知事から災害派遣の通知を受けたときには、次の受け入れ準備をする。

- ア 自衛隊の宿泊施設
- イ 車両の保管場所
- ウ 県及び派遣部隊との連絡責任者の指名、連絡所の設置
- エ 派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保
- オ ヘリポートの受入準備（風向表示、着陸地点の表示等）

(6) 災害派遣部隊到着受け入れ後の措置

派遣部隊が到着したときには目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、必要な措置をとるとともに、活動状況など次の事項を県

に報告する。

- ア 派遣部隊の長の官職・氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業内容及び進捗状況

(7) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなったときには、派遣要請手続に準じて、自衛隊の撤収を要請する。

(8) 経費の負担

派遣部隊による活動に要した経費は、原則として町が負担する。その内容は次のとおり。

- ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（派遣部隊の装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担部分に疑義のある場合は、町と自衛隊との間で協議する。

資料2-2-7 自衛隊災害派遣要請書

資料2-2-8 自衛隊災害派遣撤収要請書

5 防災関係機関との相互協力（防災安全課）

災害が発生した場合には、防災関係機関と連絡を取り合い、相互に協力して応急活動を行う。

(1) 応援要請の手続

次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- ア 被害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を希望する機関名
- ウ 応援を必要とする場所及び日時・期間
- エ 応援を必要とする活動内容及び人員等
- オ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- カ その他必要事項

(2) 応援要請方法

援助の要請は電話等により行い、後日文書を提出する。

(3) 応援活動拠点の確保

援助を要請したときには、派遣された職員の活動拠点、宿舍、車両の保管場所、ヘリコプターの臨時離着陸場などを速やかに準備する。

6 自主防災組織との相互協力（防災安全課、関係各課）

災害が発生した場合には、自主防災組織等と連絡を取り合い、相互に協力して応急活動を行う。

（1）自主防災組織との協力業務

自主防災組織は、次の事項について、町や防災関係機関等の活動に協力することとする。

ア 異常気象、災害危険箇所等発見の場合、町その他の防災関係機関に通報すること。

イ 災害に関する予報その他の情報を区域内町民に伝達すること。

ウ 高齢者、子ども、障がい者、外国人等要配慮者の安全確保に協力すること。

エ 避難誘導、避難所等の安全確保に協力すること。

オ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。

カ 被災区域内の秩序維持に協力すること。

キ 被害状況の調査に協力すること。

ク その他の被災応急対策業務に協力すること。

（2）自主防災組織との協力方法

発災直後の初期活動は、それぞれの組織に定める活動体制に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

町及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記の協力業務について、補助活動として応急業務に協力する。

資料2-2-9 自主防災組織一覧表

7 その他の民間団体との相互協力（関係各課）

その他の民間団体との相互協力については、自主防災組織との相互協力を準じて行う。

資料2-1-51 災害時における給電車両貸与に関する協定書（神奈川トヨタ自動車（株））

第2章 応急対策活動

第1節 災害（気象）情報の収集・伝達

■ 活動の基本方針

地震等発生の情報、各種被害状況の把握を迅速に行い、災害の状況に応じて、適切な通信手段を活用して正確な伝達を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担当
1 気象情報、地震情報等の収集・伝達	・関係機関
2 情報収集・伝達体制の確立	・全課
3 情報の収集、被害状況の調査	・全課
4 被害状況の集約・報告	・防災安全課・総務課

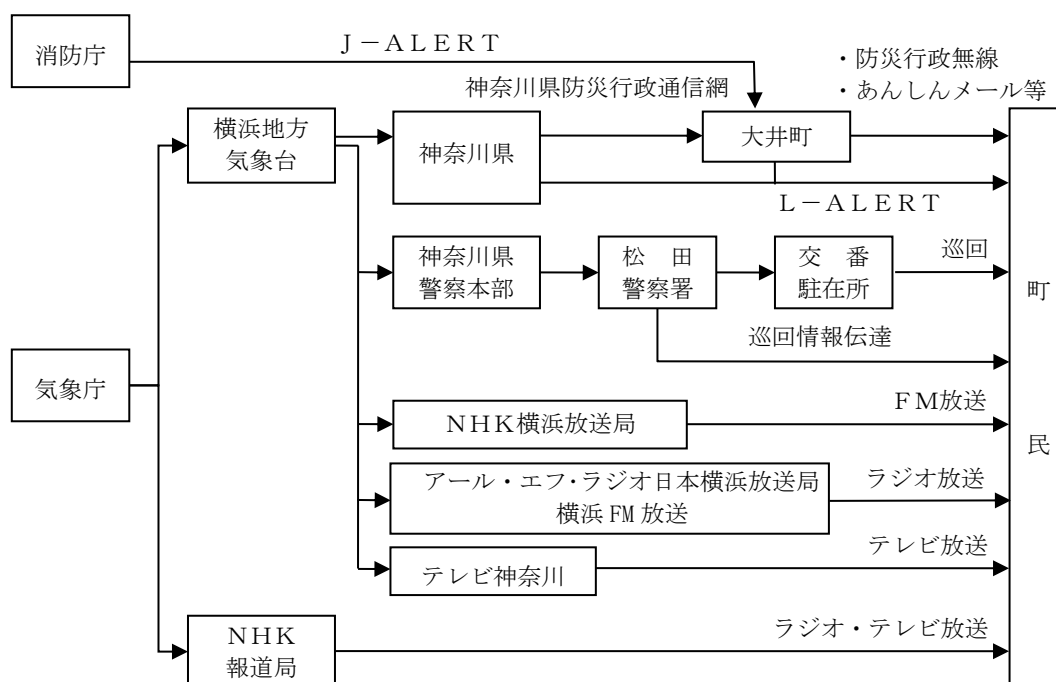
1 気象情報、地震情報等の収集・伝達（関係機関）

気象情報、予警報、地震に関する情報を、迅速かつ正確に収集・伝達する。

(1) 情報伝達の流れ

情報の収集・伝達は次の流れで行う。

【気象情報・地震情報等の伝達フロー】



(2) 地震情報の把握

- ア 県内の地震震度は、県震度情報ネットワークシステムにより即時に把握される。
- イ 県内最大震度4以上が観測された場合又は気象庁が津波予報区の東京湾内湾、若しくは相模湾・三浦半島に津波注意報又は津波警報を発表した場合、県防災行政通信網を通じて直ちに地震情報等を把握するとともに、県災害情報管理システムにより、被害の早期報告と情報の共有化を図る。
- ウ 町は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）などにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに町民等に伝達する。
- エ 町は、地震の発生に伴い避難指示等避難情報の発令の措置を行ったときは、防災行政無線等を通じて町民等に伝達するとともに、災害情報共有システム（L-A L E R T）を利用して情報を発信し、テレビ、ラジオ等を通じた町民への迅速な周知に努め、災害情報共有システム（L-A L E R T）を利用した情報発信を行えないときは、県に情報発信の代行を要請する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、町民等が正確に理解できる分かりやすい表現を用い、反復継続した周知に努める。

■ 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称
神奈川	神奈川県西部

(3) 異常気象の通報

- ア 災害の発生、異常な現象を発見した人は、直ちに町（防災安全課）、松田警察署、小田原市消防本部等に連絡する。
- イ 町（防災安全課）は、通報を受けたら直ちに県、関係機関に通報し、気象に関する情報の場合には、横浜地方気象台に通報する。

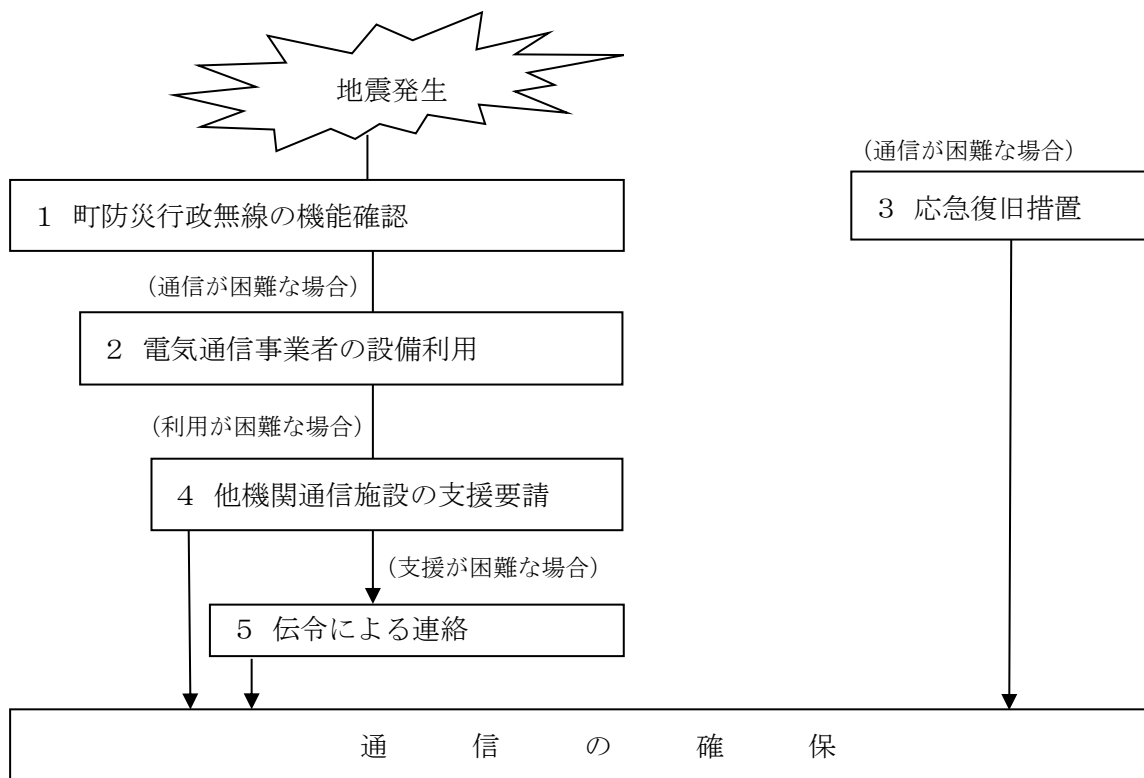
2 情報収集・伝達体制の確立（全課）**(1) 通信手段の準備**

災害発生のおそれがある場合又は地震が発生した場合などには、防災安全課は情報の収集・伝達に使用する通信手段を準備し、他の課等においては、それぞれが所管する通信手段を準備する。

■ 通信手段の種類

災害時優先電話		・災害時に優先的に利用できる電話
災害時用公衆電話 (特設公衆電話)		・避難所開設時に利用できるNTT災害時用公衆電話(特設公衆電話) *開設予定場所:各避難所等(17箇所)
神奈川県防災行政通信網		・大井町と神奈川県等との連絡通信手段
災害情報管理システム		・大井町と神奈川県との情報連絡手段
大井町防災 行政無線	固定系	・スピーカー、戸別受信機等からの同報系無線により町からの情報を周知する。
	移動系	・統制局、半固定型、車載、携帯型がある。町、自主防災、防災関係機関、職員間等の通信に利用する。
アマチュア無線		・災害対策上必要が生じた場合、県に連絡し、日本アマチュア無線連盟神奈川支部の協力を依頼する。
その他の無線等		・災害対策上必要が生じた場合は、タクシー事業者の保有する無線などを使用できるよう、関係機関に協力を要請する。
伝令		・全ての通信手段が途絶した場合、通信規制等により必要な場合は徒歩、自転車、自動車等により伝令を行う。
パソコン通信		・エリアメール等メール配信システムによる通信手段 ・町民や避難所等への情報提供等

【通信確保フロー】



(2) 神奈川県との情報伝達

神奈川県との情報伝達の方法は次のとおり。

ア 県防災行政通信網による伝達

地震等の情報については、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」及び「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」に基づき、県内最大震度3以上の地震の場合、横浜地方気象台からの地震情報等（震度速報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報等）を震度情報ネットワークシステムによる地震発生状況とともに県防災行政通信網を通じて伝達される。

また、県は地震調査研究推進本部等の国の機関の地震情報や、温泉地学研究所で収集した発災時の地震情報及び群発地震発生時の発生回数等の情報を町に伝達する。

イ 災害情報管理システムによる伝達

災害情報管理システムは、市町村や県の各機関と災害対策本部をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで県災害対策本部や他の防災関係機関で情報共有するためのシステムとなっている。

防災安全課は、各関係課等からの災害による被害の状況等の情報を収集し、把握できた範囲から県へ連絡する。

災害情報管理システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システムの運用手順」により行う。システムに入力する主な情報は次のとおり。

■ 情報管理システムへの主な入力情報

防災基礎情報	・病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報
被害情報、被害復旧情報	・道路被害・復旧、河川被害、学校被害等
応援要請情報、応急措置情報	・自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊派遣要請、各機関の応急措置
災害状況資料	・被害情報等をもとに作成した災害状況資料

資料2-2-10 大井町防災行政無線一覧表

3 情報の収集、被害状況の調査（全課）

（1）町による情報収集

各課等は、それぞれが所管する災害情報の収集を行う。収集に当たっては、各地域の町民、自主防災組織、消防団、関係機関等の協力を得て行うこととする。

■ 情報収集の種類と担当

部	課等	収集する情報
本部事務局	防災安全課	・地震、気象等の状況
総務情報部	総務課、企画財政課 協働推進課・議会事務局	・職員の被災状況 ・庁舎の被害状況
救援部	町民課、税務課、会計室	・被災家屋等の被害状況 ・人的被害の状況（安否確認）
福祉救護部	福祉課	・社会福祉施設等の被害状況
	子育て健康課	・保健・医療施設の被害状況
建設部	生活環境課	・環境衛生施設の被害状況（ごみ・し尿処理施設） ・上下水道施設の被害状況
	地域振興課	・農業、商工業、観光施設の被害状況
	都市整備課	・地すべり、がけ崩れ等を主とした家屋等 一般の建築物の被害状況（建築物の震後状況） ・道路、橋りょう、河川などの構造物の被害状況
教育部	教育総務課、学校給食センター、生涯学習課	・学校、社会教育施設等の被害状況
機動部	消防団	・火災発生の状況 ・人的被害の状況（負傷者、行方不明者、死者等）

このほか、各職員が出先等から役場へ戻るときや、勤務時間外に自宅等から役場へ参集するときなどには、迅速な参集を第一義に、可能な範囲でその途上の情報収集を行うこととする。

（2）ライフライン施設の情報収集

電気、通信、ガスなどのライフライン施設の被害状況については、各事業者において行い、町災害対策本部にて把握する。

（3）自主防災組織の情報収集

自主防災組織は、消火活動や避難、救出活動など自主的活動を行うとともに、人的被害や建物被害、火災の状況などの情報を収集し、防災行政無線（移動系）や電話等の可能な通信手段により町災害対策本部へ連絡する。通信手段が使えないときには、直接出向いて伝えることとする。

（4）消防団の情報収集

消防団は、消火活動や避難、救出活動などを行うとともに、人的被害や建物被害、火災の状況などの情報を収集し、可能な通信手段により町災害対策本部又は小田原市消防本部に連絡する。通信手段が使えないときには、直接出向いて伝えることとする。

資料2-2-11 被害状況の調査

資料2-2-12 災害対策連絡票

4 被害状況の集約・報告（防災安全課、総務課）

（1）情報の集約と県への報告

各課等は「3 情報の収集、被害状況の調査」による情報を収集、調査し、総務課へ報告する。

総務課は、各課等から報告された情報を整理し、防災安全課がその情報を災害情報管理システム等により、県災害対策本部（県くらし安全防災局）へ報告する。

県に対する報告については、人的被害、住家被害、町民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

（2）火災・災害等速報に関する連絡

ア 「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。

イ 被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

■ 地震発生直後の県への報告

報告すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の原因 ・ 災害が発生した日時 ・ 災害が発生した場所又は地域 ・ 被害状況 ・ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ・ その他必要な事項 	
地震発生直後に県に報告する内容	人的被害	・ 死者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）
	住家被害	・ 全壊（全焼・流失）世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数
	災害対策上必要と認められる事項の概要	・ 避難、救護の必要性や災害拡大等のおそれのある情報
	本部設置の報告	・ 本部を設置した場合は、設置した旨の報告

資料2-2-13 人的・建物被害等（災害発生・被害中間）報告

資料2-2-14 公共施設等被害（災害発生・被害中間）報告

資料2-2-15 確定報告

資料2-2-16 被害の分類認定基準

■ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49101～2
	F A X	9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

N T T回線	電 話	03-5253-7510（長官・参謀室）
	F A X	03-5253-7553（宿直室）
地域衛星通信ネットワーク	電 話	9-048-500-90-49101～49102
	F A X	9-048-500-90-49036

第2節 災害情報の広報

■ 活動の基本方針

災害発生時に、正確な情報を迅速に提供することにより、被災後の混乱の防止を図り、町民等が適切な判断による行動がとれるようにする。情報を提供する際には、被災者の状況等に配慮し様々な媒体を活用する。

■ 内容・担当

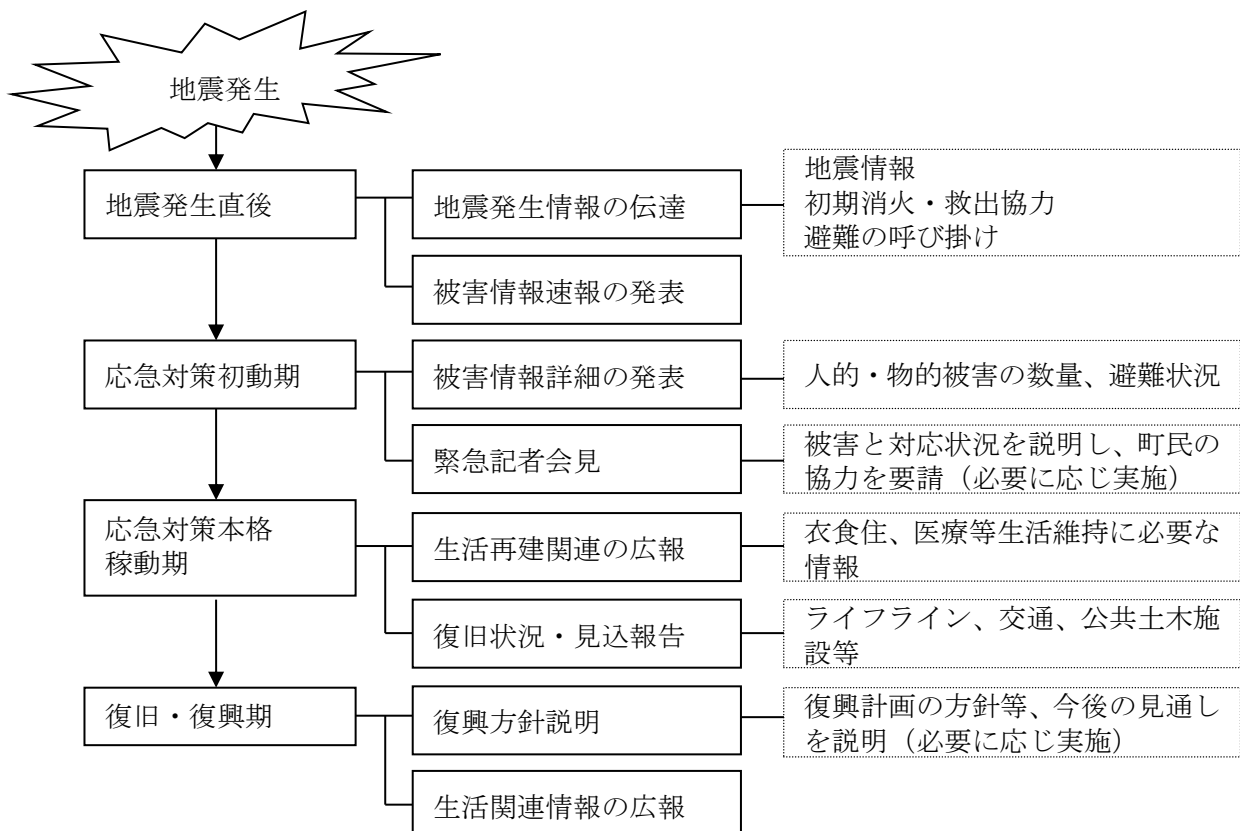
活動内容	担 当
1 町民への広報	・協働推進課
2 報道機関への発表	・協働推進課
3 安否確認、町民からの相談及び要望への対応	・協働推進課・町民課

1 町民への広報（協働推進課）

協働推進課は、各課等より総務課に集められた情報の中から、町民へ伝えるべき情報を広報する。

広報を行うに当たっては、正確な情報を迅速に伝えることを第一義とし、災害の状況や応急活動の段階に応じて必要な情報を提供し、外国人を始め要配慮者にも確実に情報が伝わるよう配慮する。

【広報フロー】



(1) 広報の内容

■ 災害の初期に広報する主な内容

地震発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・地震に関する状況（震度・規模、余震等の見通し等） ・初期消火、救出の呼び掛け ・火気使用厳禁（都市ガス・プロパンガスの漏洩防止、ガス栓閉止等） ・感電事故防止の呼び掛け ・余震警戒の呼び掛け、被害家屋からの野外待機等の安全措置 ・町民や企業等が当面とるべき対応等
緊急措置の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生等二次災害発生及び緊急避難の呼び掛け
避難指示等・救護に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等及び避難方法 ・避難行動要支援者支援（安否確認・避難支援）の呼び掛け ・避難の際の安全措置の呼び掛け（ブレーカー遮断、携行品等） ・負傷者搬送の呼び掛け及び搬送先の情報 ・学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋倒壊、延焼被害等の状況 ・警戒区域設定等の情報 ・避難所の開設、医療機関の開設・医療救護所の設置状況 ・交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等） ・各機関が講じている施策に関する情報
支援情報等の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤルの利用 ・デマ情報の防止、警戒状況の情報 ・ボランティア活動への呼び掛け ・避難所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況 ・帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況 ・ライフラインの途絶等の被災状況

■ 応急復旧期に広報する主な内容

安否確認等に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所情報（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等） ・安否情報
生活情報等の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・医療救護所の状況 ・防疫、健康維持の注意 ・呼び掛け ・救援物資の配布の状況 ・給水、給食、入浴の情報
交通・ライフライン復旧状況の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関、道路の被害状況、復旧の状況 ・電気、水道等施設の被害状況、復旧の状況 ・電話の利用と通信施設の被害状況、復旧の状況
被災者支援の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者相談窓口の設置の案内 ・被災者に対する援助、助成の案内

資料2-2-17 広報案文

(2) 広報の手段

広報に当たっては、災害の状況に応じ、外国人を始め要配慮者などの状況に配慮して、以下のような手段を用いて行う。

ア 防災行政無線

イ 広報車は、原則として町所有の広報車を使用し、松田警察署その他防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て実施する。

ウ その他広報手段として、トランジスタメガホン、口頭、掲示、チラシ、ホームページ、SNS（あんしんメール、LINE等）、災害情報共有システム（L-ALERT）等、可能な手段を適宜活用するとともに、必要に応じボランティア等の協力を得て実施する。

2 報道機関への発表（協働推進課）

各課等から集められた情報を報道機関へ発表するとともに、町民へ伝えるべき情報についての報道を依頼する。

(1) 発表の担当者等

報道機関への発表については、副町長が担当し、発表場所は202会議室とする。

(2) 発表する内容

- ア 災害の種類、発生場所、発生日時
- イ 被害状況
- ウ 避難指示等、避難場所
- エ 応急対策活動の状況
- オ 町民、被災者への注意事項、協力依頼事項
- カ ボランティア、義援金品等の申し出への対応
- キ 復旧活動の状況
- ク その他

3 安否確認、町民からの相談及び要請への対応（町民課、協働推進課、関係機関）

(1) 安否確認への対応

災害時に町内外から問い合わせが集中すると予想される安否確認への対応については、町民課が担当する。

被災者の安否情報について町民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

また、町民が町外に居住する家族、知人等に安否を知らせる手段として「災害用伝言ダイヤル」等の利用について広報を行う。

(2) 町民からの相談及び要望への対応

町民から寄せられる生活上の問題、不安などへの相談については協働推進課が対応し、その内容に応じて各担当課や関係機関に引き継ぎを行う。

第3節 救助・救急、消火活動

■ 活動の基本方針

地震発生後、町民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとする。また、町は県や防災関係機関と一体となって被災者の救助・救急、消火活動を実施する。

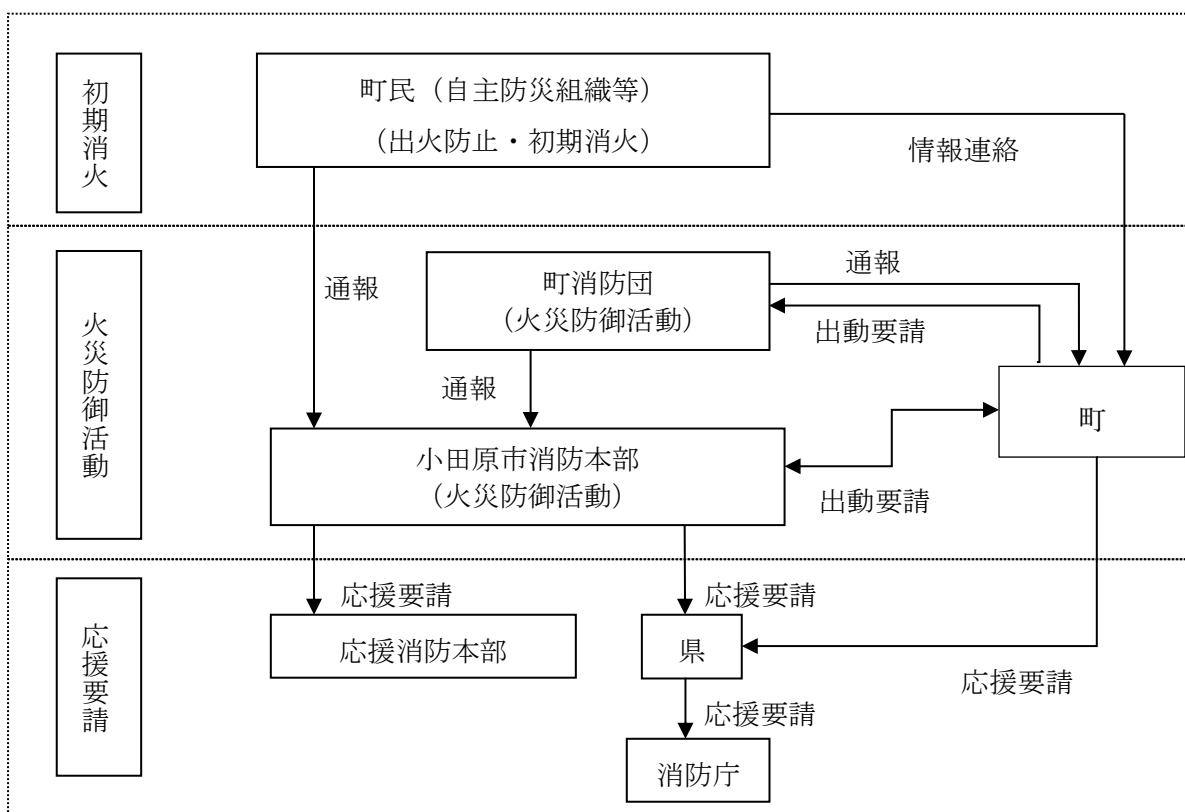
■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 消防体制の確立と消火活動	・ 消防団・小田原市消防本部
2 消防水利の確保	・ 消防団・小田原市消防本部
3 救急活動	・ 消防団・小田原市消防本部
4 避難誘導	・ 消防団・小田原市消防本部
5 町民、自主防災組織の活動	・ 町民・自主防災組織
6 応援要請	・ 小田原市消防本部
7 被害状況の把握と救助方針の決定	・ 防災安全課
8 救助用資機材の確保	・ 防災安全課
9 救助活動	・ 消防団・小田原市消防本部 ・ 自主防災組織

1 消防体制の確立と消火活動（消防団、小田原市消防本部）

地震により火災が発生した場合には、関係機関はそれぞれの任務を迅速に行う。

【消火活動フロー】



(1) 常備消防

小田原市消防本部は、火災発生を確認したら、速やかに消防活動体制を確立し、消火活動にあたる。

(2) 消防団

消防団は、対策本部からの出動命令を受けたときには、速やかに消防活動体制を確立し、消火活動にあたる。

また、自ら火災の発生を確認したときには、速やかに小田原市消防本部、町へ通報するとともに、消火活動にあたる。

特に、大規模地震時には、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行う。

小田原市消防本部より出場要請を受けたとき、又は小田原市消防本部の消火活動体制が確立されたときには、消防団は小田原市消防本部の指揮のもと、消火活動を行う。

資料2-2-18 消防信号

2 消防水利の確保（消防団、小田原市消防本部）

消火栓、防火水槽などの消防水利を確保し、これらの設備が被災し機能しなくなった場合には、学校プールや河川の水を利用するとともに、町民の協力を得て井戸水を活用する。

3 救急活動（消防団、小田原市消防本部）

(1) 小田原市消防本部は、要救助者の救助と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送を行う。

(2) 医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと、EMIS（広域災害・救急医療情報システム）を活用して、広域的な救急活動を実施する。

4 避難誘導（消防団、小田原市消防本部）

延焼火災の状況により避難の必要が生じたときには、町、小田原市消防本部、消防団、警察が連携し、町民を安全な場所へ避難誘導する。

5 町民、自主防災組織の活動（町民）

町民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努める。また、町民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、災害時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。

また、避難誘導時には、地域に住む避難行動要支援者、外国籍町民などの所在を確認するなど、可能な範囲で町等による避難活動へ協力する。

企業等は、自衛消防組織にて、災害時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。

6 応援要請（小田原市消防本部）

町内各所で同時に多数の火災が発生するなど、通常の消防力だけでは十分な消火活動が行えなくなった場合には、消防相互応援協定に基づき、他の市町村に応援要請をするとともに、必要に応じ、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊の応援要請を行う。この際、応援要請は、本部長の指示のもと、小田原市消防本部消防長が行う。

7 被害状況の把握と救助方針の決定（防災安全課）

防災安全課は、各課等が収集・調査した情報をもとに、被害状況、火災の状況などを把握し、救助の必要な現場を確認する。

大地震等により救助活動が必要な現場が多数発生し、同時に救助活動が行えない場合には、様々な条件を勘案し、優先順位の高い地域を決定し、救助活動にあたる。優先順位を決定するに当たっては、次のような事項を勘案する。

- ・重症者を優先すること。
- ・乳幼児、高齢者、障がい者など要配慮者の救助を優先すること。
- ・火災現場付近を優先すること。
- ・多数の人命を救護できる現場を優先すること。

8 救助用資機材の確保（防災安全課）

防災安全課は、救助活動に必要な資機材を準備する。

また、県西地域県政総合センターや民間事業者からの資機材を借り受けるとともに、救助活動への協力を依頼する。

9 救助活動（消防団、小田原市消防本部、自主防災組織）

- (1) 消防団、小田原市消防本部は、町の救助方針を踏まえ、救助活動を実施する。
- (2) 消防、警察、自衛隊等だけの救出が難しい場合は、付近町民、自主防災組織や企業等からのマンパワーの提供及び土木業者等からは、重機等の貸与を受けて、全ての力を結集して救出活動にあたる。
- (3) 大規模災害により自衛隊が派遣された場合、部隊投入の優先順位を決め、迅速に連絡・調整を実施する。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった場合、必要な準備等を行う。

資料2-2-19 救助応急計画

資料2-2-20 町防災備蓄一覧表

資料2-1-43 災害時における物資の賃貸借に関する協定書（(株) レンタルのニッケン）

資料2-1-53 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（(株) サトー）

第4節 医療・救護活動

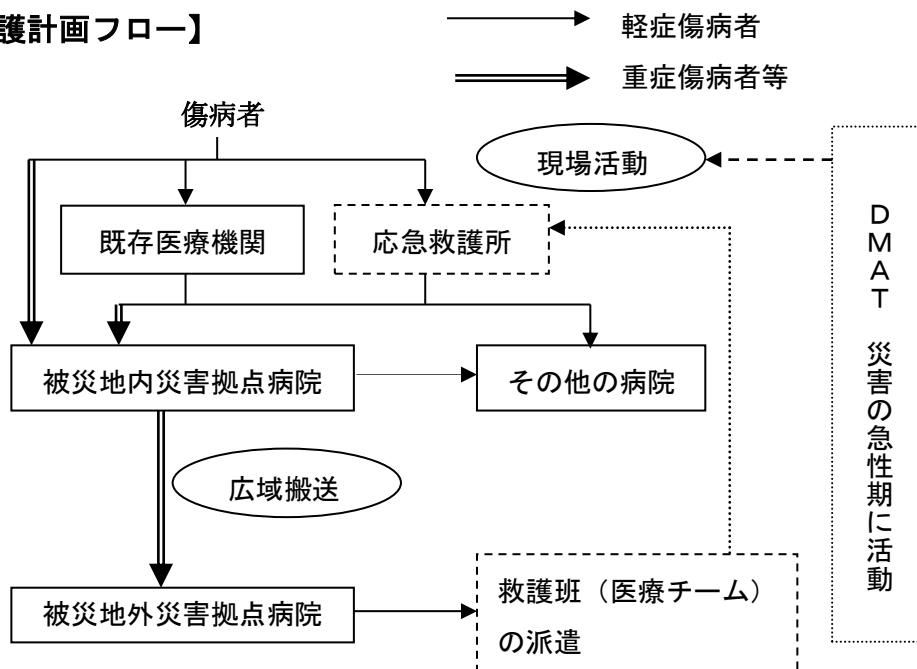
■ 活動の基本方針

足柄上三師会、医療機関等と連携し、迅速で効果的な救護活動及び必要な医療、助産を実施する。

■ 内容・担当

活動内容	担当
1 医療需要と受入体制の把握	・子育て健康課
2 救護体制の確立と救護活動	・協働推進課 ・福祉課・子育て健康課 ・足柄上三師会
3 医薬品等の調達	・子育て健康課
4 重症者等の搬送	・福祉課・子育て健康課 ・足柄上三師会 ・小田原市消防本部
5 助産	・足柄上三師会・医療機関

【医療救護計画フロー】



1 医療需要と受入体制の把握（子育て健康課）

子育て健康課は、災害対策本部に集められた様々な情報等を踏まえ、災害による負傷者の状況を把握するとともに、町内医療機関の受入体制、被災状況を確認し、町内外の医療機関での対応を基本とするが、対応できない場合には、医師会、近隣市町、県等の協力のもとEMIS（広域災害・救急医療情報システム）を活用して、広域的な活動を実施する。

2 救護体制の確立と救護活動（協働推進課、福祉課、子育て健康課、足柄上三師会）

（1）町の救護体制

発災直後においては、町内外の医療機関を活用し、人命救助に努めるとともに、被災の状況に応じ、地域災害医療対策会議の統制・調整に基づき、保健福祉センターに応急救護所を設置し、派遣された医療救護班により救護活動を行う。このため、福祉救護部は発災後、直ちに受入態勢の準備を行う。応急救護所を設置した場合には、関係機関に連絡するとともに、町民に周知する。

また、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行う。

（2）足柄上三師会

足柄上三師会は、大規模災害が発生した場合、又は町から医療救護活動の要請があった場合には、救護班（医療チーム）を編成し、救護活動を行う。

（3）救護活動の基本方針

大規模災害により多数の負傷者が発生した場合、救急医療に関する知識と経験が豊富な医師によるトリアージ（治療の優先順位の決定）を基本とし、状況により医療従事者により人命救助を行う。この際、要配慮者等に対する救護には十分配慮する。

■ 医療救護内容

- ・ 傷病者に対する応急処置
- ・ 後方医療機関への転送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）
- ・ 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- ・ 助産活動
- ・ 死亡の確認
- ・ 遺体の検案

（4）応援要請

大規模な災害により町内医療機関、足柄上三師会で対応できない場合、県医療関係機関と調整し、医療活動体制を確立する。町は、小田原保健福祉事務所を事務局とする地域災害医療対策会議を通じて、県保健医療調整本部に保健医療活動チームの派遣要請を行う。特に災害発生直後においては神奈川DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院、神奈川DMAT-L（Local）指定病院から、神奈川DMAT、神奈川DMAT-Lが派遣され、必要に応じてかながわDPAT（災害派遣精神医療チーム）が派遣される。

3 医薬品等の調達（子育て健康課）

救護班（医療チーム）が使用する医薬品等は、町が備蓄している医薬品を使用するとともに、医薬品取扱業者から調達する。業者への調達要請は子育て健康課が行い、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請する。

血液の供給については、県又は赤十字血液センターに要請する。

また、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行う。

4 重症者等の搬送（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、小田原市消防本部）

救護班、救護班（医療チーム）では対応できない重症患者等については、県等の協力のもと、後方医療機関等への搬送を行う。搬送は救急車等の自動車若しくは町公用車又は救護班（医療チーム）が使用している自動車により行い、道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプターなどを活用する。

5 助産（足柄上三師会、医療機関）

助産を必要としている人で、災害により必要な助産が受けられなくなった人に対しては、医療機関の協力のもと、必要な助産活動を行う。

第5節 避難対策

■ 活動の基本方針

町民等の安全を第一に考え、迅速で安全な避難誘導を行うとともに、指定緊急避難場所や避難路、浸水が予想される区域や危険が予想される場所等の避難に関する情報の提供に努める。

避難活動に当たっては、要配慮者等に十分留意し、自主防災組織等町民の協力を得ながら行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 災害の状況把握	・防災安全課
2 避難指示等	・防災安全課
3 警戒区域の設定	・防災安全課
4 避難所の開設	・税務課・会計室・町民課 ・教育総務課・生涯学習課 ・協働推進課
5 避難誘導	・消防団・自主防災組織等
6 避難所の運営	・町民課・税務課 ・会計室・教育総務課 ・学校給食センター ・生涯学習課・自主防災組織等
7 広域的避難	・防災安全課
8 学校、社会福祉施設、福祉施設、事業所等における避難	・各施設等責任者
9 帰宅困難者対策	・防災安全課・各施設等責任者
10 ペット対策	・防災安全課・生活環境課
11 要配慮者への配慮	・全課
12 応急仮設住宅等の提供	・都市整備課・福祉課

1 災害の状況把握（防災安全課）

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときに、避難が必要かどうかを判断するため、防災安全課は地震、気象の状況や火災発生の状況などを把握する。

2 避難指示等（防災安全課）

（1）避難指示等の実施責任者

避難が必要と認められるときには、次の者が避難指示等の発令の措置を行う。

■ 避難指示等の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法	種類	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項（注）	避難指示 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 町長が避難のための立ち退きを指示できないとき 町長から要請があったとき
県知事 県知事の命を受けた県職員 水防管理者	洪水	水防法第29条	避難指示	
県知事 県知事の命を受けた県職員	地すべり	地すべり等防止法第25条	避難指示	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> 警察官がその場にはいない場合
消防職員 消防団員 警察官	火災	消防法第28条	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 消防警戒区域の設定、退去命令、出入りの禁止・制限 消防職員、消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときには警察官が行う

注： 警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難措置をとることができる。

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は次のとおり。

■ 避難指示等の内容

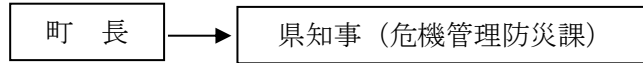
種類	基準	伝達内容	伝達方法
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者や避難行動要支援者等要配慮者など避難行動に時間を要する者に対する措置 また、高齢者等以外の者が、必要に応じて通常の行動の見合わせ、自主的避難を促す。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難を要する理由 ・避難すべき場所と経路 ・注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等報道機関 ・防災行政無線 ・町ホームページ ・あんしんメール、LINE等 ・広報車 ・消防団、自主防災組織等の戸別訪問による伝達 ・災害情報共有システム（L-A L E R T）
警戒レベル4 避難指示	町内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立ち退きの指示	<ul style="list-style-type: none"> ・指示者 ・避難を要する理由 ・避難指示の対象地域 ・避難先とその場所 ・避難経路 ・注意事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ等報道機関 ・防災行政無線 ・町ホームページ ・あんしんメール、LINE等 ・広報車 ・消防団、自主防災組織等の戸別訪問による伝達 ・災害情報共有システム（L-A L E R T） ・サイレン ・警鐘 ・マイクによる伝達 ・口頭による伝達
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等		

(3) 避難指示等の報告

避難指示等を行った場合には、次のとおり県知事へ報告を行う。なお、警察官、自衛官が単独で避難指示を行ったときは、直ちにその旨の報告を受けるものとする。

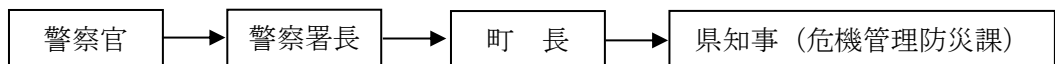
ア 町長の措置

(災害対策基本法第61条第1項に基づく措置)



イ 警察官の措置

(災害対策基本法第61条第1項に基づく措置)

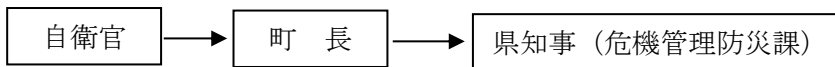


(警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置)



ウ 自衛官の措置

(自衛隊法第94条第1項に基づく措置)



(4) 避難指示等の周知

県及び町は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線等のあらゆる手段を通じて町民等へ周知する。

広報に当たっては、障がい者や外国籍町民などへも的確に情報が伝わるよう、ボランティア等の協力も得ながら適切な手段を講じ、避難の必要がなくなったときも同様に広報を行う。

3 警戒区域の設定 (防災安全課)

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、町長若しくはその委任を受けた職員は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

警戒区域を設定したときには、避難指示等の場合と同様に、県知事へ報告するとともに、町民への周知を図る。

警戒区域の設定に係る実施責任者は次のとおり。

■ 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
町長	災害全般	災害対策基本法第63条	
警察官	災害全般	災害対策基本法第63条	・町長又はその委任を受ける町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	・町長又はその委任を受ける町職員又は警察官が現場にいないとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者 警察官	洪水	水防法第21条	・水防団長、水防団員、消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者の要請があったときには、警察官が行う
消防職員 消防団員 警察官	水害を除く災害全般	消防法第28条・第36条	・消防職員、消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときには警察官が行う

4 避難所の開設（税務課、会計室、町民課、教育総務課、生涯学習課、協働推進課）

(1) 開設の決定

災害の状況により必要である場合には、指定避難所を開設する。

また、あらかじめ指定された指定避難所以外の施設についても、必要があれば災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する、一時避難場所については、自主防災組織等の判断により開設する。

なお、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者の生活環境を考慮して、介護保険施設や障害者支援施設等の福祉避難所としての指定や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、被災地以外の地域にあるものも含め、多様な避難所の確保に努める。

(2) 開設及び報告

税務課等は、避難所の開設を避難所開設・運営マニュアルに従って行い、開設の受入態勢が整い次第、災害対策本部へ報告する。

この際、協働推進課は、町民に対し、避難所開設について周知する。

防災安全課は、災害情報管理システムによる報告、情報共有を行うほか、県知事、松田警察署、自衛隊等関係機関に対し、避難所の開設を通報する。

(3) 緊急時の対応

ア 酒匂川沿岸地域に避難指示が発令された場合、又はその他の緊急避難が必要な場合、避難を必要とする者は、風水害発生時における一時避難施設として、神奈川県立大井高等学校体育館2階外周通路部を使用することができる。

イ 町は必要に応じ、避難者の再配分を実施する。

ウ 町は、指定避難所での受け入れが想定収容人数を超えるなどした場合、昭和女子大学東明学林の使用を依頼する。

■ 町指定の避難所

名 称	体育館		グラウンド等		電 話
	面積 (㎡)	収容人員 (人)	面積 (㎡)	収容人員 (人)	
総合体育館 (アリーナ)	1,780	296	駐車場 5,167	駐車場 1,250	0465-82-9799
総合体育館 (多目的室・柔剣道場)	889	148			
大井小学校	893	148	11,848	2,870	0465-82-0918
湘光中学校	708	118	12,335	2,990	0465-82-2541
上大井小学校	667	111	8,559	2,080	0465-83-1151
相和小学校	469	78	3,969	960	0465-82-1611

■ 町指定避難所への避難対象地域

名 称	避難対象地域	種 別	
		地震	水害
総合体育館	坊村・馬場・吉原	○	○
大井小学校体育館	根岸上・根岸下・市場・新宿・河原・金手	○	○
湘光中学校体育館	宮地・上大井（・西大井）	○	○
上大井小学校体育館	西大井（※風水害時は湘光中）	○	—
相和小学校体育館	篠窪・上山田・中屋敷・下山田・柳・高尾・赤田	○	○

■ 各自主防災組織（自治会）指定の一時避難場所

番号	名 称	番号	名 称
1	吉原自治会館	14	大通寺駐車場（上大井自治会館）
2	新宿自治会館	15	上大井駅前広場
3	新宿山王社境内	16	ほほえみハウス
4	稲荷神社（新宿）	17	三嶋神社（上大井）
5	河原自治会館	18	新湘光公園
6	根岸上自治会館	19	西大井自治会館
7	創価学会大井松田文化会館駐車場（根岸下）	20	篠窪自治会館
8	市場自治会館	21	柳多目的集会場
9	ビバホーム大井町店駐車場（坊村）	22	高尾自治会広域広場（高尾多目的集会場）
10	馬場老人憩いの家	23	赤田自治会館
11	宮地自治会館（旧役場跡地）	24	J Aかながわ西湘農協相和支店広場（上山田）
12	金手自治会館	25	中屋敷公民館
13	金手児童公園	26	下山田自治会館

5 避難誘導（消防団、自主防災組織等）

町は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難措置の実施者と相互に連携し避難先への誘導に努める。

(1) 避難誘導者

- ア 避難誘導は、消防団が、警察官、自主防災組織等の協力を得て行う。
- イ 町等の避難誘導を待つ余裕がないときには、町民等は自主的に避難する。

ウ 避難行動要支援者は個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、在宅又は施設利用の高齢者及び障がい者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施する。

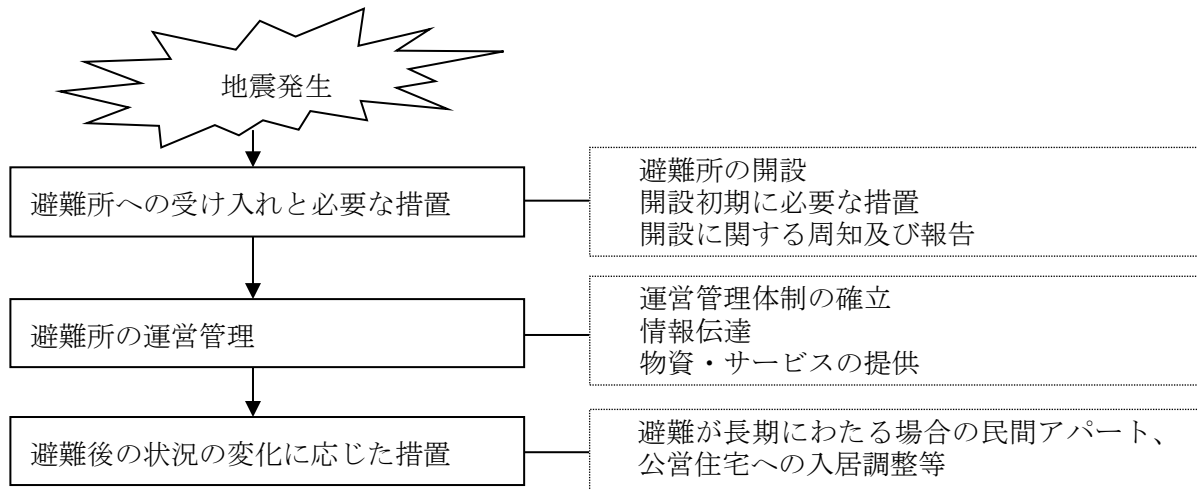
エ 避難措置の実施者の安全確保に留意する。

(2) 避難場所

避難する場所は、初めに一時避難場所へ避難し、更に危険が拡大した場合は町指定の避難所へ避難する。

6 避難所の運営（町民課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、自主防災組織等）

【避難所運営フロー】



(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営方法については、避難所担当職員や自主防災組織代表等で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所開設・運営マニュアルをもとに協議・決定し、避難所の円滑な運営管理を行う。また、運営方針を決定する段階から、被災時の男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう十分配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努める。

この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、町民、自主防災組織、ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとする。

イ 避難所の運営については、傷病者、妊産褥婦、乳幼児、高齢者、障がい者の避難者に対する身体的、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルヘルスケアに努める。また、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、女性や子どもに対する暴力等を予防するための照明の設置などにより安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズにも配慮するよう努める。

ウ 避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努める。また、要配慮者や妊産婦、乳児がいる家庭のための専用スペースの確保に努めるとともに、男女ペアによる巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努める。

エ ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任を持って飼育するための居場所確保やケージ等を用意してもらうなどの具体的な対応がとれるよう努める。

- オ 在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回など、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努める。
- カ 避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対策が安全適切に行われるよう措置する。
- キ 避難所において救援活動を行うボランティアの受け入れについて、県災害救援ボランティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応する。
- ク 避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ケ 各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者のリスト作成等を実施し、必要に応じ被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。なお、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。
- コ 避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力を得ながら、民間アパートや公営住宅への入居調整に努め、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップする。
また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、要配慮者等に配慮しながら、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテルの活用、多様な手段により避難所の確保に努める。
- サ 避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。

(2) 食料、生活必需品の配布

町民課及び税務課は、配布計画に基づき、町が備蓄している食料、生活必需品、地域振興課が調達した食料、生活必需品を避難所に配布する。配布先では、避難所運営委員会の配布担当を中心に公平公正な配布を行う。必要に応じ、自治会が開設した一時避難場所に配布する。

(3) 避難所運営の報告

- ア 避難所に配置された職員は、避難所の運営状況、避難者の状況等について整理し、災害対策本部へ報告する。防災安全課はその内容に応じ、関係課等と連携をとり、必要な措置を講じる。
- イ 各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国・県等に報告を行う。

資料2-1-27 避難所・避難場所一覧

資料2-2-21 避難場所開設報告書

- 資料2-2-22 避難所設置及び収容状況
- 資料2-2-23 避難所収容者名簿報告書
- 資料2-2-24 避難所収容台帳
- 資料2-2-25 風水害発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書
(神奈川県立大井高等学校)
- 資料2-2-26 災害時における臨時避難所としての施設使用に関する協定書
(学校法人 昭和女子大学)

7 広域避難（防災安全課）

大規模な災害の発生のおそれがある場合や災害が発生し、町単独では町民の避難所等の確保が困難となった場合には、県内の他の市町村への町民の受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し他の都道府県との協議を求める。

県は、町から協議の要求があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が、被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域避難のための要求を代行する。

8 学校、社会福祉施設、福祉施設、事業所等における避難（各施設等責任者）

学校、福祉施設、事業所等において、施設が被災した場合などの避難については、各施設の管理者、責任者のもと、町の避難体制を考慮しながら行う。

9 帰宅困難者対策（防災安全課、各施設等責任者）

（1）町の対応

ア 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努める。滞在場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。

イ 事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意する。

ウ 県及び関係者等と協力して一時滞在施設等に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努める。

また、徒歩帰宅が困難な要配慮者の一時滞在施設内のスペース確保や輸送対策等に努める。

エ 協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の提供について協力を求める。

(2) 事業所等の対応

- ア 事業所等は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。
- イ 宿泊施設及び不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の指定避難所に誘導するものとする。
- ウ 発災後において、駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとする。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

10 ペット対策（防災安全課、生活環境課）

町は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等で飼い主の判明している動物の救護を行う。

11 要配慮者への配慮（全課）

- (1) 要配慮者(視覚・聴覚障がい者、肢体不自由者、乳幼児、高齢者、傷病者・入院患者、妊産婦等の自力避難等の対応が困難な人、難しい日本語の表現が分かりづらい子どもたちや外国人等)は、身体、情報収集・伝達力、知力などにハンディキャップを負っているため、災害時には情報弱者となり、被害を受けやすい立場にある。このため、情報の提供に当たっては十分配慮する。
- (2) 避難誘導、指定避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に、要配慮者の指定避難所での健康状態の把握、福祉避難所への移動、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努める。
また、高齢者、障がい者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。
- (3) 高齢者、障がい者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施する。また、在宅の避難行動要支援者の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努める。
- (4) 聴覚障がい者や外国人等、言葉による意思疎通が難しい者に対する避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営管理に当たっては、災害時コミュニケーションボード等の指差しコミュニケーションの活用に着意するなど、十分配慮する。
- (5) 災害時に身体障がい者が指定避難所等へ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合

には、他の避難者への配慮を行いつつ、身体障がい者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れることとする。

12 応急仮設住宅等の提供（都市整備課・福祉課）

（1）応急仮設住宅の建設・管理（都市整備課・福祉課）

災害救助法による応急仮設住宅の建設は、法定受託事務として県が行い、同法が適用されない場合は町が行う。

災害救助法による応急仮設住宅の建設要領は次のとおりであるが、同法によらずに町が建設した応急仮設住宅については、管理は福祉課が行い、建設地、設置基準・構造等、経費、期間及び供与期間については、同法による応急仮設住宅の建設要領を準用する。

■ 応急仮設住宅の建設等要領

建設地	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間居住することを想定し、交通、水道、教育、保健衛生等の条件を考慮の上、公園など公共の空地等を利用する。
設置基準・構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則としてプレハブ住宅とする。 ・1戸あたりの基準面積は29.7㎡（9坪）とする。 ・高齢者や障がい者などの利用にも配慮した構造に努める。
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法及び関係法令に準ずる。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から20日以内に着手し、速やかに設置するものとするが、大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣に協議して必要最小限度の期間を延長することができる。
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅は、福祉課が管理する。 ・災害救助法が適用され、県が設置する応急仮設住宅に関しては、町は県知事から委任された事務の範囲で入居管理等を行う。 ・災害救助法適用による供与期間は、原則として竣工の日から2年以内とする。 ・同法が適用されない場合に町が設置するものについては、災害適用の場合に準ずる。 ・応急仮設住宅への入居者の募集については、要配慮者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考する。 ・応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める。 ・女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 ・必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮する。

資料2-2-41 応急仮設住宅仕様基準

(2) 住宅の応急修理（都市整備課）

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県知事からの事務委任を前提に町長が実施する。

応急修理の要領は次のとおり。

■ 住宅の応急修理要領

対象者	・ 住宅が半壊・半焼又は大規模半壊し、当面の日常生活を営むことができない者、かつ、自らの資力で、応急修理ができない者
応急修理の範囲	・ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限とする。
費用	・ 修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。
実施方法	・ 災害救助法が適用された場合は、県の斡旋する建設業者の協力により、また、適用されない場合は、町内外の建設業者の協力により実施する。
期間	・ 原則として災害発生の日から、1か月以内に完了する。

(3) 公営住宅等の斡旋（福祉課）

大規模災害等により避難生活が長期化する場合には、福祉課は、空き室のある町営住宅、県営住宅等を被災者へ斡旋する。

また、民間の賃貸住宅等について、所有者や管理者に協力を依頼し、被災者への斡旋を行う。

住宅を斡旋する対象者は次のとおり。

- ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者で、かつ、自らの資力によっては、住宅を確保することができない者
- イ 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ウ 高齢者、障がい者、母子世帯等
- エ 前各号に準ずる者

第6節 防疫・保健衛生活動

■ 活動の基本方針

避難所等の衛生状態を向上し感染症等の発生を予防するとともに、被災者の心身両面の健康状態の維持を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 保健活動	・福祉課・子育て健康課
2 衛生活動	・子育て健康課・生活環境課
3 防疫体制の確立	・子育て健康課・生活環境課
4 防疫実施の方法	・子育て健康課・生活環境課
5 感染症対策	・子育て健康課
6 ペット救護対策の整備	・生活環境課

1 保健活動（福祉課、子育て健康課）

(1) 福祉課、子育て健康課は、小田原保健福祉事務所足柄上センター等と連携し、避難所等の被災者の健康状態の把握や栄養指導などの健康相談等を実施し、併せてエコノミークラス症候群等への対応も周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行う。実施に当たっては、乳幼児、高齢者等要配慮者の健康状態に留意する。

(2) 災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講ずる。

また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

2 衛生活動（子育て健康課、生活環境課）

(1) 子育て健康課、生活環境課は、小田原保健福祉事務所足柄上センター等と連携し、避難所等の被災者に対し、台所、便所などの衛生指導や、食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動を行う。

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努める。

(2) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努める。

3 防疫体制の確立（子育て健康課、生活環境課）

子育て健康課、生活環境課は、小田原保健福祉事務所足柄上センター等と連携し、防疫活動の担当班を編成する。

防疫活動に必要な薬品、器具等については、町が保有するものを使用するほか、取扱業者から調達し、不足する場合には、県に調達を要請する。

町は、県の指示に基づき、次の防疫対策を実施する。

- ・感染症予防上、必要と認めた場合の清掃及び消毒
- ・ねずみ族、昆虫の駆除
- ・予防接種の指示
- ・厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

4 防疫実施の方法（子育て健康課、生活環境課）

（1）感染症発生場所等の消毒

感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施する。

（2）感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

（3）防疫対策としての清潔

ア 町は、管内における道路、溝渠、公園等、公共の場所を中心に実施する。

イ 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災状況に応じ、町は適切な指導あるいは指示を行う。

ウ 収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分を行う。

（4）消毒方法

ア 消毒方法の実施に当たっては、法令の定めるところにしたがって行う。

イ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、便宜の場所に配置する。

（5）ねずみ族、昆虫の駆除

ねずみ族、昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

（6）予防接種の実施

町は、国及び県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失しないように措置する。

5 感染症対策（子育て健康課）

子育て健康課は、医療機関や小田原保健福祉事務所足柄上センター等に協力し、感染症の予防及びまん延防止対策に努める。感染症が発生したときは、小田原保健福祉事務所足柄上センターへ連絡するとともに、必要な予防措置を行う。

■ 主な感染症対策の流れ

- ・感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて医療受診につなげる。
- ・手洗い・うがい・手指消毒の指導を行うとともに、必要に応じて消毒薬・マスクの配布等を行う。
- ・感染症が発生した場合は小田原保健福祉事務所足柄上センターへ連絡するとともに、消毒等の必要な予防措置を行う。なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置が必要な場合は、国及び県の指示に従い対応する。
- ・感染症予防上必要と認める場合、国及び県の指示に従い、臨時の予防接種を対象、期間を定め、実施する。
- ・パンフレットの配布や広報車による情報伝達を実施する。

■ 感染症指定医療機関

令和3年10月1日現在

種 別	医療機関名	所在地	電 話	病床数
第一種感染症 指定医療機関	横浜市立 市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	045-331-1961	2床
第二種感染症 指定医療機関	神奈川県立 足柄上病院	松田町松田惣領866-1	0465-83-0351	6床

6 ペット救護対策の整備（生活環境課）

生活環境課は、飼い主が分からない負傷又は放し飼い状態の動物、若しくは飼い主が飼養することが困難なペットを保護し、県の動物救護体制が整うまでの間、一時的に保管する。

また、飼い主とともに避難したペットの飼育について適切な指導等を行うなど、環境衛生の維持に努める。

第7節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋火葬等

■ 活動の基本方針

1人でも多くの人命を救えるよう、行方不明者の捜索に全力をあげるとともに、遺体が発見された場合には適切に埋火葬を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 行方不明者の捜索	・町民課・消防団
2 遺体の処理等	・協働推進課・町民課 ・松田警察署
3 遺体の収容等	・協働推進課、町民課

1 行方不明者の捜索（町民課、消防団）

町民課は、行方不明者の捜索のための相談窓口を設置し、消防団、松田警察署による捜索活動に加え、必要に応じて自主防災組織、ボランティア等と協力・連携しながら、行方不明者の捜索を行い、遺体を取り扱った場合には松田警察署に通報する。

資料2-2-36 災害救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人救助犬訓練士協会）

資料2-2-37 行方不明捜索届出書

2 遺体の処理等（協働推進課、町民課、松田警察署）

（1）遺体に関する通報等

町民課は、遺体を取り扱った場合には松田警察署に通報する。

また、協働推進課及び松田警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに松田警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底する。

（2）遺体の検視・調査等

松田警察署は、遺体の検視・調査等を行う。

（3）遺体の検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行う。

3 遺体の収容等（町民課）

（1）遺体の収容

町民課は、災害時に遺体の検視、検案及び遺族などへの引き渡し等を実施するため、遺体収容・安置場所を生涯学習センター内に開設し、捜索により収容された遺体を搬送する。処理された遺体は遺体安置所に収容し、遺体処理台帳に記録する。

遺体の保管に当たっては、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。

資料2-2-38 遺体処理台帳

(2) 身元確認、身元引受人の発見

町民課は、松田警察署、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

(3) 遺体の引き渡し

町民課は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体は町にて管理する。

この際、町民課と松田警察署は、遺体の引き渡し作業を協力して行う。

資料2-2-39 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

(4) 遺体の埋火葬

被災により遺族が埋火葬を行うことが困難な場合には、町が行う。

町民課は埋(火)葬許可証を発行し、近隣の火葬場にて火葬を行うが、近隣の火葬場の処理能力を超えた場合には、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、埋葬又は火葬を行う。

資料2-2-40 埋火葬台帳

(5) 死亡者に関する広報

協働推進課は、遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、死亡者に関する広報に関して、県及び警察署と連携を保ち、町庁舎・遺体安置所等への掲示、問い合わせ窓口の開設や地域の町民等への情報提供を行う。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

■ 活動の基本方針

被害状況を的確に把握し、町民、事業者等の協力を得ながら、必要な飲料水、食料、生活必需品の調達を行う。その場合は、傷病者や乳児、高齢者等要配慮者に必要な品目や季節に応じた品目に十分配慮する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 生活物資の調達等	・地域振興課
2 飲料水及び生活用水の確保・供給	・生活環境課・協働推進課 ・教育総務課・生涯学習課
3 食料の調達・供給	・総務課・地域振興課 ・教育総務課・生涯学習課 ・自主防災組織
4 生活必需物資等の調達・供給	・総務課・地域振興課 ・教育総務課・生涯学習課
5 食料及び生活必需品の搬送・配布	・総務課・税務課・会計室 ・町民課

1 生活物資の調達等（地域振興課）

(1) 町民の非常用備蓄等にもかかわらず、食料等生活物資（飲料水、生活用水、食料及び生活必需物資等）が不足した場合は、あらゆる手段により被災者に早期に必要な物資等を供給する。

- ア 町の備蓄物資の活用
- イ 各種協定等による物資の調達
- ウ 支援物資の活用

(2) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

- ア 要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。
- イ 夏季の扇風機等、冬季の暖房器具・燃料等など被災地の実情を考慮する。

(3) 避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、物資等が提供されるよう努める。

2 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 被害状況と給水需要の把握（生活環境課、教育総務課、生涯学習課）

生活環境課は、災害による水道施設の被災状況を調査するとともに、避難者の状況等を勘案し、必要な給水量を算定する。避難所の需要量については、教育総務課、学校給食センター、生涯学習課の協力を得て把握する。特に、医療機関への速やかな給水を優先的に配慮する。

飲料水の給水量は、1人1日3リットル程度を目安とし、給水施設の復旧まで長期化が予想される場合には、生活用水についても検討する。

(2) 水源の確保（防災安全課、生活環境課）

応急給水に必要な水は、非常用飲料水貯留槽、配水池、鋼板プール、河川水、町管理の非常用水源に加え、町民等の協力のもと、井戸水等についても活用する。

なお、飲料水として活用する場合には、ろ過、滅菌など必要な処置を講じるものとする。

このほか、隣接の松田町、小田原市との水道緊急連絡管接続協定等との水道協定や事業者との協定に基づいた飲料水も活用する。

(3) 給水体制の確立と給水活動（生活環境課、協働推進課）

生活環境課は、給水タンク等給水に必要な資機材を整え、避難所等において給水活動を行う。

被災状況により、各避難場所等の給水量に調整を加えることとするが、町だけでは対応が難しいときには、関係機関等へ応援を要請する。

給水活動を行うことが決定したときには、協働推進課は町民等へ周知する。

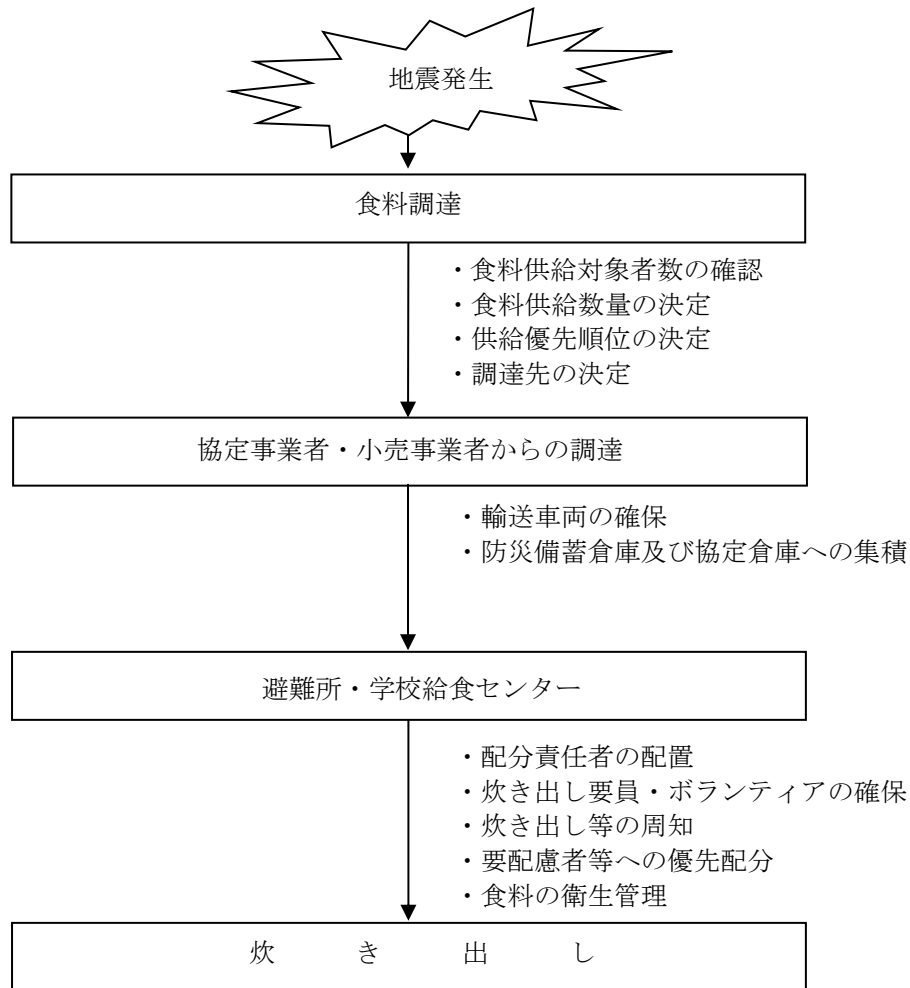
資料2-2-20 町防災備蓄一覧表

資料2-1-31 県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する協定

資料2-1-32 災害時における飲料水の調達に関する協定書（富士ボトリング（株））

3 食料の調達・供給

【食料供給フロー】



(1) 被害状況と食料需要の把握（総務課、地域振興課、教育総務課、生涯学習課）

地域振興課は、避難者数、電気・ガス・水道等の供給不能による調理施設の不能等、総務課の集約した情報をもとに、必要な食料を算定する。避難所の需要量については、教育総務課、生涯学習課で把握する。

あわせて、ミルクを必要とする乳児や、給食に配慮を要する傷病者、高齢者、アレルギー体質の方等要配慮者の状況についても把握する。

食料の配布対象者は次の者とする。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住宅が全焼、全壊、流出、半壊、床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者
- ウ 通常の配給機関が供給を行うことができず、配給を受けられない者
- エ その他本部長が必要と認める者

(2) 食料の調達（地域振興課）

地域振興課は、町で備蓄している食料のほか、協定等に基づき食料品卸売業者・小売業者等から主要食料及び副食・調味料等を調達する。これらで十分に確保できない場合には、県知事に供給を要請する。

食料の集積地は、防災備蓄倉庫とし、災害の状況によって他の施設等とする。

地域振興課は、業者、県等から食料集積地へ提供された食料を主要食料等調達台帳に記録し、各避難所等からの要請に対応する。

資料2-2-20 町防災備蓄一覧表

資料2-1-33 災害時における協力に関する協定書（大井町飲食店組合）

資料2-1-34 災害時における食糧の供給協力に関する協定書（(株)林養魚場）

資料2-1-36 生活必需物資の調達に関する協定書（(株)ヤオマサ）

資料2-2-27 主要食料等調達台帳

資料2-2-28 主要食料等配布台帳

(3) 炊き出しの実施（税務課、会計室、町民課、教育総務課、生涯学習課、自主防災組織等）

炊き出しは、避難所運営委員会で炊き出し担当を中心に実施する。

なお、道路障害物除去が本格化し輸送が可能となれば、原則として米飯による炊き出しや多様な食料需要に対応するため、事業者等の協力を得ながら、弁当・おにぎり等の調達へと切り替える。

4 生活必需物資等の調達・供給**(1) 被害状況と生活必需品の把握（総務課、地域振興課、教育総務課、生涯学習課）**

地域振興課は、総務課の集約した被害状況や避難者数等の情報をもとに、必要な生活必需品を算定する。避難所における需要量については、教育総務課、生涯学習課で把握する。

生活必需品の配布対象者は次の者とする。

ア 避難所に収容された者

イ 住宅が全焼、全壊、流出、半壊、床上浸水等の被害を受け、被服・寝具、その他生活必需品を喪失、き損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ウ その他本部長が必要と認める者

(2) 生活必需品の調達（地域振興課）

ア 生活必需品の確保

地域振興課は、町で備蓄している品物のほか、協定等に基づき卸売業者・小売業者等から生活必需品を調達する。これらで十分に確保できない場合には、県に供給を要請する。

生活必需品の品目については、傷病者、乳幼児、高齢者等要配慮者に必要な品目や、災害発生の季節に応じて必要なものを確保する。調達する生活必需品の一例は

次のとおり。

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
- (イ) 衣料品
- (ウ) 身の回り品（タオル、軍手等）
- (エ) 炊事用具、食器
- (オ) 生活用品（懐中電灯、乾電池、石けん、ティッシュ、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (カ) 光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等）
- (キ) 燃料等
- (ク) その他（医薬品、紙おむつ、使い捨てほ乳瓶、ミルクを溶かすための水、生理用品、ラジオ等）

資料2-2-20 町防災備蓄一覧表

資料2-1-34 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（大井町商工振興会）

資料2-1-35 生活必需物資の調達に関する協定書（(株)ヤオマサ）

資料2-1-36 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（(株)カインズ）

資料2-1-37 災害救助物資等の保管協力に関する協定書（(株)新三善）

イ 生活必需品の仕分

生活必需品の集積地は防災備蓄倉庫とし、災害の状況によっては他の施設等において実施する。

地域振興課は、業者、県等から生活必需品集積地へ運び込まれた品物を、物資調達台帳に記録し、各避難所等からの要請に対応する。

資料2-2-29 物資調達台帳

5 食料及び生活必需品の搬送・配布（総務課、税務課、会計室、町民課）

町民課等は、自主防災組織等の協力のもと、避難所等に総務課が準備した車両で生活必需品を搬送・配布する。この際、防災協定に基づいた輸送力の活用に着意し、効率的・効果的な配送を実施する。

また、避難所以外での避難生活者や、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者等に対しても、必要な物資の提供に努める。

資料2-2-30 物資配布台帳

第9節 文教対策

■ 活動の基本方針

災害が発生したときには、第一に、幼稚園、保育園、児童コミュニティクラブ（学童保育）、小・中学校の園児・児童・生徒の安全を確保する。災害の状況によっては、臨時休校・休園・休所の措置を講ずるとともに、長期にわたって教育・保育が行えなくなることできるだけ避けるよう、施設・設備の安全を確保するとともに、避難生活との調整を図り、応急教育、応急保育を実施する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 被害状況の把握	・教育総務課・子育て健康課 ・大井保育園等
2 園児・児童・生徒等の安全確保	・幼稚園・小学校・中学校 ・教育総務課・子育て健康課 ・大井保育園等
3 臨時休校・休園・休所の措置	・教育総務課・幼稚園・小学校 ・中学校・子育て健康課 ・大井保育園等
4 学校等における避難所の開設	・小学校・中学校・教育総務課
5 応急教育	・小学校・中学校・教育総務課 ・子育て健康課・大井保育園等
6 社会教育施設等の応急対策	・生涯学習課・施設管理者
7 文化財対策	・生涯学習課・文化財所有者等

1 被害状況の把握（教育総務課、子育て健康課、大井保育園等）

災害が発生したときには、教育総務課は幼稚園、小学校、中学校と連絡をとり、園児・児童・生徒等の状況を確認するとともに、施設・設備の被災状況を確認する。また、県西教育事務所を通じて県教育委員会へ被害状況を報告する。

子育て健康課、大井保育園等は園児・学童等の状況を確認するとともに、施設・設備の被災状況を確認する。

2 園児・児童・生徒等の安全確保

災害が発生したときには、園長、校長、施設長等は、園児・児童・生徒の保護を図る。

（1）在園・在校時に災害が発生した場合（幼稚園、小学校、中学校）

ア 園長、校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたる。

イ 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡す。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護する。

ウ 校長等は、町教育委員会等に避難・誘導等の状況を速やかに報告する。

エ 校長等は、各施設の保安措置をとる。

オ 初期消火及び救護・搬出活動等の防災活動体制をとる。

(2) 在園・在所時に災害が発生した場合（子育て健康課・大井保育園等）

ア 園児・学童の安全を確認する。

イ 初期消火、救護、搬出等の活動を行う。

ウ 園・クラブ内の安全確認を行う。

エ 保育時間内に災害が発生した場合には、保護者が園児・学童を早急に引き取ることは困難と予想されるため、園・クラブにおいて園児・学童を一時保護する。

ただし、避難の必要がある場合には、子育て健康課の指示により最寄りの避難所等へ園児・学童を避難させる。

(3) 在園・在校時外に災害が発生した場合（幼稚園、小学校、中学校）

ア 教職員は学校に参集し、施設・設備の被害状況を確認し、教育総務課へ連絡する。交通途絶等で参集不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

イ 園児・児童・生徒及び参集できない教職員の安否を、電話やメールシステム等の連絡網により確認する。

(4) 在園・在所時外に災害が発生した場合（子育て健康課・大井保育園等）

ア 保育園職員は園に参集し、施設・設備の被害状況を確認し、子育て健康課へ連絡、児童コミュニティクラブ（学童保育）は、子育て健康課が施設・設備の被害状況を確認する。

イ 保育園は園児及び参集できない職員の安否を、連絡網等により確認、子育て健康課は学童の安否確認状況を教育総務課又は各小学校より入手するとともに、施設長を通じ職員の安否を確認する。

(5) 教職員等の対処、指導基準

ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行う。

イ 児童・生徒等の避難・誘導に当たっては、学級担任等は、出席簿等を携行し、氏名・人員等を掌握し、本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行う。

ウ 障がいのある児童・生徒等については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

エ 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実にを行う。

オ 留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名、人員等を確実に把握し、引き続き保護する。

カ 児童・生徒等の安全を確保した後、本部の指示により防災活動にあたる。

3 臨時休校・休園・休所の措置（教育総務課、幼稚園、小学校、中学校、子育て健康課・大井保育園等）

園長、校長等及び子育て健康課は、施設の被害状況や園児・児童・生徒（学童）、教職

員等の被災状況等により、臨時休校・休園・休所の措置をとる。措置が決定した場合には、速やかに保護者へ連絡する。

また、教育総務課は県西教育事務所を通じて県教育委員会へ臨時休校等を報告する。

4 学校等における避難所の開設（小学校、中学校、教育総務課）

避難所に指定された学校等は、町と連携して避難所を開設し、避難者の安全確保を図る。

避難所に指定されていない施設等においても、地域の町民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、町と連携して対応する。

5 応急教育・応急保育（小学校、中学校、教育総務課、子育て健康課・大井保育園等）

災害により通常の教育、保育を実施することができなくなった場合には、施設・設備の応急修理・確保、教員の確保、教材等の調達などの措置を講じて、応急教育及び応急保育を実施する。

（1）施設・設備の確保

ア 施設・設備が被災したときには、園長、校長、教育総務課は、速やかに応急修理を行う。

イ 学校等施設が避難所として使用される場合には、体育館における避難生活と各教室における学校教育がそれぞれ適切に行われるよう十分に配慮する。

ウ 被災程度により学校施設が使用できないときには、近隣の学校での授業を行うとともに、生涯学習課と連携して社会教育施設の活用を図る。

（2）教職員の確保

ア 教員は原則として各所属に参集するものとするが、交通途絶で参集不能な場合は、最寄りの学校（小・中・高・特別支援学校）に参集する。各学校において、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。

イ 教職員が被災し、欠員が生じたときには、教育総務課は県教育委員会へ不足教員の派遣を要請する。

ウ 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員によって授業が行える体制を整える。

エ 災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を行う。

（3）教材等の確保

被災により教材等を喪失・損傷し、就学上支障が生じたときには、各学校において必要量を調査し、教育総務課においてその不足分を調達する。給与の内容は次のとおり。

■ 教材等の支給要領

給与対象者	・災害によって住家に被害（床上浸水以上）を受けた小学校児童、中学校生徒等で学用品を喪失・損傷し、就学に支障を来している者
給与方法	・教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成し、学用品は、学校別に配分計画書を作成して配分する。
支給品目	・教科書及び教材（文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書、準教科書として使用されているテキスト、ワークブックとして利用されている補充問題集等） ・文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等） ・通学用品（運動靴、雨傘、カバン、通学用靴等）

（４）児童・生徒等の心的症状の対応

園長、校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図る。

6 社会教育施設等の応急対策

（１）被害状況の把握（生涯学習課）

災害が発生したときには、生涯学習課は社会教育施設等利用者の状況を確認するとともに、施設・設備の被害状況を確認する。

（２）利用者の安全確保（施設管理者）

災害が発生したときには、各施設の館長は利用者の保護を図り、災害の状況に応じて生涯学習課と連携をとり、避難所へ誘導する。

（３）施設の応急復旧（生涯学習課）

生涯学習課は、施設・設備の被害状況に応じて応急復旧を実施する。

7 文化財対策

（１）被害状況の把握（生涯学習課、文化財所有者等）

災害が発生したときには、生涯学習課は文化財の状況を確認し、文化財の所有者等は、文化財の被害状況を生涯学習課へ連絡する。

（２）文化財の保護（生涯学習課、文化財所有者等）

文化財の被害拡大を防止するとともに、文化財の価値を維持・復旧するため、生涯学習課及び文化財所有者等は、文化財保護委員会や県教育委員会と連携し、文化財保護のための必要な措置を講じる。

第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

■ 活動の基本方針

地震発生後、救急・救助、消火及び医療救護活動、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を迅速に行うために、一般車両の通行禁止などの交通規制や障害物の除去を直ちに実施し、緊急通行車両の通行を確保する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 交通の確保	・都市整備課・防災安全課 ・県公安委員会・県西土木事務所
2 緊急輸送	・総務課・各課等
3 障害物の除去	・都市整備課・地域振興課 ・県西土木事務所等

1 交通の確保

(1) 道路の被害状況の把握（都市整備課）

都市整備課は、災害が発生したときには、道路の被災状況を調査・把握する。なお、国県道に被害が生じた場合には、施設管理者である県西土木事務所へ連絡する。

(2) 交通規制の実施と情報提供（防災安全課、県公安委員会、県西土木事務所等）

ア 交通規制の実施

(ア) 県公安委員会は、被災規模・状況に応じて、被災地域への流入抑制、必要な交通規制、危険箇所の表示、迂回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(イ) 災害応急対策のために緊急輸送を行う必要がある場合には、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・制限する。また、交通検問所等を設置し、緊急通行車両の確認や現場広報等を行う。

(ウ) 緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに、必要と認める場合は、道路管理者等に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請する。警察官は必要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行う。また災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を実施する。当該措置を命令し、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

イ 交通に関する情報の提供

県、県公安委員会は、交通規制を実施したときにはラジオ、ホームページ等によ

り、町は防災行政無線、あんしんメール等により、交通規制の状況、道路の被災状況、迂回路等、必要な情報を提供する。

また、できる限り自動車で避難しないなど、災害時に運転者のとるべき措置について呼び掛ける。

■ 運転者のとるべき措置

- ・できる限り避難のために車を使用しない。
- ・急ハンドル、急ブレーキを避け、安全な方法により道路の左側に停止させる。
- ・カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、情報、状況に応じて行動する。
- ・車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。
- ・やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- ・避難する人の通行や緊急通行車両の通行等の妨げとなるような場所には駐車しない。
- ・危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。

(3) 道路の応急復旧（都市整備課、県西土木事務所）

国県道の応急復旧は県西土木事務所、町道の応急復旧は都市整備課が松田地区建設業協会との協定に基づき、協力を得て実施する。

応急復旧に当たっては、被災状況を踏まえ、緊急輸送道路を始め、消火活動、救出活動、救援物資の輸送など、応急対策活動に必要な道路を優先的に行う。

なお、緊急に道路を啓開する必要がある場合には、町が復旧作業を行い、県西土木事務所へ事後報告することとする。

資料2-2-32 大規模地震における緊急交通路指定想定路線一覧表

資料2-2-33 緊急輸送道路（県指定）

資料2-1-18 災害時における応急対策に関する協定書（松田地区建設業協会）

資料2-1-43 災害時における物資の賃貸借に関する協定書（(株) レンタルのニッケン）

2 緊急輸送（総務課、各課等）

(1) 緊急通行（輸送）車両の確保（総務課）

総務課は、緊急通行及び緊急輸送に必要な車両及び燃料を確保する。町が所有する車両だけでは不足する場合、又は対応が困難な特殊車両が必要な場合は、輸送業者等に協力を要請する

(2) 緊急通行（輸送）車両の申請（総務課）

総務課は、事前届出が出されている車両については、松田警察署及び各検問所に緊急通行車両の確認申請を行う。車両の確認は、県公安委員会が行う。

申請が確認された場合には、緊急通行（輸送）車両であることの証明書を常に携帯するとともに、当該車両に標章を掲出する。

資料2-1-40 緊急通行車両等事前届出書及び届出済証

資料2-1-41 庁用自動車等一覧

資料2-1-42 緊急通行・輸送車両に係る標示等

(3) 緊急通行（輸送）（総務課、各課等）

総務課が緊急通行（輸送）車両を管理し、各課等が緊急通行（輸送）車両を用い、応急対策活動を実施する。

ア 輸送対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおり。

(ア) 第1段階（発災直後から2日目までの間）

- ・ 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資
- ・ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階（発災後3日目からおおむね1週間の間）

- ・ 上記第1段階の続行
- ・ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階（発災後概ね1週間以降）

- ・ 上記第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ・ 生活必需品

イ 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

- (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示
- (イ) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 被災者の救難、救助その他の保護
- (エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (オ) 施設及び設備の応急復旧
- (カ) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保

(ケ) その他災害の発生の防止、又は拡大防止のための措置

資料2-2-34 輸送記録簿

(4) バス輸送（防災安全課、富士急湘南バス（株）、（株）湘南神奈交バス、箱根登山バス（株））

町及び防災関係機関は、富士急湘南バス（株）、（株）湘南神奈交バス、箱根登山バス（株）と連携し、必要に応じてバスによる人員、物資等の輸送を行う。

(5) 鉄道輸送（防災安全課、東海旅客鉄道（株））

町及び防災関係機関は、東海旅客鉄道（株）等鉄道会社と連携し、必要に応じて鉄道による人員、物資等の輸送を行う。

(6) ヘリコプターの受け入れ（防災安全課）

大規模災害時などには自衛隊等のヘリコプターによる輸送が行われるため、防災安全課は、あらかじめ定められた場所（被災状況によっては代替地）におけるヘリコプターの受入準備を行うとともに、ヘリコプター等の派遣者へ受入場所、受入体制等を連絡する。

資料2-2-35 ヘリコプター臨時離着陸場

3 障害物の除去

(1) 障害物除去の対象（都市整備課）

災害時における障害物（工作物を含む。）除去の対象は、おおむね次の場合とする。

- ア 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急通行車両の通行、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 住宅内の障害物の除去（都市整備課）

都市整備課は、土木建設業者等との協定に基づき、住宅に流入した土石、流木等障害物の除去を行う。

住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査の上、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。なお、半壊半焼、床上浸水住家のうち、急を要するものを優先して行う。

■ 住宅内の障害物の除去の対象者等

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの ・ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの ・ 自らの資力により、障害物の除去ができないもの ・ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修理に要する費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(3) 道路内の障害物の除去（都市整備課、県西土木事務所）

道路上の障害物の除去については、被害状況や緊急輸送道路等の優先順位を考慮したうえで、国県道は県西土木事務所、町道等は都市整備課が土木建設業者等の協力を得て行う。

なお、急を要する場合は、当該障害物を知った各機関が直ちに応急措置をとった上、各道路管理者へ連絡する。

(4) 河川や農業用水路等の障害物の除去（都市整備課、地域振興課、県西土木事務所等）

河川や農業用水路等の障害物除去については、都市整備課、地域振興課が土木建設業者等の協力を得て行う。また、県管理の河川や農業用水路等については、各施設管理者が行う。

なお、急を要する場合は、当該障害物を知った各機関が直ちに応急措置をとった上、その施設管理者へ連絡する。

(5) 除去した障害物の仮置き場（都市整備課）

障害物の仮置き場については、おおむね次の条件の場所に集積廃棄又は保管する。

なお、この仮置き場については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするが、災害の状況によっては、緑地帯等を一時使用する。

ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所

イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所

ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所

エ 避難場所として指定された場所以外の場所

(6) 障害物の処理（都市整備課）

除去した障害物は、都市整備課の指示の下、各除去作業の従事者が、障害物の仮置き場へ搬入する。

第11節 警備・救助対策

■ 活動の基本方針

災害時の町民の生命、身体及び財産の保護を第一に、社会秩序を維持するため、警備活動を行う。また、町民等の不安を解消できるような情報提供を行い、被災地の治安に万全を期する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 警備体制の確立	・松田警察署
2 警備活動の実施	・松田警察署
3 ボランティア等との連携	・松田警察署
4 被災者等への情報提供	・協働推進課・町民課 ・松田警察署

1 警備体制の確立（松田警察署）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合や災害が発生し、町民の生命及び財産を保護し、社会公共の秩序を維持するために必要なときには、松田警察署長を警備本部長とする松田警察署災害警備本部を設置し、警備体制を確立する。

2 警備活動の実施（松田警察署）

松田警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所等におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行う。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び町民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3 ボランティア等との連携（松田警察署）

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

4 被災者等への情報提供（協働推進課、町民課、松田警察署）

（1）情報提供

松田警察署は、被災者等のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務

員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

(2) 相談活動の実施

松田警察署は、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、協働推進課と連携をとり、相互に情報交換し、適切な相談活動を行う。この際、協働推進課は町民課と共同し、身元不明者等の安否情報に関する情報の共有を行い、町民に対する懇切丁寧な対応に努める。

第12節 ライフラインの応急復旧活動

■ 活動の基本方針

通信、電力、ガスなどのライフライン施設について、被害状況を的確に把握し、町と情報交換をしながら、町指定避難所や町災害対策本部（役場）など、公共性の高い施設の復旧を優先しながら、効果の高い応急復旧活動を実施する。

また、町民へ施設の被害状況や復旧見込みなどの正確な情報を迅速に伝え、町民の安心を確保する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 町民等への広報	・協働推進課
2 上下水道施設	・生活環境課
3 電力施設の応急復旧	・電気事業者
4 ガス施設の応急復旧	・ガス事業者
5 通信施設の応急復旧	・電気通信事業者

1 町民等への広報（協働推進課）

協働推進課は、上下水道施設、通信、電力、ガス等ライフラインの被災状況、復旧見込み及び安全確認等の情報を町民等へ広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努める。

2 上下水道施設（生活環境課）

（1）施設の被害状況の把握

生活環境課は、上水道施設及び下水道施設の被災状況を調査・把握する。

（2）復旧計画の策定

上水道施設及び下水道施設の被災状況に応じて、復旧計画を作成する。

上水道については、取水施設機能を確保し、浄水場から主要給水所に至る送・配水施設の復旧、避難所等の給水拠点に給水することを最優先とし、順次断水区域の解消を図る計画とする。

下水道については、避難所等までの下水道施設の復旧を最優先とし、順次他地区の復旧を図る計画とする。

（3）活動体制の確立と応急復旧活動

ア 活動体制の確立

復旧計画に基づき活動体制を確立するために関係事業者等の協力を得ることとする。

資料2-1-29 災害時における応急措置の協力に関する協定書（大井町管工事組合）

イ 資機材の準備

応急復旧活動に必要な資機材を準備し、町が保有する資機材だけでは対応できない場合には、関係事業者等の協力を得ることとする。

ウ 応急復旧活動

上水道施設の応急復旧作業は、復旧計画に基づいて、取水施設、浄水場、配水池の各施設及びそれぞれの区間の管路を復旧する。また、配水管については主要配水管から順次復旧し、断水区域の解消を図る。

応急復旧を迅速に行うため、状況によっては仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設する。また、被災していない配水管及び復旧された配水管から、臨時給水栓を設置する。

下水道施設の応急復旧作業は、避難所等までの下水道施設を優先し、枝線については被災箇所やその程度に応じて復旧を行う。

エ 応援要請

水道施設の応急復旧にあたり、広域応援が必要な場合には、「県西地域広域市町村圏水道緊急連絡管接続等相互応援の推進に関する協定」等に基づき、応援要請を行う。

3 電力施設の応急復旧（電気事業者）**（1）二次災害の防止等**

ア 災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。

イ 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに町防災無線等を通じて広報を行う。

ウ 災害時においては、原則として送電は維持されるが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

（2）災害復旧の実施等

ア 現業機関において、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行うが、不足する場合は、他業者などの協力を得て輸送力の確保を図る。

ウ 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保する。

エ 災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先する。

4 ガス施設の応急復旧（ガス事業者）

（1）都市ガス施設の応急復旧

ア 小田原ガス（株）は、ガス施設が被災したときには、あらかじめ決められた体制を整え、ガスの供給を停止し、火災、爆発等の事故防止を図る。

ガス漏洩により被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じる。

応急復旧活動は、可能な限り迅速に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、施設の被害状況、被災施設の復旧の難易度等を考慮し、避難所など公共性の高い施設の復旧を優先して行う。

ガス施設の被災状況、復旧見込みなどについて、広報車、テレビ、ラジオ等により町民等へ広報するとともに、ガス漏れ等による出火防止を呼び掛ける。また、町民等がガス漏れを発見した場合には、直ちにガス事業者又は松田警察署、小田原市消防本部に通報するよう呼び掛ける。また、町災害対策本部へ被災状況、復旧見込みなどの情報を提供する。

イ 東京ガス㈱は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行う。

災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行う。

ガス漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を行う。

ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を、報道機関を通じて行うほか、各市町村の関係機関とも連携を図る。また、ガスの供給停止を伴う大規模な地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知する。

（2）LPガス施設の応急復旧

LPガス販売事業者は、災害が発生したときには速やかにLPガス機器を点検し、被災状況に応じて応急復旧を行う。

LPガス機器の安全確保やガス漏れ等による出火防止等について、広報車、テレビ、ラジオ等により町民等へ広報するとともに、町民等がガス漏れを発見した場合には、直ちにガス事業者又は松田警察署、小田原市消防本部へ通報するよう呼び掛ける。

また、町災害対策本部へ被災状況などの情報を提供する。

(3) LPガスの確保

公益社団法人神奈川県LPガス協会足柄支部は、町との協定に基づき、町からの要請によりLPガスの供給を行う。

資料2-2-31 災害時におけるLPG（液化石油ガス）の供給に関する協定
(社団法人神奈川県エルピーガス協会足柄支部)

5 通信施設の応急復旧（電気通信事業者）

災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行う。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施する。

災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置に当たっては、被災者の利用する避難所を優先する。

災害復旧の実施に当たっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先する。

第13節 災害廃棄物等の処理対策

■ 活動の基本方針

災害時の避難所等における生活ごみ、し尿の処理を円滑に行うとともに、建築物の倒壊等による大量の災害廃棄物を適切・迅速に処理する体制の整備を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立	・生活環境課・防災安全課
2 し尿の処理	・生活環境課
3 生活系ごみ・粗大ごみ等の処理	・生活環境課
4 災害廃棄物の処理	・都市整備課・生活環境課

1 災害廃棄物対策に関する体制の整備と連絡体制の確立（生活環境課、防災安全課）

神奈川県災害廃棄物処理計画や大井町災害廃棄物処理計画（仮称）等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図るとともに、相互間及び自衛隊との連絡体制を確立する。

2 し尿の処理（生活環境課）

（1）し尿の収集・処理

生活環境課は、避難所等からのし尿について、その排出量を算定するとともに、その収集運搬を委託業者に依頼し、委託業者により、収集運搬したし尿を足柄上衛生組合に搬入する。

■ し尿処理場

名 称	所在地	電 話
足柄上衛生組合	南足柄市班目1547	0465-74-0722

（2）仮設トイレの設置

避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている仮設トイレの設置は、避難所運営委員会の設置担当を中心に行う。

生活環境課は、避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、避難所等に必要仮設トイレ数を把握し、これを確保し、仮設トイレの設置状況及びその使用方法等について、町民に周知する。

（3）支援要請

仮設トイレが不足する場合や、し尿の収集・処理が困難な場合は、県又は民間事業者団体に支援を要請する。

資料2-1-43 災害時における物資の賃貸借に関する協定書（(株) レンタルのニッケン）

3 生活系ごみ・粗大ごみ等の処理（生活環境課）

（1）収集・処理体制

生活環境課は、防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等の腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬するとともに、ごみは可能な限り分別するよう呼び掛ける。

（2）避難所ごみへの対応

避難所等からの生活系ごみ・粗大ごみ等について、その排出量を算定するとともに、生活系ごみの収集運搬を委託業者に依頼し、委託業者により、収集運搬したごみを足柄東部清掃組合に搬入する。足柄東部清掃組合で処理しきれない量のごみが発生した場合は、仮置場に一時集積する。

ただし、粗大ごみ等については、原則として所有者自ら災害廃棄物の仮置場に搬入するものについて受付けるものとする。

生活環境課は、通常のごみ集積場所の使用の可否の調査や仮置場の設営等を行うとともに、その結果について、地域の町民へ周知する。

■ ごみ処理場

名 称	所在地	電 話	ごみの種類
足柄東部清掃組合大井美化センター	大井町柳540	0465-83-1554	可燃
足柄東部清掃組合中井美化センター	中井町岩倉491-1	0465-81-3356	不燃

4 災害廃棄物の処理（都市整備課、生活環境課）

（1）災害廃棄物の受付・収集

ア 生活環境課は、大規模災害による建築物倒壊などに伴い発生した大量の木くず、コンクリート塊、金属くずなどの災害廃棄物の排出量を算定するとともに、原則として建物の所有者、管理者が搬入する災害廃棄物を町の指定した仮置場にて受付けるものとする。

イ 災害廃棄物の処理の方針は、町の事業として解体撤去に国庫補助が認められる場合は、所有者からの申請に基づき、民間業者と直接契約を行い、解体撤去と仮保管場所への運搬を発注する。対象家屋は個人所有の住宅に限り、国等の補助交付要綱にしたがうものとする。

ウ 放置された災害廃棄物のうち、周辺の町民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては、都市整備課が収集し、仮置場に搬入する。

(2) 災害廃棄物の運搬・処分・リサイクル収集

- ア 仮置場に搬入された廃棄物の処分及び仮置場から処分地への運搬については、生活環境課が足柄東部清掃組合並びに関係機関と協議して実施する。
- イ 選別・保管できる仮置場の確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。また、応急復旧後、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

第14節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

■ 活動の基本方針

発災後は速やかに広報担当を設置し、町民等に正確な情報を適切かつ迅速に提供する。また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等要配慮者にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 被災者等への情報提供	・防災安全課・協働推進課
2 災害相談の実施	・防災安全課・協働推進課
3 物価の安定、物資の安定供給	・地域振興課

1 被災者等への情報提供（防災安全課、協働推進課）

（1）災害の経過に応じた情報提供

災害時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、次の情報等を、掲示板、広報紙、町ホームページ、インターネット、SNS等によりの確に提供しよう努める。

- ア 地震の被害、余震の状況
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制等に関する情報
- ク 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
- ケ その他必要な情報

（2）情報提供における配慮

情報提供に関して、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等にも配慮した伝達に努める。

また、被災者の安否情報について町民等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答しよう努める。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

2 災害相談の実施（防災安全課、協働推進課）

（1）災害相談の実施

ア 被災者等から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。

イ 相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、女性や外国人への対応についても配慮しながら行う。

（2）相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料・飲料水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活やこころの悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援する。

3 物価の安定、物資の安定供給（地域振興課）

食料を始めとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行い、町民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

第15節 災害救援ボランティアの支援活動

■ 活動の基本方針

大規模災害時における災害救援ボランティアの確保に努め、ボランティアニーズ情報の受発信、受入体制の整備等によりボランティア活動の効果的な支援に努める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 ボランティア活動支援拠点の設置	・ 社会福祉協議会
2 ボランティアの確保・受け入れ	・ 社会福祉協議会
3 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援	・ 防災安全課・社会福祉協議会

1 ボランティア活動支援拠点の設置（社会福祉協議会）

（1）災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、ボランティアの受入窓口、調整等の場として、災害ボランティアセンターを開設するとともに、それぞれのボランティア活動を調整するためのコーディネーターを関係課の協力を得て配置する。

（2）災害ボランティアセンターの役割

ボランティアセンターの主な役割は次のとおり。

- ア 被災地・被災者のボランティア・ニーズ情報の収集・発信
- イ 災害救援ボランティアの受け入れとコーディネート
- ウ 災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- エ 町域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域の町民等との連絡調整

2 ボランティアの確保・受け入れ（社会福祉協議会）

（1）必要な労働力の把握

社会福祉協議会は、防災安全課、総務課と連携をとり、労働力が不足している応急復旧活動の内容と人員等を把握する。

（2）ボランティアの確保

社会福祉協議会は、県と連携して、ボランティアの確保を行う。

町外等からのボランティア活動希望者の受入体制を整える。

ボランティアの確保に当たっては、町内外へ必要なボランティアの募集を行う。

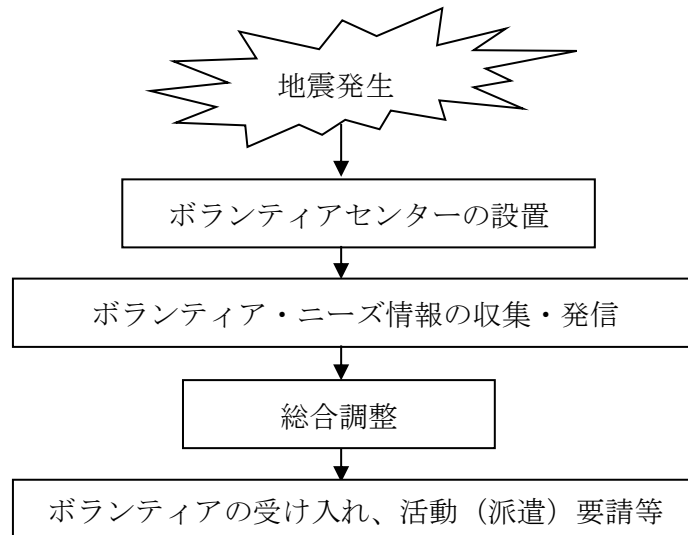
（3）ボランティアの受け入れ

必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(4) 活動の依頼

社会福祉協議会は、各課等と連携し、確保できたボランティアに必要な活動を依頼する。

【ボランティアセンターの活動フロー】



3 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援（防災安全課、社会福祉協議会）

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び町は、災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとする。

第16節 災害救助法の適用

■ 活動の基本方針

災害救助法適用の災害が発生した場合、災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 被害状況の調査	・ 防災安全課・総務課 ・ 町民課・税務課
2 災害救助法の適用の要請	・ 防災安全課
3 災害救助法による救助	・ 全課
4 罹災証明	・ 町民課・税務課
5 災害弔慰金等	・ 福祉課・社会福祉協議会

1 被害状況の調査（防災安全課、総務課、町民課、税務課）

防災安全課、総務課、町民課、税務課は、被害状況が災害救助法の適用となるかどうか、調査、検討する。

2 災害救助法の適用の要請（防災安全課）

災害救助法の適用になると見込まれる場合、町長は県知事に対し災害救助法の適用を要請する。

また、町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供する。

事務担当は防災安全課とし、災害発生から救助の実施に至るまでの事務は次のとおり。

- ①被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- ②適用の要請（町長から県知事へ）
- ③適用（災害救助法による救助の実施）通知（県知事から町長へ）
- ④災害救助法による救助の実施指示（町長から関係各部へ）

資料2-2-16 被害の分類認定基準

資料2-2-42 災害救助法の適用要請書

資料2-2-43 災害救助法適用基準

3 災害救助法による救助（全課）

「災害救助法施行細則による救助の程度等」（県告示）における救助の種類は次のとおり。

- ・ 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ・ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- ・ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 被災者の救出
- ・ 被災した住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 埋葬
- ・ 死体の捜索
- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

資料2-2-44 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

4 罹災証明（町民課、税務課）

各種の支援措置を実施するために必要な罹災証明書を交付するため、町は県土地家屋調査士会等へ協力要請するとともに、罹災証明の根拠となる「被災家屋等の被害状況調査」を実施する。

なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、被災者から罹災証明申請書の提出を得た際は、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明書を交付し、併せて罹災者台帳に記録する。

資料2-2-45 罹災証明申請書

資料2-2-46 罹災証明書

資料2-2-47 罹災者台帳

資料2-2-48 罹災世帯の算定基準

資料2-1-44 災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定
（神奈川県土地家屋調査士会）

5 災害弔慰金等（福祉課、社会福祉協議会）

- (1) 一定規模以上の地震災害により死亡した町民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に対しては災害障害見舞金を支給する。
- (2) 災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例にしたがって災害援護資金の貸付を行う。（同法の適用に至らない小規模災害時には、低所得世帯を対象に、県社会福祉協議会により「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金の貸付がある。）

第17節 二次災害防止対策

■ 活動の基本方針

がけ崩れ、建造物の崩壊、危険物質等による爆発など、災害による二次災害を防止するため、危険が予想される地域の町民の安全を最優先に、施設の管理者等と連携して必要な措置を講ずる。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 水害・土砂災害対策	・防災安全課・都市整備課 ・地域振興課・消防団 ・県西土木事務所
2 被災建築物等の対策	・都市整備課・施設所有者 ・管理者
3 被災宅地の対策	・都市整備課・施設所有者 ・管理者
4 危険物及び有害物質対策	・防災安全課・施設管理者

1 水害・土砂災害対策（防災安全課、都市整備課、地域振興課、消防団、県西土木事務所）

（1）がけ崩れ災害対策

ア 避難・立入制限等

災害が発生し、がけ地等の崩壊のおそれがあるときには、防災安全課は、危険箇所周辺の町民を安全に避難させるとともに、警戒区域の設定、立入制限など必要な措置をとる。

イ 応急対策の実施

都市整備課、地域振興課、消防団、県西土木事務所は、危険性が高いと判断された箇所について、二次災害防止のため、土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急対策を実施する。

（2）河川や農業用水路等の対策

ア 被害状況等の把握

都市整備課、地域振興課、消防団は、災害が発生したときには、余震あるいは降雨等による二次的な水害に備えて、河川や農業用水路等の護岸や施設の損壊、増水等の状況について、調査・把握する。

なお、県管理の施設に被害が生じたときには、速やかにその施設管理者に連絡する。

イ 応急復旧の実施

都市整備課、地域振興課、消防団は、被害状況に応じて応急排水や護岸の修復など応急復旧を行う。

なお、県管理施設が被災し、かつ施設管理者において迅速な対応ができないときは、応急処置を行った後、速やかにその施設管理者に報告する。

2 被災建築物等の対策（都市整備課、施設所有者・管理者）

（1）建築物の応急危険度判定

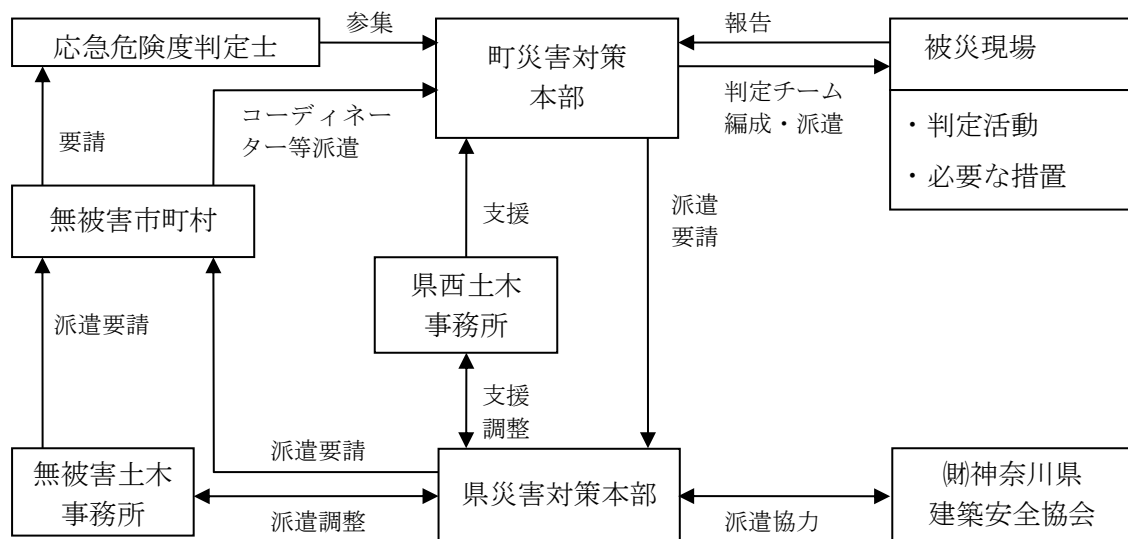
被災した住宅などの建築物がその後も安全に使用できるかを確認するため、都市整備課は県を通じ応急危険度判定士（知事の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員等）の派遣要請を行い、危険度の判定を実施する。

危険度の判定は、町役場など防災上の基幹施設、避難所、公共施設などを優先して行う。

■ 建築物の応急危険度判定

応急危険度判定作業の準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地図等の準備、割当区域の計画 ・ 応急危険度判定士の受け入れと判定チームの編成 ・ 判定実施マニュアル、調査票、住宅地図、判定標識、備品等の交付 ・ 応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配
判定体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と協議し、広報等を行い、判定活動の周知に努める。
判定結果の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。

【応急危険度判定士派遣フロー】



（2）所有者等の措置

被災建築物の崩壊、構造物の落下等のおそれがある場合は、原則として建築物の所有者、管理者が必要な応急措置を実施する。

(3) 町の措置

都市整備課は、建築物の被害状況を調査するとともに、応急危険度判定士に依頼し、被災した建築物の危険度の判定を行い、危険度を判定ステッカー等により表示する。

危険性が高いと判断された建築物については、町民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

3 被災宅地の対策（都市整備課、所有者・管理者）

(1) 被災宅地の危険度判定

都市整備課は、二次災害防止のため、地盤の液状化、斜面崩壊のおそれ等の危険がある場合、県の協力を得て被災宅地危険度判定士（知事の認定登録者）による危険度判定を実施する。

(2) 所有者等の措置

災害が発生し、宅地が大規模で広範囲に崩壊又は崩壊のおそれがある場合は、原則として宅地の所有者又は管理者が必要な応急措置を実施する。

(3) 町の措置

都市整備課は、宅地の被害状況を調査するとともに、被災宅地危険度判定士に依頼し、被災宅地の危険度の判定を行い、結果を判定ステッカー等により表示する。

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や町民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

4 危険物及び有害物質対策（防災安全課、施設管理者）

(1) 管理者等の措置

危険物等施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害を防止するため、施設の点検、応急措置を行う。

爆発等のおそれが生じたときには、直ちに松田警察署、小田原市消防本部、防災安全課など関係機関に通報し、必要に応じて付近の町民に避難するよう警告を行う。

(2) 町の措置

危険物等施設等の管理者から、火災又は爆発のおそれがある旨の通報を受けたときは、施設等の管理者に対し危険防止のための措置を指示するとともに、必要に応じて警戒区域を設定し、立入制限、退去命令及び避難誘導等の措置を講じる。

また、県と協力して町内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努めるとともに、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第18節 要配慮者に対する対策

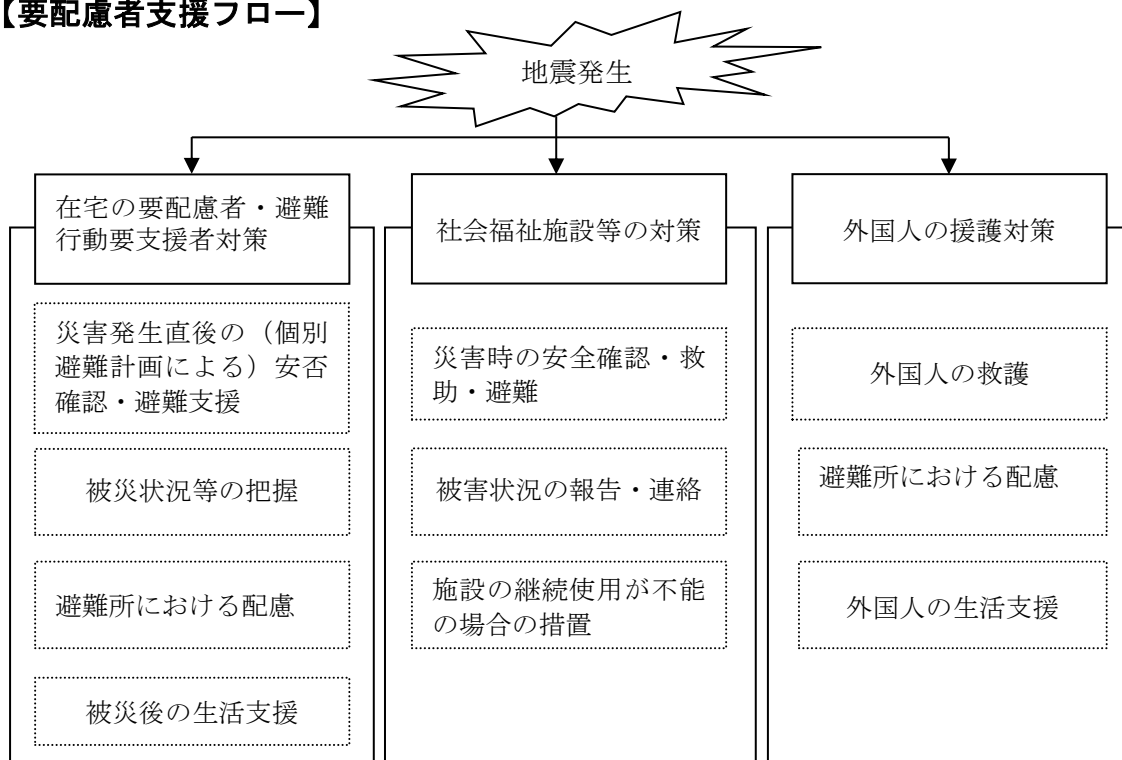
■ 活動の基本方針

災害時に、傷病者、妊産褥婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国籍町民など要配慮者及び避難行動要支援者の安全を確保できるよう、自主防災組織やボランティア等の協力を得ながら、必要な支援を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 情報提供	・協働推進課・福祉課 ・社会福祉協議会
2 安否確認、避難誘導	・全課・福祉課・消防団 ・自主防災組織
3 生活への支援	・全課

【要配慮者支援フロー】



1 情報提供（協働推進課、福祉課、社会福祉協議会）

障がい者や外国人等コミュニケーションが困難な要配慮者等にも災害や応急復旧活動等に関する情報が的確に伝わるよう、社会福祉協議会が募集するボランティアの協力を得て、手話通訳者、音声情報の提供等あらゆる手段により、情報を随時提供していく。

2 安否確認、避難誘導（全課、福祉課、消防団、自主防災組織）

地域の町民や自主防災組織の協力を得ながら、避難行動要支援者、外国籍町民などの安否確認、避難誘導にあたる。

（1）避難指示等の伝達

町は防災行政無線のほか、FAX、インターネット、文字放送、広報車、SNS（あんしんメール、LINE等）、災害情報共有システム（Lアラート）等の様々な手段を確保し、在宅の要配慮者に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の避難情報や防災情報を伝達する。

（2）在宅者の安否確認・避難支援

民生委員、自主防災組織等の協力を得て、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認・避難支援を実施する。

（3）避難行動要支援者の避難支援等

消防や自主防災組織、町民の協力を得ながら、あらかじめ作成された個別の避難計画に基づいて、在宅の避難行動要支援者の安否確認・避難支援を行う。

（4）受け入れ先への移送

必要に応じ、要配慮者を医療施設、社会福祉施設等に移送する。

3 生活への支援（全課）

避難生活が長期化した場合などにも、要配慮者等にも避難所等において医療や介護など必要な支援を行う。支援に当たっては、介護保険事業者、自主防災組織やボランティア等の協力を得て行う。

また、相談窓口を開設し、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー、臨床心理士等を配置し、生活上の悩み、問題等総合的な相談体制を確保する。

（1）在宅福祉サービスの継続実施

ア 職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師、地域包括支援センター等により、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握する。

イ 被災した要配慮者等に対し、在宅、避難所、応急仮設住宅等において事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣、在宅福祉サービスの継続的な提供等に努める。

ウ デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

エ PTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対応するため、こころのケア対策に努める。

（2）要配慮者の施設への緊急入所

在宅、避難所、応急仮設住宅等では、生活が困難な要配慮者等については、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所手続の迅速化に努める。

第19節 義援金品の受付・配分

■ 活動の基本方針

義援金品が寄せられたときには、適切な保管を行い、公平な配分に努める。また、応急復旧活動、避難生活等に必要な物資等が不足する場合には、義援金品の寄贈依頼を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 義援金品の受け付け	・ 税務課
2 義援金品の受け入れ	・ 税務課
3 義援金品の保管	・ 税務課・会計室
4 義援金品の配分	・ 税務課

1 義援金品の受け付け（税務課）

（1）義援物資

税務課は、防災安全課、総務課と連携し、応急復旧活動や避難生活等に必要な物資等を調査し、ホームページ、関係機関等への呼び掛けなどにより、義援物資の受付を行う。

特に、義援物資については、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図る。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

ただし、個人等からの小口義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知する。

（2）義援金

町は、義援金の受け入れ、配分に関して、災害義援金配分委員会を必要に応じて組織し、適切な受け入れ、配分を行う。その際、できる限り迅速な配分に努める。

2 義援金品の受け入れ（税務課）

義援金品は、直接町に申し出があるもののほか、県災害対策本部、日本赤十字社神奈川県支部、その他から寄せられることが予想されることから、税務課が義援金品の受入窓口を設置し、受け入れを行う。

義援金品受領の際には、義援金品領収書を発行し、義援金品受付簿に記載する。

資料2-2-49 義援金品受付簿

3 義援金品の保管（税務課、会計室）

義援金については、会計管理者の預金口座に預け入れる。

義援物資については、防災備蓄倉庫に保管する。

4 義援金品の配分（税務課）

義援金品の配分については、災害対策本部会議で、適正な配分方針を決定し、できるだけ迅速な配分に努める。

配分を行う際には、税務課は義援金整理簿、義援物資整理簿に各担当課等への引継ぎ状況を記録するとともに、義援金配分簿、義援物資配分簿に配分状況を記録する。

資料2-2-50 義援金品整理簿

資料2-2-51 義援物資整理簿

資料2-2-52 義援金配分簿

資料2-2-53 義援物資配分簿

第20節 農業対策

■ 活動の基本方針

農業は、気象、自然環境等に依存する部分が多い産業であるとともに、環境保全などの機能を有しているため、農業に被害が生じたときには、関係機関と連携し、農作物、家畜等への被害の拡大、防止を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 被害状況の把握	・ 地域振興課
2 農作物に対する応急措置	・ 地域振興課
3 家畜に対する応急措置	・ 地域振興課

1 被害状況の把握（地域振興課）

災害が発生したときには、地域振興課は、町内の農地、農作物、家畜、農業用施設等の被害状況を調査、把握する。

2 農作物に対する応急措置（地域振興課）

農作物に被害が発生したときには、地域振興課は、農業技術センター足柄地区事務所等の県機関、かながわ西湘農業協同組合等の農業団体と協力して、必要な技術対策指導を行い、被害の軽減を図る。

3 家畜に対する応急措置（地域振興課）

家畜及び畜舎が被災したときには、地域振興課は、湘南家畜保健衛生所等の県機関、畜産関係団体等と協力して、家畜の手当、伝染病の予防等、必要な措置を行う。

第3部 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

■ 活動の基本方針

多大な被害をもたらす災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」及び「激甚災害指定基準」「局地激甚災害指定基準」に基づき、内閣総理大臣から激甚災害が指定される。このために必要な手続を速やかに行う。

■ 内容・担当

	活動内容	担 当
1	激甚災害指定の手続	・ 防災安全課
2	特別財政援助額の交付手続	・ 防災安全課

1 激甚災害指定の手続（防災安全課）

町長は、災害が発生したときには、災害対策基本法第53条第1項に基づき、速やかにその被害状況や講じられた措置の概要を県知事に報告する。

県知事は、県内に災害が発生したときには、その状況と講じられた措置の概要を内閣総理大臣に報告する。

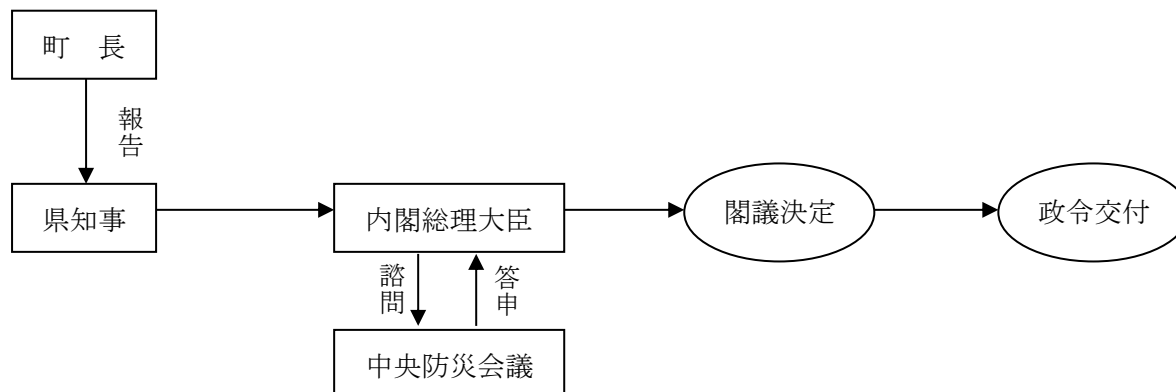
内閣総理大臣は、中央防災会議に諮った後、激甚災害の指定を閣議決定する。

■ 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律（激甚法）

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するもの。

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するもの。

【激甚災害指定手続のフロー】



町長は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について県知事へ報告する。

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所又は地域
- ・災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- ・災害に対しとられた措置
- ・その他必要な事項

2 特別財政援助額の交付手続（防災安全課）

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付を受けるため、速やかに関係調書を作成し、県各部へ提出する。

第2節 災害復興の基本方針の策定

■ 活動の基本方針

大規模な災害が発生したときには、町民の不安を取り除き、将来の町の復興や町民の生活に希望が持てるよう、復興の方針を立て、計画的な復興事業を推進する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 復興体制の整備	・全課
2 復興に関する調査	・全課
3 復興計画の策定	・全課
4 復興財源の確保	・全課

1 復興体制の整備（全課）

（1）復興計画策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（復興本部）を設置し、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

（2）人的資源の確保

本格的な復旧作業及び復興事業は膨大な事務量となるため、弾力的かつ集中的な人員配置を行うとともに、必要に応じて臨時の任用職員等の雇用や広域応援協定により派遣された職員、専門家等の受け入れを行う。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受け入れに当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底し、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

2 復興に関する調査（全課）

詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策にかかわる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

（1）建築物の被災状況に関する調査

（2）都市基盤復興に係る調査

（3）住宅の復興対策に関する調査

（4）生活再建支援に係る調査

（5）地域経済復興支援に係る調査

（6）復興の進捗状況モニタリング

3 復興計画の策定（全課）

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

（1）復興計画策定体制

復興計画は、庁内各課の復興事業（分野別復興計画）を束ねるものであり、庁内各課との連携のもとで実施する必要があるため、復興推進部局と総合計画を所管する政策部局を中心に、策定のための庁内組織を整える。

また、町職員、町民、各部門の専門家、学識経験者等からなる専門組織を立ち上げて計画策定を進める。

（2）復興の基本方針の策定

復興の基本方針では、復興理念（スローガン）の設定、復興の基本目標等を設定する。なお、平成25年に制定された大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）により、市町村の復興計画は、都道府県復興方針に則して策定されるものとされている。

（3）分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建に当たっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるため、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画を策定し各計画との整合性を図ることとする。

（4）復興計画の策定

復興の基本方針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、復興計画案を作成する。復興計画案について、町民、県、関係機関、団体等の意見を聞き、復興計画を作成する。

また、総合計画との整合のほか、次の点を踏まえて策定する。

- ・被災教訓の反映（再度被災しないための防災性向上の必要性）
- ・復興施策の優先順位の明確化

【復興計画の位置づけ】

復興計画は、町の総合計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策を取りまとめた計画として位置づけられる。

出典：内閣府「復旧・復興ハンドブック」（平成28年3月）

(5) 復興計画の公表

町民、各種団体などが協働・連携して復興対策を推進するため、ホームページや広報誌等により復興施策を具体的に公表する。

4 復興財源の確保（全課）

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込みを算定する。

また、財政需要見込みに基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととする。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金（大規模災害対応分）の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を県・国へ要望していく。

第3節 市街地の復興

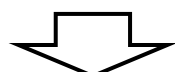
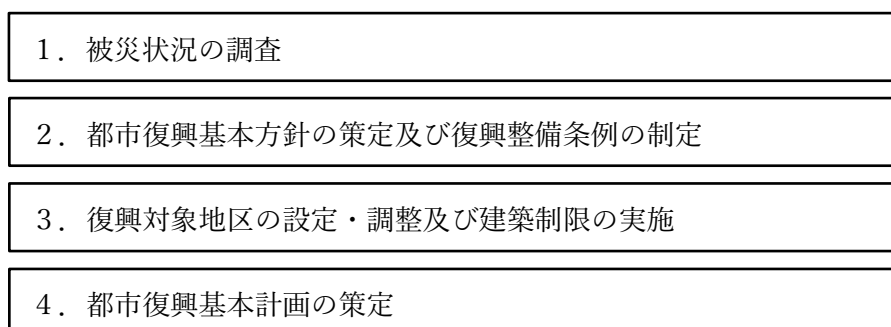
■ 活動の基本方針

市街地が大きな被害を受けた場合には、町民の合意形成に努めながら、良好な市街地の復旧・復興を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 被災状況の調査	・全課
2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定	・全課
3 復興対象地区の設定	・全課
4 建築制限の実施	・全課
5 都市復興基本計画案の作成、事業実施	・都市整備課
6 仮設市街地対策	・全課
7 防災まちづくり	・全課

【市街地復興のフロー】



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

1 被災状況の調査（全課）

各課等によって把握された町内の被災状況を踏まえるとともに、被害が大きい地区については、建物等の被害調査、地権者等の所在確認を早急に行う。

2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定（全課）

県及び町は、地域の被災状況、従前の都市基盤施設の整備状況、既定の総合計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表する。

また、町は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定し、町・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示する。

3 復興対象地区の設定（全課）

条例を制定した場合、県及び町は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定する。

4 建築制限の実施（全課）

被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、必要に応じて区域を設定し、建築制限を実施する。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設する。

5 都市復興基本計画案の作成、事業実施（都市整備課）

町民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定する。

また、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定する。

6 仮設市街地対策（都市整備課）

地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応急仮設住宅の建設等により、町民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り守るため、仮設市街地計画を策定する。

7 防災まちづくり（全課）

本町は全域が都市計画法の都市計画区域に指定されているため、復興計画を進めるに当たっては、被災市街地復興特別措置法による措置を活用して行う。

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項に基づき、大規模な災害を受けた市街地について、緊急かつ健全な復興を図るため、建築行為等の制限等を実施するとともに、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るため、都市計画決定の手続に基づき、被災市街地復興推進地域を指定する。

早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう合意形成に努力し、土地区画整理事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るとともに、既存不適格建築物の解消に努める。

第4節 公共施設の災害復旧

■ 活動の基本方針

災害により公共施設が被災したときには、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて復旧計画を作成し、計画的な復旧を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 被害状況の調査	・ 関係各課
2 応急復旧	・ 関係各課
3 復旧計画の策定と財政措置	・ 関係各課・企画財政課

1 被害状況の調査（関係各課）

災害により公共土木施設、上下水道施設、公共建築物などが被害を受けたときには、関係各課等は速やかに施設の被害状況を調査する。

2 応急復旧（関係各課）

被災した施設等について機能回復を目的とした応急復旧措置を講じるとともに、ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努める。

3 復旧計画の策定と財政措置（関係各課、企画財政課）

施設の被災状況等により、必要に応じて、次のような施設に関して災害復旧計画を策定し、防災性を高めて計画的に整備する。また、これら災害復旧計画等に基づき、復旧に必要な予算を算定し、その財源確保を図る。

- ・ 公共土木施設（道路、公園・緑地、河川等）
- ・ 上下水道施設
- ・ 町営住宅
- ・ 社会福祉施設
- ・ 学校教育施設
- ・ 社会教育施設
- ・ 農業施設
- ・ その他

第5節 被災者の生活再建支援

■ 活動の基本方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 各種相談の推進	・ 関係各課
2 被災者台帳の作成	・ 防災安全課・町民課
3 被災者の経済的再建支援	・ 防災安全課・地域振興課 ・ 福祉課・税務課・会計室 ・ 関係各課
4 職業の斡旋	・ 地域振興課
5 被災者の精神面への支援	・ 福祉課・子育て健康課 ・ 教育総務課
6 要配慮者等対策	・ 関係各課
7 社会福祉施設等	・ 関係各課
8 生活環境の確保	・ 関係各課
9 教育の再建	・ 教育総務課・関係各課
10 社会教育施設、文化財等	・ 生涯学習課
11 ボランティアの活動支援	・ 社会福祉協議会
12 地域経済復興支援	・ 地域振興課・関係各課

1 各種相談の推進（関係各課）

災害により町民等が抱える様々な問題、悩みなどに対応できるよう、役場に災害時総合相談窓口を設置し、相談内容に応じて担当課等が適切に対応する。

また、避難所など地域ごとに相談担当を配置し、町の総合相談窓口と連携を図りながら、適切な措置を講じる。

外国人被災者に対しては、やさしい日本語や多言語による情報発信、通訳ボランティア等による相談対応などを行う。

2 被災者台帳の作成（防災安全課、町民課）

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者援護の総合的かつ効率的な実施に活用する。

また、被災者台帳の作成・活用に当たっては、個人情報であることに留意し、細心の注意を払って取り扱う。

3 被災者の経済的再建支援（防災安全課、地域振興課、福祉課、税務課、会計室、関係各課）

被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の支給申請や災害援護資金の貸付、災害弔慰金、災害見舞金の支給及び罹災証明書の交付を始めとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

また、地域経済の復興が進むよう、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等に取り組む。

（1）被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者の自立的な生活再建が速やかに図れるよう、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行う。

○ 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金（全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

（1）対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

（2）対象となる世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世

帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

3 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額(世帯人数が1人の場合は、3/4の額)の合計額になります。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊(2(2)アに該当)	解体(2(2)イに該当)	長期避難(2(2)ウに該当)	大規模半壊(2(2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円 (100万円)※	100万円 (50万円)※	50万円 (25万円)※

※中規模半壊世帯の場合

4 支給金の支給申請

(1) 申請窓口：市町村

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

イ 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(3) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

5 支援金の支給にかかる事務手続

(1) 市区町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらを取りまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。

(2) 県は、発生した災害が、災害救助法施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、又は、その可能性があるとして認められる場合には、必要な事項について市区町村からの報告を取りまとめの上、速やかに国及び同法人あてに報告を行います。

(3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号

に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について、速やかに国及び同法人あてに報告するとともに公示を行います。

「※「神奈川県地域防災計画 地震災害対策計画」より」

(2) 災害援護資金の貸付

災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、町条例により災害援護資金の貸付を行う。

(3) 生活福祉資金の貸付

町社会福祉協議会は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付を行う。

(4) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、町条例により災害弔慰金を支給する。

資料2-3-1 大井町災害弔慰金の支給等に関する条例

資料2-3-2 大井町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(5) 災害障害見舞金

被災し精神的又は身体に著しい障がいを受けた町民に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、町条例により災害障害見舞金を支給する。

(6) 災害見舞金

被災者に対し、町条例により災害見舞金を支給する。

資料2-3-3 大井町災害見舞金支給条例

(7) 義援物資及び義援金の受け入れ・配分

第2章「第19節 義援金品の受付・配分」のとおりとする。

(8) 生活保護

町は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるため、申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行う。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して要保護者の把握に努める。

(9) 町税・各種料金の減免等（税務課、会計室、関係各課）

ア 町税

被災した納税義務者、特別徴収義務者、被保険者等に対し、町税条例等により申告及び納税期限の延長、徴収猶予、減免等の措置について検討する。

イ 各種料金

被災した使用者等に対し、町条例等により納付期限の延長、徴収猶予、減免等の措置について検討する。

ウ 社会保険関連

国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を検討する。

4 職業の斡旋（地域振興課）

事業施設や地域経済の被害により、事業継続が困難となり、倒産や従業員の解雇等が予想されるため、町は、県が実施する雇用状況の把握、雇用の維持、離職者の再就職等の支援、新たな支援制度の検討等の雇用対策について、必要に応じて県に協力する。

5 被災者の精神面への支援（福祉課、子育て健康課、教育総務課）

災害による悲惨な体験等によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等を防ぐため、被災者の精神面へのケアを早期に図る必要がある。このため、医療機関等の協力のもと、避難所や役場等における精神保健相談や災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて各家庭への巡回相談などを行う。

また、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施する。

6 要配慮者等対策（関係各課）

第2章「第18節 要配慮者に対する対策 生活への支援」に準ずる。

7 社会福祉施設等（関係各課）

社会福祉施設等の被災による既存の福祉サービスの供給能力低下や、被災後の生活環境の変化等により新たな福祉需要の発生に対応するため、再建支援が必要な社会福祉施設等や新たな福祉需要を把握する。また、社会福祉施設等の再建に係る復旧事業費に対応した財政的支援について、必要に応じて国・県に要請する。

8 生活環境の確保（関係各課）

（1）食品・飲料水の安全確保

町は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行う。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行う。

（2）公衆浴場等の情報提供

町は、公衆浴場や理容所・美容所の営業状況を把握し、情報提供を行う。

9 教育の再建（教育総務課、関係各課）

（1）学校施設の再建、授業の再開

町は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成する。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保する。

（2）児童・生徒等への支援

町は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行う。また、転入・転出手続についても弾力的に取り扱う。

10 社会教育施設、文化財等（生涯学習課）

被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定する。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進する。

11 ボランティアの活動支援（社会福祉協議会）

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要であることから、町は、県等と連携して、要配慮者に対する支援や、まちづくり、産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化などに対する支援に取り組む。

12 地域経済復興支援（地域振興課、関係各課）

（1）中小企業の自立支援

町は、県と協力し、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、活用促進を図るとともに、協力金融機関等に特例の配慮を要請し、事業等に支障が生じた中小企業者に対し融資する。

また、国・県と協力し、仮設賃貸店舗の建設、共同仮設工場・店舗の建設支援、工場・店舗の再建支援等の相談・指導に努める。

（2）農業への支援

町は、県と協力し、被災した農業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国等が行う各種の農業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行う。また、速やかに生産等が再開できるよう、農業団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進する。

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 基本方針

1 趣旨

平成29年11月から、南海トラフ地震（駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震）を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されることとなった。

平成31年3月には、内閣府において「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が公表され、また、気象庁では、ガイドラインに示されたこれらの防災対応が、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に位置づけられた令和元年5月より、「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表されている。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼び掛けを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

本計画に位置づけられた事項は、国のガイドラインに基づき、南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合などに、町や住民、企業が実施する防災対応の基本方針を定める。

なお、気象庁は、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表を行っていないため、従来の東海地震事前対策計画は、本章の対応に移行するものとする。

2 基本方針

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

しかし、本町は内陸にあるため津波の浸水は想定されておらず、また、想定される震度は、東海地震で震度5強、南海トラフ巨大地震で震度5強～6弱となっており、神奈川県西部地震と比べると被害は小さいものとなっていることから、本町における南海トラフ地震防災対策推進計画は、都心南部直下地震や大正型関東地震を踏まえた地震防災対策（第1章～第4章）で対応することを基本方針とする。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

1 情報の種類と発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で、異常な現象を観測した場合、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。この情報の種類と発表条件は次のとおり。

南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>(※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。)</p>

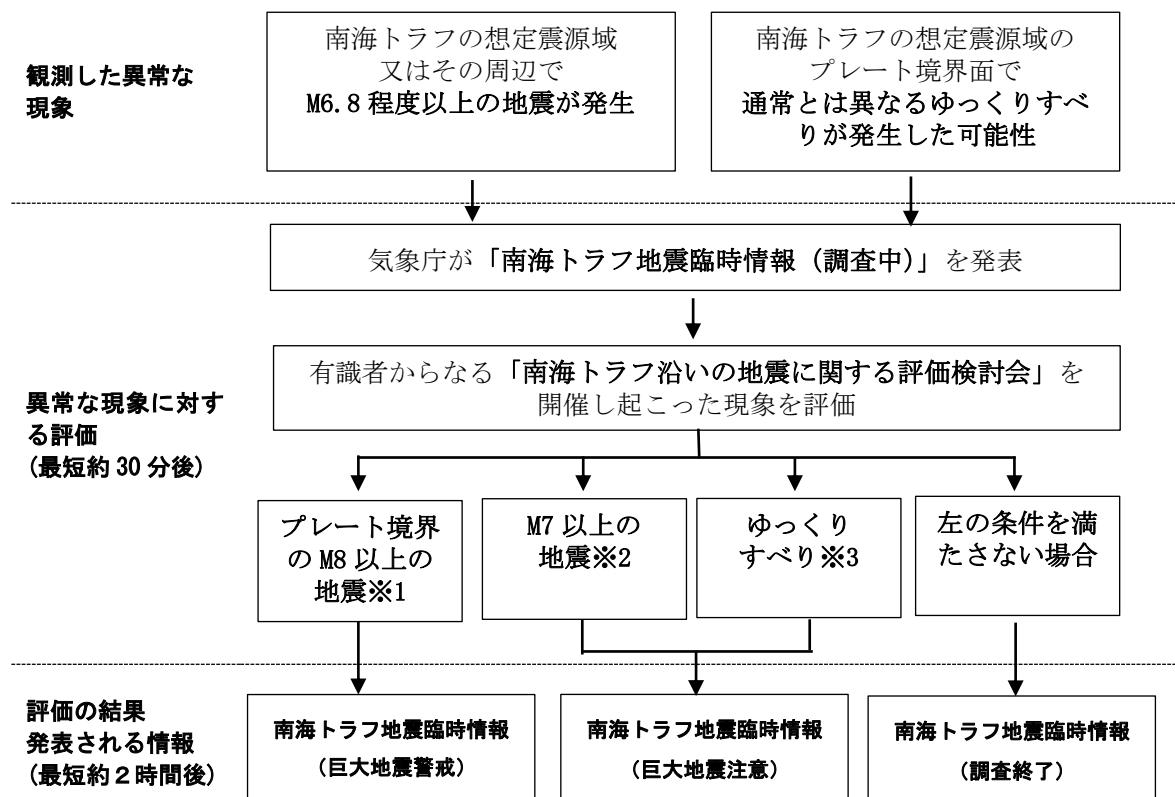
2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 1箇所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

3 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは次のとおり。

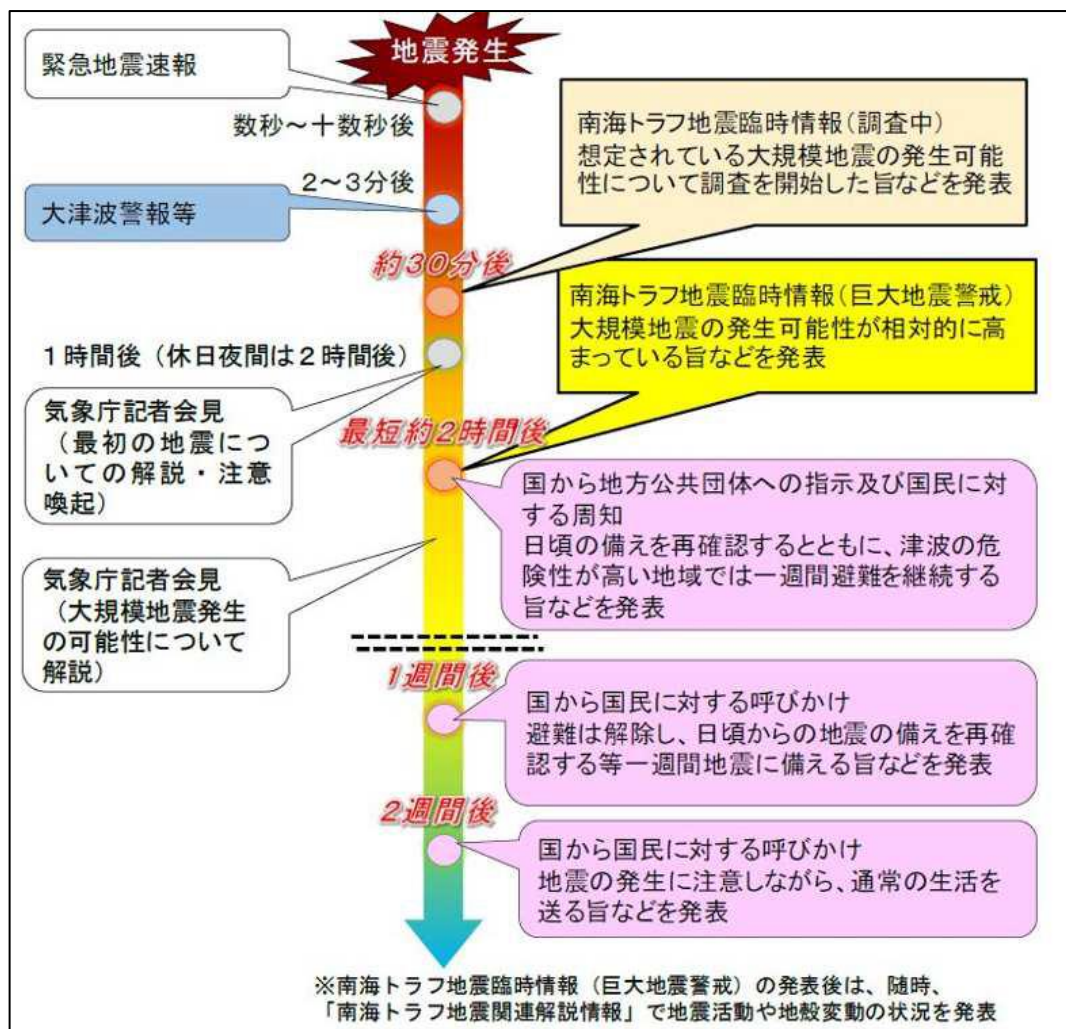


※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（イメージ）



【出典：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（平成31年3月、内閣府）】

第3節 防災対応

1 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

最初の地震により、本町が被災地域になった場合は、第3章に基づいて災害応急対策を実施する。

被災地域にならなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報に対応して、次の防災対応をとる。

	プレート境界の M8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
(最短) 2時間程度	〈巨大地震警戒対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難	〈巨大地震注意対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	〈巨大地震注意対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難		
2週間	〈巨大地震注意対応〉 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべてが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

2 臨時情報に対応した防災体制

町は、後発地震等の発生に備えた防災体制をとる。

気象庁が発表する情報	町の配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	【通常体制】 ・情報収集を行う。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	【1号配備（災害対策本部設置）】 ・地震災害応急対策が円滑に行える体制
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	【応急体制】 ・事態の推移に伴い本部が設置できる体制
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	【体制解除（通常体制）】 ・災害対応が終了

3 住民の防災対応等

（1）日頃からの地震への備えの周知啓発等

ア 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとることがないように、家具の固定等「日頃からの地震への備え」について周知し、平時からの対策を促す。

イ 町及び県は、大規模地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が発生するとの誤解から混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応などについて、普及啓発に努める。

ウ 町及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合、国からの呼び掛けに応じて、1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間とおおむね同程度の期間）、「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、日常の生活を行うことや、個々の状況に応じて、危険性が高い場所を避け、できるだけ安全な行動をとることなどを周知する。

エ 町及び県は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知する。

（2）土砂災害等に対する防災対応

ア 町及び県は、住民の安全確保のため、土砂災害の発生の危険が高いエリアの特定は難しいことを前提に、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、知人・親類宅への避難など、身の安全を守るなどの防災対応を検討する必要があることの周知に努める。

イ 町及び県は、住民の安全確保のため、住宅の耐震性に不安がある住民は、知人・親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要があることの周知に努める。

(3) 事前避難

町は、巨大地震警戒対応における事前避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインや流通機能も稼働していると想定されることから、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について周知に努める。

- ア 住民の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- イ 食料や生活用品などは、避難者が各自で準備するのが基本であること
- ウ 避難所の運営も避難者自らが行うことが基本であること

また、後発地震の発生に備え、知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対して、巨大地震警戒対応期間の1週間を基本とした避難所を確保する。

4 企業等の防災対応

(1) 防災対応の基本的な考え方

- ア 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、企業等は、日頃からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業の継続に努める。
- イ 企業等は、大規模地震発生時に明らかに従業員などの生命に危険が及ぶ場合は、それを回避する措置を実施する。
- ウ 不特定多数の者が利用する施設や危険物取扱施設等については、出火防止措置などの施設点検を確実に実施する。
- エ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合に、トータルとして事業継続・早期復旧できるよう平素以上の警戒の措置に努める。

(2) 関係機関のとりべき措置

ア 警備対策

松田警察署が実施すべき南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された時の犯罪及び混乱の防止等に関して講ずる措置については、おおむね次に掲げる事項を基準とする。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図る。
- (イ) 民心の安定と混乱防止のための広報活動を行う。
- (ウ) 南海トラフ地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止する活動により社会秩序維持に万全を期す。

イ 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。臨時情報が発表された場合、住民に対して、冷静な対応を呼び掛けるほか、関係機関と連携して、交通やライフラインに関する情報など、住民が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。

ウ 道路

(ア) 松田警察署は、国の動向を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転手がとるべき行動の要領を定め、住民に周知する。また、住民事前対象避難地域内における車両の走行の自粛については、平時から広報などに努める。

(イ) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。また、事前避難地域での車両の走行は極力抑制するものとし、周知を図る。

エ 鉄道事業者等

(ア) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する。

(イ) 鉄道事業者等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。

オ 学校、社会福祉施設等

(ア) 幼稚園、学校等は、その置かれている状況など、実態に即して、児童生徒等の保護の方法等を定める。事前避難地域に置かれている場合は、休校等、児童生徒等の安全確保を図る。

(イ) 社会福祉施設は、入所者の保護及び保護者への引継ぎの方法などについて、施設の種類や耐震性、耐浪性を十分に考慮し、対応方法を定める。

(ウ) 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域にある場合は、要配慮者の避難誘導に配慮し、避難経路、誘導方法、誘導責任者等を具体的に定める。

第3編 風水害対策計画

第1部 災害予防計画

第1章 計画の考え方

第1節 計画の目標

近年は、毎年のように台風や前線の影響による豪雨や暴風により、大規模な水害や土砂災害が発生しており、神奈川県においても、令和元年東日本台風において、尊い人命が失われるとともに、広範囲にわたる停電や断水、道路や鉄道網の寸断などライフラインや産業基盤に重大な被害が発生している。今後も、気候変動の影響による異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されており、水害等の災害は、忘れた頃に発生するのではなく、いつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要がある。

神奈川県においては、台風被害からの復旧復興に取り組むことに併せ、水害への対応力強化のための対策として、「神奈川県水防災戦略」を定め、今後、頻繁に発生することが危惧される水害の発生を防止し、遅らせ、その影響を最小限に留めるためのハード対策及び住民の避難を中心としたソフト対策の強化により、戦略の目標を「水害からの逃げ遅れゼロ」「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」とし、その達成を目指している。

本町においては、「神奈川県水防災戦略」の目標及び対策と歩調を合わせるとともに、あらかじめ予測される気象状況に応じ、できるだけ備え、対応策を準備することを主眼とし、被害をできるだけ少なくできるよう、防災に配慮した土地利用や施設整備、町民等の協力による「災害に強いまちづくり」を図るため、計画の目標を次のとおり設定する。

〈目標〉

- 1 「町民のいのちを守る」ことを最優先に考え、死者数の軽減を図る。
- 2 風水害による被害をできるだけ起こさない土地利用、施設整備を図る。
- 3 自分の身は、自分で守るという「自助」、自分たちのまちは、自分たちで守るという「共助」の意識を醸成する。
- 4 気象情報を迅速、的確に把握し、あらかじめとりうる防災対策を万全にする。
- 5 災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うことができるよう、体制を整える。

第2節 計画の体制

風水害予防計画を推進するための各課等の所掌事務は、「第2編／第1部／第1章／第2節 計画の体制」に準じるものとする。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

計画的な土地利用と市街地整備の推進は、「第2編／第1部／第2章／第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」に準じて行う。

第2節 治水対策

■ 活動の基本方針

浸水想定区域等の各種情報等を住民に周知を図るとともに、要配慮者利用施設等における避難、浸水対策等を促進する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 安全性に配慮した行政指導の実施	・都市整備課
2 浸水想定区域等の危険地域の周知、対策強化	・防災安全課
3 要配慮者利用施設等における避難、浸水対策等	・防災安全課

1 安全性に配慮した行政指導の実施（都市整備課）

県と連携し、市街地再開発事業や土地区画整理事業等において、透水性舗装の促進、雨水貯水槽の整備による土砂の流出抑制など、地域の特性や必要に応じた対策を実施するよう事業者を指導する。

2 浸水想定区域等の危険地域の周知、対策強化（防災安全課）

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水想定区域における水深の公表周知を図るとともに、災害発生の高危険性地域における場所ごとの警報等の伝達方法、警戒、避難対策計画などを策定する。

また、浸水想定区域内の、要配慮者利用施設等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、施設の名称や所在地を住民に周知を図る。

さらに、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民等へ周知を図る。

なお、洪水浸水想定区域等及び要配慮者利用施設の区域該当などの情報は、避難所情報等とともに、ハザードマップにより町民等に周知する。

3 要配慮者利用施設等における避難、浸水対策等（防災安全課）

本計画に記載された、名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画、自衛水防組織の構成員等及び計画に基づき実施した避難誘導等の訓練の結果について町長に報告する。

また、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認し、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3節 河川改修

■ 活動の基本方針

県と連携し、計画的な河川の改修を進める。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
河川等改修の推進	・ 都市整備課

河川等改修の推進（都市整備課）

酒匂川の補強・補修、その他河川の砂防工事等を県に要請するなど、治水機能の向上に配慮した改修を推進する。

第4節 下水道整備

■ 活動の基本方針

汚水排除施設の整備を促進する。また、大規模風水害等の災害発生後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能維持を図る。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
下水道の整備	・生活環境課

下水道の整備（生活環境課）

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

浸水被害の軽減に向けて、マンホール蓋の浮上、飛散防止等の対策について検討する。

第5節 水害予防施設の維持補修

■ 活動の基本方針

農地・農業施設及び周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修や補強工事のほか、ハザードマップの作成・配布等を計画的に推進し、地域の安全性を確保する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
農業用施設の整備	・地域振興課・都市整備課

農業用施設の整備（地域振興課、都市整備課）

防災の観点を踏まえ、脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。

また、流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において、排水整備工事を計画的に実施する。

急傾斜地帯の農地については、降雨による被災防止のため、排水路、農道等の農地保全施設の整備工事を計画的に実施する。

第6節 土砂災害対策

土砂災害対策は、「第2編／第1部／第2章／第4節 崖崩れ対策等の推進」に準じて行う。

資料2-1-1 土砂災害危険箇所等の状況

第7節 建築物等の安全確保

建築物等の安全確保は、「第2編／第1部／第2章／第8節 建築物等の安全確保」に準じて行う。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1 浸水対策の周知（防災安全課）

地下室の安全対策、浸水防止の普及・啓発を行う。

2 風害対策の周知（防災安全課、地域振興課、都市整備課）

（1）建造物等の風害予防措置

強風、突風による被害を防ぐため、町民等に対しては、風で飛ばされるようなものは、なるべく屋外に置かない、若しくは飛ばされないよう措置をするなど、日頃からの心掛を啓発する。

（2）農作物等の風害防止対策

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降ひょうを伴う局地的な強風等があるが、町は農業協同組合等を通じて農作物の風害防止について情報の提供を行い、被害の軽減に努める。

（3）街路樹等の風害防止対策

街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施することを基本に、適時パトリールを実施し、必要に応じて支柱で補強する等の措置に努める。

第8節 ライフライン施設の安全対策

ライフライン施設の安全対策は、「第2編／第1部／第2章／第5節 ライフライン施設の安全対策」に準じて行う。

第3章 災害時応急活動事前対策

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

災害情報の収集・提供体制の整備は、「第2編／第1部／第3章／第1節 災害時情報の収集・提供体制の整備拡充」に準じて行う。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

ホットライン等情報伝達体制の整備

避難指示等の判断に必要な各種警戒情報を確実かつ迅速に収集するため、また、関係機関からの助言を円滑に得られるように、県担当部局や気象台担当者などとのホットラインの確保を始めとした情報連絡体制の確立に努める。

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

組織体制の拡充は、「第2編／第1部／第3章／第2節 災害対策本部等組織体制の拡充」に準じて行う。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1 浸水危険区域の周知と対策の強化（防災安全課）

これまでの災害履歴等を参考に、浸水の危険性の高い地域を把握し、地域に適した災害予防対策やハザードマップ等を周知するとともに、その地域についての情報や日頃の備えなどについて町民への周知徹底を図る。

また、浸水想定区域内等の避難行動要支援者等を把握するとともに、避難情報等の伝達体制を整備する。

2 水防組織体制の充実（防災安全課、消防団）

町、消防団等による水防組織体制の充実と、団員一人ひとりの役割分担の習熟を図る。

3 河川等監視体制の強化（防災安全課、地域振興課、都市整備課）

常に気象情報を把握し、大雨や台風等による河川等水位の上昇への監視や、取水堰の水門管理などが迅速に行える体制を推進する。

4 水防倉庫、資機材等の整備（防災安全課）

水防倉庫、資機材等を定期的に点検しながら、修復や購入などの整備を図る。

5 水防訓練の実施（防災安全課、消防団、小田原市消防本部）

町民等の積極的な参加を促進し、水防訓練を実施するとともに、訓練から得られた教訓、課題を、水防体制の充実に反映させる。

第3節 救助・救急、消火体制の充実

救助・救急、消火体制の充実は、「第2編／第1部／第3章／第3節 救助・救急、消火体制の充実」に準じて行う。

第4節 救助・警備体制の充実

救助・警備体制の充実は、「第2編／第1部／第3章／第4節 救助・警備体制の充実」に準じて行う。

第5節 避難対策

避難体制の整備は、「第2編／第1部／第3章／第5節 避難対策」に準じて行う。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1 避難情報の発令基準の作成（防災安全課）

町は、災害時に適切な避難情報の発令等を実施するため、避難情報の発令判断基準等について「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」（仮称）を整備する。

なお、避難指示の発令の際には、避難のための所要時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。また、避難に際しては、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に配慮するため、高齢者等避難を位置づける。

2 避難情報の伝達（防災安全課）

(1) 避難情報の伝達に際して、対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるようにするとともに、災害の状況及び地域の実情に応じて、防災行政無線や消防団、自主防災組織を始めとした効果的、かつ確実な手段を複合的に活用し、避難対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達できるよう努める。

(2) 気象警報、避難情報を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

(3) 同一の水系を有する市町村間において、相互に避難情報の情報を共有するよう努める。

警戒レベルと避難情報及び町民等がとるべき行動等

警戒レベル等	町民等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●町民等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・避難所等への立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●町民等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令)	高齢者等避難 <ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●町民等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど通常の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●町民等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル1】 早期注意情報(警報級の可能性)において、大雨に関して5日先までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●町民等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 ・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

3 避難計画の策定（防災安全課）

(1) 災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定し、町民への周知に努める。その際、河川管理者等と十分協議の上、過去の洪水等による浸水実績、土砂災害記録等により、避難対象地域を特定する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難支援関係者と連携した、避難行動要支援者に対する具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。

(2) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者、水防管理者、国（気象庁等）の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による町民の意識啓発に努める。

(3) 水防団（消防団）等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(4) 気象警報、避難指示等を町民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(5) 社会福祉施設等の管理者（以下「施設管理者等」という。）は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画等の作成や避難訓練を実施し、県及び町はその支援に努める。

また、施設管理者等は、気象庁等から発表される防災気象情報を把握し、早めの避難措置を講ずるとともに、町や消防団、地域社会とも連携し、避難時に地域の支援が得られるよう工夫に努める。

第6節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「第2編／第1部／第3章／第6節 帰宅困難者対策」に準じて行う。

第7節 要配慮者等に対する対策

要配慮者対策の充実は、「第2編／第1部／第3章／第7節 要配慮者等に対する対策」に準じて行う。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1 要配慮者利用施設における避難対策（防災安全課・福祉課・子育て健康課・教育総務課）

- (1) 社会福祉施設等の管理者等は、災害時に迅速・的確な対応を行うため、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害対策計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努める必要がある。

町は、要配慮者利用施設が作成する自衛水防組織の業務に関する事項等の避難確保に関する計画や、当該計画に基づく自衛水防組織の設置及び構成員、避難訓練の実施状況等について確認するとともに、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の支援として、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、電話、FAX等による洪水、土砂災害に関する情報の伝達体制を整備し、避難確保計画の作成や避難訓練実施のための支援を行うものとする。

なお、本町の要配慮者利用施設は以下のとおり。

■ 町内の要配慮者利用施設

NO	種 類	施設名称	所在地	連絡先	避難場所	区域 該当
1	幼稚園	相和幼稚園	山田566	82-3656	相和小学校	急Y
2		大井幼稚園	金手451-1	82-3650	大井小学校	川音
3		大井第二幼稚園	金子1270-1	83-0545	総合体育館	—
4	小学校	大井小学校	金子1436	82-0918	大井小学校	—
5		相和小学校	山田580	82-1611	相和小学校	—
6		上大井小学校	上大井171	83-1151	※洪水：湘光中学校 その他：上大井小学校	酒匂
7	中学校	湘光中学校	金子1950	82-2541	湘光中学校	川音
8	高校	大井高等学校	西大井984-1	83-4101	※洪水：湘光中学校 その他：上大井小学校	酒匂 川音
9	認可保育園	大井保育園	金子2854	82-4249	大井小学校	急 Y・R

第3編 風水害対策計画 第1部 災害予防計画

NO	種 類	施設名称	所在地	連絡先	避難場所	区域 該当
10		栄光愛児園	西大井 385-1	83- 3225	※洪水：湘光中学校 その他：上大井小学校	酒匂
11		栄光愛児園 さみどり分園	西大井 231-1	43- 8852	※洪水：湘光中学校 その他：上大井小学校	酒匂
12	子育て支援センター	ふれあい館	金子2833	82- 6046	総合体育館	—
13	学童保育施設	おおい児童コミュニティクラブ	大井中央 208	83- 3962	総合体育館	—
14		かみおい児童コミュニティクラブ	上 大 井 284-1	83- 8317	※洪水：湘光中学校 その他：上大井小学校	酒匂
15	病院	佐藤病院	金子1922- 3	83- 5611	総合体育館	—
16	特別養護老人ホーム	足柄広域福祉センターひかりの里	西 大 井 1055	82- 2294	※洪水：湘光中学校 その他：上大井小学校	酒匂 川音
17	有料老人ホーム	介護付き有料老人ホーム グランディオ イルカ	金手1065	46- 7120	大井小学校	川音
18		介護付き有料老人ホーム グランディオ イルカ 二号館	金子1012- 1	43- 9800	大井小学校	川音
19		サニーライフ大井松田	金子690-1	82- 0360	大井小学校	川音
20	在宅型有料老人ホーム	きさらぎホーム 大井館	金子1912- 1	82- 5017	大井小学校	—
21	地域密着型特別養護老人ホーム	まほろばの家	大井中央 47	46- 8037	大井小学校	川音
22	地域密着型サービス事業所	きらめき	大井中央 48	20- 4678	大井小学校	川音
23	認知症高齢者グループホーム	グループホーム 「足柄の春」	金子3812	85- 6005	総合体育館	—
24	地域密着型サービス事業所	おうち DE 介護	金子947-3	20- 7827	大井小学校	—
25		フレイル予防型デイサービス 楽道 大井店	金子1771- 1	20- 4358	大井小学校	川音
26	障害者グループホーム	エピナールホーム	金子2653	43- 1147	湘光中学校	—
27		KOMNYおおい	大井中央 38	20- 9036	大井小学校	川音
28	就労型継続支援B型事業所	ほほえみ	金子1964- 1	83- 8013	総合体育館	—
29	放課後等デイサービス	ピース オブ マインド	金手19-4	85- 6166	大井小学校	川音

※区域該当に関しては、敷地の一部又は全部が警戒区域等に指定されている施設
 急Y：土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊） 急R：土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 酒匂：酒匂川洪水浸水想定区域 川音：川音川洪水浸水想定区域

- (2) 洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は土砂災害に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について町民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他の必要な措置を講じる。
- (3) 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深、その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を町民等に周知する。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

給水体制の整備は、「第2編／第1部／第3章／第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策」に準じて行う。

第9節 医療・救護・防疫対策

医療・救護・防疫対策は、「第2編／第1部／第3章／第9節 医療・救護・防疫対策」に準じて行う。

特に洪水時などに予想される衛生状態の悪化を防ぐための対策に留意する。

第10節 文教対策

文教対策は、「第2編／第1部／第3章／第10節 文教対策」に準じて行う。

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策は、「第2編／第1部／第3章／第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策」に準じて行う。

第12節 ライフラインの応急復旧対策

ライフラインの応急復旧対策は、「第2編／第1部／第3章／第13節 ライフラインの応急復旧対策」に準じて行う。

第13節 災害廃棄物等の処理対策

災害廃棄物等の処理対策は、「第2編／第1部／第3章／第14節 災害廃棄物等の処理対策」に準じて行う。

第14節 広域応援体制の拡充

広域応援体制の拡充は、「第2編／第1部／第3章／第15節 広域応援体制の拡充」に準じて行う。

第15節 町民の自主防災組織の拡充・強化

町民の自主防災組織の拡充・強化は、「第2編／第1部／第3章／第16節 町民の自主防災組織の拡充・強化」に準じて行う。

第16節 災害救援ボランティア活動の充実強化

災害救援ボランティア活動の充実強化は、「第2編／第1部／第3章／第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化」に準じて行う。

第17節 町民に対する防災知識の普及

町民に対する防災知識の普及は、「第2編／第1部／第3章／第18節 町民に対する防災知識の普及」に準じて行う。

なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1 町民に対する防災教育（防災安全課）

防災に関する学習機会・講座等の開催などにより、町民への防災教育を推進する。

[平常時の心得]

- (1) 火気器具の点検や火気の使用、火気周辺の可燃物に注意する。
- (2) 消火器等を準備する。
- (3) 住宅用火災警報器を設置する。
- (4) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (5) 強風に備え建物の補強を図る。
- (6) 家族と避難場所や連絡方法を確認する。
- (7) がけ崩れや浸水等危険な場所を確認しておく。
- (8) 地域の防災訓練に積極的に参加する。

[風水害発生時の心得]

- (1) 正しい情報に基づき冷静に行動する。
- (2) 崖、川には近寄らない。
- (3) 早めの避難を心掛ける。
- (4) 最小限の持ち物を携行し、状況に応じた適切な方法で避難する。

第18節 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、「第2編／第1部／第3章／第19節 防災訓練の実施」に準じて行う。
なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

水防訓練（防災安全課、消防団、小田原市消防本部、関係機関）

町は、消防団、小田原市消防本部、その他水防関係機関との連携を強固にし、水防活動を円滑に遂行するため、水防訓練を計画する。

第19節 災害救助実施体制の充実

災害救助実施体制の充実は、「第2編／第1部／第3章／第20節 災害救助実施体制の充実」に準じて行う。

第2部 応急対策計画

第1章 応急活動体制

第1節 町の活動体制

風水害発生のおそれがあるとき、又は発生したときの町の活動体制については、「第2編／第2部／第1章／第1節 町の活動体制」に準じて行う。なお、風水害対策として、以下の項目を実施する。

1 配備体制（防災安全課、全課）

配備体制の設置基準（風水害時のみの体制）と各配備における職員の動員体制は次のとおり。

■ 配備体制の設置基準

本部体制	区分	配備体制	状況	配備時期の基準
(設置なし)	事前配備 (監視体制)	・情報の収集及び連絡体制をとるとともに、警戒活動及び応急対策準備に必要な職員を配置する体制を整える。	・被害が未確認 ・被害発生の危険性が低い場合	・気象注意報等が発令され警報に変わることが予想される、又は気象警報等が発令され、監視体制の強化が必要なとき ・台風の進路にあたる時 ・その他町長が必要と認めるとき
	警戒配備 (1次警戒体制)	・災害の発生に対処するため、警戒活動及び応急活動の体制を整え、警戒巡回等の対応にあたる。	・軽微な被害が予測される場合	・気象警報等が発令され、町内で災害が発生するおそれがあると町長が判断したとき ・警戒巡回等の対応が必要なとき ・台風の接近 ・その他町長が必要と認めるとき
	1号配備	・事態の推移に応じて災害対策本部を設置できる体制を整える。		
災害対策本部設置	1号配備 (2次警戒体制)	・災害対策本部を設置し、警戒・応急活動の実施と併せ、避難所開設等の対応に必要な職員を配備する体制を整える。	・軽微な被害が発生した場合	・町内で災害が発生するおそれが非常に高いと本部長が判断したとき ・避難情報の発令及び避難所開設の検討が必要なとき ・その他本部長が必要と認めるとき
	2号配備 (非常警戒体制)	・1号配備体制を強化するとともに、拡大しつつある災害に、また住民避難に対処	・相当規模の災害が発生、又は発生するおそ	・町内で災害が発生し災害対策が必要なとき ・大規模な局地的災害の発生のおそれがあると本部長が判断したとき

本 部 体 制	区 分	配 備 体 制	状 況	配 備 時 期 の 基 準
		できる体制を整える。	れが非常に高い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長が避難情報の発令及び避難所開設の判断をしたとき ・その他本部長が必要と認めるとき
	3号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の全員を持って災害対策にあたる完全な体制を整える 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に特別警報が発表されたとき ・町の全域に災害が発生したとき ・町域に大規模な災害が発生したとき ・町域に局地的な災害が発生し被害が甚大なとき ・その他本部長が必要と認めるとき

注： 「本部長」とは、「災害対策本部長」をいう。

2 各配備における職員の動員体制（全課）

区 分	内 容
事前配備	防災安全課長、防災安全課職員
警戒配備	事前配備のほか、生活環境課、地域振興課、都市整備課の各課長が警戒対応を指示した職員、また同3課より総務課長を通じ応援要請を受けた各課長が指示した職員
1号配備	警戒配備のほか、管理職（副課長除く）以上の職員
2号配備	1号配備のほか、原則副主幹以上の職員
3号配備	全職員

資料2-2-3 職員動員報告書

第2節 防災関係機関の活動体制

防災関係機関の活動体制については、「第2編／第2部／第1章／第2節 防災関係機関の活動体制」に準じて行う。

第3節 応援要請・協力

応援要請・協力については、「第2編／第2部／第1章／第3節 応援要請・協力」に準じて行う。

(1) 特別警報

ア 特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に、最大級の警戒を呼び掛けるために発表する。

イ 特別警報の種類は、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報である。

(2) 警報

ア 警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼び掛けるために発表する。

イ 警報の種類は、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報、高潮警報である。このうち、洪水を除く警報を「気象警報」と総称し、本計画では気象警報と洪水警報を合わせた総称を「気象警報等」という。

ウ 地面現象（大雨等による山崩れ等）及び浸水に関する警戒事項は、気象警報に含めて発表される。

(3) 注意報

ア 注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼び掛けるために発表する。

イ 注意報の種類は、大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意報、着雪注意報、融雪注意報、雷注意報、低温注意報である。（このうち、洪水を除く注意報を「気象注意報」と総称し、本計画では気象注意報と洪水注意報を合わせた総称を「気象注意報等」と表記する。）

ウ 地面現象及び浸水に関する注意事項は、気象注意報に含めて発表される。

(4) 警報・注意報の地域細分

一般の利用のための警報・注意報は、二次細分区域単位に発表される。

本町の属する予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次のとおり。

■ 地域細分（大井町）

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域の区域名	二次細分区域名
神奈川県 (横浜地方気象台)	西部	足柄上	大井町

注： 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(5) 特別警報、警報、注意報の発表基準

大井町の特別警報、警報、注意報の発表基準については次のとおり。

■ 特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

■ 雨を要因とする特別警報の指標

大雨特別警報（土砂災害）
<p>・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）が更に降り続けると予想される市町村等に発表</p> <p style="text-align: center;">土壌雨量指数：降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標 ※土砂災害発生の危険度は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で確認</p>
大雨特別警報（浸水害）
<p>・過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）が更に降り続けると予想される市町村等に発表</p> <p>①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現</p> <p style="text-align: center;">表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標 ※浸水害発生の危険度は、大雨警報（浸水害）の危険度分布で確認</p>

■ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。	
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を特別警報として発表する。	温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として発表する。

■ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する50年に一度の値

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最新積雪 (cm)
神奈川県	横浜	31※	45

※積雪深0（ゼロ）の年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

■ 注意報、警報の種類と発表基準（大井町）

令和4年11月24日現在

警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	25	
		土壌雨量指数基準	130	
	洪水	流域雨量指数基準	川音川流域=19.7、 菊川流域=5	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	酒匂川 [富士道橋]	
	暴風	平均風速	25m/s	
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm		
注意報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	18	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	川音川流域=15.7 菊川流域=4	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	酒匂川 [富士道橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	融雪により被害が発生するおそれのある場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 35%	実効湿度 55%	
	なだれ	なだれにより被害が発生するおそれのある場合		
	低温	夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温 - 5℃以下		
霜	最低気温 4℃以下 晩霜期			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

(出典：気象庁)

2 水防活動の利用に適合する警報及び注意報（防災安全課）

暴風雨、大雨、洪水により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象警報及び注意報は、大雨警報及び注意報の発表により、水防活動用の洪水に関する警報及び注意報は、洪水に関する警報及び注意報の発表によって代える。

3 土砂災害警戒情報（県、横浜地方気象台）

- (1) 県及び横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、町長が避難指示を発令する際の判断や町民の自主避難の参考となるよう土砂災害警戒情報を発表する。
- (2) 土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されたときに発表される。
- (3) 土砂災害警戒情報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときに解除される。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と横浜地方気象台が協議の上、解除する。
- (4) 土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊等は対象としないということに留意する。

4 キキクル（警報の危険度分布）（気象庁）

気象庁による、大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」のことであり、雨による災害の危険度を5段階で色分けして地図上にリアルタイム表示する。

■ キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒 情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警

	戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

5 気象情報（横浜地方気象台）

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて県民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、気象情報として発表する。

発表された情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達される。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1となる。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」がある。

気象の予報等については、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(運用基準は、1時間雨量が100mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(4) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができるが、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報(有効期間は、発表からおおむね1時間)が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表される。

6 火災気象通報及び火災警報(防災安全課、横浜地方気象台)

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは、次のいずれかの基準によりに神奈川県知事に対して通報する。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む。)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

県は、以下の場合、火災気象通報を町長に伝達する。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき。

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき。(実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とする。)

(2) 火災警報

町長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、火災警報を発することができる。

7 防災気象情報と警戒レベルとの関係

防災気象情報	とるべき行動
警戒レベル5相当 (黒色)	
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル(危険度分布) 「災害切迫」(黒)	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>
警戒レベル4相当 (紫色)	
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル(危険度分布) 「非常に危険」(紫) <ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>
警戒レベル3相当 (赤色)	
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害)※ 洪水警報 キキクル(危険度分布) 「警戒」(赤) <ul style="list-style-type: none"> 氾濫警戒情報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの) 	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしてください。</p>
警戒レベル2相当 (黄色)	
<ul style="list-style-type: none"> キキクル(危険度分布) 「注意」(黄) <ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>
警戒レベル2 (黄色)	
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの) 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>
警戒レベル1	
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報(警報級の可能性) <small>注:大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合</small>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当

第2節 災害（気象）情報の収集・伝達

災害（気象）情報の収集・伝達の流れや方法及び「■ 活動の基本方針 内容・担当」についても、「第2編／第2部／第2章／第1節 災害（気象）情報の収集・伝達」に準じて行う。

第3節 災害情報の広報

災害情報の広報については、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準じて行う。

第4節 水防対策

■ 活動の基本方針

気象等の情報を迅速に把握し、必要に応じて速やかに水防組織を立ち上げ、水防活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 警戒及び注意の喚起	・ 防災安全課・消防団
2 水防組織の確立	・ 防災安全課・消防団
3 情報の伝達	・ 防災安全課・消防団
4 河川等の巡視、警戒等	・ 防災安全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
5 取水堰及び水門等の操作	・ 地域振興課
6 資機材等の確保	・ 防災安全課
7 水防活動の報告	・ 防災安全課・消防団

1 警戒及び注意の喚起（防災安全課、消防団）

- (1) 日頃から洪水等により浸水が想定される区域、大雨などにより土砂災害が発生するおそれがある土地の区域等について、関係町民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努める。
- (2) 風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水防団体等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、町民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するよう努める。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が

予測されてから災害のおそれなくなるまで、町民に対して分かりやすく適切な状況の伝達に努める。

(3) 伝達を受けた警報等を防災行政無線等により、町民等への伝達に努める。なお、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに町民等に伝達する。

2 水防組織の確立（防災安全課、消防団）

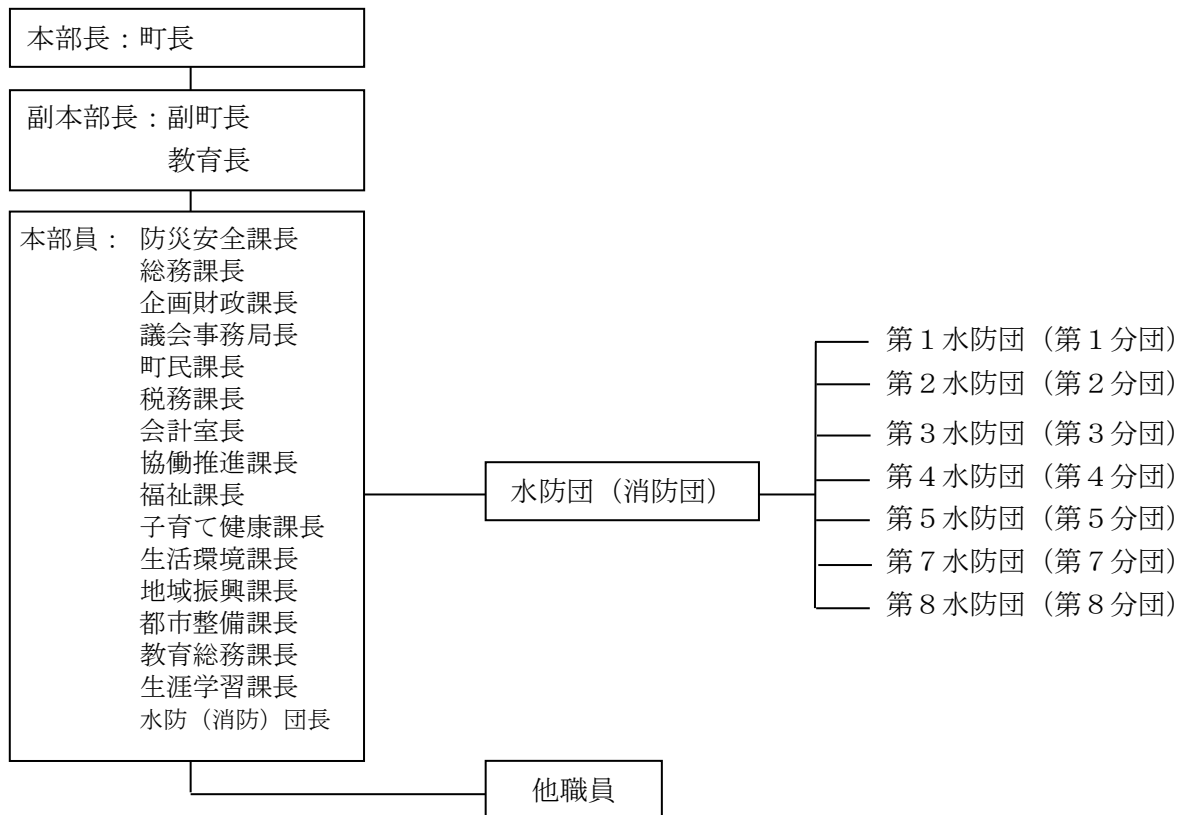
町長（町水防本部、若しくは町災害対策本部が設置された場合は本部長。以下この章、「町長（本部長）」という。）は、水防本部長から水防警報が発令されたとき、又は気象状況により洪水、内水氾濫等のおそれがあるときには、直ちに水防本部を設置する。

水防本部を設置したときには、速やかに県西土木水防支部長に報告し、同支部及び関係機関等との連携のもとに、被害の拡大防止のための活動を実施する。

この際、町長（本部長）は、水防法及び大井町消防団条例を準拠とし、消防団に水防団としての活動を行わせるものとする。

なお、大規模水害の発生のおそれがあり、町災害対策本部が設置された場合は、町水防本部は町災害対策本部に統合する。

■ 水防本部組織



3 情報の伝達（防災安全課、消防団）

（1）観測通報

町長（本部長）は、洪水のおそれがあることを知った場合、洪水予報の通知を受けた場合、水位計が通報水位を超えた場合は、次の事項について速やかに県西土木水防支部長を経由して県水防本部長に報告する。

- ア 水位が通報水位以上にある間の時間ごとの水位
- イ 警戒水位に達したときの時刻
- ウ 最高水位とその時刻
- エ 警戒水位又は通報水位を下回ったときの時刻

（2）三保ダム放流連絡

県等は、水防上重要な関係を有する施設の放流情報を受信した場合、速やかに関係機関に連絡し、被害の未然防止を図る。

町長は、三保ダムが放流する旨連絡を受けた場合、必要に応じて庁内関係各課に連絡するとともに、町民等に対して広報周知を行う。

（3）水防警報

県から水防警報を受信した場合、町は待機、準備、出動等の措置をとるとともに、必要に応じて防災行政無線、あんしんメール（登録者メール配信システム）、ホームページ、広報車、警鐘信号、サイレン信号、口頭伝達等の適切な手段により町民等に伝達する。

水防警報の種類は次のとおり。

■ 水防警報

種 類	内 容	発表基準
待 機	<ul style="list-style-type: none"> ・出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの ・水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等及び河川の状況により、特に必要と認めるとき
準 備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認めるとき
出 動	<ul style="list-style-type: none"> ・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水注意報等により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川の状況により必要と認めるとき
指 示	<ul style="list-style-type: none"> ・水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位を越え、災害の起こるおそ

種 類	内 容	発表基準
	法崩れ、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	れがあるとき
解 除	・水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	・氾濫注意水位以下に下降したとき。 又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川の状況が解消したと認めるとき

【酒匂川洪水予報】

県と横浜地方気象台は、洪水予報河川に指定されている酒匂川について、雨量観測所と水位観測所の10分ごとのデータと、気象庁の解析雨量や流域平均雨量の予測などから、基準観測所3箇所（平山、松田、富士道橋）での3時間後までの水位を予測し、氾濫注意情報（洪水注意報）や氾濫警戒情報（洪水警報）等の洪水予報を、共同で発表する。

なお、本町近傍の川音川は水位周知河川に指定されている。

■ 各水位観測所の基準水位

河川名	基準地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
酒匂川	平山水位観測所	2.00m	3.00m	4.80m	6.00m
	松田水位観測所	1.40m	2.30m	2.80m	3.80m
	富士道橋水位観測所	1.10m	1.40m	2.40m	2.90m
川音川	川音水位観測所	0.40m	0.70m	0.95m	1.80m

■ 河川水位情報の解説

種 類	解 説
水防団待機水位	水防団が出動のために待機・準備する水位
氾濫注意水位	洪水による災害の発生を警戒すべき水位 水防団の出動及び町民等への注意喚起の目安
避難判断水位	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位 「高齢者等避難」の発令判断の目安
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫が起きるおそれがある水位 「避難指示」等の発令判断の目安

■ 酒匂川洪水予報

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当)	氾濫が発生したとき

■ 川音川水位到達情報

種 類	発表基準
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき

(4) 決壊等の通報

堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、町長(本部長)は直ちにその旨を県西土木水防支部長、氾濫が予想される隣接市町、町民等に通報する。

また、町長(本部長)、水防団長(消防団長を指す。以下この章、「水防団長」という。)は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

4 河川等の巡視、警戒等(防災安全課、消防団、小田原市消防本部)

町は、水防団や消防機関の協力を得て、随時、河川、排水路の巡回・監視を行い、異常を発見したときは、直ちに事態に即応した処置を行う。なお、町内の主な水防区域は、酒匂川左岸となっている。

- (1) 随時河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川等の管理者に連絡して、必要な措置を求める。
- (2) 気象の悪化が予想されるときは、河川等の監視警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じる。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
- (4) 水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない場合には、その区域に居住する者又は現場にいる者に対して、水防に従事させることができる。
- (5) 水防のため緊急の必要があるときは、水防団長又は消防機関の長は、必要な土地の一時使用、収用、障害物の処分などの措置をとることができる。

5 取水堰及び水門等の操作(地域振興課)

水害のおそれがある場合、町長(本部長)は必要に応じて、農業用取水堰及び水門等の管理者に適切な操作を行わせ、水害を防止するよう努める。

資料3-1 水門一覧表

6 資機材等の確保(防災安全課)

水害発生のおそれがあるときには、速やかに必要な資機材、車両等を準備する。不足する場合は、民間業者への調達依頼、更に県西土木水防支部長に要請する。

7 水防活動の報告（防災安全課、消防団）

水防活動終了後、3日以内に水防活動実施状況を所定の様式により県西土木水防支部長に報告する。

資料3-2 水防時における通信連絡基本系統図

第5節 避難活動

避難活動については、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準じて行うほか、以下について定める。

1 避難情報の基準（防災安全課）

- (1) 町長（本部長）は、町の区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行う。その際、避難場所を指示する場合がある。災害の状況等により、必要に応じ近隣の市町村の協力を得た上で、近隣市町内に避難場所を設ける。これらの措置をとったときは、その旨を県に報告する。
- (2) 町長（本部長）は、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕を持って避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、通常の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける。災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促す。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができるものとする。

- (3) 町長（本部長）は、洪水等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、防災行政無線、あんしんメール又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。また、その旨を遅滞なく松田警察署長に通知する。

町長（本部長）は、関係者と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともに、これに伴う必要な措置を講じる。

その主な内容は、次の事項を含むものとする。

- ・避難所及びその責任者並びに収容人員
- ・避難経路及び誘導方法

- ・避難所への経路の標識及び照明設備
 - ・給水、給食、休養等の設備
- (4) 町民に対する避難情報の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- (5) 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を町民がとれるように努める。
- (6) 危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- (7) 町民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始め、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の町民への迅速かつ的確な伝達に努める。

■ 避難情報により立ち退き避難が必要な町民に求める行動

避難情報	立ち退き避難が必要な町民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えると同時に、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難所へ立ち退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した避難所へ速やかに立ち退き避難する。 ・避難所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（避難所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動）を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生しており、命を守るための最善の行動をとる。

2 避難情報を発令する目安（防災安全課）

風水害、土砂災害の際の避難等については、県による土砂災害情報システムの情報、河川水位及び気象庁による気象情報等を参考とし、必要に応じて、国・県の機関及び横浜地方気象台等に助言を求め、河川の目視状況や斜面崩壊・土石流の前兆現象等を踏まえ総合的な判断を行い発令する。

■ 避難情報を発令する目安

種別	発令の目安		
	河川氾濫等	内水氾濫等	土砂災害
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 河川が避難判断水位に達したとき 今後の雨量等により、河川が「避難判断水位」を超え、更に水位が上昇することが予想される時 河川管理施設に軽微な漏水・侵食等が確認されたとき 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時 その他諸般の状況から高齢者等避難を要すると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨洪水警報等（レベル3相当）が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき 小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき 近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれるとき その他諸般の状況から高齢者等避難を要すると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）（レベル3相当）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」したとき 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される時 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（レベル3相当）に切り替える可能性が高い旨に言及されている時 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見された場合 その他諸般の状況から高齢者等避難を要すると認められるとき（通報・パトロール等）

種別	発令の目安		
	河川氾濫等	内水氾濫等	土砂災害
【警戒レベル4】避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・河川が氾濫危険水位（レベル4相当）に達したとき ・今後の雨量等により、河川が「氾濫危険水位」（レベル4相当）を超え、更に水位が上昇することが予想されるとき ・河川管理施設に異常な漏水・浸食等が確認されたとき ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ・その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨洪水警報（レベル3相当）、又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき ・床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき ・近隣での浸水や、河川、水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高いとき ・その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（レベル4相当）が発表されたとき ・土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」したとき ・大雨警報（土砂災害）（レベル3相当）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁等にクラック発生等）が確認されたとき ・その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき

※河川の水位は、酒匂川は富士道橋水位観測所、川音川は川音水位観測所の水位を目安とする。

3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域における避難の確保（防災安全課）

（1）洪水予報・土砂災害に関する情報等の伝達方法

浸水想定区域・土砂災害警戒区域における要配慮者施設、町民等への洪水予報・土砂災害に関する情報等の伝達は、災害の状況に応じ、要配慮者などの状況に配慮して、以下のような手段を用いて行う。

ア 防災行政無線

イ 広報車は、町所有の広報車を使用するほか、松田警察署その他防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て実施する。

ウ その他の広報手段として、ホームページ、電話、メール、SNS、口頭等、可能な手段を適宜活用するとともに必要に応じボランティア等の協力を得て実施する。

（2）避難に関する事項の内容

浸水想定区域・土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、以下の事項を広報・周知する。

ア 警戒レベル

イ 避難を要する理由

ウ 避難指示の対象地域

エ 避難先とその場所

オ 避難経路

カ その他避難に関する注意事項

■ 町指定の避難所（避難場所）

名 称	体育館		グラウンド等		電 話
	面積 (㎡)	収容人員 (人)	面積 (㎡)	収容人員 (人)	
総合体育館（アリーナ）	1,780	296	駐車場 5,167	駐車場 1,250	0465-82-9799
同（多目的室・柔剣道場）	889	148			
大井小学校	893	148	11,848	2,870	0465-82-0918
湘光中学校	708	118	12,335	2,990	0465-82-2541
相和小学校	469	78	3,969	960	0465-82-1611

■ 2次的活用避難所

名 称	体育館		グラウンド等		電 話
	面積 (㎡)	収容人員 (人)	面積 (㎡)	収容人員 (人)	
上大井小学校	667	111	8,559	2,080	0465-83-1151

※上大井小学校は洪水時の洪水想定区域となっているため、町指定の避難所が飽和するなど機能發揮できない場合、気象等、当時の状況を勘案し、安全が確保できる状況を確認後、体育館及び南棟2階などの活用を行う。

※指定避難所の受け入れが困難となった場合、昭和女子大学東明学林の使用を依頼する。

■ 洪水時避難施設

名 称	施設		電 話
	面積 (㎡)	収容人員 (人)	
県立大井高等学校体育館2階外周通路部	312	104	0465-82-0918

※避難所（避難場所）への避難を優先する中で、近隣住民や沿道利用者などの逃げ遅れ対策として開放する。

■ 町指定避難所への避難対象地域

名 称	避難対象地域	種 別	
		地震	水害
総合体育館	坊村・馬場・吉原	○	○
大井小学校体育館	根岸上・根岸下・市場・新宿・河原・金手	○	○
湘光中学校体育館	宮地・上大井（・西大井）	○	○
上大井小学校体育館	西大井（※風水害時は湘光中）	○	—
相和小学校体育館	篠窪・上山田・中屋敷・下山田・柳・高尾・赤田	○	○

資料2-1-28 避難所・避難場所一覧

第6節 災害の拡大防止と二次災害防止対策

災害の拡大防止と二次災害防止対策については、「第2編／第2部／第2章／第17節 二次災害防止対策」に準じて行う。

第7節 救助・救急・消火活動

救助・救急・消火活動については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急・消火活動」に準じて行う。

第8節 医療・救護活動

医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。

第9節 防疫・保健衛生活動

防疫・保健衛生活動については、「第2編／第2部／第2章／第6節 防疫・保健衛生活動」に準じて行う。

特に、水害時には衛生状態の悪化が懸念されるため、迅速な防疫・保健衛生活動に努める。

第10節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋火葬等

行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋火葬等については、「第2編／第2部／第2章／第7節 行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋火葬等」に準じて行う。

第11節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

飲料水の供給については、「第2編／第2部／第2章／第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動」に準じて行う。

第12節 文教対策

文教対策については、「第2編／第2部／第2章／第9節 文教対策」に準じて行う。

第13節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動については、「第2編／第2部／第2章／第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準じて行う。

第14節 警備・救助対策

警備・救助対策については、「第2編／第2部／第2章／第11節 警備・救助対策」に準じて行う。

第15節 ライフラインの応急復旧活動

ライフラインの応急復旧活動については、「第2編／第2部／第2章／第12節 ライフラインの応急復旧活動」に準じて行う。

第16節 災害廃棄物等の処理対策

災害廃棄物等の処理対策については、「第2編／第2部／第2章／第13節 災害廃棄物等の処理対策」に準じて行う。

第17節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動については、「第2編／第2部／第2章／第14節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動」に準じて行う。

第18節 災害救援ボランティア等の支援活動

災害救援ボランティア等の支援活動については、「第2編／第2部／第2章／第29節 災害救援ボランティア等の支援活動」に準じて行う。

第19節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「第2編／第2部／第2章／第16節 災害救助法の適用」に準じて行う。

第20節 要配慮者に対する対策

要配慮者に対する対策については、「第2編／第2部／第2章／第18節 要配慮者に対する対策」に準じて行う。

第21節 義援金品の受付・配分

義援金品の受付・配分については、「第2編／第2部／第2章／第19節 義援金品の受付・配分」に準じて行う。

第22節 農業対策

農業対策については、「第2編／第2部／第2章／第20節 農業対策」に準じて行う。

第3部 災害復旧・復興計画

第1節 激甚災害の指定

激甚災害の指定については、「第2編／第3部／第1節 激甚災害の指定」に準じて行う。

第2節 災害復興の基本方針の策定

災害復興の基本方針の策定については、「第2編／第3部／第2節 災害復興の基本方針の策定」に準じて行う。

第3節 市街地の復興

市街地の復興については、「第2編／第3部／第3節 市街地の復興」に準じて行う。

第4節 公共施設の災害復旧

公共施設の災害復旧については、「第2編／第3部／第4節 公共施設の災害復旧」に準じて行う。

第5節 被災者の生活への支援

被災者の生活への支援については、「第2編／第3部／第5節 被災者の生活再建支援」に準じて行う。

第 4 編 特殊災害対策計画

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

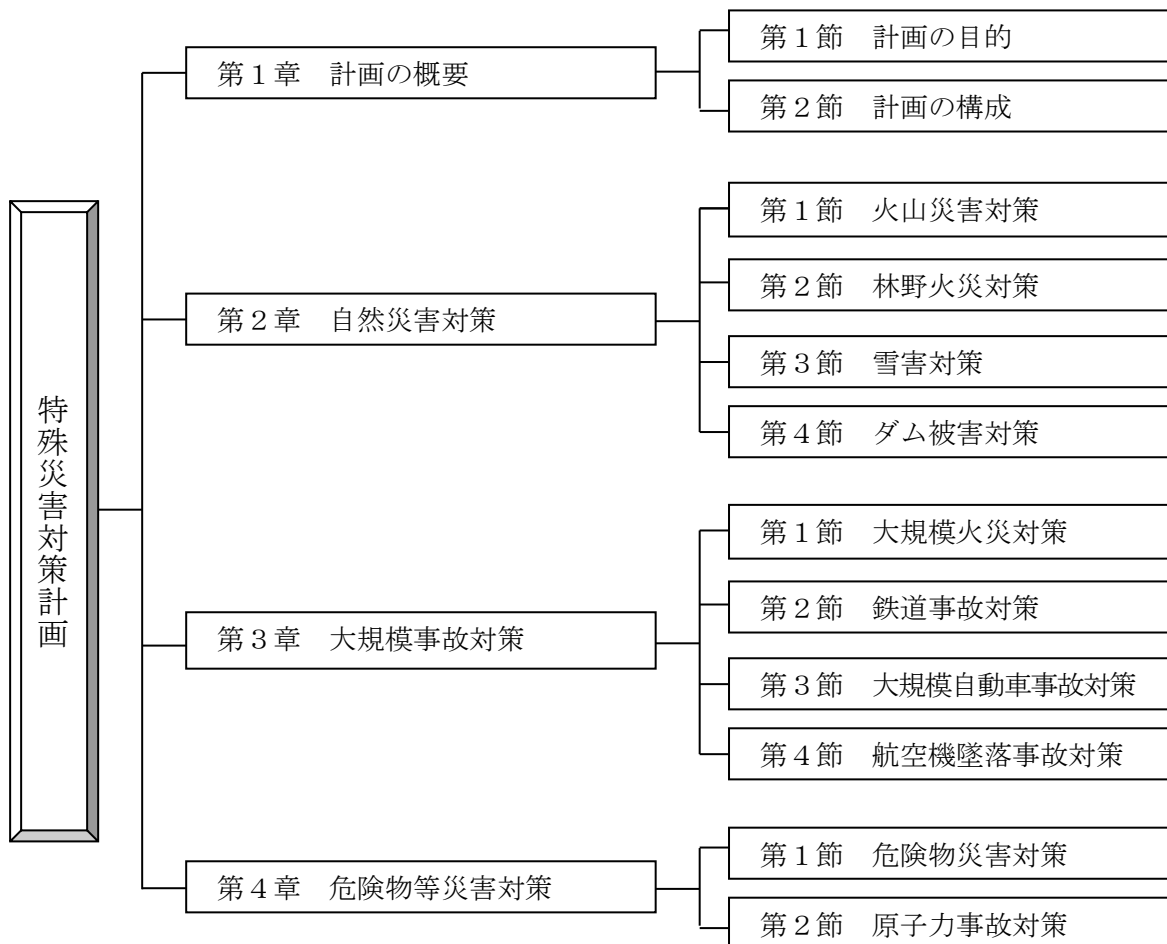
この計画は、地震災害、風水害以外の自然災害や大規模な事故等に関する対策について、特殊災害対策として定める。

特殊災害対策については、災害の性質上、町単独で対応することが難しいことも予想されるため、県、警察、消防、その他関係機関等と連携を図りながら対応していく。

第2節 計画の構成

特殊災害対策計画の構成は次のとおり。

[計画の構成]



第2章 自然災害対策

第1節 火山災害対策

■ 活動の基本方針

火山活動により災害発生のおそれがあるときには、正確な情報を迅速に収集し、町民等への確に伝達するとともに、火山活動の状況に応じて避難活動や消防・救急など必要な活動を行う。

火山災害は広範囲に及ぶため、応急活動に当たっては県を始め関係機関と連携しながら効果的な活動を行う。

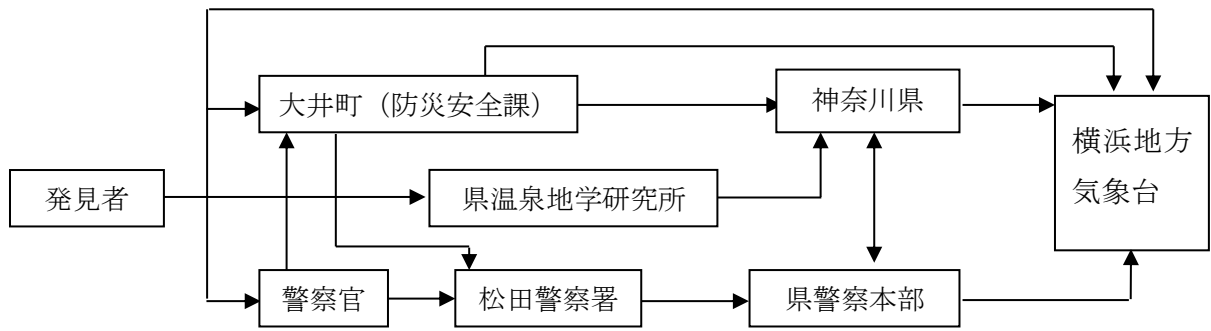
■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 異常現象の発見と通報	・防災安全課・町民等
2 噴火警報等の発表と伝達	・防災安全課
3 避難誘導	・防災安全課・税務課 ・会計室・教育総務課 ・生涯学習課・消防団 ・自主防災組織等 ・各施設等責任者
4 防災知識の普及	・防災安全課
5 活動体制の確立	・全課
6 広報の実施	・協働推進課
7 避難の実施	・防災安全課・税務課・会計室 ・教育総務課・生涯学習課 ・消防団・自主防災組織等 ・各施設等責任者
8 救助・救急・消火活動（消防団、小田原市消防本部）	・消防団・小田原市消防本部
9 医療・救護活動	・福祉課・子育て健康課 ・足柄上三師会・医療機関 ・小田原市消防本部
10 道路の確保	・防災安全課・都市整備課 ・県西土木事務所・県公安委員会
11 噴出物、降灰等の処理	・生活環境課・地域振興課 ・都市整備課・県西土木事務所
12 富士山の避難対策	・全課

1 異常現象の発見と通報（防災安全課、町民等）

火山活動に関する異常現象を発見した者は、速やかに町又は松田警察署に通報する。通報を受けた町又は警察官は、直ちに関係機関に伝達する。

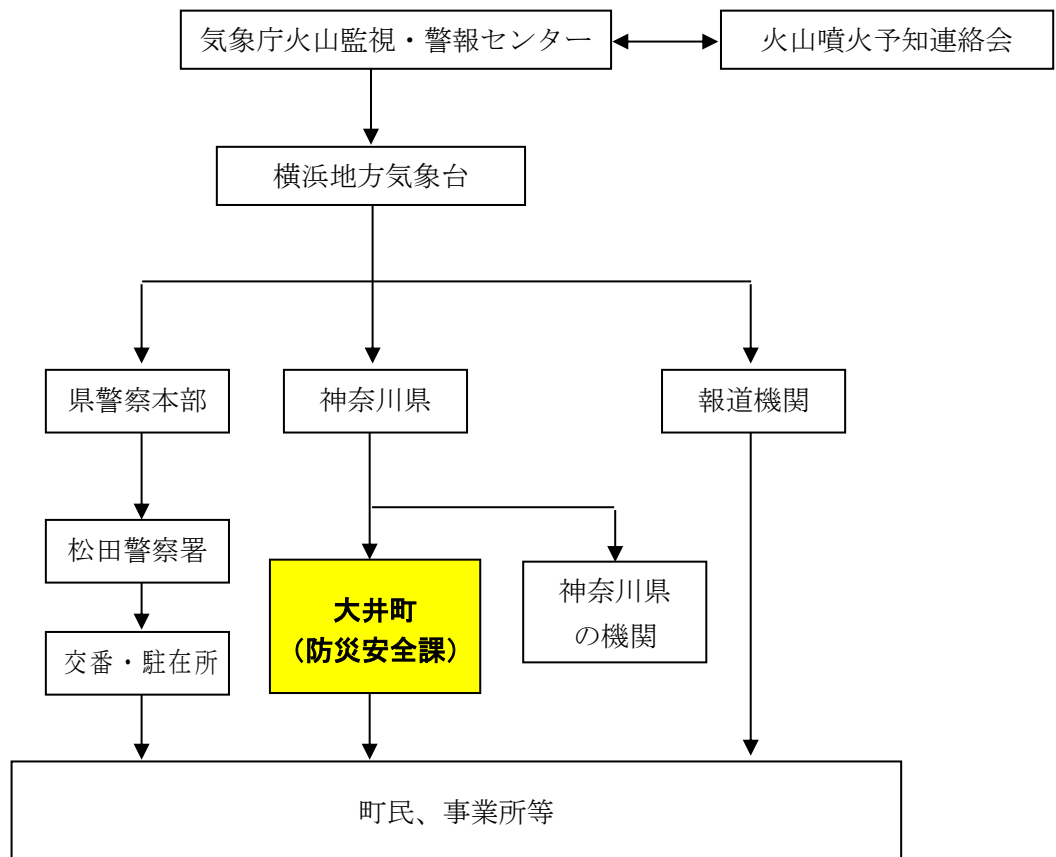
【異常現象発見時の通報フロー】



2 噴火警報等の発表と伝達（防災安全課）

町は、気象庁火山監視・警報センターが発表する火山情報のほか、火山活動に関する情報を収集・伝達する。情報の収集・伝達の方法等については、「第2編／第2部／第2章／第1節 災害（気象）情報の収集・伝達」に準ずる。

【火山情報の伝達フロー】



(1) 噴火警報等の種類と発表

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

[噴火警報]

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表される。

[噴火予報]

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表される。

イ 解説情報等

[臨時の解説情報]

国(気象庁)は、火山活動の変化を観測した場合、臨時の解説情報を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに、県等必要な関係者に伝達する。臨時の解説情報は、火山活動が変化していることを理解できるよう、分かりやすい解説を加えて発信する。

[噴火速報]

国(気象庁)は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達する。

ウ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や町民、登山者、観光客等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表される。町民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「高齢者等避難」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードをつけて警戒を呼び掛ける。

■ 噴火警戒レベル表

種別	名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
				レベル4 (高齢者等避難)	・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	・居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	・火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	—	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	・火山活動は静穏 ・火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

(2) 降灰予報

区分	目的	内容
降灰予報(定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲をあらかじめ確認しておき、事前に対策がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報(速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに(5～10分程度※)で発表 ・噴火発生から1時間以内に予想され

		る、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報(詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動がとれるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度※で発表 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻を提供

※噴煙が気象条件により直接確認できない場合等には、これよりも降灰予報の発表に時間を要することや、降灰予報を発表できないことがある。

（出典：国土交通省気象庁）

（3）火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

3 避難誘導（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織等、各施設等責任者）

町は、火山が噴火し、又は噴火するおそれのあるときは、富士山火山広域避難計画や箱根山（大涌谷）火山避難計画に従い住民、登山者、観光客等の避難誘導を行う。

避難誘導等については、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準ずる。

4 防災知識の普及（防災安全課）

町は、国及び県と連携して、火山災害について県民の正しい理解が進むよう、火山活動や火山災害等に関する情報の提供、普及啓発に努める。

また、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに、避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に必要な防災上重要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講ずる。

5 活動体制の確立（全課）

火山情報等をもとに、災害対策警戒本部、災害対策本部など必要な体制を確立する。

また、火山災害については、火山の噴火、溶岩、ガスの噴出、火砕流、溶岩流、降灰など広範囲での対応が必要となるため、県を始め関係機関との連携体制を確立する。

6 広報の実施（協働推進課）

協働推進課は、収集された火山情報等を町民、登山者、観光客等へ広報する。広報活動については、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準ずる。

7 避難の実施（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織等、各施設等責任者）

火山活動の状況により避難が必要になったときの避難活動については、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準ずる。

8 救助・救急・消火活動（消防団、小田原市消防本部）

火山が噴火したときにおける、噴出物による火災の発生や負傷者の発生に対する消火及び救急活動については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急、消火活動」に準ずる。

9 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

火山が噴火したときの噴出物等による医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準ずる。

10 道路の確保（防災安全課、都市整備課、県西土木事務所、県公安委員会）

災害発生後、特に初期段階において、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があるため、松田警察署は、公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行い、交通規制などにより緊急交通・輸送に必要な道路を確保する。

道路の確保については「第2編／第2部／第2章／第10節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動」に準ずる。

11 噴出物、降灰等の処理（生活環境課、地域振興課、都市整備課、県西土木事務所）

火山噴火による噴出物や降灰等は、交通への障害や農作物に影響を与えるため、関係機関等と連携し、清掃などの応急対策や必要な支援を行う。

12 富士山の避難対策（全課）

平成24年6月に設置された富士山火山防災対策協議会において、令和3年3月に「富士山ハザードマップ」が改定され、県内にも富士山噴火により溶岩流が到達する可能性が示されたことを受け、活動火山対策特別措置法に基づき、同年5月31日付けで神奈川県及び相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の3市4町が火山災害警戒地域に指定された。

町は、噴火の状況に応じた的確な判断に基づく避難対策に努める必要があること、また、噴火活動は一定期間継続することや、その規模等が時間の経過に伴い変化するため、これらを踏まえた避難の拡大・縮小等が的確に実施できるようその方針を定める必要があることから、避難対策については、火山の活動状況に応じて、柔軟に実施するよう努める。

（1）降灰及び小さな噴石等からの避難の考え方

町は、降灰及び小さな噴石の対策については、気象庁が発表する降灰予報等を参考にして実施する。また、降灰可能性マップにおいて30cm以上の降灰が想定される範囲では避難準備を、2cm以上の降灰が想定される範囲（影響想定範囲）及び小さな噴石の影響想定範囲では屋内退避準備を呼び掛ける。

（2）溶岩流等からの避難の考え方

町は、溶岩流等が到達する可能性があるため、ハザードマップを踏まえ、避難準備を呼び掛け、その後、火山活動の状況を踏まえ、状況に応じた避難の呼び掛けを行う。

（3）指定避難所の指定等

町は、火山の活動状況に応じた避難のため、避難の手段・経路を指定するほか、指定避難所等の指定をあらかじめ検討する。なお、特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき住民、観光客等に対して避難の指示を行うものとする。

（4）広域避難の調整

町は、大規模な災害の発生のおそれがある場合、町単独では住民の避難場所の確保が困難となり、町の区域外への避難、及び指定緊急避難場所や指定避難所の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への住民の受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

第2節 林野火災対策

■ 活動の基本方針

林野火災は広範囲に及ぶため、周辺市町等と連携した消火活動を行う。また、必要に応じて避難を実施するなど、町民等の安全を確保する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 防災意識の高揚	・ 防災安全課・地域振興課 ・ 消防団・小田原市消防本部
2 情報の収集	・ 防災安全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
3 防災体制の確立	・ 全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
4 消火活動	・ 消防団・小田原市消防本部
5 広報の実施	・ 協働推進課
6 避難の実施	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課 ・ 消防団・自主防災組織等 ・ 各施設等責任者
7 二次災害の防止	・ 防災安全課・地域振興課

1 防災意識の高揚（防災安全課、地域振興課、消防団、小田原市消防本部）

林野火災は、一度火災が発生すると広範囲に延焼するため、火災を起こさないことが何よりも求められる。このため、ハイキング等による入山者に対して、関係機関と連携し、林野火災を起こさないようにするための意識啓発を行う。

2 情報の収集（防災安全課、消防団、小田原市消防本部）

町内及び周辺市町で林野火災が発生したときには、火災の発生場所や火災の状況、人的被害の状況、林野の状況、風向等気象に関する情報などを収集する。また、林業関係業者は、松田警察署、消防機関等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

3 防災体制の確立（全課、消防団、小田原市消防本部）

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、町災害対策本部を設置し、県へ報告する。

4 消火活動（消防団、小田原市消防本部）

消火活動は、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急、消火活動」に準じて消火活動を行う。また、林野火災は広範囲に及ぶため、周辺市町等と連携した消火活動を行う。

5 広報の実施（協働推進課）

林野火災が発生したときには、周辺の町民等の不安、混乱が予想されるため、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準じて正確な情報を迅速に広報する。

6 避難の実施（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織等、各施設等責任者）

火災が拡大し避難が必要になったときには、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準じて速やかに避難を行う。

7 二次災害の防止（防災安全課、地域振興課）

林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第3節 雪害対策

■ 活動の基本方針

大雪に備えたライフライン施設等の機能確保を図るとともに、大雪時には情報を収集、広報、除雪作業や必要に応じて交通規制等の処置を講ずる。

除雪作業については、道路管理者が行うとともに、町民、自主防災組織等においては身の安全確保を前提に、自宅周辺等の除雪を促進する。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 情報の収集	・ 防災安全課・都市整備課
2 広報の実施	・ 協働推進課
3 除雪作業の実施	・ 都市整備課・県西土木事務所 ・ 町民等
4 交通規制の実施	・ 防災安全課・松田警察署
5 防災体制の確立	・ 全課
6 避難対策	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課 ・ 消防団・自主防災組織等 ・ 各施設等責任者
7 医療・救護活動	・ 福祉課・子育て健康課 ・ 足柄上三師会・医療機関 ・ 小田原市消防本部
8 ライフライン施設等の機能の確保	・ 生活環境課 ・ ライフライン事業者 ・ 松田警察署
9 帰宅困難者への対応	・ 関係各課・企業・事業所 ・ 東海旅客鉄道（株）

1 情報の収集（防災安全課、都市整備課）

防災安全課は、大雪注意報・警報など降雪に関する情報を収集する。情報の収集については、「第2編／第2部／第2章／第1節 災害（気象）情報の収集・伝達」及び「第3編／第2部／第2章／第2節 災害（気象）情報の収集・伝達」に準じて行う。

都市整備課は、県西土木事務所、松田警察署、中日本道高速道路（株）等と連携し、降雪による道路の積雪状況等に関する情報を収集する。

2 広報の実施（協働推進課）

(1) 協働推進課は、積雪に関する情報や、自動車の自粛や安全運転、転倒防止、自宅周辺の除雪のお願いなどの情報提供や呼び掛け等を行う。広報の方法等については、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準じて広報し、道路への積雪により広報車が使用できなくなるなどにも配慮して行う。

(2) 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行う。

3 除雪作業の実施（都市整備課、県西土木事務所、町民等）

道路に大量の積雪があった場合には、道路管理者は除雪作業を行うとともに、二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、応急対策を行い、町等は避難を行う。

また、町民、事業所、自主防災組織等においては、身の安全の確保をした上で、自宅や事業所等の周辺の除雪作業を行う。

4 交通規制の実施（防災安全課、松田警察署）

道路に大量の積雪があり、自動車交通が危険な場合には、防災安全課は松田警察署と連携し、必要な交通規制を実施し、交通の確保を図る。

5 防災体制の確立（全課）

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、町災害対策本部を設置し、県へ報告する。

6 避難対策（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織等、各施設等責任者）

町長は、災害の状況に応じて、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行うとともに、積雪、融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施する。

また、状況に応じて、指定避難所の開設を行う。

7 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

交通事故や転倒事故等による医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。

8 ライフライン施設等の機能の確保（生活環境課、ライフライン事業者、松田警察署）

関係各課及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

松田警察署は、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。

9 帰宅困難者への対応（関係各課、企業・事業所、東海旅客鉄道（株））

(1) 必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行う。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供する。

(2) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努める。

(3) 東海旅客鉄道（株）は、降雪の状況に応じて低速運行や運行停止などの措置や、乗客の安全確保、避難等を行い、必要に応じて県及び町の情報伝達等に基づき地域の避難所等を案内する。

第4節 ダム被害対策

■ 活動の基本方針

三保ダムが何らかの事故、気象現象等により被害を受け、洪水が発生した場合には、瞬時に洪水が広範囲に及ぶことが予想されるため、関係機関と連携をとり迅速に情報収集を行い、避難等必要な対策をとる。

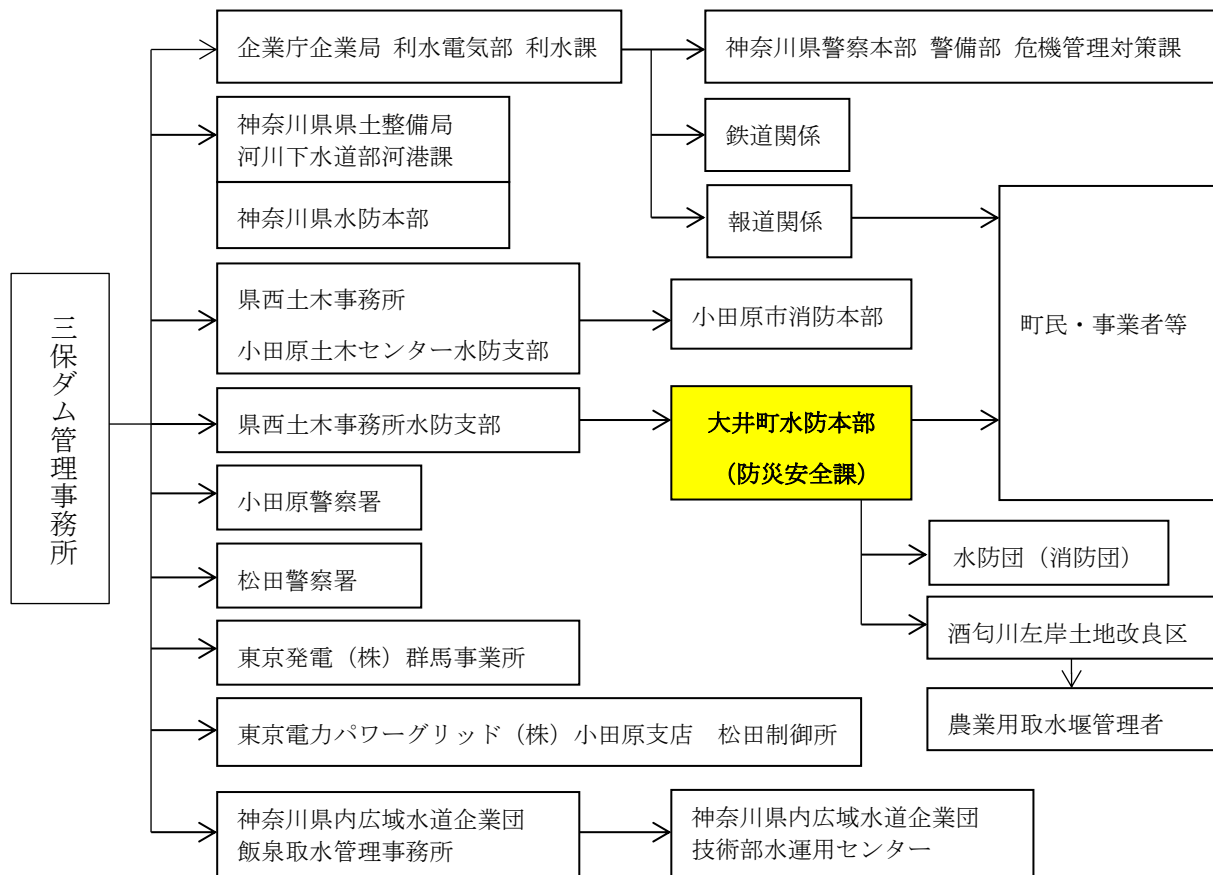
■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 情報の収集	・ 防災安全課
2 防災体制の確立	・ 防災安全課
3 広報の実施	・ 協働推進課
4 避難の実施	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課 ・ 消防団・自主防災組織等 ・ 各施設等責任者

1 情報の収集（防災安全課）

防災安全課、都市整備課は、三保ダムに被害が発生した場合には、ダム管理者、県、関係機関等からダムの被害状況、災害発生危険性等、必要な情報を収集する。

【ダム被害の情報伝達フロー】



2 防災体制の確立（防災安全課）

ダム被害発生のおそれが生じたとき、又は被害が発生したときには、水防組織、災害対策本部など必要な体制を立ち上げる。

3 広報の実施（協働推進課）

ダム被害発生のおそれ、又は被害が発生したときには、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準じて正確な情報を迅速に広報する。

4 避難の実施（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織等、各施設等責任者）

避難が必要になったときには、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準じて速やかに避難を行う。

ただし、避難所等については、ダムの被害による洪水等が発生した場合、広域的な被害となるため、避難所等が十分安全かどうか確認して避難誘導を行う。

第3章 大規模事故対策

第1節 大規模火災対策

■ 活動の基本方針

大規模火災の発生を防ぐため、災害に強いまちの骨格づくりを進めるとともに、火災発生時の消火、救急、医療、避難等の活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 大規模火災予防対策	・ 防災安全課・生活環境課 ・ 地域振興課・都市整備課
2 防災意識の高揚	・ 防災安全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
3 情報の収集	・ 防災安全課・消防団 ・ 小田原市消防本部
4 防災体制の確立	・ 全課
5 消火・救急・救助活動	・ 消防団・小田原市消防本部
6 医療・救護活動	・ 福祉課・子育て健康課 ・ 足柄上三師会・医療機関 ・ 小田原市消防本部
7 避難の実施	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課 ・ 消防団・自主防災組織等 ・ 各施設等責任者

1 大規模火災予防対策（防災安全課、生活環境課、地域振興課、都市整備課）

大規模火災の発生を防止するため、「第2編／第1部／第2章／第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進」、「第2編／第1部／第2章／第8節 建築物等の安全確保」を推進するとともに、「第2編／第1部／第3章／第3節 救助・救急、消火体制の充実」に準じた防火対策を行う。

2 防災意識の高揚（防災安全課、消防団、小田原市消防本部）

一般家庭における火災防止に関する知識の普及に努め、火災の防止や初期消火の徹底を図るよう関係機関と連携して意識啓発を行う。

3 情報の収集（防災安全課、消防団、小田原市消防本部）

町内及び周辺市町で大規模な火災が発生したときには、火災の発生場所や火災の状況、人的被害の状況等に関する情報などを収集する。

情報の収集については、「第2編／第2部／第2章／第1節 災害（気象）情報の収集・伝達」に準じて行う。

4 防災体制の確立（全課）

町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、町災害対策本部を設置し、県へ報告する。

5 消火・救急・救助活動（消防団、小田原市消防本部）

大規模火災が発生したときの消火、救助・救急活動については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急、消火活動」に準じて行う。

6 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

負傷者への医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。

7 避難の実施（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織等、各施設等責任者）

火災の延焼などにより避難を行う必要がある場合には、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準じて速やかに避難を行う。

第2節 鉄道事故対策

■ 活動の基本方針

鉄道事故の発生を防ぐため、鉄道事業者における設備点検や活動体制の整備を図るとともに、事故発生時の消火、救急等の活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 事故予防対策	・ 東海旅客鉄道（株）
2 情報の収集	・ 防災安全課
3 活動体制の確立	・ 防災安全課
4 消火・救急・救助活動	・ 消防団・小田原市消防本部
5 医療・救護活動	・ 福祉課・子育て健康課 ・ 足柄上三師会・医療機関 ・ 小田原市消防本部
6 代替交通手段の確保	・ 東海旅客鉄道（株）
7 広報の実施	・ 協働推進課

1 事故予防対策（東海旅客鉄道（株））

（1）鉄道施設の整備

東海旅客鉄道（株）は、橋りょう、高架橋、隧道等構造物の点検補修を行うほか、C T C装置（P R C付加）の導入などにより、運転保安度の向上を行う。

（2）保安装置の点検

東海旅客鉄道（株）は、災害や事故発生時に列車の運行を制御するなどの保安装置を定期的に点検するなど事故の未然防止に努める。

保安装置については次のとおり。

- ア 自動列車停止装置（A T S）…信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能
- イ 自動列車制御装置（A T C）…先行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能
- ウ 列車無線装置…走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送司令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できる。
- エ 障害物検知装置…踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により運転士に危険を知らせるもの。

（3）防災体制の整備

東海旅客鉄道（株）は、事故発生時の活動体制、情報連絡体制などを整備する。

（4）事故対策訓練の実施

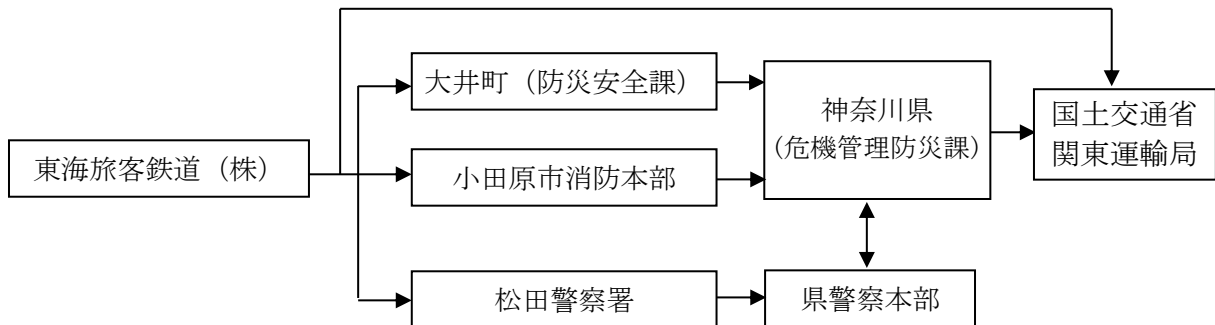
東海旅客鉄道（株）は、事故を想定した事故対策訓練を実施し、町はそれに協力する。

2 情報の収集（防災安全課）

鉄道事故が発生したときには、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

情報伝達の流れは次のとおり。

【鉄道事故発生時の情報伝達フロー】



3 活動体制の確立（防災安全課）

大規模な鉄道事故が発生したときには、町は災害対策本部を設置するなど必要な体制を整えるとともに、東海旅客鉄道（株）との連携を図る。

4 消火・救急・救助活動（消防団、小田原市消防本部）

鉄道事故による火災の発生、負傷者の救出・救助については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急、消火活動」に準じて消火及び救急・救助活動を行う。なお、大規模な鉄道事故の場合、多数の乗客等が負傷することも予想されるため、町だけでは対応ができない場合には、広域的な救急活動を要請する。

5 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

鉄道事故による医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。なお、大規模な鉄道事故の場合、多数の乗客等が負傷することも予想されるため、町だけでは対応ができない場合には、町内外の医療機関、足柄上三師会、県等へ応援を要請し、適切な応急処置を行う。

6 代替交通手段の確保（東海旅客鉄道（株））

東海旅客鉄道（株）は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

7 広報の実施（協働推進課）

町は必要に応じて、東海旅客鉄道（株）等と連携し、町民等に対して情報提供を行う。

第3節 大規模自動車事故対策

■ 活動の基本方針

道路交通の安全確保のための情報体制の整備を始め、東名高速道路、その他の道路等において大規模な自動車事故が発生したときには、松田警察署等による応急活動と連携した消火、救助等の活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 道路交通の安全確保のための情報体制の整備	・都市整備課・県西土木事務所 ・松田警察署
2 情報の収集	・防災安全課
3 活動体制の確立	・防災安全課
4 交通規制等の実施	・松田警察署
5 広報活動の実施	・松田警察署・協働推進課
6 救助・救急、消火活動	・消防団・小田原市消防本部 ・松田警察署
7 医療・救護活動	・福祉課・子育て健康課 ・足柄上三師会・医療機関 ・小田原市消防本部
8 事故処理対策	・都市整備課・県西土木事務所

1 道路交通の安全確保のための情報体制の整備（都市整備課、県西土木事務所、松田警察署）

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

松田警察署は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 情報の収集（防災安全課）

大規模な自動車事故が発生したときには、警察と連携をとり、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

3 活動体制の確立（防災安全課）

大規模な自動車事故が発生した場合には、松田警察署を中心として事故の対策が実施されるが、町は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、広報活動や負傷者の救護などが実施できる体制を整える。

4 交通規制等の実施（松田警察署）

大規模な自動車事故が発生した場合には、松田警察署は必要に応じて交通規制等の措置を行い、応急処置の円滑化を図るとともに、事故の再発を防止する。

5 広報活動の実施（松田警察署、協働推進課）

大規模な自動車事故が発生した場合には、警察は交通規制等の情報について広報を行う。

町は、必要に応じて松田警察署等と連携し、町民等や運転者に対して情報提供を行う。

6 救助・救急、消火活動（消防団、小田原市消防本部、松田警察署）

大規模な自動車事故による火災の発生や負傷者の救出・救助については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急、消火活動」に準じて消火及び救助・救急活動を行う。

なお、道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、避難誘導活動を行う。また、流出した危険物の特定後は直ちに防除活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

松田警察署は、危険物の流出が認められた場合、直ちに、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

7 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

大規模な自動車事故による医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。なお、大規模な自動車事故の場合、多数の負傷者が発生することも予想されるため、町だけでは対応ができない場合には、町内外の医療機関、足柄上三師会、県等へ応援を要請し、適切な応急処置を行う。

8 事故処理対策（都市整備課、県西土木事務所）

警察等により、事故原因、事故車両の調査が完了し、道路施設に損傷があった場合には、道路管理者は警察等と連携し、道路の補修等、道路機能の回復を図る。

道路管理者は、必要に応じて、迅速・的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設に起因して類似の災害が発生するおそれがある場合には、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第4節 航空機墜落事故対策

■ 活動の基本方針

航空機墜落事故が発生した場合には、爆発等の発生にも十分留意しながら、関係機関と連携し応急活動を行う。

■ 内容・担当

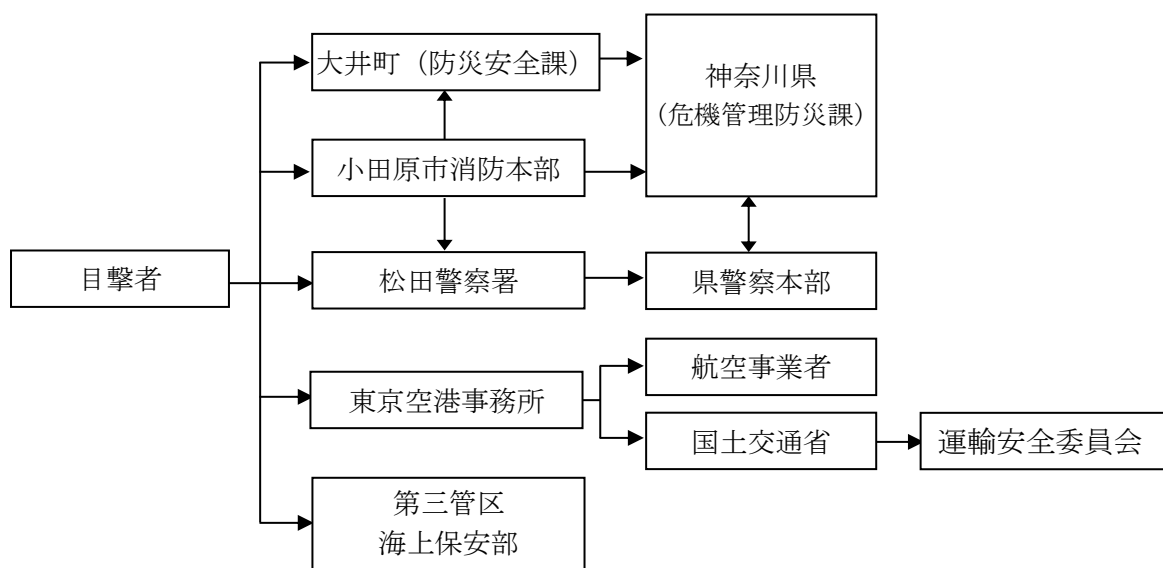
活動内容	担 当
1 情報の収集	・ 防災安全課
2 活動体制の確立	・ 防災安全課
3 事故現場への立入制限の実施	・ 松田警察署
4 広報の実施	・ 協働推進課
5 救助・救急、消火活動	・ 消防団・小田原市消防本部
6 医療・救護活動	・ 福祉課・子育て健康課 ・ 足柄上三師会・医療機関 ・ 小田原市消防本部

1 情報の収集（防災安全課）

航空機墜落事故が発生したときには、関係機関と連絡をとり、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

情報伝達の流れは次のとおり。

【航空機墜落事故発生時の情報伝達フロー】



2 活動体制の確立（防災安全課）

航空機墜落事故が発生した場合には、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

大型の航空機が墜落した場合、国、県の現地災害対策本部の設置や自衛隊の出動が予想されるため、応急活動の実施に当たっては、それら機関との連携を図って行う。

3 事故現場への立入制限の実施（松田警察署）

航空機が墜落した場合には、爆発等の二次災害が発生する危険性があるとともに、事故原因の調査、究明を行うため、事故現場を保全する必要がある。このため、町は松田警察署、関係機関と連携し、事故現場への一般人の立入制限を実施する。

4 広報の実施（協働推進課）

航空機墜落事故が発生した場合には、必要に応じて関係機関と連携し、広報活動を行う。

大型の航空機が墜落した場合には、報道関係、国、県、航空会社、運輸安全委員会等が広報活動を実施するため、町はそれらの関係団体と連携して実施する。

5 救助・救急、消火活動（消防団、小田原市消防本部）

航空機墜落事故による火災の発生、負傷者の救出・救助については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救急、消火活動」に準じて救助・救急、消火活動を行う。

6 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

航空機墜落事故による医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。なお、大規模な事故の場合、多数の負傷者が発生することも予想されるため、町だけでは対応ができない場合には、町内外の医療機関、足柄上三師会、県等へ応援を要請し、適切な応急処置を行う。

第4章 危険物等災害対策

第1節 危険物等災害対策

■ 活動の基本方針

危険物、ガス、毒物、薬物等による事故が発生しないよう、各事業所における予防対策を促進するとともに、事故が発生したときには、その原因となっている物質の特性を十分に踏まえた応急活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 災害発生防止対策	・ 事業者・防災安全課 ・ 小田原市消防本部
2 情報の収集	・ 防災安全課
3 活動体制の確立	・ 防災安全課
4 広報の実施	・ 協働推進課
5 消火・救急・救助活動	・ 消防団・小田原市消防本部
6 医療・救護活動	・ 福祉課・子育て健康課 ・ 足柄上三師会・医療機関 ・ 小田原市消防本部
7 避難の実施	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課 ・ 消防団・自主防災組織 ・ 各施設等責任者

1 災害発生防止対策（事業者、防災安全課、小田原市消防本部）

危険物や高圧ガス等の流出、火災、爆発等の事故が発生しないよう、「第2編／第1部／第2章／第7節 危険物等施設の安全対策」に準じて災害予防対策を行う。

危険物の取り扱いに関する法令は次のとおり。

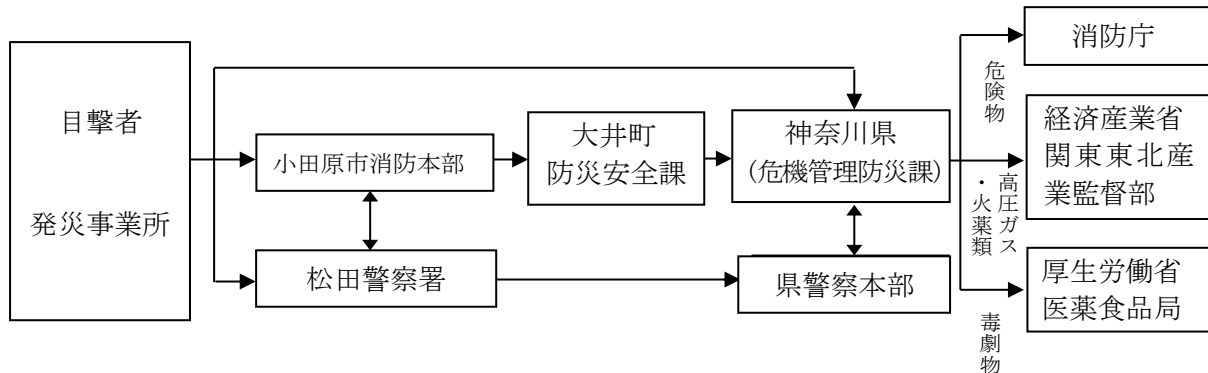
危険物：消防法
 高圧ガス：高圧ガス保安法
 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
 火薬類：火薬類取締法
 毒劇物：毒物及び劇物取締法

2 情報の収集（防災安全課）

防災安全課は、危険物等施設の管理者、関係機関等と連携し、危険物の流出や爆発、火災発生等の状況や負傷者等人的被害の状況等人についての情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに国又は県へ報告する。

情報伝達の流れは次のとおり。

【危険物等施設災害発生時の情報伝達フロー】



3 活動体制の確立（防災安全課）

町は、危険物の流出、火災、爆発等の事故が発生した場合には、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずる。

また、町長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、町災害対策本部を設置し、県へ報告する。

また、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行う。

4 広報の実施（協働推進課）

危険物の流出、火災、爆発等の事故が発生した場合には、町民等の安全と安心を確保するため、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準じて広報活動を実施する。

5 消火・救急・救助活動（消防団、小田原市消防本部）

危険物の流出、火災、爆発等の事故が発生した場合の消火・救急及び負傷者の救出・救助活動については、「第2編／第2部／第2章／第3節 救助・救出、消火活動」に準じて行う。

6 医療・救護活動（福祉課、子育て健康課、足柄上三師会、医療機関、小田原市消防本部）

危険物の流出、火災、爆発等の事故が発生した場合の医療・救護活動については、「第2編／第2部／第2章／第4節 医療・救護活動」に準じて行う。

7 避難の実施（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織、各施設等責任者）

危険物の流出、火災、爆発等により避難が必要になったときには、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準じて速やかに避難を行う。

第2節 原子力事故対策

■ 活動の基本方針

町内及び周辺市町には原子力発電所、核燃料再処理施設等の核関連施設がない状況であるが、東名高速道路などを各関連の運搬車が走行中等に事故が発生した場合などに、放射能の流出等の事態も想定されるため、関係機関等と連携し、町民等への広報や避難活動を行う。

■ 内容・担当

活動内容	担 当
1 放射性物質に係る安全確保	・ 防災安全課
2 放射能物質に関する教育や知識の普及	・ 防災安全課
3 情報の収集	・ 防災安全課
4 活動体制の確立	・ 防災安全課・生活環境課
5 広報の実施	・ 協働推進課
6 避難の実施	・ 防災安全課・税務課・会計室 ・ 教育総務課・生涯学習課 ・ 消防団・自主防災組織 ・ 各施設等責任者

1 放射性物質に係る安全確保（防災安全課）

放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）に対して、放射性物質に係る安全管理の確保に関する協定等の締結を図り、災害対策の万全を期すよう努める。

2 放射性物質に関する教育や知識の普及（防災安全課）

町は、県と連携し、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して、町民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努める。

[普及・啓発の内容]

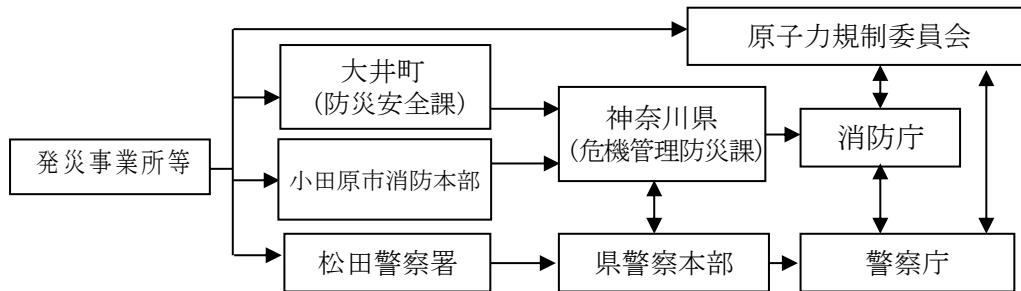
- ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ・ 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ・ その他必要と認める事項

3 情報の収集（防災安全課）

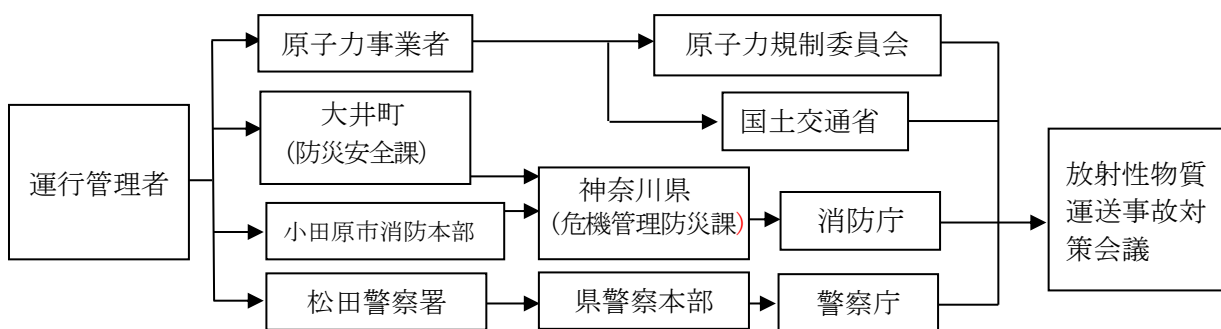
放射能流出事故が発生した場合には、防災安全課は被害の状況や危険性等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

情報伝達の流れは次のとおり。

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の情報伝達フロー】



【放射性物質輸送時の事故発生時の情報伝達フロー】



4 活動体制の確立（防災安全課、生活環境課）

町は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努め、放射能流出事故が発生した場合には、必要に応じて災害対策本部の設置など活動体制を整え、必要に応じ、専門家の助言、指導を得るため、関係省庁に対して、原子力関係の専門家又は専門知識を有する職員の派遣を求めるとともに、原子力関係機関に対し、必要な人員及び資機材の応援を要請する。

また、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。

- | | |
|---|-------------------------|
| ア | 救出・救助・救急活動 |
| イ | 消火活動 |
| ウ | 医療救護活動 |
| エ | 周辺住民等に対する災害広報 |
| オ | 警戒区域の設定 |
| カ | 周辺住民等に対する屋内退避、避難指示、避難誘導 |
| キ | 避難所の開設・運営管理 |
| ク | その他必要な措置 |

また、必要に応じ、以下の活動を実施する。

(1) 緊急時モニタリング活動

町は、県を通じ、情報を入手するとともに、原子力発電所事故の規模、風向きなどの気象情報、町民への不安感の広がり等を考慮の上、必要が生じた場合は、緊急時モニタリングを開始する。

(2) 避難者の受け入れ

原子力災害により他都県から本町へ避難者の流入があった際、町は、避難所を開放するとともに、町営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

(3) 飲料水、飲食物の摂取制限、出荷制限

県と協力し、緊急時モニタリングの結果、「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限、汚染農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じる。

5 広報の実施（協働推進課）

放射能流出事故が発生した場合には、町民等の安全と安心を確保するため、「第2編／第2部／第2章／第2節 災害情報の広報」に準じて広報活動を実施する。

6 避難の実施（防災安全課、税務課、会計室、教育総務課、生涯学習課、消防団、自主防災組織、各施設等責任者）

放射能流出事故が発生し避難が必要になったときには、「第2編／第2部／第2章／第5節 避難対策」に準じて速やかに避難を行う。

大井町地域防災計画

令和5年3月

発 行：大井町防災会議

編 集：大井町防災安全課

〒258-8501

神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

T E L : 0465-83-1311 (代表)